

# 投資信託説明書 (請求目論見書)

使用開始日 2022.12.24

## ファンド・マネジャー

(国内株式／国内債券／国内リート／海外株式／海外債券／海外リート)

(国内株式)追加型投信／国内／株式／インデックス型

(国内債券)追加型投信／国内／債券／インデックス型

(国内リート)追加型投信／国内／不動産投信

(海外株式)追加型投信／海外／株式／インデックス型

(海外債券)追加型投信／海外／債券／インデックス型

(海外リート)追加型投信／海外／不動産投信／インデックス型

**ファンド・マネジャー(国内リート)は、特化型運用を行います。**

この目論見書により行う「ファンド・マネジャー(国内株式)」、「ファンド・マネジャー(国内債券)」、「ファンド・マネジャー(国内リート)」、「ファンド・マネジャー(海外株式)」、「ファンド・マネジャー(海外債券)」、「ファンド・マネジャー(海外リート)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2022年6月24日に関東財務局長に提出しており、2022年6月25日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

発行者名	: 三菱UFJ国際投信株式会社
代表者の役職氏名	: 取締役社長 横川 直
本店の所在の場所	: 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

## 目次

第一部【証券情報】	1
(1)【ファンドの名称】	1
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	1
(3)【発行(売出)価額の総額】	1
(4)【発行(売出)価格】	1
(5)【申込手数料】	1
(6)【申込単位】	1
(7)【申込期間】	2
(8)【申込取扱場所】	2
(9)【払込期日】	2
(10)【払込取扱場所】	2
(11)【振替機関に関する事項】	2
(12)【その他】	2
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	99
第3【ファンドの経理状況】	106
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	382
第三部【委託会社等の情報】	383
第1【委託会社等の概況】	383
約款	412

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

ファンド・マネジャー（国内株式）  
ファンド・マネジャー（国内債券）  
ファンド・マネジャー（国内リート）  
ファンド・マネジャー（海外株式）  
ファンド・マネジャー（海外債券）  
ファンド・マネジャー（海外リート）  
（以上を総称して、あるいは個別に「ファンド」といいます。）

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。  
信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。  
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

ファンド名	発行価格（申込価額）
ファンド・マネジャー（国内株式） ファンド・マネジャー（国内債券） ファンド・マネジャー（国内リート）	取得申込受付日の基準価額
ファンド・マネジャー（海外株式） ファンド・マネジャー（海外債券） ファンド・マネジャー（海外リート）	取得申込受付日の翌営業日の基準価額

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

### (5)【申込手数料】

ありません。

### (6)【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

(7) 【申込期間】

2022年6月25日から2023年6月26日まで

※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：営業日の9:00～17:00)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

当ファンドは、ラップ口座に係る契約※に基づいてラップ口座の資金を運用するためのファンドであり、当ファンドの取得申込者は、販売会社にラップ口座を開設のうえ申込みを行うものとします。

※同様の権利義務関係を規定する契約の名称は販売会社によって異なります。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンド名	信託金の 限度額	ファンドの目的
ファンド・マネジャー（国内株式）	5,000億円	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）と連動する投資成果をめざして運用を行います。
ファンド・マネジャー（国内債券）	5,000億円	NOMURA-BPI総合インデックスと連動する投資成果をめざして運用を行います。
ファンド・マネジャー（国内リート）	1,000億円	信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。
ファンド・マネジャー（海外株式）	5,000億円	MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。
ファンド・マネジャー（海外債券）	5,000億円	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。
ファンド・マネジャー（海外リート）	1,500億円	信託財産の成長をめざして運用を行います。

\*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。  
当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

#### 商品分類表

##### ファンド・マネジャー（国内株式）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券		
追加型	内外	不動産投信	MR F	特殊型 ( )
		その他資産 ( )	E T F	
		資産複合		

##### ファンド・マネジャー（国内債券）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券		
		不動産投信	MR F	

追加型	内外	その他資産 ( )	E T F	特殊型 ( )
		資産複合		

ファンド・マネジャー（国内リート）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券		
追加型	内外	不動産投信	MR F	特殊型 ( )
		その他資産 ( )	E T F	
		資産複合		

ファンド・マネジャー（海外株式）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券		
追加型	内外	不動産投信	MR F	特殊型 ( )
		その他資産 ( )	E T F	
		資産複合		

ファンド・マネジャー（海外債券）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券		
追加型	内外	不動産投信	MR F	特殊型 ( )
		その他資産 ( )	E T F	
		資産複合		

ファンド・マネジャー（海外リート）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
		株式		

単位型	国内	債券	MMF	インデックス型
	海外	不動産投信	MR F	
追加型	内外	その他資産 ( )	E T F	特殊型 ( )
		資産複合		

属性区分表

ファンド・マネジャー（国内株式）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	日本	ファンド	( )		
大型株	年4回	北米			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年6回	欧州	ファンド・	なし	(配当込み)	
債券	(隔月)	アジア	オブ・			ロング・
一般	年12回	オセアニア	ファンズ		その他	ショート型/ 絶対収益 追求型
公債	(毎月)	中南米			( )	
社債	日々	アフリカ				
その他債券	その他	中近東				その他
クレジット	( )	(中東)				( )
属性		エマージング				
( )						
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証券						
(株式一						
般))						
資産複合						
( )						

ファンド・マネジャー（国内債券）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	日本	ファンド	( )		
大型株	年4回	北米			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年6回	欧州	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	アジア	オブ・		その他	ロング・
一般	年12回	オセアニア	ファンズ		(NOMURA-BP	ショート型/ 絶対収益 追求型
公債	(毎月)	中南米			I総合インデックス)	
社債	日々	アフリカ				
その他債券	その他	中近東				その他
クレジット	( )	(中東)				( )
属性		エマージング				
( )						
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証券						

(債券 一般)						
資産複合 ( )						

ファンド・マネジャー (国内リート)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	日本	ファンド	( )		
大型株	年4回	北米			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年6回	欧州	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	アジア	オブ・		その他	ロング・
一般	年12回	オセアニア	ファンズ		( )	ショート型/ 絶対収益 追求型
公債	(毎月)	中南米				
社債	日々	アフリカ				
その他債券	その他	中近東				その他
クレジット	( )	(中東)				( )
属性		エマージング				
( )						
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証券						
(不動産投信))						
資産複合						
( )						

ファンド・マネジャー (海外株式)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	(日本を除く)	ファンド	( )		
大型株	年4回	日本			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年6回	北米	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	欧州	オブ・		その他	ロング・
一般	年12回	アジア	ファンズ		(MSCIコクサイ・インデックス	ショート型/ 絶対収益 追求型
公債	(毎月)	オセアニア			(配当込み、円換算	
社債	日々	中南米			ベース))	
その他債券	その他	アフリカ				その他
クレジット	( )	中近東				( )
属性		(中東)				
( )		エマージング				
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証券						
(株式 一般))						
資産複合						
( )						

ファンド・マネジャー (海外債券)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
--------	------	--------	------	-------	----------	-----



株式	年1回	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	あり ( )	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回					
大型株	年4回	日本			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年6回	北米	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	欧州	オブ・		その他	ロング・
一般	年12回	アジア	ファンズ		(FTSE世界国債	ショート型/ 絶対収益
公債	(毎月)	オセアニア			インデックス(除く	追求型
社債	日々	中南米			日本、円換算ベー	
その他債券	その他	アフリカ			ス))	その他
クレジット	( )	中近東				( )
属性		(中東)				
( )		エマージング				
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証券						
(債券 一般						
クレジット属性						
(高格付債))						
資産複合						
( )						

ファンド・マネジャー (海外リート)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	あり ( )	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回					
大型株	年4回	日本			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年6回	北米	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	欧州	オブ・		その他	ロング・
一般	年12回	アジア	ファンズ		(S&P先進国	ショート型/ 絶対収益
公債	(毎月)	オセアニア			REITインデ	追求型
社債	日々	中南米			ックス(除く日	
その他債券	その他	アフリカ			本、配当込み、	その他
クレジット	( )	中近東			円換算ベース))	( )
属性		(中東)				
( )		エマージング				
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証券						
(不動産投信))						
資産複合						
( )						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・ 追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
-------------	-----	--

	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMR Fをいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

#### 属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する

	ファンズ	る規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX (TOPIX (配当込み) ※)	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 ※ TOPIX (配当込み) は、三菱UFJ国際投信株式会社のファンドにおける定義により、信託約款において、東証株価指数TOPIX (配当込み) に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 ／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

## ファンドの目的

### 「ファンド・マネジャー(国内株式)」

わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、わが国の株式の指標である東証株価指数(TOPIX)(配当込み)と連動する投資成果をめざします。

### 「ファンド・マネジャー(国内債券)」

わが国の公社債を実質的な主要投資対象とし、わが国の公社債の指標であるNOMURA-BPI総合インデックスと連動する投資成果をめざします。

### 「ファンド・マネジャー(国内リート)」

わが国の不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象とし、わが国の不動産投資信託証券の指標である東証REIT指数(配当込み)を中長期的に上回る投資成果をめざします。

### 「ファンド・マネジャー(海外株式)」

日本を除く世界主要国の株式を実質的な主要投資対象とし、日本を除く世界主要国の株式の指標であるMSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)と連動する投資成果をめざします。

### 「ファンド・マネジャー(海外債券)」

日本を除く世界主要国の公社債を実質的な主要投資対象とし、日本を除く世界主要国の公社債の指標であるFTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)と連動する投資成果をめざします。

### 「ファンド・マネジャー(海外リート)」

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象とし、日本を除く世界各国の不動産投資信託証券の指標であるS&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)と連動する投資成果をめざします。

## ファンドの特色

ファンドは、以下の6ファンドで構成されており、国内の株式・債券・不動産投資信託証券(リート)、および海外の株式・債券・不動産投資信託証券(リート)といった幅広い投資機会を提供します。



## 「ファンド・マネジャー(国内株式)」

特色1

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)<sup>※1</sup>と連動する投資成果をめざして運用を行います。

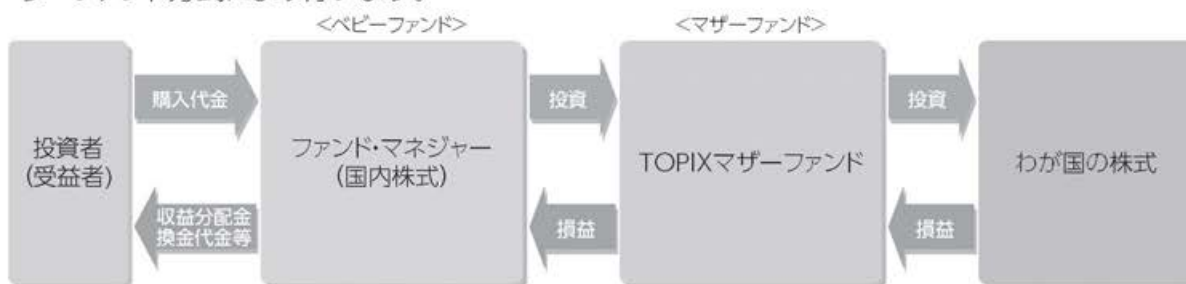
- ・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)をベンチマーク<sup>※2</sup>とします。
- ・対象インデックスとの連動を維持するため、株式(株価指数先物取引等を含む)の実質投資比率は信託財産の純資産総額を超える場合があります。

特色2

「TOPIXマザーファンド」を通じて、東京証券取引所に上場されているわが国の株式への投資を行います。なお、わが国の株式に直接投資することがあります。

### ■ファンドの仕組み

運用は主にTOPIXマザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



### ■主な投資制限

- ・株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

※1 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)(以下「TOPIX」といいます。)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。

TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。

JPXは、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXに係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。

JPXは、TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日のTOPIXの指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。

JPXは、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

本件インデックス・ファンドは、TOPIXの指数値に連動した投資成果を目標として運用しますが、本件インデックス・ファンドの基準価額とTOPIXの指数値が著しく乖離することがあります。

本件商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではありません。

JPXは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負いません。

JPXは、委託会社又は本件商品の購入者のニーズをTOPIXの指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではありません。

以上の項目に限らず、JPXは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

※2 ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

## 「ファンド・マネジャー(国内債券)」



NOMURA-BPI総合インデックス<sup>※3</sup>と連動する投資成果をめざして運用を行います。

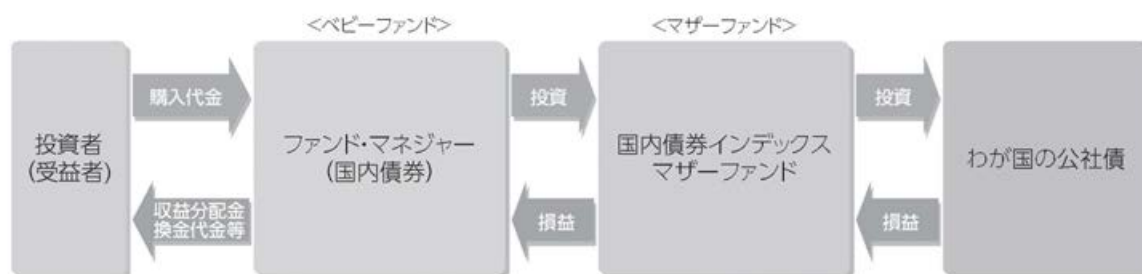
NOMURA-BPI総合インデックスをベンチマークとします。



「国内債券インデックスマザーファンド」を通じて、わが国の公社債への投資を行います。なお、わが国の公社債に直接投資することがあります。

### ■ファンドの仕組み

運用は主に国内債券インデックスマザーファンドへの投資を通じて、わが国の公社債へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



### ■主な投資制限

・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

※3 NOMURA-BPI総合インデックスとは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

## 「ファンド・マネジャー(国内リート)」



**特色1** 東証REIT指数(配当込み)<sup>※4</sup>をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果をめざして運用を行います。

・ファンドは特化型運用を行います。一般社団法人投資信託協会は信用リスク集中回避を目的とした投資制限(分散投資規制)を設けており、投資対象に支配的な銘柄(寄与度<sup>\*</sup>が10%を超える又は超える可能性の高い銘柄)が存在し、又は存在することとなる可能性が高いものを、特化型としています。

・ファンドは、東証REIT指数(配当込み)をベンチマークとして運用しております。東証REIT指数(配当込み)には、指数に対する寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

<sup>\*</sup>寄与度とは、投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体あたりの時価総額が占める比率または運用管理等に用いる指数における一発行体あたりの構成比率を指します。



**特色2** 「MUAM J-REITマザーファンド」を通じて、わが国の金融商品取引所に上場している(上場予定を含みます。)不動産投資信託証券(リート)<sup>※5</sup>への投資を行います。

### ■ファンドの仕組み

運用は主にMUAM J-REITマザーファンドへの投資を通じて、わが国の不動産投資信託証券へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



### ■主な投資制限

- ・株式への直接投資は行いません。
- ・同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ・1発行体あたりの純資産総額に対する比率は、原則として、35%以内とします。

※4 東証REIT指数(配当込み)とは、東京証券取引所に上場している不動産投資信託全銘柄を対象として算出した東証REIT指数に、分配金支払いによる権利落ちの修正を加えた指数です。

東証REIT指数の指数値及び東証REIT指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証REIT指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。

※5 不動産投資信託証券とは、不動産投資法人の投資証券または不動産投資信託の受益証券をいいます。多数の投資家から資金を集めて不動産を所有、管理、運営し、そこから生じる賃貸料収入や売却益を投資家に分配する商品で、一般的にREIT(リート:Real Estate Investment Trust)と呼ばれています。分配金の原資は主に多数の物件からの賃貸料収入などです。J-REITはその日本版という意味です。



## 「ファンド・マネジャー（海外株式）」

特色

1

MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）<sup>※6</sup>と連動する投資成果をめざして運用を行います。

MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。

特色

2

「外国株式インデックスマザーファンド」を通じて、日本を除く世界の主要国の株式への投資を行います。なお、日本を除く世界各国の株式に直接投資することがあります。

特色

3

原則として、為替ヘッジを行いません。

為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

### ■ファンドの仕組み

運用は主に外国株式インデックスマザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界の主要国の株式へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



### ■主な投資制限

- ・株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

※6 MSCIコクサイ・インデックス（配当込み）とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。

MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）は、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、米ドルベース）をもとに、委託会社が計算したものです。

当ファンドは、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCI Inc.が独占的に所有しています。MSCI Inc.およびMSCI指数は、MSCI Inc.およびその関係会社のサービスマークであり、委託会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラッキングしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI Inc.とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、当ファンドまたは当ファンドの委託会社あるいは受益者に関わらず、MSCI Inc.により決定、作成、および計算されています。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、当ファンドの委託会社または受益者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの募集等に関する事項の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI Inc.は、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および/または完全性について保証するものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、当ファンドの委託会社、当ファンドの受益者その他の個人・法人が、契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連してMSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。MSCI指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む。)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

当ファンドの購入者、販売者、または受益者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI Inc.の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCI Inc.に問い合わせることなく、当ファンドを保証、推奨、売買、または宣伝するためにいかなるMSCI Inc.のトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCI Inc.の書面による許諾を得ることなくMSCI Inc.との関係を一切主張することはできません。

## 「ファンド・マネジャー(海外債券)」



**特色1** FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)<sup>\*7</sup>と連動する投資成果をめざして運用を行います。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)をベンチマークとします。



**特色2** 「外国債券インデックスマザーファンド」を通じて、日本を除く世界主要国の公社債への投資を行います。なお、日本を除く世界各国の公社債に直接投資することがあります。

ファンドが連動をめざすFTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は日本を除く世界主要国の国債(投資適格債)のみを対象としており、したがってファンドは日本を除く世界主要国の公社債の中から投資適格債を実質的な主要投資対象として運用を行います。

<信用格付けについて>

		信用力									
		← 高い				→ 低い					
		投資適格格付け				投機的格付け					
Moody's		Aaa	Aa	A	Baa	Ba	B	Caa	Ca	C	-
S&P		AAA	AA	A	BBB	BB	B	CCC	CC	C	D

なお、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)のAaからCaaまでの格付けには「1, 2, 3」、S&Pグローバル・レーティング(S&P)のAAからCCCまでの格付けには「+, -」という付加記号を省略して表示しています。



**特色3** 原則として、為替ヘッジを行いません。

為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

### ■ ファンドの仕組み

運用は主に外国債券インデックスマザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界主要国の公社債へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



### ■ 主な投資制限

- ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

※7 FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE世界国債インデックス(除く日本)・データに基づき委託会社が計算したものです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

## 「ファンド・マネジャー(海外リート)」

特色1

S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)<sup>※8</sup>に連動する投資成果をめざして、運用を行います。

S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)をベンチマークとします。

特色2

「MUAM G-REITマザーファンド」を通じて、S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)に採用されている不動産投資信託証券(リート)に投資を行います。

対象インデックスとの連動を維持するため、不動産投信指数先物取引を利用し不動産投資信託証券の実質投資比率が100%を超える場合があります。

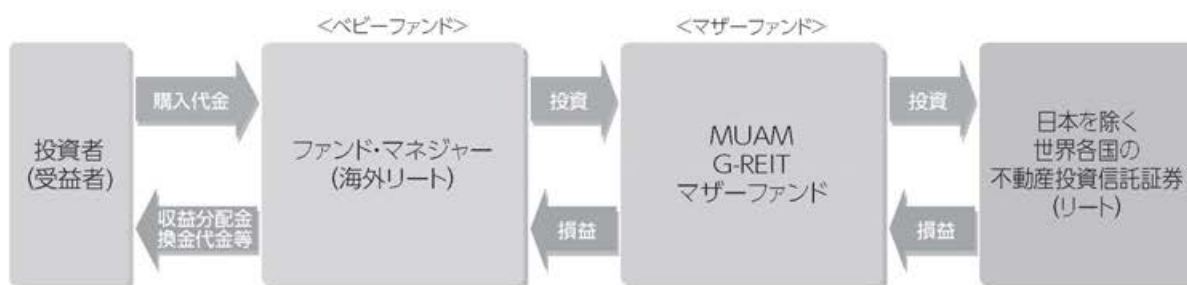
特色3

原則として、為替ヘッジを行いません。

為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

### ■ファンドの仕組み

運用は主にMUAM G-REITマザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界各国の不動産投資信託証券へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



### ■主な投資制限

- ・株式への直接投資は行いません。
- ・同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合に制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

※8 S&P先進国REITインデックスとは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが有するS&Pグローバル株価指数の採用銘柄の中から、不動産投資信託(REIT)及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指数です。

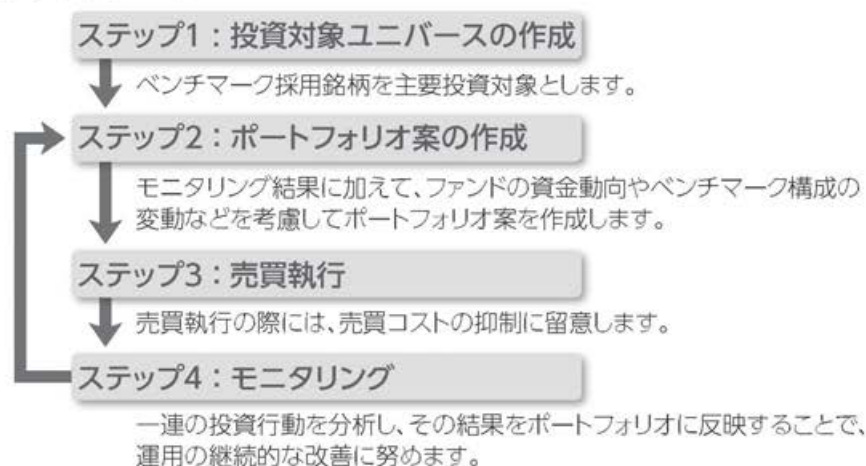
S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)は、S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み)をもとに、委託会社が計算したものです。

S&P先進国REITインデックス(「当インデックス」)はS&P Dow Jones Indices LLC(「SPDJ」)の商品であり、これを利用するライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC(「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社(総称して「S&P Dow Jones Indices」)によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの所有者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的に当ファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡するS&P先進国REITインデックスの能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。S&P先進国REITインデックスに関して、S&P Dow Jones Indicesと三菱UFJ国際投信株式会社との間にある唯一の関係は、当インデックスとS&P Dow Jones Indicesまたはそのライセンサーの特定の商標、サービスマーク、および商標名のライセンス供与です。S&P先進国REITインデックスは三菱UFJ国際投信株式会社または当ファンドに関係なく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesは、S&P先進国REITインデックスの決定、構成または計算において三菱UFJ国際投信株式会社または当ファンドの所有者の要求を考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの価格または数量、あるいは当ファンドの発行または販売のタイミングの決定、当ファンドが将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して責任を負わず、またこれに関与したことはありません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。S&P先進国REITインデックスに基づく投資商品が、インデックスのパフォーマンスを正確に追跡する、あるいはプラスの投資収益を提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indices LLCは投資顧問会社ではありません。インデックスに証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券の売り、買い、またはホールドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。

S&P DOW JONES INDICESは、当インデックスまたはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信(電子通信も含む)を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P DOW JONES INDICESは、これに含まれる誤り、欠落または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、当インデックスまたはそれに関連するデータの商品性、特定の目的または使用への適合性、それらを使用することによって三菱UFJ国際投信株式会社、当ファンドの所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P DOW JONES INDICESは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESのライセンサーを除き、S&P DOW JONES INDICESと三菱UFJ国際投信株式会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

## 国内株式／国内債券／海外株式／海外債券／海外リート

### <運用プロセスのイメージ>

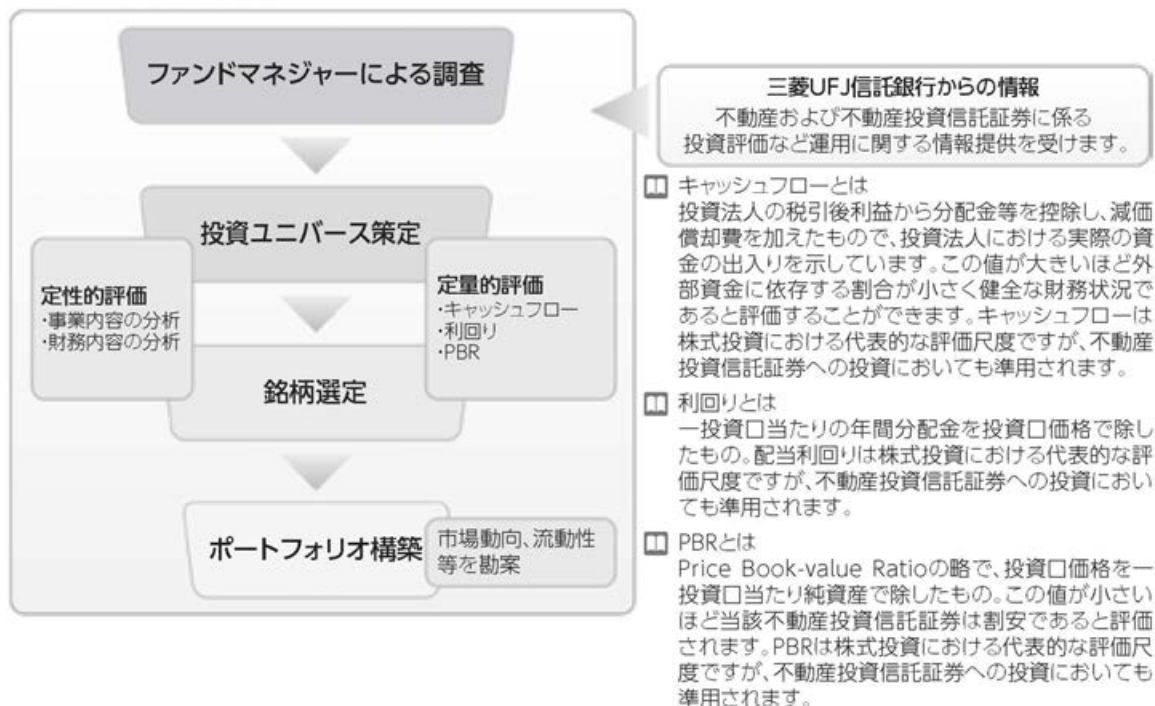


■ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

☞ 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧ください。

## 国内リート

### <ポートフォリオ構築のプロセス>



❶ 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際にファンドで投資する銘柄が常に上記の条件を満たすわけではありません。

📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufig.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧ください。

## 各ファンド共通

### ■分配方針

- ・年1回の決算時(3月25日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。
- ・分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

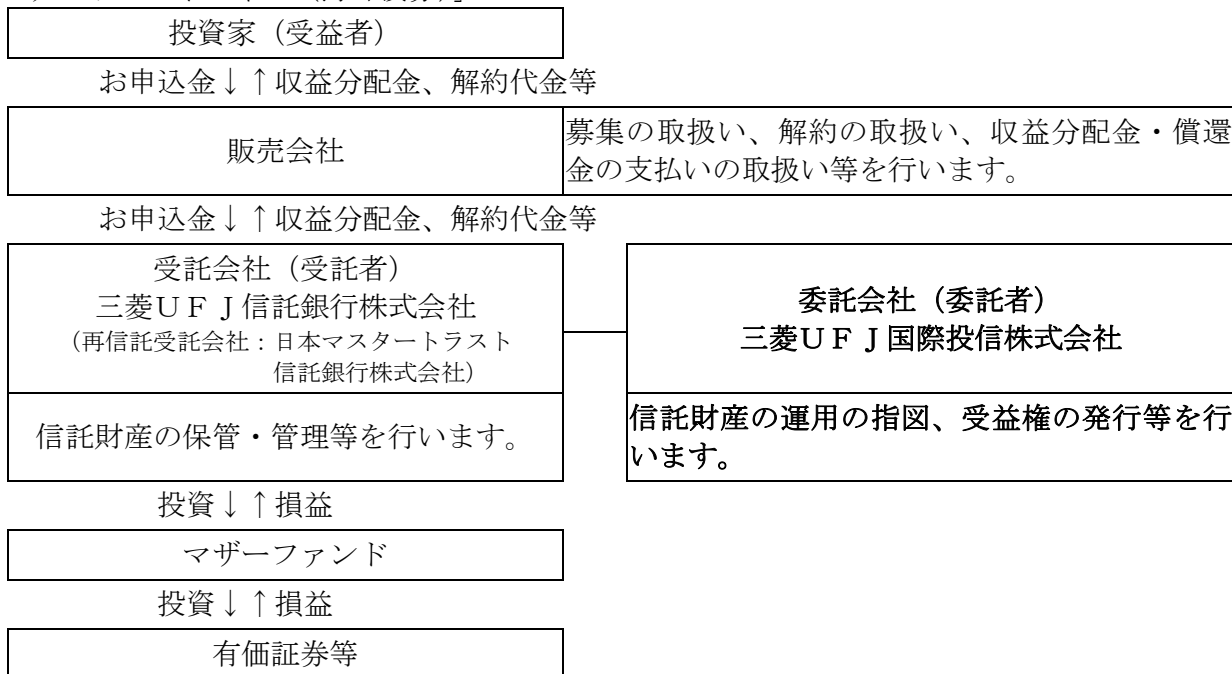
### (2) 【ファンドの沿革】

2007年10月31日	設定日、信託契約締結、運用開始
2013年6月25日	「ファンド・マネジャー(新興国株式)」および「ファンド・マネジャー(新興国債券)」の信託終了
2020年6月25日	「ファンド・マネジャー(国内債券)」の投資対象に「国内債券インデックスマザーファンド」を追加
2020年12月25日	「ファンド・マネジャー(国内債券)」の投資対象から「日本債券インデックスマザーファンド」を削除

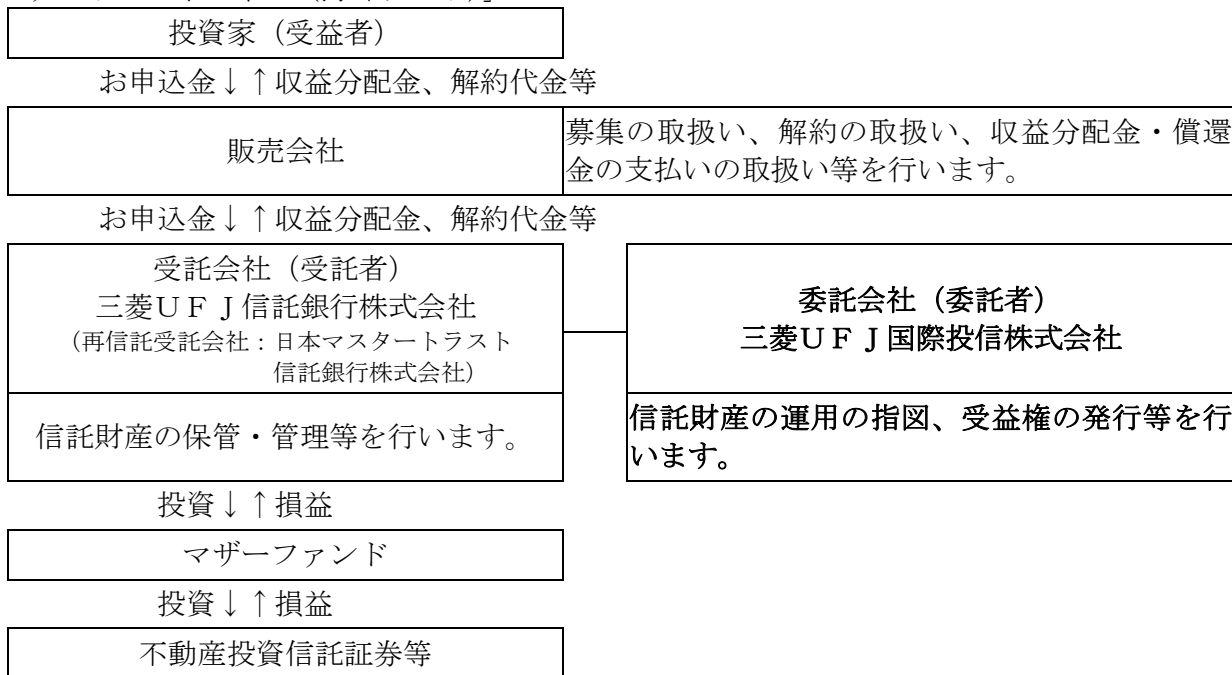
(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割

- 「ファンド・マネジャー（国内株式）」
- 「ファンド・マネジャー（国内債券）」
- 「ファンド・マネジャー（海外株式）」
- 「ファンド・マネジャー（海外債券）」



- 「ファンド・マネジャー（国内リート）」
- 「ファンド・マネジャー（海外リート）」



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

	なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

### ③委託会社の概況（2022年9月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日  
1985年8月1日
- ・資本金  
2,000百万円
- ・沿革  
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始  
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更  
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更  
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- ・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 「ファンド・マネジャー（国内株式）」

TOPIXマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の株式に直接投資することがあります。

受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

ただし、対象インデックス（東証株価指数（TOPIX）（配当込み））との連動を維持するため、株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引の買建額を加算し、または株価指数先物取引の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合に、TOPIXマザーファンドにおける株式の実質投資比率に当該ファンドの当該マザーファンド受益証券への投資比率を乗じて得た割合を加算した比率）は信託財産の純資産総額を超える場合があります。

株式以外の資産への実質投資割合（信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が信託財産の総額に占める割合）は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

#### 「ファンド・マネジャー（国内債券）」

国内債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の公社債に直接投資することがあります。

受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

ただし、対象インデックス（NOMURA-BPI総合インデックス）との連動を維持するため、公社債の実質投資比率（組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先



物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合に、国内債券インデックスマザーファンドにおける公社債の実質投資比率に当ファンドの当該マザーファンド受益証券への投資比率を乗じて得た割合を加算した比率)は信託財産の純資産総額を超える場合があります。  
なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

#### 「ファンド・マネジャー（国内リート）」

MUAM J-REITマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

主として、MUAM J-REITマザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券（不動産投資法人の投資証券もしくは新投資口予約権証券または不動産投資信託の受益証券をいいます。）への投資を行います。

東証REIT指数（配当込み）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果をめざします。マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

#### 「ファンド・マネジャー（海外株式）」

外国株式インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く世界各国の株式に直接投資することがあります。

受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

ただし、対象インデックス（MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース））との連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

#### 「ファンド・マネジャー（海外債券）」

外国債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く世界各国の公社債に直接投資することがあります。

受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

ただし、対象インデックス（FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース））との連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。なお、対象インデックスとの連動を維持するため、外国為替予約取引を行うことがあります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

#### 「ファンド・マネジャー（海外リート）」

MUAM G-REITマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

主として、MUAM G-REITマザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）への投資を行います。

S&P先進国REITインデックス（除く日本、配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして、運用を行います。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

対象インデックスとの連動を維持するため、不動産投信指数先物取引を利用し不動産投資信託証券の実質投資比率が100%を超える場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## (2) 【投資対象】

#### 「ファンド・マネジャー（国内株式）」

##### ①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）
    - a. 有価証券先物取引等
    - b. スワップ取引
  - ハ. 約束手形
  - ニ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

## ②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とするTOPIXマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から 12. の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で16. で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の

受益証券に表示されるべきもの

24. 外国の者に対する権利で 23. の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書ならびに 13. および 19. の証券または証書のうち 1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から 6. までの証券ならびに 16. の証券ならびに 13. および 19. の証券または証書のうち 2. から 6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および 15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

### ③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で 5. の権利の性質を有するもの

## < T O P I X マザーファンドの概要 >

### (基本方針)

この投資信託は、東証株価指数（T O P I X）（配当込み）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

### (運用方法)

#### ①投資対象

東京証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

#### ②投資態度

主として対象インデックスに採用されている株式に投資を行い、信託財産の 1 口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

対象インデックスからカイ離するリスクと運用コストの極小化を目的として、定量的なリスク管理に基づいたポートフォリオ構築と適切な売買執行を行います。

株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を 100% 以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

### (投資制限)

①株式への投資割合に制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 20% 以下とします。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。

⑤外貨建資産への投資は行いません。

⑥有価証券先物取引等を行うことができます。

⑦スワップ取引を行うことができます。

⑧デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

## 「ファンド・マネジャー（国内債券）」

### ①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限り。）

- a. 有価証券先物取引等
- b. スワップ取引

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

## ②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする国内債券インデックスマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限り。）

1. 株券または新株引受権証券
  2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
  11. コマーシャル・ペーパー
  12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から 12. の証券または証書の性質を有するもの
  14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で16. で定めるもの以外のもの
  16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
  17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。）
  19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）
  22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  24. 外国の者に対する権利で23. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証

書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに 16. の証券ならびに 13. および 19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および 15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

### ③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

## <国内債券インデックスマザーファンドの概要>

### (基本方針)

この投資信託は、NOMURA-BPI 総合に連動する投資成果をめざして運用を行います。

### (運用方法)

#### ①投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

#### ②投資態度

主としてわが国の公社債に投資を行います。

公社債の組入比率は高位を維持することを基本とします。

対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が 100%を超える場合があります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

### (投資制限)

①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑦外貨建資産への投資は行いません。

⑧有価証券先物取引等を行うことができます。

⑨スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

## 「ファンド・マネジャー（国内リート）」

### ①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

### ②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、

三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とするMUAM J-REITマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. コマーシャル・ペーパー
2. 外国の者の発行する証券または証書で、1. の証券の性質を有するもの
3. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
4. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券を除きます。）
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、3. および4. の証券を以下「投資信託証券」といいます。また、5. の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

### ③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

## <MUAM J-REITマザーファンドの概要>

### （基本方針）

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目標として、運用を行います。

### （運用方法）

#### ①投資対象

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券（不動産投資法人の投資証券もしくは新投資口予約権証券または不動産投資信託の受益証券をいいます。）を主要投資対象とします。

#### ②投資態度

わが国の金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券への分散投資を行います。

東証REIT指数（配当込み）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。

銘柄選定およびポートフォリオの構築は、定性的評価・定量的評価を経て行います。定性的評価については、事業内容および財務内容等の分析を行います。定量的評価においては、キャッシュフロー、配当利回り、PBR（株価純資産倍率）等の分析を行います。

不動産投資信託証券の組入比率は高位（通常の状態では90%以上）を基本とします。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

### （投資制限）

- ①投資信託証券への投資に制限を設けません。
- ②同一銘柄の投資信託証券への投資は信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ③株式への投資は行いません。
- ④外貨建資産への投資は行いません。

### 「ファンド・マネジャー（海外株式）」

#### ①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定

めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

a. 有価証券先物取引等

b. スワップ取引

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

## ②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする外国株式インデックスマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）

11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から 12. の証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で16. で定めるもの以外のもの

16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

24. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいい、1.

から 23. に該当するものを除きます。)

25. 外国の者に対する権利で 23. および 24. の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書ならびに 13. および 19. の証券または証書のうち 1. 証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から 6. までの証券ならびに 16. の証券ならびに 13. および 19. の証券または証書のうち 2. から 6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および 15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

### ③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 信託の受益権（金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるものをいい、1. から 5. までに該当するものを除きます。）
7. 投資事業有限責任組合契約に基づく権利（金融商品取引法第 2 条第 2 項第 5 号に該当するものをいいます。）
8. 外国の者に対する権利で 5. から 7. の権利の性質を有するもの

### ④その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

## <外国株式インデックスマザーファンドの概要>

### (基本方針)

この投資信託は、MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

### (運用方法)

#### ①投資対象

MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に採用されている株式を主要投資対象とします。

#### ②投資態度

主として対象インデックスに採用されている株式に投資を行い、信託財産の 1 口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を 100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

### (投資制限)

①株式への投資割合に制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑤外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

⑥有価証券先物取引等を行うことができます。

⑦スワップ取引を行うことができます。

⑧外国為替予約取引を行うことができます。



- ⑨デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑩外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

#### 「ファンド・マネジャー（海外債券）」

##### ①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）
    - a. 有価証券先物取引等
    - b. スワップ取引
  - ハ. 約束手形
  - ニ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

##### ②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ 国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託会社とする外国債券インデックスマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 13 号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から 12. の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で 16. で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。以下 16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをい

い、有価証券に係るものに限りません。)

19. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  20. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
  21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
  22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  23. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  24. 外国の者に対する権利で23.の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書ならびに13.および19.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに16.の証券ならびに13.および19.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

### ③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

### ④その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

## <外国債券インデックスマザーファンドの概要>

### (基本方針)

この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

### (運用方法)

#### ①投資対象

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている国債を主要投資対象とします。

#### ②投資態度

主として対象インデックスに採用されている国債に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

公社債の実質投資比率（組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。なお、対象インデックスとの連動を維持するため、外国為替予約取引を行うことがあります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

### (投資制限)

- ①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以

下とします。

- ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
- ⑧有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑨スワップ取引を行うことができます。
- ⑩外国為替予約取引を行うことができます。
- ⑪デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑫外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

#### 「ファンド・マネジャー（海外リート）」

##### ①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）
    - a. 不動産投信指数先物取引等
  - ハ. 約束手形
- ニ. 金銭債権
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

##### ②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ 国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託会社とする MUAM G-R-E-I-T マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

- 1. コマーシャル・ペーパー
- 2. 外国の者の発行する証券または証書で、1. の証券の性質を有するもの
- 3. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
- 4. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
- 5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券を除きます。）
- 6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、3. および 4. の証券を以下「投資信託証券」といいます。また、5. の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

##### ③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

##### ④その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

## <MUAM G-REITマザーファンドの概要>

### (基本方針)

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

### (運用方法)

#### ①投資対象

S & P 先進国REITインデックス（除く日本、配当込み、円換算ベース）に採用されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

#### ②投資態度

主として対象インデックスに採用されている不動産投資信託証券に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

銘柄選定にあたっては、時価総額および流動性等を勘案します。

原則として、不動産投資信託証券の組入比率は高位を維持します。

対象インデックスとの連動を維持するため、不動産投信指数先物取引を利用し不動産投資信託証券の実質投資比率が100%を超える場合があります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

市場動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

### (投資制限)

①株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

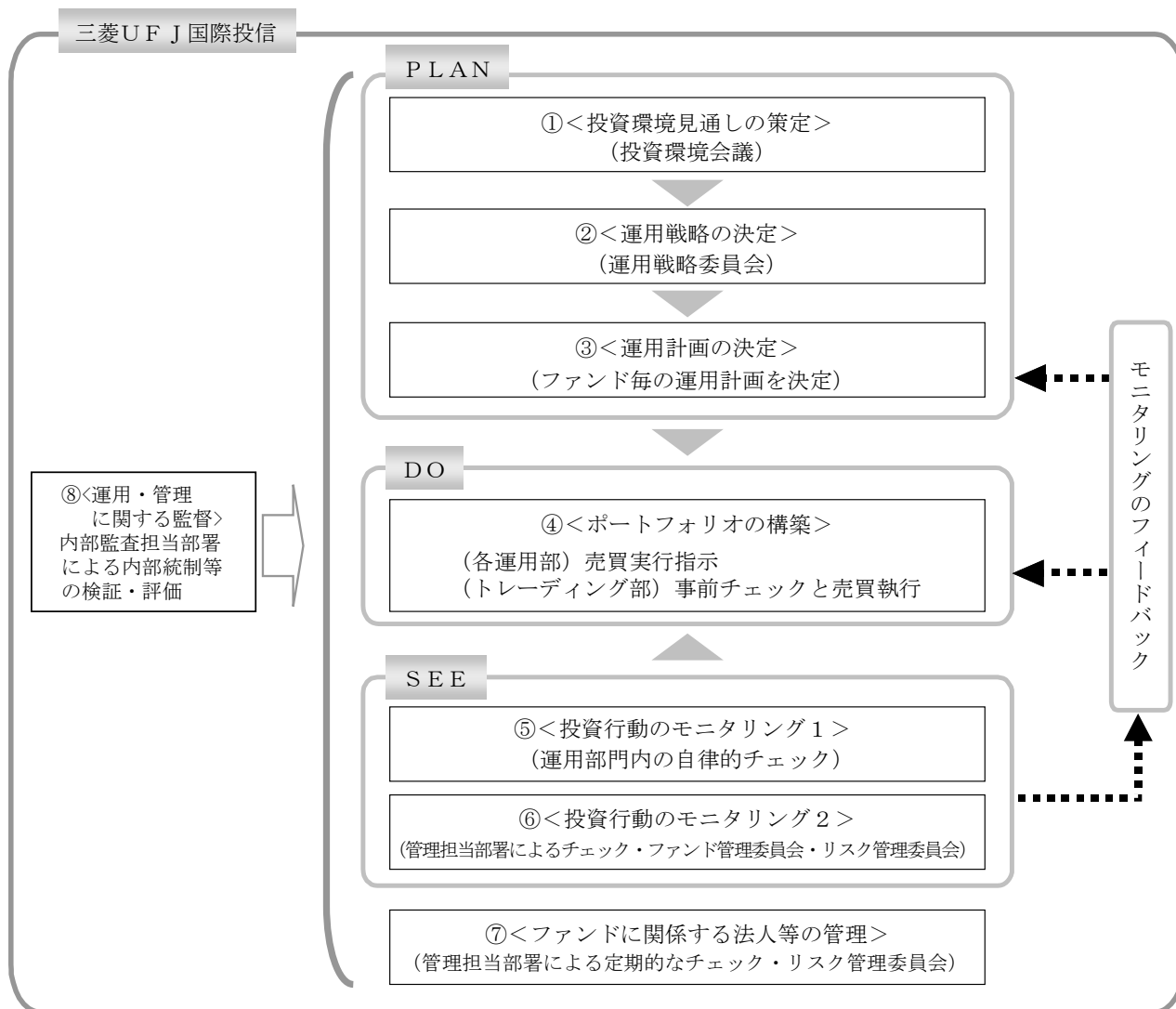
③外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

④不動産投信指数先物取引を行うことができます。

⑤デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑥外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

## (3)【運用体制】



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング 1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング 2

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

#### ⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

#### (4)【分配方針】

「ファンド・マネジャー（国内株式）」

「ファンド・マネジャー（国内リート）」

「ファンド・マネジャー（海外株式）」

「ファンド・マネジャー（海外リート）」

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

「ファンド・マネジャー（国内債券）」

「ファンド・マネジャー（海外債券）」

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

#### (5)【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

「ファンド・マネジャー（国内株式）」

##### ①外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

##### ②新株引受権証券および新株予約権証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

##### ③投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### ④同一銘柄の株式

同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。

#### ⑤同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第 341 条の 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### ⑥スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### ⑦信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（⑤に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
  6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### ⑧有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

#### ⑨資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

#### ⑩投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

#### ⑪有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
  - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### ⑫デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

#### ⑬信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 「ファンド・マネジャー（国内債券）」

#### ①株式

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### ②外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

#### ③新株引受権証券および新株予約権証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### ④投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投



資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### ⑤同一銘柄の株式等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. c. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### ⑥同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### ⑦スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### ⑧信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（⑥に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑨有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

⑩資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑪投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑫有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑬デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑭信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

「ファンド・マネジャー（国内リート）」

①株式

株式への直接投資は行いません。

②外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

③投資信託証券

投資信託証券への実質投資割合に制限を設けません。

④同一銘柄の投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤信用取引

信用取引の指図は行いません。

⑥公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

⑦資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑧デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑨信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係るエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

「ファンド・マネジャー（海外株式）」

①新株引受権証券および新株予約権証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券

の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

## ②投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

## ③同一銘柄の株式

同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。

## ④同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

## ⑤スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

## ⑥信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（④に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
  6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

## ⑦外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する

外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- c. b. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- d. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### ⑧有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

#### ⑨資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

#### ⑩投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

#### ⑪有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
  - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### ⑫特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

#### ⑬デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

#### ⑭信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### 「ファンド・マネジャー（海外債券）」

##### ①株式

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

##### ②新株引受権証券および新株予約権証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

##### ③投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

##### ④同一銘柄の株式等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. c. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

##### ⑤同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第 341 条の 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債

型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### ⑥スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### ⑦信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（⑤に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
  6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### ⑧外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. b. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- d. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### ⑨有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

#### ⑩資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度

とします。

- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

#### ⑪投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

#### ⑫有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### ⑬特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

#### ⑭デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

#### ⑮信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 「ファンド・マネジャー（海外リート）」

#### ①株式

株式への直接投資は行いません。

#### ②投資信託証券

投資信託証券への実質投資割合に制限を設けません。

#### ③信用取引

信用取引の指図は行いません。

#### ④公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。



### ⑤資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

### ⑥特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

### ⑦デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

### ⑧信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### <その他法令等に定められた投資制限>

- 「ファンド・マネジャー（国内株式）」
- 「ファンド・マネジャー（国内債券）」
- 「ファンド・マネジャー（海外株式）」
- 「ファンド・マネジャー（海外債券）」

#### ・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

## 3【投資リスク】

### (1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

### 「ファンド・マネジャー（国内株式）」

#### ①価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受け株式の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### ②信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### ③流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### ※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・当ファンドは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動することをめざして運用を行います。信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比の違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること等の要因により乖離を生じることがあります。

#### 「ファンド・マネジャー（国内債券）」

##### ①価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

##### ②信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

##### ③流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制

等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### ※留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- 当ファンドは、NOMURA-BPI総合インデックスの動きに連動することをめざして運用を行います。信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、債券先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比の違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること等の要因により乖離を生じることがあります。

#### 「ファンド・マネジャー（国内リート）」

##### ①価格変動リスク

一般に、不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動するため、当ファンドはその影響を受け不動産投資信託証券の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

保有不動産等の価値は、不動産市況、社会情勢等のマクロ的な要因の他、不動産の質や収益増減等の個別の要因によって変動しますが、災害等による保有不動産の滅失、劣化または毀損があった場合には、その影響を大きく受けることがあります。なお、保有不動産等から得られる収益は、賃料水準、稼働率、借入金利等の要因により変動します。

また、不動産投資信託証券は、株式と同様に上場市場で取引が行われ市場の需給を受けて価格が決定しますが、利回りに着目して取引される傾向もあるため、公社債と同様に、金利の影響を受けることがあります。よって、金利の上昇局面では、不動産投資信託証券に対する投資価値が相対的に低下し、不動産投資信託証券の市場価格が下落する場合があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

##### ②信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいい、株式や公社債への投資と同様に、当ファンドはそのリスクを伴います。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

##### ③流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性

リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている不動産投資信託証券の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、また、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

#### ※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかつた場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・不動産投資信託証券および不動産投資信託証券が保有する不動産に係る法律、税制、会計などの制度変更が、不動産投資信託証券の価格や配当率に影響を及ぼすことがあります。不動産投資信託証券の投資口数が増加する場合、1口当たりの不動産投資信託証券の収益性が低下することがあります。
- ・投資判断によっては特定の銘柄に集中投資することがあります。その場合、より多くの銘柄に分散投資する投資信託と比べて、上記のリスクの影響が大きくなる可能性があります。

#### 「ファンド・マネジャー（海外株式）」

##### ①価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受け株式の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

##### ②為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の株式は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

##### ③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

##### ④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

## ※留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- 当ファンドは、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比の違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等の要因により乖離を生じることがあります。

## 「ファンド・マネジャー（海外債券）」

### ①価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

### ②為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

### ③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

### ④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

## ※留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金

のお支払が遅延する可能性があります。

- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・当ファンドは、F T S E世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、債券先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比の違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等の要因により乖離を生じることがあります。
- ・投資対象国における社会情勢の混乱や資産凍結を含む重大な規制の導入等による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性のリスクが大きくなる可能性があります。

## 「ファンド・マネジャー（海外リート）」

### ①価格変動リスク

一般に、不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動するため、当ファンドはその影響を受け不動産投資信託証券の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

保有不動産等の価値は、不動産市況、社会情勢等のマクロ的な要因の他、不動産の質や収益増減等の個別の要因によって変動しますが、災害等による保有不動産の滅失、劣化または毀損があった場合には、その影響を大きく受けることがあります。なお、保有不動産等から得られる収益は、賃料水準、稼働率、借入金利等の要因により変動します。

また、不動産投資信託証券は、株式と同様に上場市場で取引が行われ市場の需給を受けて価格が決定しますが、利回りに着目して取引される傾向もあるため、公社債と同様に、金利の影響を受けることがあります。よって、金利の上昇局面では、不動産投資信託証券に対する投資価値が相対的に低下し、不動産投資信託証券の市場価格が下落する場合があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

### ②為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の不動産投資信託証券は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

### ③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいい、株式や公社債への投資と同様に、当ファンドはそのリスクを伴います。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

### ④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている不動産投資信託証券の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、また、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

## ※留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- 当ファンドは、S & P先進国REITインデックス（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、不動産投信指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等の要因により乖離を生じることがあります。
- 不動産投資信託証券および不動産投資信託証券が保有する不動産に係る法律、税制、会計などの制度変更が、不動産投資信託証券の価格や配当率に影響を及ぼすことがあります。不動産投資信託証券の投資口数が増加する場合、1口当たりの不動産投資信託証券の収益性が低下することがあります。

## (2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

### ①トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

### ②コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

### ③リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

### ④内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

\*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

## ■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

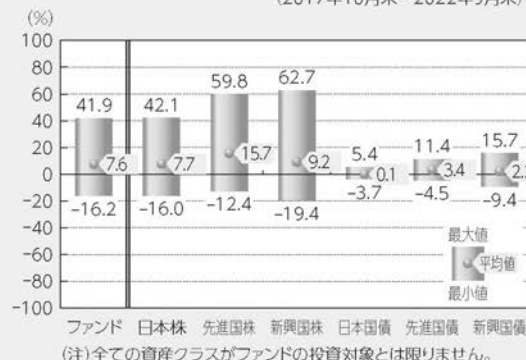
下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

### ファンド・マネジャー(国内株式)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移  
(2017年10月末～2022年9月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較  
(2017年10月末～2022年9月末)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### ファンド・マネジャー(国内債券)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移  
(2017年10月末～2022年9月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較  
(2017年10月末～2022年9月末)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。



## ファンド・マネジャー(国内リート)

### ● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2017年10月末~2022年9月末)



### ● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年10月末~2022年9月末)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## ファンド・マネジャー(海外株式)

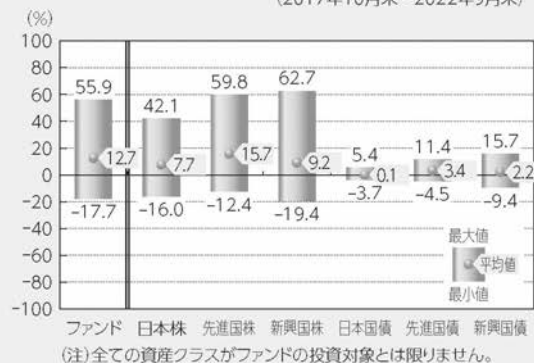
### ● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2017年10月末~2022年9月末)



### ● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年10月末~2022年9月末)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## ファンド・マネジャー(海外債券)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移  
(2017年10月末~2022年9月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較  
(2017年10月末~2022年9月末)



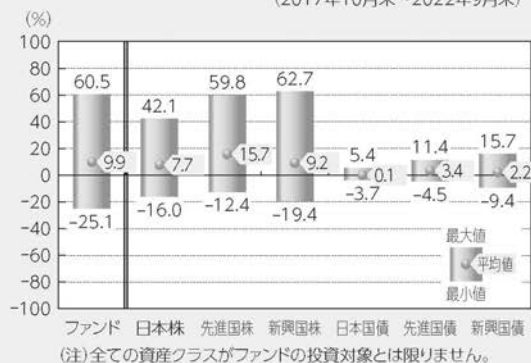
- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## ファンド・マネジャー(海外リート)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移  
(2017年10月末~2022年9月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較  
(2017年10月末~2022年9月末)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## 代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る商標又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る商標又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村証券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

ありません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

### (2) 【換金（解約）手数料】

かかりません。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

### (3) 【信託報酬等】

「ファンド・マネジャー（国内株式）」

- 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 0.154%（税抜 0.14%）以内の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1 万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- 信託報酬は、毎計算期間の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・信託報酬率ならびに各支払先への配分は、以下の通りです。

ファンドの純資産総額に応じて	信託報酬率 (税込 年率)	配分 (税抜 年率)			
		合計	委託会社	販売会社	受託会社
500 億円未満の部分	0.154%	0.14%	0.1%	0.01%	0.03%
500 億円以上 1,000 億円未満の部分	0.1485%	0.135%	0.095%	0.01%	0.03%
1,000 億円以上の部分	0.143%	0.13%	0.09%	0.01%	0.03%

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

#### 「ファンド・マネジャー (国内債券)」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 0.253% (税抜 0.23%) の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1 万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率× (保有日数/365)

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分 (税抜) は、以下の通りです。

支払先	配分 (税抜)	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.15%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.05%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

#### 「ファンド・マネジャー (国内リート)」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 0.495% (税抜 0.45%) の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1 万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率× (保有日数/365)

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分 (税抜) は、以下の通りです。

支払先	配分 (税抜)	対価として提供する役務の内容
-----	---------	----------------

委託会社	0.35%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.05%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.05%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

ファンドは実質的に上場投資信託（リート）を投資対象としており、上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示していません。

#### 「ファンド・マネジャー（海外株式）」

- 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 0.396%（税抜 0.36%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- 信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.28%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.05%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

#### 「ファンド・マネジャー（海外債券）」

- 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 0.363%（税抜 0.33%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- 信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.25%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.05%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

「ファンド・マネジャー（海外リート）」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 0.451%（税抜 0.41%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1 万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.33%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.05%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

ファンドは実質的に上場投資信託（リート）を投資対象としており、上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示していません。

(4) 【その他の手数料等】

「ファンド・マネジャー（国内株式）」

「ファンド・マネジャー（国内債券）」

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

「ファンド・マネジャー（国内リート）」

「ファンド・マネジャー（海外株式）」

「ファンド・マネジャー（海外債券）」

「ファンド・マネジャー（海外リート）」

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注) 手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

#### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

##### ①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

##### 1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（「ファンド・マネジャー（国内株式）」は、配当控除の適用があります。「ファンド・マネジャー（国内株式）」を除く他のファンドは、配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

##### 2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

##### ②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として 15.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

#### ◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### ◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特

別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は2022年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

### 【ファンド・マネジャー(国内株式)】

#### (1)【投資状況】

令和4年9月30日現在

(単位:円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,720,733,177	99.99
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	138,660	0.01
純資産総額		2,720,871,837	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### (2)【投資資産】

##### ①【投資有価証券の主要銘柄】

###### a 評価額上位30銘柄

令和4年9月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	TOPIXマザーファンド	1,254,834,968	2.2647	2,841,824,753	2.1682	2,720,733,177	99.99

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

###### b 全銘柄の種類/業種別投資比率

令和4年9月30日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

##### ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

##### ③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。



### (3) 【運用実績】

#### ① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年9月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6計算期間末日 (平成25年3月25日)	734,822,039	734,822,039	7,141	7,141
第7計算期間末日 (平成26年3月25日)	5,296,693,518	5,296,693,518	8,061	8,061
第8計算期間末日 (平成27年3月25日)	5,601,448,710	5,601,448,710	11,209	11,209
第9計算期間末日 (平成28年3月25日)	3,325,841,211	3,325,841,211	9,767	9,767
第10計算期間末日 (平成29年3月27日)	29,297,779,399	29,297,779,399	11,100	11,100
第11計算期間末日 (平成30年3月26日)	4,272,409,243	4,272,409,243	12,383	12,383
第12計算期間末日 (平成31年3月25日)	20,931,883,321	20,931,883,321	11,912	11,912
第13計算期間末日 (令和2年3月25日)	312,466,025	312,466,025	11,073	11,073
第14計算期間末日 (令和3年3月25日)	82,709,909,564	82,709,909,564	15,543	15,543
第15計算期間末日 (令和4年3月25日)	1,953,393,067	1,953,393,067	16,062	16,062
令和3年9月末日	64,517,389,881	—	16,429	—
10月末日	42,972,991,658	—	16,194	—
11月末日	53,978,116,181	—	15,607	—
12月末日	43,274,217,755	—	16,146	—
令和4年1月末日	1,881,639,118	—	15,365	—
2月末日	1,873,403,520	—	15,297	—
3月末日	2,264,242,587	—	15,952	—
4月末日	2,030,017,919	—	15,568	—
5月末日	2,609,121,065	—	15,686	—
6月末日	2,615,500,317	—	15,363	—
7月末日	2,258,859,002	—	15,933	—
8月末日	2,622,219,454	—	16,123	—
9月末日	2,720,871,837	—	15,236	—

#### ② 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円

第 10 計算期間	0 円
第 11 計算期間	0 円
第 12 計算期間	0 円
第 13 計算期間	0 円
第 14 計算期間	0 円
第 15 計算期間	0 円

### ③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 6 計算期間	25.47
第 7 計算期間	12.88
第 8 計算期間	39.05
第 9 計算期間	△12.86
第 10 計算期間	13.64
第 11 計算期間	11.55
第 12 計算期間	△3.80
第 13 計算期間	△7.04
第 14 計算期間	40.36
第 15 計算期間	3.33
第 16 中間計算期間	△2.02

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

### (4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 6 計算期間	1,062,632,229	618,844,422	1,029,006,006
第 7 計算期間	10,958,707,170	5,416,579,513	6,571,133,663
第 8 計算期間	11,722,161,605	13,296,069,721	4,997,225,547
第 9 計算期間	13,152,564,662	14,744,528,490	3,405,261,719
第 10 計算期間	53,110,350,693	30,121,037,417	26,394,574,995
第 11 計算期間	43,402,169,736	66,346,511,367	3,450,233,364
第 12 計算期間	21,151,850,418	7,030,646,012	17,571,437,770
第 13 計算期間	70,704,572,552	87,993,817,121	282,193,201
第 14 計算期間	67,607,770,557	14,675,443,777	53,214,519,981
第 15 計算期間	59,786,772,843	111,785,153,622	1,216,139,202
第 16 中間計算期間	1,803,752,765	1,108,234,732	1,911,657,235

### 【ファンド・マネジャー（国内債券）】

#### (1)【投資状況】

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	25,321,621	99.99
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	1,269	0.01
純資産総額		25,322,890	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2) 【投資資産】

## ① 【投資有価証券の主要銘柄】

## a 評価額上位30銘柄

令和4年9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券インデックスマザーファンド	26,784,029	0.9608	25,734,096	0.9454	25,321,621	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和4年9月30日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

## ② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## ③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## ① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年9月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6計算期間末日 (平成25年3月25日)	781,297,681	781,297,681	11,287	11,287
第7計算期間末日 (平成26年3月25日)	10,139,595,077	10,139,595,077	11,348	11,348
第8計算期間末日 (平成27年3月25日)	14,084,557,133	14,084,557,133	11,686	11,686

第9 計算期間末日	(平成 28 年 3 月 25 日)	29,753,701,905	29,753,701,905	12,276	12,276
第10 計算期間末日	(平成 29 年 3 月 27 日)	72,464,570,004	72,464,570,004	12,067	12,067
第11 計算期間末日	(平成 30 年 3 月 26 日)	115,430,803,454	115,430,803,454	12,146	12,146
第12 計算期間末日	(平成 31 年 3 月 25 日)	140,816,567,507	140,816,567,507	12,325	12,325
第13 計算期間末日	(令和 2 年 3 月 25 日)	195,494,408,123	195,494,408,123	12,275	12,275
第14 計算期間末日	(令和 3 年 3 月 25 日)	40,651,530	40,651,530	12,187	12,187
第15 計算期間末日	(令和 4 年 3 月 25 日)	37,697,967	37,697,967	11,951	11,951
	令和 3 年 9 月末日	39,297,708	—	12,195	—
	10 月末日	39,245,600	—	12,178	—
	11 月末日	38,497,684	—	12,204	—
	12 月末日	38,407,176	—	12,176	—
	令和 4 年 1 月末日	38,123,917	—	12,086	—
	2 月末日	37,928,155	—	12,024	—
	3 月末日	37,814,047	—	11,988	—
	4 月末日	38,614,789	—	11,955	—
	5 月末日	38,549,661	—	11,935	—
	6 月末日	25,499,999	—	11,822	—
	7 月末日	25,663,645	—	11,898	—
	8 月末日	25,598,773	—	11,868	—
	9 月末日	25,322,890	—	11,740	—

## ② 【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第6 計算期間	0 円
第7 計算期間	0 円
第8 計算期間	0 円
第9 計算期間	0 円
第10 計算期間	0 円
第11 計算期間	0 円
第12 計算期間	0 円
第13 計算期間	0 円
第14 計算期間	0 円
第15 計算期間	0 円

## ③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第6 計算期間	3.51
第7 計算期間	0.54

第 8 計算期間	2.97
第 9 計算期間	5.04
第 10 計算期間	△1.70
第 11 計算期間	0.65
第 12 計算期間	1.47
第 13 計算期間	△0.40
第 14 計算期間	△0.71
第 15 計算期間	△1.93
第 16 中間計算期間	△1.39

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

#### (4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 6 計算期間	690,613,686	366,581,943	692,204,583
第 7 計算期間	14,056,952,583	5,814,162,095	8,934,995,071
第 8 計算期間	11,952,230,109	8,835,082,173	12,052,143,007
第 9 計算期間	21,035,539,453	8,851,054,717	24,236,627,743
第 10 計算期間	77,585,952,980	41,771,078,948	60,051,501,775
第 11 計算期間	102,588,707,014	67,600,626,028	95,039,582,761
第 12 計算期間	43,034,667,903	23,820,493,094	114,253,757,570
第 13 計算期間	106,743,412,408	61,741,209,056	159,255,960,922
第 14 計算期間	13,510,294,107	172,732,898,763	33,356,266
第 15 計算期間	—	1,811,951	31,544,315
第 16 中間計算期間	754,667	10,728,762	21,570,220

#### 【ファンド・マネジャー（国内リート）】

##### (1)【投資状況】

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,166,698	99.75
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	2,903	0.25
純資産総額		1,169,601	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

##### (2)【投資資産】

##### ①【投資有価証券の主要銘柄】

###### a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 9 月 30 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受 益証券	MUAM J-REITマザーファ ンド	308,080	3.7320	1,149,755	3.7870	1,166,698	99.75

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 9 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.75
合計	99.75

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和 4 年 9 月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1 万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 6 計算期間末日 (平成 25 年 3 月 25 日)	35,524,982	35,524,982	12,597	12,597
第 7 計算期間末日 (平成 26 年 3 月 25 日)	222,515,393	222,515,393	12,113	12,113
第 8 計算期間末日 (平成 27 年 3 月 25 日)	333,114,987	333,114,987	16,475	16,475
第 9 計算期間末日 (平成 28 年 3 月 25 日)	72,333,037	72,333,037	17,013	17,013
第 10 計算期間末日 (平成 29 年 3 月 27 日)	56,644,249	56,644,249	15,941	15,941
第 11 計算期間末日 (平成 30 年 3 月 26 日)	40,789,025	40,789,025	15,643	15,643
第 12 計算期間末日 (平成 31 年 3 月 25 日)	35,987,808	35,987,808	18,543	18,543
第 13 計算期間末日 (令和 2 年 3 月 25 日)	17,075,398	17,075,398	16,708	16,708
第 14 計算期間末日 (令和 3 年 3 月 25 日)	13,722,469	13,722,469	20,503	20,503
第 15 計算期間末日 (令和 4 年 3 月 25 日)	12,919,680	12,919,680	21,049	21,049
令和 3 年 9 月末日	14,101,622	—	21,888	—
10 月末日	14,285,641	—	22,174	—
11 月末日	13,022,605	—	21,217	—
12 月末日	13,454,224	—	21,920	—

令和 4 年 1 月末日	12,751,386	—	20,775	—
2 月末日	12,375,455	—	20,163	—
3 月末日	13,203,490	—	21,512	—
4 月末日	13,048,290	—	21,259	—
5 月末日	13,271,471	—	21,623	—
6 月末日	2,929,751	—	21,008	—
7 月末日	3,022,031	—	21,670	—
8 月末日	3,056,292	—	21,915	—
9 月末日	1,169,601	—	20,974	—

## ②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 6 計算期間	0 円
第 7 計算期間	0 円
第 8 計算期間	0 円
第 9 計算期間	0 円
第 10 計算期間	0 円
第 11 計算期間	0 円
第 12 計算期間	0 円
第 13 計算期間	0 円
第 14 計算期間	0 円
第 15 計算期間	0 円

## ③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 6 計算期間	85.65
第 7 計算期間	△3.84
第 8 計算期間	36.01
第 9 計算期間	3.26
第 10 計算期間	△6.30
第 11 計算期間	△1.86
第 12 計算期間	18.53
第 13 計算期間	△9.89
第 14 計算期間	22.71
第 15 計算期間	2.66
第 16 中間計算期間	2.91

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 6 計算期間	25,177,577	41,355,646	28,200,101
第 7 計算期間	245,513,657	90,018,078	183,695,680
第 8 計算期間	181,022,172	162,518,115	202,199,737
第 9 計算期間	131,620,527	291,304,611	42,515,653
第 10 計算期間	301,491	7,283,548	35,533,596
第 11 計算期間	286,407	9,745,155	26,074,848
第 12 計算期間	401,569	7,068,492	19,407,925
第 13 計算期間	715,402	9,903,170	10,220,157
第 14 計算期間	557,632	4,084,788	6,693,001
第 15 計算期間	—	555,215	6,137,786
第 16 中間計算期間	—	5,580,154	557,632

【ファンド・マネジャー（海外株式）】

(1) 【投資状況】

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	13,281,146	99.99
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	1,349	0.01
純資産総額		13,282,495	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 9 月 30 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックスマザーファンド	2,970,775	4.7128	14,000,669	4.4706	13,281,146	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 9 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99



(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年9月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6計算期間末日 (平成25年3月25日)	103,642,077	103,642,077	8,038	8,038
第7計算期間末日 (平成26年3月25日)	570,421,191	570,421,191	10,251	10,251
第8計算期間末日 (平成27年3月25日)	850,617,004	850,617,004	13,064	13,064
第9計算期間末日 (平成28年3月25日)	1,868,868,293	1,868,868,293	11,543	11,543
第10計算期間末日 (平成29年3月27日)	18,671,320,357	18,671,320,357	12,976	12,976
第11計算期間末日 (平成30年3月26日)	15,766,427,504	15,766,427,504	13,767	13,767
第12計算期間末日 (平成31年3月25日)	241,007,971	241,007,971	14,662	14,662
第13計算期間末日 (令和2年3月25日)	130,394,119	130,394,119	11,675	11,675
第14計算期間末日 (令和3年3月25日)	84,376,907	84,376,907	18,463	18,463
第15計算期間末日 (令和4年3月25日)	83,455,027	83,455,027	23,330	23,330
令和3年9月末日	81,539,338	—	21,013	—
10月末日	87,473,863	—	22,542	—
11月末日	84,249,526	—	22,446	—
12月末日	87,665,867	—	23,356	—
令和4年1月末日	77,678,660	—	21,715	—
2月末日	77,137,684	—	21,564	—
3月末日	84,819,175	—	23,849	—
4月末日	77,113,075	—	22,823	—
5月末日	76,874,668	—	22,752	—
6月末日	32,818,619	—	22,183	—
7月末日	34,099,295	—	23,048	—
8月末日	34,319,821	—	23,197	—
9月末日	13,282,495	—	22,023	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 6 計算期間	0 円
第 7 計算期間	0 円
第 8 計算期間	0 円
第 9 計算期間	0 円
第 10 計算期間	0 円
第 11 計算期間	0 円
第 12 計算期間	0 円
第 13 計算期間	0 円
第 14 計算期間	0 円
第 15 計算期間	0 円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 6 計算期間	28.71
第 7 計算期間	27.53
第 8 計算期間	27.44
第 9 計算期間	△11.64
第 10 計算期間	12.41
第 11 計算期間	6.09
第 12 計算期間	6.50
第 13 計算期間	△20.37
第 14 計算期間	58.14
第 15 計算期間	26.36
第 16 中間計算期間	△1.56

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 6 計算期間	105,189,105	580,797,937	128,933,008
第 7 計算期間	768,507,661	340,984,929	556,455,740
第 8 計算期間	590,018,422	495,368,902	651,105,260
第 9 計算期間	1,944,860,416	976,892,698	1,619,072,978
第 10 計算期間	40,555,634,136	27,786,115,546	14,388,591,568
第 11 計算期間	34,610,091,952	37,546,384,610	11,452,298,910
第 12 計算期間	10,588,404,577	21,876,324,476	164,379,011
第 13 計算期間	80,802,754,053	80,855,448,715	111,684,349
第 14 計算期間	3,611,426	69,594,562	45,701,213

第 15 計算期間	—	9,929,537	35,771,676
第 16 中間計算期間	—	29,740,442	6,031,234

## 【ファンド・マネジャー（海外債券）】

### （1）【投資状況】

令和 4 年 9 月 30 日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,594,910,892	100.00
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	129,005	0.00
純資産総額		2,595,039,897	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### （2）【投資資産】

#### ① 【投資有価証券の主要銘柄】

##### a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 9 月 30 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託受益証券	外国債券インデックスマザーファンド	1,110,692,502	2.3250	2,582,360,068	2.3363	2,594,910,892	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

##### b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 9 月 30 日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### ② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### ③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### （3）【運用実績】

#### ① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和 4 年 9 月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6計算期間末日 (平成25年3月25日)	550,022,859	550,022,859	10,084	10,084
第7計算期間末日 (平成26年3月25日)	2,442,923,383	2,442,923,383	11,305	11,305
第8計算期間末日 (平成27年3月25日)	2,078,992,250	2,078,992,250	12,858	12,858
第9計算期間末日 (平成28年3月25日)	3,385,567,243	3,385,567,243	12,251	12,251
第10計算期間末日 (平成29年3月27日)	2,624,176,810	2,624,176,810	11,597	11,597
第11計算期間末日 (平成30年3月26日)	3,778,293,600	3,778,293,600	11,888	11,888
第12計算期間末日 (平成31年3月25日)	1,713,826,601	1,713,826,601	12,228	12,228
第13計算期間末日 (令和2年3月25日)	1,443,149,594	1,443,149,594	12,948	12,948
第14計算期間末日 (令和3年3月25日)	2,980,555,115	2,980,555,115	13,301	13,301
第15計算期間末日 (令和4年3月25日)	1,414,189,036	1,414,189,036	13,614	13,614
令和3年9月末日	1,690,102,188	—	13,523	—
10月末日	1,658,334,969	—	13,809	—
11月末日	1,520,964,587	—	13,651	—
12月末日	1,463,708,143	—	13,731	—
令和4年1月末日	1,413,271,758	—	13,489	—
2月末日	1,387,250,930	—	13,242	—
3月末日	1,417,035,967	—	13,673	—
4月末日	1,412,914,894	—	13,700	—
5月末日	2,230,258,192	—	13,615	—
6月末日	3,090,272,864	—	13,933	—
7月末日	3,049,178,687	—	14,025	—
8月末日	2,831,378,966	—	13,851	—
9月末日	2,595,039,897	—	13,724	—

## ②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円

第 15 計算期間	0 円
-----------	-----

### ③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 6 計算期間	18.85
第 7 計算期間	12.10
第 8 計算期間	13.73
第 9 計算期間	△4.72
第 10 計算期間	△5.33
第 11 計算期間	2.50
第 12 計算期間	2.86
第 13 計算期間	5.88
第 14 計算期間	2.72
第 15 計算期間	2.35
第 16 中間計算期間	2.54

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

### (4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 6 計算期間	538,834,423	182,554,792	545,450,045
第 7 計算期間	4,871,087,697	3,255,602,326	2,160,935,416
第 8 計算期間	4,752,167,868	5,296,268,520	1,616,834,764
第 9 計算期間	3,450,874,324	2,304,123,919	2,763,585,169
第 10 計算期間	1,653,427,722	2,154,303,503	2,262,709,388
第 11 計算期間	4,277,158,538	3,361,749,814	3,178,118,112
第 12 計算期間	149,912,394	1,926,457,386	1,401,573,120
第 13 計算期間	1,157,264,166	1,444,245,485	1,114,591,801
第 14 計算期間	2,302,199,592	1,175,945,451	2,240,845,942
第 15 計算期間	102,210,706	1,304,298,928	1,038,757,720
第 16 中間計算期間	1,285,978,045	405,361,698	1,919,374,067

### 【ファンド・マネジャー（海外リート）】

#### (1) 【投資状況】

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	2,788,457	99.99
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	286	0.01

純資産総額	2,788,743	100.00
-------	-----------	--------

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2) 【投資資産】

### ① 【投資有価証券の主要銘柄】

#### a 評価額上位30銘柄

令和4年9月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	MUAM G-R E I Tマザーファンド	1,306,681	2.4295	3,174,582	2.1340	2,788,457	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類/業種別投資比率

令和4年9月30日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

### ② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### ③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

### ① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年9月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6計算期間末日 (平成25年3月25日)	30,187,965	30,187,965	8,386	8,386
第7計算期間末日 (平成26年3月25日)	186,735,215	186,735,215	9,257	9,257
第8計算期間末日 (平成27年3月25日)	319,056,693	319,056,693	13,352	13,352
第9計算期間末日 (平成28年3月25日)	626,723,254	626,723,254	12,253	12,253
第10計算期間末日 (平成29年3月27日)	979,998,170	979,998,170	12,357	12,357
第11計算期間末日 (平成30年3月26日)	100,108,465	100,108,465	11,299	11,299
第12計算期間末日 (平成31年3月25日)	71,025,341	71,025,341	13,814	13,814

第13 計算期間末日	(令和 2 年 3 月 25 日)	44,835,152	44,835,152	9,718	9,718
第14 計算期間末日	(令和 3 年 3 月 25 日)	29,371,874	29,371,874	14,230	14,230
第15 計算期間末日	(令和 4 年 3 月 25 日)	31,858,754	31,858,754	19,053	19,053
	令和 3 年 9 月末日	27,510,523	—	16,586	—
	10 月末日	30,904,637	—	18,014	—
	11 月末日	30,741,268	—	17,923	—
	12 月末日	34,528,997	—	19,089	—
	令和 4 年 1 月末日	32,092,263	—	17,742	—
	2 月末日	29,657,529	—	17,736	—
	3 月末日	33,333,858	—	19,935	—
	4 月末日	33,755,381	—	20,254	—
	5 月末日	25,062,827	—	18,700	—
	6 月末日	10,696,637	—	18,193	—
	7 月末日	8,828,027	—	19,171	—
	8 月末日	5,251,968	—	18,725	—
	9 月末日	2,788,743	—	16,622	—

## ②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 6 計算期間	0 円
第 7 計算期間	0 円
第 8 計算期間	0 円
第 9 計算期間	0 円
第 10 計算期間	0 円
第 11 計算期間	0 円
第 12 計算期間	0 円
第 13 計算期間	0 円
第 14 計算期間	0 円
第 15 計算期間	0 円

## ③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 6 計算期間	33.98
第 7 計算期間	10.38
第 8 計算期間	44.23
第 9 計算期間	△8.23
第 10 計算期間	0.84
第 11 計算期間	△8.56

第 12 計算期間	22.25
第 13 計算期間	△29.65
第 14 計算期間	46.42
第 15 計算期間	33.89
第 16 中間計算期間	△5.41

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

#### (4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 6 計算期間	30,823,393	68,759,554	35,999,815
第 7 計算期間	296,033,854	130,311,693	201,721,976
第 8 計算期間	203,730,020	166,500,355	238,951,641
第 9 計算期間	523,828,564	251,296,616	511,483,589
第 10 計算期間	546,348,505	264,739,347	793,092,747
第 11 計算期間	60,696,248	765,189,425	88,599,570
第 12 計算期間	28,145,446	65,327,754	51,417,262
第 13 計算期間	22,658,771	27,941,105	46,134,928
第 14 計算期間	5,140,846	30,635,140	20,640,634
第 15 計算期間	1,932,848	5,852,162	16,721,320
第 16 中間計算期間	—	15,043,619	1,677,701

(参考)

#### TOPIXマザーファンド

##### 投資状況

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
株式	日本	760,493,247,860	98.76
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	9,584,983,888	1.24
純資産総額		770,078,231,748	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

##### その他の資産の投資状況

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	建別	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	11,346,480,000	1.47

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。



投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

令和4年9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	14,776,000	2,173.24	32,111,833,339	1,876.00	27,719,776,000	3.60
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	2,030,400	12,497.27	25,374,471,219	9,286.00	18,854,294,400	2.45
日本	株式	キーエンス	電気機器	293,700	55,228.72	16,220,675,390	47,900.00	14,068,230,000	1.83
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	3,564,900	3,679.20	13,115,980,461	3,906.00	13,924,499,400	1.81
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	18,712,000	782.20	14,636,638,000	651.50	12,190,868,000	1.58
日本	株式	任天堂	その他製品	1,829,600	6,412.94	11,733,123,500	5,854.00	10,710,478,400	1.39
日本	株式	KDDI	情報・通信業	2,318,700	4,154.61	9,633,314,270	4,243.00	9,838,244,100	1.28
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	2,547,600	3,650.73	9,300,601,593	3,767.00	9,596,809,200	1.25
日本	株式	日立製作所	電気機器	1,558,900	6,265.49	9,767,286,536	6,114.00	9,531,114,600	1.24
日本	株式	第一三共	医薬品	2,351,200	2,870.05	6,748,079,719	4,042.00	9,503,550,400	1.23
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	1,907,200	5,397.13	10,293,418,954	4,900.00	9,345,280,000	1.21
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	2,218,600	5,322.39	11,808,274,989	4,161.00	9,231,594,600	1.20
日本	株式	HOYA	精密機器	617,700	13,974.16	8,631,842,394	13,880.00	8,573,676,000	1.11
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2,074,500	4,149.38	8,607,899,766	4,024.00	8,347,788,000	1.08
日本	株式	三菱商事	卸売業	2,093,100	4,606.67	9,642,226,524	3,968.00	8,305,420,800	1.08
日本	株式	ダイキン工業	機械	354,000	22,882.19	8,100,298,796	22,295.00	7,892,430,000	1.02
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	2,369,700	3,444.98	8,163,591,892	3,137.00	7,433,748,900	0.97
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	205,700	60,185.15	12,380,087,064	35,700.00	7,343,490,000	0.95
日本	株式	信越化学工業	化学	503,100	18,733.90	9,425,025,100	14,330.00	7,209,423,000	0.94
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	4,817,300	1,508.14	7,265,170,020	1,446.50	6,968,224,450	0.90
日本	株式	三井物産	卸売業	2,243,500	3,350.03	7,515,807,870	3,089.00	6,930,171,500	0.90
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	2,668,700	2,452.82	6,545,848,139	2,565.00	6,845,215,500	0.89
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,913,900	4,135.64	7,915,203,172	3,501.00	6,700,563,900	0.87
日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	329,400	23,147.43	7,624,766,452	19,705.00	6,490,827,000	0.84
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	1,070,400	5,468.71	5,853,715,680	5,806.00	6,214,742,400	0.81
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	3,832,900	1,624.08	6,224,942,046	1,562.50	5,988,906,250	0.78
日本	株式	村田製作所	電気機器	884,100	8,302.94	7,340,630,533	6,632.00	5,863,351,200	0.76
日本	株式	日本電産	電気機器	720,000	9,677.11	6,967,522,304	8,130.00	5,853,600,000	0.76
日本	株式	ファナック	電気機器	284,500	21,942.73	6,242,709,382	20,260.00	5,763,970,000	0.75
日本	株式	SMC	機械	94,900	68,555.58	6,505,924,727	58,220.00	5,525,078,000	0.72

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 9 月 30 日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式	水産・農林業	0.10
	鉱業	0.29
	建設業	2.24
	食料品	3.54
	繊維製品	0.47
	パルプ・紙	0.19
	化学	6.08
	医薬品	5.65
	石油・石炭製品	0.51
	ゴム製品	0.69
	ガラス・土石製品	0.72
	鉄鋼	0.80
	非鉄金属	0.74
	金属製品	0.57
	機械	5.15
	電気機器	16.36
	輸送用機器	7.51
	精密機器	2.81
	その他製品	2.53
	電気・ガス業	1.24
	陸運業	3.31
	海運業	0.51
	空運業	0.48
	倉庫・運輸関連業	0.16
	情報・通信業	9.15
	卸売業	5.58
	小売業	4.64
	銀行業	5.28
	証券、商品先物取引業	0.73
	保険業	2.24
その他金融業	1.13	
不動産業	2.01	
サービス業	5.40	
	小計	98.76
合計		98.76

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額

の比率です。

### 投資不動産物件

該当事項はありません。

### その他投資資産の主要なもの

令和 4 年 9 月 30 日現在

資産の種類	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	大阪取引所	TOPIX 22年12月限	買建	618	円	11,659,989,900	11,346,480,000	1.47

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

### 国内債券インデックスマザーファンド

#### 投資状況

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
国債証券	日本	189,324,009,670	83.17
地方債証券	日本	13,051,609,960	5.73
特殊債券	日本	10,190,369,190	4.48
社債券	日本	14,279,803,100	6.27
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	793,402,917	0.35
純資産総額		227,639,194,837	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### その他の資産の投資状況

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	建別	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
債券先物取引	買建	日本	296,600,000	0.13

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

##### a 評価額上位30銘柄

令和 4 年 9 月 30 日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資比率 (%)
日本	国債証券	第363回利付国債(10年)	4,840,000,000	98.85	4,784,666,900	98.46	4,765,899,600	0.100000	2031/6/20	2.09

日本	国債証券	第138回利付国債(5年)	3,170,000,000	100.27	3,178,654,100	100.24	3,177,703,100	0.100000	2023/12/20	1.40
日本	国債証券	第140回利付国債(5年)	2,940,000,000	100.31	2,949,261,000	100.26	2,947,791,000	0.100000	2024/6/20	1.29
日本	国債証券	第146回利付国債(5年)	2,920,000,000	100.45	2,933,387,000	100.43	2,932,672,800	0.100000	2025/12/20	1.29
日本	国債証券	第145回利付国債(5年)	2,920,000,000	100.45	2,933,227,600	100.41	2,932,118,000	0.100000	2025/9/20	1.29
日本	国債証券	第362回利付国債(10年)	2,960,000,000	98.51	2,915,956,400	98.55	2,917,168,800	0.100000	2031/3/20	1.28
日本	国債証券	第361回利付国債(10年)	2,770,000,000	98.99	2,742,240,000	98.63	2,732,134,100	0.100000	2030/12/20	1.20
日本	国債証券	第143回利付国債(5年)	2,520,000,000	100.41	2,530,349,200	100.36	2,529,298,800	0.100000	2025/3/20	1.11
日本	国債証券	第150回利付国債(5年)	2,520,000,000	100.02	2,520,579,600	99.93	2,518,387,200	0.005000	2026/12/20	1.11
日本	国債証券	第367回利付国債(10年)	2,390,000,000	99.85	2,386,519,400	99.57	2,379,794,700	0.200000	2032/6/20	1.05
日本	国債証券	第360回利付国債(10年)	2,320,000,000	99.16	2,300,598,000	98.75	2,291,023,200	0.100000	2030/9/20	1.01
日本	国債証券	第144回利付国債(5年)	2,270,000,000	100.43	2,279,761,000	100.39	2,278,921,100	0.100000	2025/6/20	1.00
日本	国債証券	第345回利付国債(10年)	2,200,000,000	100.46	2,210,120,000	100.33	2,207,392,000	0.100000	2026/12/20	0.97
日本	国債証券	第357回利付国債(10年)	2,170,000,000	99.21	2,152,885,300	99.18	2,152,271,100	0.100000	2029/12/20	0.95
日本	国債証券	第350回利付国債(10年)	2,150,000,000	100.20	2,154,300,000	99.97	2,149,398,000	0.100000	2028/3/20	0.94
日本	国債証券	第354回利付国債(10年)	2,150,000,000	99.83	2,146,345,000	99.61	2,141,744,000	0.100000	2029/3/20	0.94
日本	国債証券	第344回利付国債(10年)	2,110,000,000	100.45	2,119,642,700	100.37	2,117,933,600	0.100000	2026/9/20	0.93
日本	国債証券	第348回利付国債(10年)	2,020,000,000	100.34	2,026,868,000	100.12	2,022,484,600	0.100000	2027/9/20	0.89
日本	国債証券	第359回利付国債(10年)	2,030,000,000	99.20	2,013,760,000	98.82	2,006,188,100	0.100000	2030/6/20	0.88
日本	国債証券	第347回利付国債(10年)	1,950,000,000	100.40	1,957,936,500	100.18	1,953,646,500	0.100000	2027/6/20	0.86
日本	国債証券	第438回利付国債(2年)	1,950,000,000	100.17	1,953,483,500	100.10	1,952,028,000	0.005000	2024/7/1	0.86
日本	国債証券	第351回利付国債(10年)	1,950,000,000	100.12	1,952,340,000	99.88	1,947,777,000	0.100000	2028/6/20	0.86
日本	国債証券	第353回利付国債(10年)	1,913,000,000	99.92	1,911,636,920	99.72	1,907,681,860	0.100000	2028/12/20	0.84
日本	国債証券	第343回利付国債(10年)	1,840,000,000	100.47	1,848,684,800	100.40	1,847,507,200	0.100000	2026/6/20	0.81
日本	国債証券	第352回利付国債(10年)	1,840,000,000	100.03	1,840,726,000	99.79	1,836,172,800	0.100000	2028/9/20	0.81
日本	国債証券	第142回利付国債(5年)	1,823,000,000	100.37	1,829,796,300	100.33	1,829,052,360	0.100000	2024/12/20	0.80
日本	国債証券	第137回利付国債(20年)	1,600,000,000	114.28	1,828,624,000	113.48	1,815,680,000	1.700000	2032/6/20	0.80
日本	国債証券	第349回利付国債(10年)	1,780,000,000	100.27	1,784,966,200	100.05	1,780,907,800	0.100000	2027/12/20	0.78
日本	国債証券	第356回利付国債(10年)	1,780,000,000	99.56	1,772,221,400	99.38	1,768,981,800	0.100000	2029/9/20	0.78
日本	国債証券	第149回利付国債(5年)	1,760,000,000	100.04	1,760,704,000	100.00	1,760,000,000	0.005000	2026/9/20	0.77

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 9 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	83.17
地方債証券	5.73
特殊債券	4.48
社債券	6.27
合計	99.65

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

令和 4 年 9 月 30 日現在

資産の種類	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
債券先物取引	大阪取引所	長期国債先物 2 2 年 1 2 月限	買建	2	円	297,642,200	296,600,000	0.13

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

MUAM J-REITマザーファンド

投資状況

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
投資証券	日本	16,681,585,000	97.88
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	361,003,541	2.12
純資産総額		17,042,588,541	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 9 月 30 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	1,900	652,340.92	1,239,447,748	636,000	1,208,400,000	7.09
日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	9,300	96,176.48	894,441,344	108,800	1,011,840,000	5.94
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	1,400	606,000	848,400,000	597,000	835,800,000	4.90
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	5,200	154,804.64	804,984,167	159,700	830,440,000	4.87

日本	投資証券	GLP投資法人	4,800	179,000	859,200,000	160,100	768,480,000	4.51
日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	2,300	351,000	807,300,000	316,500	727,950,000	4.27
日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	2,400	313,873.65	753,296,761	301,000	722,400,000	4.24
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	3,600	166,925.85	600,933,060	185,000	666,000,000	3.91
日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	14,000	40,090.3	561,264,286	45,600	638,400,000	3.75
日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	8,700	61,792.57	537,595,428	72,100	627,270,000	3.68
日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	3,900	130,557.79	509,175,401	149,500	583,050,000	3.42
日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	1,400	328,000	459,200,000	354,500	496,300,000	2.91
日本	投資証券	ケネディクス・オフィス投資法人	650	675,468.86	439,054,761	681,000	442,650,000	2.60
日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	1,100	376,897.34	414,587,074	393,000	432,300,000	2.54
日本	投資証券	アクティブア・プロパティーズ投資法人	1,000	407,899.55	407,899,551	423,000	423,000,000	2.48
日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	600	622,122.45	373,273,470	656,000	393,600,000	2.31
日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人	2,100	157,836.08	331,455,769	165,500	347,550,000	2.04
日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	700	531,767.03	372,236,921	495,000	346,500,000	2.03
日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人	2,000	172,497.63	344,995,260	161,900	323,800,000	1.90
日本	投資証券	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	1,500	199,671.17	299,506,760	214,200	321,300,000	1.89
日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人	600	475,200.23	285,120,138	533,000	319,800,000	1.88
日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	950	312,401.93	296,781,841	329,000	312,550,000	1.83
日本	投資証券	イオンリート投資法人	2,000	145,537.88	291,075,775	156,000	312,000,000	1.83
日本	投資証券	産業ファンド投資法人	1,700	175,300	298,010,000	164,100	278,970,000	1.64
日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人	3,400	75,000	255,000,000	81,200	276,080,000	1.62
日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人	370	694,000	256,780,000	672,000	248,640,000	1.46
日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人	1,500	137,100	205,650,000	156,300	234,450,000	1.38
日本	投資証券	大和証券リビング投資法人	2,000	110,200	220,400,000	114,800	229,600,000	1.35
日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	700	304,500	213,150,000	310,500	217,350,000	1.28
日本	投資証券	スターツプロシード投資法人	700	250,482.53	175,337,774	252,600	176,820,000	1.04

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和4年9月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資証券	97.88
合計	97.88

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### 外国株式インデックスマザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
株式	アメリカ	1,236,522,059,903	70.64
	イギリス	73,774,091,710	4.21
	カナダ	63,480,963,506	3.63
	スイス	51,218,721,877	2.93
	フランス	49,141,089,512	2.81
	オーストラリア	37,229,089,155	2.13
	ドイツ	35,508,335,013	2.03
	オランダ	25,622,313,476	1.46
	スウェーデン	15,974,405,761	0.91
	香港	13,333,401,074	0.76
	デンマーク	12,555,444,252	0.72
	スペイン	11,519,640,654	0.66
	イタリア	7,886,208,811	0.45
	シンガポール	5,971,100,632	0.34
	フィンランド	4,761,019,743	0.27
	ベルギー	3,787,712,920	0.22
	ノルウェー	3,768,542,837	0.22
	アイルランド	2,777,388,931	0.16
	イスラエル	2,686,907,918	0.15
	ルクセンブルグ	1,105,127,544	0.06
ポルトガル	898,968,162	0.05	
ニュージーランド	826,095,061	0.05	
オーストリア	814,546,210	0.05	
小計		1,661,163,174,662	94.89
投資証券	アメリカ	34,655,850,854	1.98
	オーストラリア	1,959,629,936	0.11
	シンガポール	758,616,712	0.04
	イギリス	663,392,884	0.04
	香港	545,297,130	0.03
	フランス	510,357,519	0.03
	カナダ	159,270,367	0.01
	ベルギー	119,622,052	0.01
小計		39,372,037,454	2.25
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	49,994,815,540	2.86
純資産総額		1,750,530,027,656	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	建別	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	40,825,615,363	2.33
	買建	カナダ	1,868,392,028	0.11
	買建	ドイツ	5,883,537,264	0.34
	買建	オーストラリア	1,587,567,299	0.09
	買建	イギリス	2,213,175,395	0.13
	買建	スイス	1,609,837,555	0.09

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 9 月 30 日現在

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4,374,412	21,228.47	92,862,115,241	20,632.52	90,255,181,573	5.16
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	1,920,081	37,649.31	72,289,725,039	34,392.37	66,036,145,782	3.77
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	2,475,063	15,476.26	38,304,741,651	16,624.18	41,145,912,624	2.35
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	714,015	35,693.88	25,485,968,126	38,839.49	27,731,978,524	1.58
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	1,627,720	16,280.98	26,500,890,275	14,107.39	22,962,881,176	1.31
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	1,524,080	15,916.50	24,258,030,797	14,204.41	21,648,661,613	1.24
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	253,439	70,879.50	17,963,630,465	73,683.67	18,674,316,224	1.07
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	710,783	25,456.18	18,093,824,828	23,825.58	16,934,823,839	0.97
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	1,138,168	12,630.83	14,376,007,167	12,841.75	14,616,069,825	0.83
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	各種金融	347,384	44,527.80	15,468,248,044	39,037.87	13,561,134,836	0.77
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	619,709	26,814.46	16,617,166,102	19,753.53	12,241,441,624	0.70
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	794,671	17,069.70	13,564,801,724	15,373.02	12,216,500,805	0.70
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用	648,076	21,872.27	14,174,895,011	18,637.04	12,078,222,872	0.69



			品・パーソナル用品							
スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	759,778	17,899.83	13,599,900,562	15,832.68	12,029,325,592	0.69	
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	677,019	23,967.61	16,226,534,074	17,695.78	11,980,380,634	0.68	
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	444,838	28,589.30	12,717,610,707	26,074.48	11,598,923,360	0.66	
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	278,021	41,044.21	11,411,154,496	40,304.96	11,205,627,314	0.64	
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	504,063	23,401.56	11,795,862,104	20,964.14	10,567,249,166	0.60	
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	218,266	42,170.38	9,204,362,027	47,788.74	10,430,658,893	0.60	
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	478,263	21,908.89	10,478,215,234	20,667.28	9,884,396,865	0.56	
アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	ソフトウェア・サービス	234,874	47,211.43	11,088,738,984	41,527.16	9,753,651,047	0.56	
アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,516,084	7,186.01	10,894,607,033	6,394.80	9,695,068,518	0.55	
アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・タバコ	1,113,669	9,250.64	10,302,157,251	8,191.90	9,123,066,974	0.52	
アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	373,159	24,651.68	9,198,997,176	24,126.79	9,003,130,360	0.51	
スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	189,027	48,576.63	9,182,295,452	47,582.74	8,994,423,539	0.51	
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	1,962,918	5,093.95	9,999,018,576	4,439.87	8,715,109,770	0.50	
アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	683,716	12,938.09	8,845,981,843	12,546.33	8,578,132,306	0.49	
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	食品・生活必需品 小売り	119,403	70,750.21	8,447,788,339	69,361.09	8,281,922,683	0.47	
アメリカ	株式	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	105,732	75,822.65	8,016,880,840	74,810.29	7,909,842,016	0.45	
アメリカ	株式	WALMART INC	食品・生活必需品 小売り	408,448	20,930.25	8,548,919,807	19,151.12	7,822,237,683	0.45	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 9 月 30 日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式	エネルギー	5.30
	素材	3.99
	資本財	5.79
	商業・専門サービス	1.20
	運輸	1.86
	自動車・自動車部品	2.35
	耐久消費財・アパレル	1.52
	消費者サービス	1.81
	メディア・娯楽	5.32
	小売	4.89
	食品・生活必需品小売り	1.56
	食品・飲料・タバコ	4.31
	家庭用品・パーソナル用品	1.76
	ヘルスケア機器・サービス	4.83
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	9.01
	銀行	5.67
	各種金融	4.54
	保険	3.10
	不動産	0.33
	ソフトウェア・サービス	10.64
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.55	
電気通信サービス	1.44	
公益事業	3.19	
半導体・半導体製造装置	3.95	
	小計	94.89
投資証券	—	2.25
合計		97.14

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

令和 4 年 9 月 30 日現在

資産の	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額 (円)	評価金額	評価金額 (円)	投資比率
-----	----	------	-------	----	----	----	------	----------	------	----------	------

種類											(%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	SP EMINI2212	買建	1,543	アメリカドル	307,292,439.79	44,499,018,205	281,925,387.5	40,825,615,363	2.33
	カナダ	モントリオール取引所	SP/TSE602212	買建	79	カナダドル	18,610,293.25	1,968,969,026	17,659,660	1,868,392,028	0.11
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO ST 2212	買建	1,265	ユーロ	44,818,881	6,378,623,144	41,340,200	5,883,537,264	0.34
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI 200 2212	買建	103	オーストラリアドル	17,680,458.25	1,664,968,753	16,858,525	1,587,567,299	0.09
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	FTSE100 2212	買建	199	イギリスポンド	14,564,358.75	2,355,348,096	13,685,230	2,213,175,395	0.13
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SWISS IX2212	買建	107	スイスフラン	11,497,387.95	1,708,281,901	10,834,820	1,609,837,555	0.09

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

## 外国債券インデックスマザーファンド

### 投資状況

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	169,281,968,675	52.18
	フランス	26,779,749,526	8.25
	イタリア	23,713,782,829	7.31
	ドイツ	19,694,135,491	6.07
	スペイン	15,903,164,350	4.90
	イギリス	13,403,679,863	4.13
	中国	9,018,283,707	2.78
	カナダ	6,549,710,778	2.02
	ベルギー	6,023,128,813	1.86
	オランダ	5,120,432,393	1.58
	オーストラリア	4,824,826,100	1.49
	オーストリア	4,102,395,759	1.26
	メキシコ	2,631,315,575	0.81
	アイルランド	2,014,070,678	0.62
	フィンランド	1,752,933,365	0.54
	マレーシア	1,622,657,548	0.50
	シンガポール	1,391,078,068	0.43
	ポーランド	1,289,485,832	0.40
	イスラエル	1,196,746,773	0.37
	デンマーク	1,083,776,909	0.33
スウェーデン	776,599,978	0.24	

	ノルウェー	643,877,249	0.20
	小計	318,817,800,259	98.27
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	5,624,335,254	1.73
純資産総額		324,442,135,513	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### a 評価額上位30銘柄

令和4年9月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	0.75 T-NOTE 260331	14,600,000	13,355.82	1,949,950,640	12,882.43	1,880,835,270	0.750000	2026/3/31	0.58
アメリカ	国債証券	2.75 T-NOTE 231115	13,040,000	14,547.74	1,897,026,386	14,241.72	1,857,120,821	2.750000	2023/11/15	0.57
アメリカ	国債証券	1.25 T-NOTE 310815	14,130,000	12,539.44	1,771,823,757	11,759.59	1,661,630,092	1.250000	2031/8/15	0.51
アメリカ	国債証券	1.375 T-NOTE 311115	13,900,000	12,610.29	1,752,831,051	11,820.11	1,642,996,159	1.375000	2031/11/15	0.51
アメリカ	国債証券	2 T-NOTE 240531	11,730,000	14,293.19	1,676,592,305	13,956.06	1,637,046,278	2.000000	2024/5/31	0.50
アメリカ	国債証券	2.875 T-NOTE 280815	11,510,000	14,417.64	1,659,471,011	13,643.25	1,570,338,248	2.875000	2028/8/15	0.48
アメリカ	国債証券	2.875 T-NOTE 320515	11,580,000	14,523.88	1,681,866,058	13,447.53	1,557,224,170	2.875000	2032/5/15	0.48
アメリカ	国債証券	1.875 T-NOTE 320215	12,300,000	13,194.58	1,622,934,315	12,325.25	1,516,006,272	1.875000	2032/2/15	0.47
アメリカ	国債証券	1.625 T-NOTE 310515	12,350,000	13,013.15	1,607,124,549	12,212.68	1,508,266,857	1.625000	2031/5/15	0.46
アメリカ	国債証券	0.875 T-NOTE 301115	12,980,000	12,277.73	1,593,650,453	11,585.93	1,503,853,886	0.875000	2030/11/15	0.46
アメリカ	国債証券	1.125 T-NOTE 310215	12,380,000	12,504.86	1,548,102,114	11,766.94	1,456,747,645	1.125000	2031/2/15	0.45
アメリカ	国債証券	2.125 T-NOTE 240331	10,160,000	14,357.68	1,458,740,820	14,031.86	1,425,637,254	2.125000	2024/3/31	0.44
アメリカ	国債証券	0.625 T-NOTE 300815	12,260,000	12,061.08	1,478,689,528	11,394.17	1,396,925,388	0.625000	2030/8/15	0.43
アメリカ	国債証券	0.375 T-NOTE 240915	10,000,000	13,709.43	1,370,943,422	13,451.49	1,345,149,141	0.375000	2024/9/15	0.41
アメリカ	国債証券	0.375 T-NOTE 251130	10,150,000	13,273.30	1,347,240,680	12,863.20	1,305,614,878	0.375000	2025/11/30	0.40
アメリカ	国債証券	2.5 T-NOTE 240515	9,100,000	14,443.66	1,314,373,621	14,079.37	1,281,223,444	2.500000	2024/5/15	0.39
アメリカ	国債証券	0.875 T-NOTE 260930	10,000,000	13,284.62	1,328,462,050	12,773.82	1,277,382,586	0.875000	2026/9/30	0.39
アメリカ	国債証券	0.125 T-NOTE 231015	9,200,000	14,021.68	1,289,994,632	13,874.60	1,276,463,948	0.125000	2023/10/15	0.39
アメリカ	国債証券	0.125 T-NOTE 240115	9,100,000	13,917.59	1,266,501,472	13,724.14	1,248,896,875	0.125000	2024/1/15	0.38
アメリカ	国債証券	1.25 T-NOTE 280331	9,950,000	13,160.74	1,309,493,637	12,532.28	1,246,962,585	1.250000	2028/3/31	0.38
アメリカ	国債証券	2.25 T-NOTE 240131	8,750,000	14,405.20	1,260,455,088	14,114.44	1,235,014,347	2.250000	2024/1/31	0.38

アメリカ	国債証券	2.375 T-NOTE 240815	8,390,000	14,306.18	1,200,288,910	13,999.05	1,174,520,648	2.375000	2024/8/15	0.36
アメリカ	国債証券	0.625 T-NOTE 271231	9,630,000	12,764.77	1,229,247,855	12,174.22	1,172,377,574	0.625000	2027/12/31	0.36
アメリカ	国債証券	0.125 T-NOTE 231215	8,500,000	13,949.27	1,185,688,440	13,788.06	1,171,985,228	0.125000	2023/12/15	0.36
アメリカ	国債証券	2.75 T-NOTE 240215	8,260,000	14,521.72	1,199,494,718	14,183.46	1,171,553,854	2.750000	2024/2/15	0.36
アメリカ	国債証券	3 T-NOTE 251031	8,300,000	14,559.06	1,208,402,115	13,992.26	1,161,358,099	3.000000	2025/10/31	0.36
アメリカ	国債証券	2.75 T-NOTE 280215	8,490,000	14,344.87	1,217,880,193	13,601.95	1,154,806,237	2.750000	2028/2/15	0.36
アメリカ	国債証券	2.75 T-NOTE 250831	8,250,000	14,434.61	1,190,855,782	13,906.28	1,147,268,538	2.750000	2025/8/31	0.35
アメリカ	国債証券	2 T-NOTE 250215	8,110,000	14,178.93	1,149,911,659	13,763.73	1,116,239,149	2.000000	2025/2/15	0.34
アメリカ	国債証券	2.875 T-NOTE 250615	7,800,000	14,436.58	1,126,053,949	13,985.47	1,090,867,306	2.875000	2025/6/15	0.34

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 9 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	98.27
合計	98.27

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### MUAM G-REITマザーファンド

#### 投資状況

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
投資証券	アメリカ	60,871,569,266	75.57
	オーストラリア	4,887,993,851	6.07
	イギリス	3,427,040,702	4.25
	シンガポール	2,824,161,934	3.51
	カナダ	1,417,841,010	1.76
	香港	1,171,021,223	1.45
	フランス	1,125,664,713	1.40
	ベルギー	797,596,974	0.99
	ニュージーランド	311,592,044	0.39

	スペイン	275,899,929	0.34
	韓国	192,013,347	0.24
	オランダ	129,982,409	0.16
	イスラエル	119,715,577	0.15
	ドイツ	33,751,064	0.04
	アイルランド	27,950,992	0.03
	イタリア	8,550,254	0.01
	小計	77,622,345,289	96.37
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	2,926,296,938	3.63
純資産総額		80,548,642,227	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## その他の資産の投資状況

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	建別	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
不動産投信指数先物取引	買建	アメリカ	2,988,554,025	3.71

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 9 月 30 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	342,907	22,544.66	7,730,722,242	14,653.32	5,024,727,339	6.24
アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	42,182	113,930.83	4,805,830,524	81,294.88	3,429,180,877	4.26
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	73,177	51,788.28	3,789,710,990	41,631.42	3,046,462,926	3.78
アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	286,381	10,237.63	2,931,864,382	8,391.73	2,403,234,750	2.98
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	214,819	12,481.43	2,681,249,224	9,170.81	1,970,065,802	2.45
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	151,867	22,384.40	3,399,452,270	12,906.91	1,960,134,506	2.43
アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	446,179	4,333.61	1,933,569,786	4,255.96	1,898,922,609	2.36
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	133,150	23,373.53	3,112,186,239	14,033.53	1,868,565,465	2.32
アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	64,815	35,834.53	2,322,615,359	26,283.01	1,703,533,617	2.11
アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	62,049	31,119.51	1,930,934,947	24,448.27	1,516,990,848	1.88
アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	156,930	12,973.23	2,035,889,585	9,589.31	1,504,851,705	1.87
アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	69,026	30,316.93	2,092,656,680	20,047.49	1,383,798,487	1.72
アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	268,860	6,316.55	1,698,268,292	4,906.16	1,319,070,930	1.64
アメリカ	投資証券	DUKE REALTY CORP	178,486	8,970.84	1,601,169,589	6,946.53	1,239,859,371	1.54
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	788,445	2,411.59	1,901,406,160	1,528.37	1,205,042,860	1.50
アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	53,535	31,733.90	1,698,874,714	22,245.71	1,190,924,203	1.48

アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	57,193	28,559.04	1,633,377,705	19,417.57	1,110,549,247	1.38
アメリカ	投資証券	VENTAS INC	185,495	7,658.12	1,420,544,680	5,741.71	1,065,059,702	1.32
アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	30,208	50,017.58	1,510,931,217	34,560.35	1,043,999,192	1.30
香港	投資証券	LINK REIT	981,700	1,264.40	1,241,270,413	1,000.91	982,595,801	1.22
アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	96,361	11,794.56	1,136,535,761	9,958.58	959,619,084	1.19
アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	134,763	7,295.62	983,180,019	6,344.12	854,953,466	1.06
アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	49,435	24,423.95	1,207,398,392	17,119.43	846,299,427	1.05
アメリカ	投資証券	UDR INC	141,738	8,461.40	1,199,302,955	5,948.79	843,170,277	1.05
アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	250,590	5,102.72	1,278,691,238	3,269.80	819,381,638	1.02
アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	333,022	2,586.78	861,457,230	2,286.54	761,471,421	0.95
アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	287,808	3,559.75	1,024,525,195	2,618.16	753,528,775	0.94
アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	118,466	7,014.68	831,001,343	6,309.37	747,446,028	0.93
アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	81,187	12,011.67	975,191,838	9,020.21	732,324,187	0.91
アメリカ	投資証券	BOSTON PROPERTIES INC	66,553	17,301.41	1,151,460,764	10,814.41	719,731,482	0.89

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 9 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
投資証券	96.37
合計	96.37

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

令和 4 年 9 月 30 日現在

資産の種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額 (円)	評価金額	評価金額 (円)	投資比率 (%)
不動産 投信指 数先物 取引	アメリカ	シカゴ商品 取引所	DJREIT2212	買建	656	アメリカ ドル	22,775,328.8	3,298,095,363	20,637,760	2,988,554,025	3.71

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

#### 《参考情報》

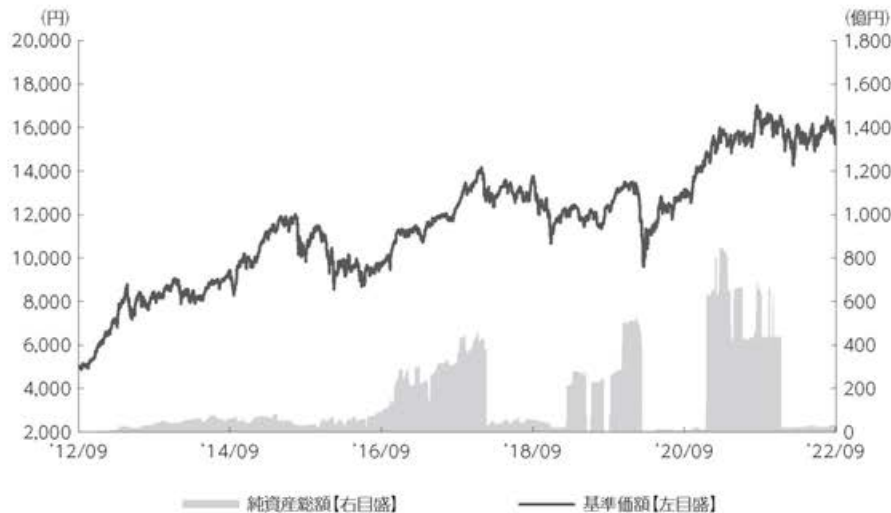


# 運用実績

2022年9月30日現在

## ファンド・マネジャー(国内株式)

### ■基準価額・純資産の推移 2012年9月28日～2022年9月30日



●基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

### ■基準価額・純資産

基準価額	15,236円
純資産総額	27.2億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

### ■分配の推移

2022年3月	0円
2021年3月	0円
2020年3月	0円
2019年3月	0円
2018年3月	0円
2017年3月	0円
設定来累計	0円

●分配金は1万口当たり、税引前

## ■主要な資産の状況

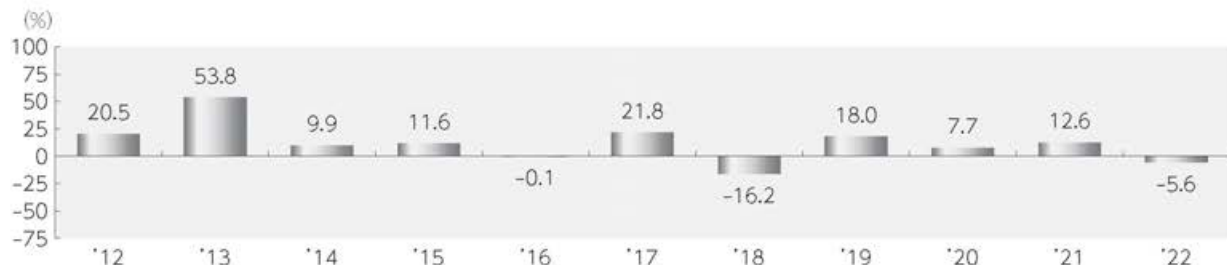
組入上位業種	比率
1 電気機器	16.4%
2 情報・通信業	9.1%
3 輸送用機器	7.5%
4 化学	6.1%
5 医薬品	5.7%
6 卸売業	5.6%
7 サービス業	5.4%
8 銀行業	5.3%
9 機械	5.1%
10 小売業	4.6%

組入上位銘柄	業種	比率
1 トヨタ自動車	輸送用機器	3.6%
2 ソニーグループ	電気機器	2.4%
3 キーエンス	電気機器	1.8%
4 日本電信電話	情報・通信業	1.8%
5 三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1.6%
6 任天堂	その他製品	1.4%
7 KDDI	情報・通信業	1.3%
8 武田薬品工業	医薬品	1.2%
9 日立製作所	電気機器	1.2%
10 第一三共	医薬品	1.2%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引(買建)	1.5%

●各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)  
 ●国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの

## ■年間収益率の推移



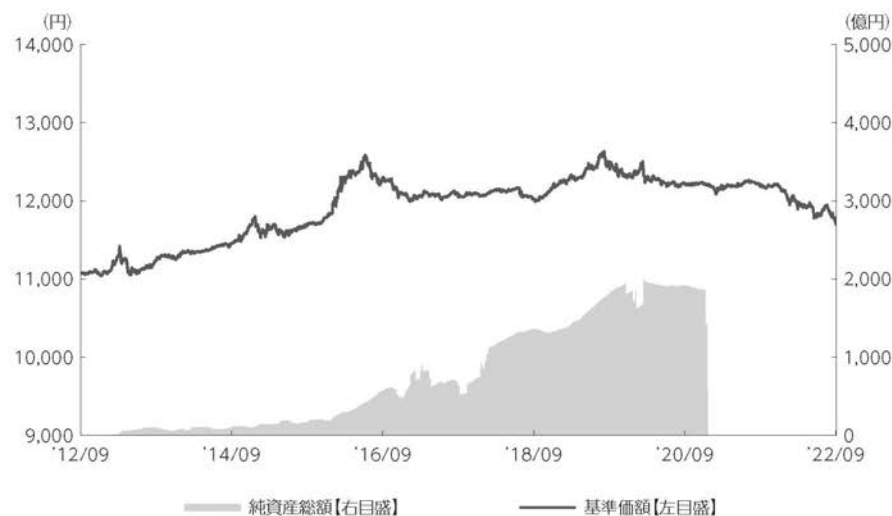
●収益率は基準価額で計算  
 ●2022年は年初から9月30日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
 運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



## ファンド・マネジャー (国内債券)

### ■基準価額・純資産の推移 2012年9月28日～2022年9月30日



●基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

### ■基準価額・純資産

基準価額	11,740円
純資産総額	0.2億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

### ■分配の推移

2022年3月	0円
2021年3月	0円
2020年3月	0円
2019年3月	0円
2018年3月	0円
2017年3月	0円
設定来累計	0円

●分配金は1万口当たり、税引前

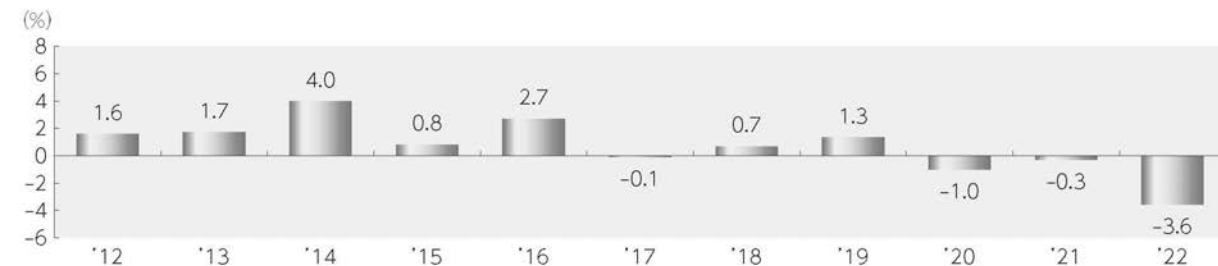
### ■主要な資産の状況

種別構成	比率	組入上位銘柄	種別	比率
国債	83.2%	1 第363回利付国債(10年)	国債	2.1%
地方債	5.7%	2 第138回利付国債(5年)	国債	1.4%
特殊債	4.5%	3 第140回利付国債(5年)	国債	1.3%
社債	6.3%	4 第146回利付国債(5年)	国債	1.3%
		5 第145回利付国債(5年)	国債	1.3%
		6 第362回利付国債(10年)	国債	1.3%
		7 第361回利付国債(10年)	国債	1.2%
		8 第143回利付国債(5年)	国債	1.1%
		9 第150回利付国債(5年)	国債	1.1%
		10 第367回利付国債(10年)	国債	1.0%
コールローン他 (負債控除後)	0.3%			
合計	100.0%			

その他資産の状況	比率
債券先物取引 (買建)	0.1%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

### ■年間収益率の推移

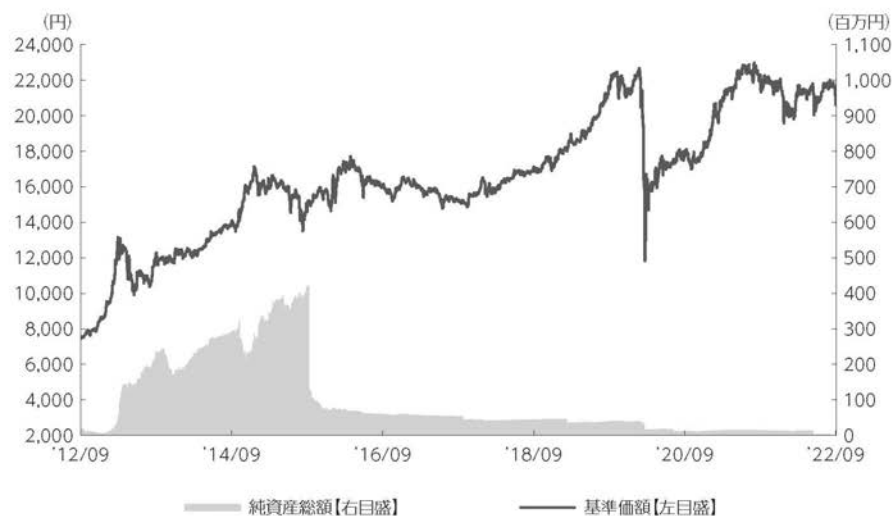


- 収益率は基準価額で計算
- 2022年は年初から9月30日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## ファンド・マネジャー (国内リート)

### ■基準価額・純資産の推移 2012年9月28日～2022年9月30日



●基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

### ■基準価額・純資産

基準価額	20,974円
純資産総額	1.1百万円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

### ■分配の推移

2022年3月	0円
2021年3月	0円
2020年3月	0円
2019年3月	0円
2018年3月	0円
2017年3月	0円
設定来累計	0円

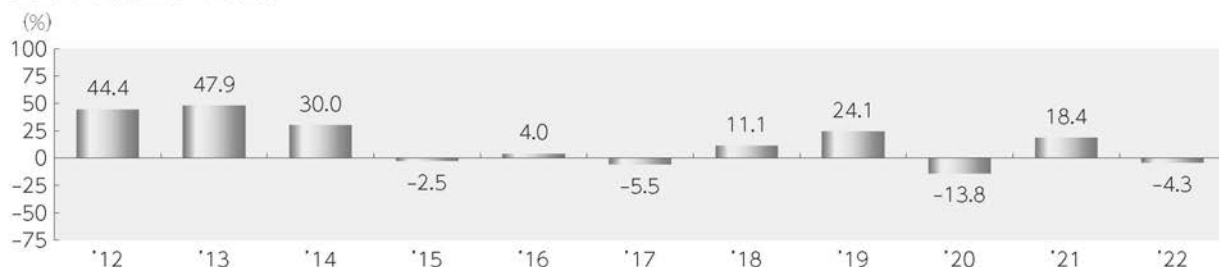
●分配金は1万口当たり、税引前

### ■主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位銘柄	比率
国内リート	97.6%	1 日本ビルファンド投資法人	7.1%
		2 日本都市ファンド投資法人	5.9%
		3 ジャパンリアルエステイト投資法人	4.9%
		4 野村不動産マスターファンド投資法人	4.9%
		5 GLP投資法人	4.5%
		6 日本プロロジスリート投資法人	4.3%
		7 大和ハウスリート投資法人	4.2%
		8 オリックス不動産投資法人	3.9%
		9 インヴィンシブル投資法人	3.7%
		10 ジャパン・ホテル・リート投資法人	3.7%
コールローン他 (負債控除後)	2.4%		
合計	100.0%		

●各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)  
●コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

### ■年間収益率の推移

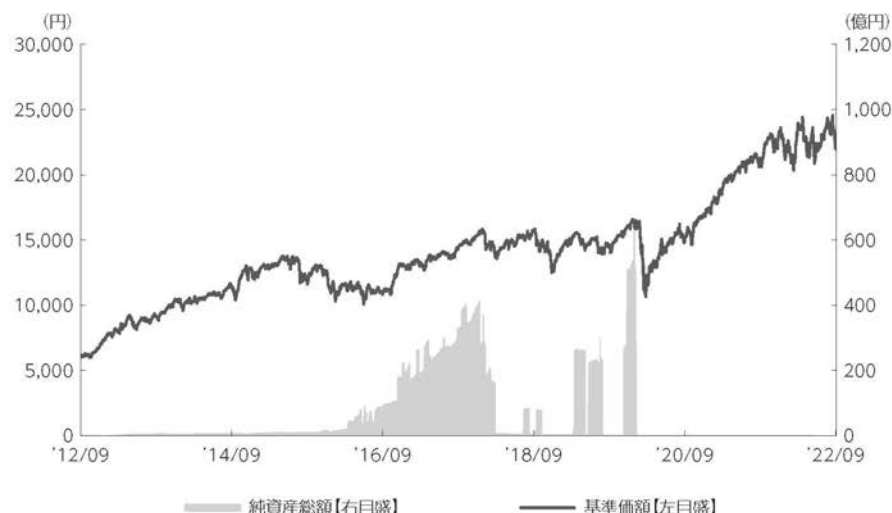


●収益率は基準価額で計算  
●2022年は年初から9月30日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## ファンド・マネジャー (海外株式)

### ■ 基準価額・純資産の推移 2012年9月28日～2022年9月30日



● 基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

### ■ 基準価額・純資産

基準価額	22,023円
純資産総額	0.1億円

● 純資産総額は表示桁未満切捨て

### ■ 分配の推移

2022年 3月	0円
2021年 3月	0円
2020年 3月	0円
2019年 3月	0円
2018年 3月	0円
2017年 3月	0円
設定来累計	0円

● 分配金は1万円当たり、税引前

### ■ 主要な資産の状況

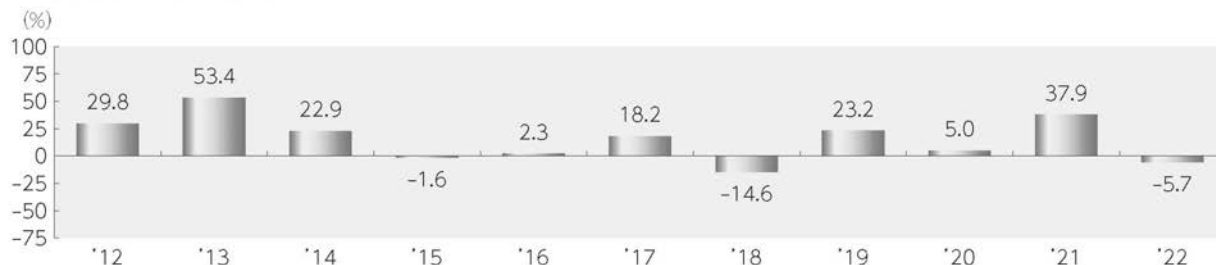
組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	業種	国・地域	比率
1 アメリカドル	75.0%	1 APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	アメリカ	5.2%
2 ユーロ	8.5%	2 MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	アメリカ	3.8%
3 イギリスポンド	4.4%	3 AMAZON.COM INC	小売	アメリカ	2.4%
4 カナダドル	3.7%	4 TESLA INC	自動車・自動車部品	アメリカ	1.6%
5 スイスフラン	3.0%	5 ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	アメリカ	1.3%
6 オーストラリアドル	2.3%	6 ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	アメリカ	1.2%
7 スウェーデンクローネ	0.9%	7 UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	アメリカ	1.1%
8 香港ドル	0.8%	8 JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	アメリカ	1.0%
9 デンマーククローネ	0.7%	9 EXXON MOBIL CORP	エネルギー	アメリカ	0.8%
10 シンガポールドル	0.4%	10 BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	各種金融	アメリカ	0.8%

#### その他資産の状況 比率

株価指数先物取引 (買建) 3.1%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard (“GICS”)は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

### ■ 年間収益率の推移

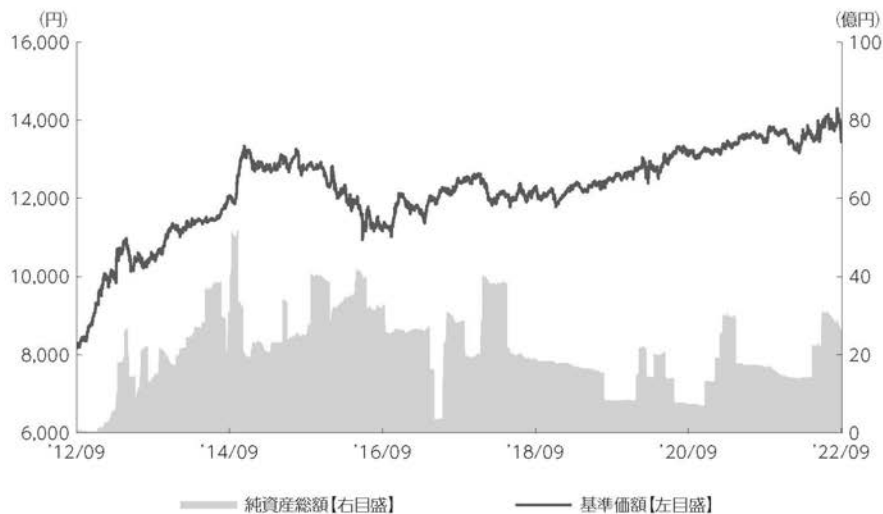


- 収益率は基準価額で計算
- 2022年は年初から9月30日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## ファンド・マネジャー (海外債券)

### ■基準価額・純資産の推移 2012年9月28日～2022年9月30日



●基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

### ■基準価額・純資産

基準価額	13,724円
純資産総額	25.9億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

### ■分配の推移

2022年 3月	0円
2021年 3月	0円
2020年 3月	0円
2019年 3月	0円
2018年 3月	0円
2017年 3月	0円
設定来累計	0円

●分配金は1万円当たり、税引前

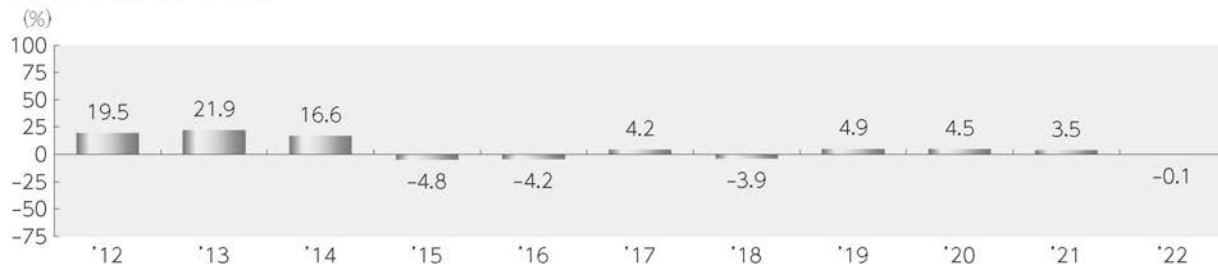
### ■主要な資産の状況

組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種別	国・地域	比率
1 アメリカドル	52.8%	1 0.75 T-NOTE 260331	国債	アメリカ	0.6%
2 ユーロ	32.9%	2 2.75 T-NOTE 231115	国債	アメリカ	0.6%
3 イギリスポンド	4.2%	3 1.25 T-NOTE 310815	国債	アメリカ	0.5%
4 中国元	2.9%	4 1.375 T-NOTE 311115	国債	アメリカ	0.5%
5 カナダドル	2.1%	5 2 T-NOTE 240531	国債	アメリカ	0.5%
6 オーストラリアドル	1.5%	6 2.875 T-NOTE 280815	国債	アメリカ	0.5%
7 メキシコペソ	0.8%	7 2.875 T-NOTE 320515	国債	アメリカ	0.5%
8 マレーシアリンギット	0.5%	8 1.875 T-NOTE 320215	国債	アメリカ	0.5%
9 シンガポールドル	0.4%	9 1.625 T-NOTE 310515	国債	アメリカ	0.5%
10 ポーランドズロチ	0.4%	10 0.875 T-NOTE 301115	国債	アメリカ	0.5%

●各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

●【国・地域】は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

### ■年間収益率の推移



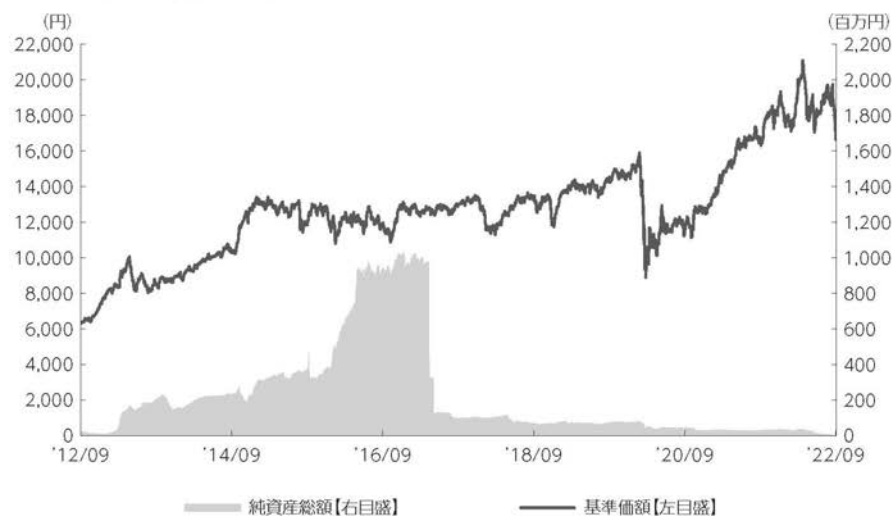
●収益率は基準価額で計算

●2022年は年初から9月30日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## ファンド・マネジャー (海外リート)

### ■基準価額・純資産の推移 2012年9月28日～2022年9月30日



●基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

### ■基準価額・純資産

基準価額	16,622円
純資産総額	2.7百万円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

### ■分配の推移

2022年 3月	0円
2021年 3月	0円
2020年 3月	0円
2019年 3月	0円
2018年 3月	0円
2017年 3月	0円
設定来累計	0円

●分配金は1万口当たり、税引前

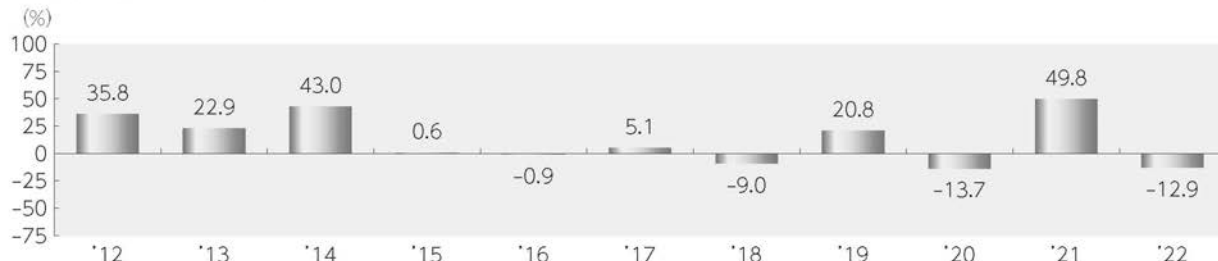
### ■主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	国・地域	比率
外国リート	96.4%	1 アメリカドル	78.7%	1 PROLOGIS INC	アメリカ	6.2%
		2 オーストラリアドル	6.3%	2 EQUINIX INC	アメリカ	4.3%
		3 イギリスポンド	4.4%	3 PUBLIC STORAGE	アメリカ	3.8%
		4 シンガポールドル	3.6%	4 REALTY INCOME CORP	アメリカ	3.0%
		5 ユーロ	3.2%	5 WELLTOWER INC	アメリカ	2.4%
		6 カナダドル	1.8%	6 SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	2.4%
		7 香港ドル	1.5%	7 VICI PROPERTIES INC	アメリカ	2.4%
		8 ニュージーランドドル	0.4%	8 DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ	2.3%
コールローン他 (負債控除後)	3.6%	9 韓国ウォン	0.2%	9 AVALONBAY COMMUNITIES INC	アメリカ	2.1%
合計	100.0%	10 イスラエルシェケル	0.2%	10 EXTRA SPACE STORAGE INC	アメリカ	1.9%

その他資産の状況	比率
不動産投信指数先物取引 (買建)	3.7%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未取・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

### ■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額で計算
- 2022年は年初から9月30日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 1 【申込（販売）手続等】

### ①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。  
ただし、以下の日は申込みができません。

「ファンド・マネジャー（海外株式）」

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

「ファンド・マネジャー（海外債券）」

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

「ファンド・マネジャー（海外リート）」

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

オーストラリア証券取引所の休業日

シドニーの銀行の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

### ②申込単位

販売会社が定める単位

### ③申込価額

「ファンド・マネジャー（国内株式）／（国内債券）／（国内リート）」

取得申込受付日の基準価額

「ファンド・マネジャー（海外株式）／（海外債券）／（海外リート）」

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

### ④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

### ⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

### ⑥申込手数料

ありません。

### ⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いの販売会社により異なる場合があります。

### ⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所

定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

「ファンド・マネジャー（国内株式）／（国内債券）／（国内リート）」

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

「ファンド・マネジャー（海外株式）／（海外債券）／（海外リート）」

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

「ファンド・マネジャー（海外株式）」

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

「ファンド・マネジャー（海外債券）」

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

「ファンド・マネジャー（海外リート）」

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

オーストラリア証券取引所の休業日

シドニーの銀行の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されません。

②解約単位

販売会社が定める単位

③解約価額

「ファンド・マネジャー（国内株式）／（国内債券）／（国内リート）」

解約請求受付日の基準価額

「ファンド・マネジャー（海外株式）／（海外債券）／（海外リート）」

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

④信託財産留保額

ありません。

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の9:00～17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

#### ⑦支払開始日

「ファンド・マネジャー（国内株式）／（国内債券）」

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して4営業日目から販売会社において支払います。

「ファンド・マネジャー（国内リート）／（海外株式）／（海外債券）／（海外リート）」

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

#### ⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。

解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

#### ⑨解約請求受付の中止および取消し

「ファンド・マネジャー（国内株式）／（国内債券）／（国内リート）」

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。

「ファンド・マネジャー（海外株式）／（海外債券）／（海外リート）」

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。

上記の場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### ①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

(資産の評価方法)

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提



供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限（2007年10月31日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年3月26日から翌年3月25日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

「ファンド・マネジャー（国内株式）／（国内リート）」

・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回るようになった場合

「ファンド・マネジャー（国内債券）／（海外株式）／（海外債券）／（海外リート）」

・各ファンドについて、受益権の口数が30億口を下回るようになった場合

「ファンド・マネジャー（国内株式）／（国内リート）／（国内債券）／（海外株式）／（海外債券）／（海外リート）」

・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

・ファンド・マネジャー（国内株式）、ファンド・マネジャー（国内債券）、ファンド・マネジャー（海外株式）、ファンド・マネジャー（海外債券）およびファンド・マネジャー（海外リート）について、信託期間中において、対象インデックスが改廃されたとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

## ②信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしています。

## ③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続きを行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

## ④反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

## ⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

## ⑥運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

### 第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当期（令和 3 年 3 月 26 日から令和 4 年 3 月 25 日まで）の財務諸表について、PwC あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

令和4年4月27日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているファンド・マネジャー（国内株式）の令和3年3月26日から令和4年3月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファンド・マネジャー（国内株式）の令和4年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不

確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRL データは監査の対象に含まれていません。

1 【財務諸表】

【ファンド・マネジャー（国内株式）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第14期 [ 令和3年3月25日現在 ]	第15期 [ 令和4年3月25日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	108,173,135	21,690,711
親投資信託受益証券	82,702,674,033	1,953,219,899
未収入金	39,354,727	94,558
流動資産合計	82,850,201,895	1,975,005,168
資産合計	82,850,201,895	1,975,005,168
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	119,786,705	-
未払受託者報酬	4,351,083	4,555,209
未払委託者報酬	15,777,487	16,662,170
未払利息	18	1
その他未払費用	377,038	394,721
流動負債合計	140,292,331	21,612,101
負債合計	140,292,331	21,612,101
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	53,214,519,981	1,216,139,202
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	29,495,389,583	737,253,865
（分配準備積立金）	2,567,006,343	27,972,450
元本等合計	82,709,909,564	1,953,393,067
純資産合計	82,709,909,564	1,953,393,067
負債純資産合計	82,850,201,895	1,975,005,168

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第14期 自 令和2年3月26日 至 令和3年3月25日	第15期 自 令和3年3月26日 至 令和4年3月25日
<b>営業収益</b>		
受取利息	7	194
有価証券売買等損益	3,039,884,854	1,091,557,985
営業収益合計	3,039,884,861	1,091,558,179
<b>営業費用</b>		
支払利息	1,315	12,906
受託者報酬	4,463,632	14,224,603

委託者報酬	16,190,100	51,802,701
その他費用	386,732	1,232,671
営業費用合計	21,041,779	67,272,881
営業利益又は営業損失(△)	3,018,843,082	1,024,285,298
経常利益又は経常損失(△)	3,018,843,082	1,024,285,298
当期純利益又は当期純損失(△)	3,018,843,082	1,024,285,298
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	445,040,892	1,006,040,891
期首剰余金又は期首欠損金(△)	30,272,824	29,495,389,583
剰余金増加額又は欠損金減少額	33,743,510,922	35,807,134,161
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	33,743,510,922	35,807,134,161
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,852,196,353	64,583,514,286
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,852,196,353	64,583,514,286
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	29,495,389,583	737,253,865

### (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第14期 [令和3年3月25日現在]	第15期 [令和4年3月25日現在]
1. 期首元本額	282,193,201円	53,214,519,981円
期中追加設定元本額	67,607,770,557円	59,786,772,843円
期中一部解約元本額	14,675,443,777円	111,785,153,622円
2. 受益権の総数	53,214,519,981口	1,216,139,202口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第14期 自 令和2年3月26日 至 令和3年3月25日			第15期 自 令和3年3月26日 至 令和4年3月25日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	47,792,123円	費用控除後の配当等収益額	A	15,142,412円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,519,214,218円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	3,101,995円
収益調整金額	C	26,928,383,240円	収益調整金額	C	709,281,415円
分配準備積立金額	D	2円	分配準備積立金額	D	9,728,043円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	29,495,389,583円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	737,253,865円
当ファンドの期末残存口数	F	53,214,519,981口	当ファンドの期末残存口数	F	1,216,139,202口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,542円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,062円
1万口当たり分配金額	H	—円	1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円



(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第14期 自 令和2年3月26日 至 令和3年3月25日	第15期 自 令和3年3月26日 至 令和4年3月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第14期 [令和3年3月25日現在]	第15期 [令和4年3月25日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第14期 [令和3年3月25日現在]	第15期 [令和4年3月25日現在]

	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	2,638,569,859	21,893,349
合計	2,638,569,859	21,893,349

(デリバティブ取引に関する注記)  
取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)  
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第14期 [令和3年3月25日現在]	第15期 [令和4年3月25日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.5543円 (15,543円)	1.6062円 (16,062円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	TOPIXマザーファンド	855,212,531	1,953,219,899	
合計		855,212,531	1,953,219,899	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

令和4年4月27日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているファンド・マネジャー（国内債券）の令和3年3月26日から令和4年3月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファンド・マネジャー（国内債券）の令和4年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不

確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRL データは監査の対象に含まれていません。

【ファンド・マネジャー（国内債券）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第14期 [ 令和3年3月25日現在 ]	第15期 [ 令和4年3月25日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	146,818,652	50,064
親投資信託受益証券	40,648,362	37,695,005
未収入金	1,771	1,599
流動資産合計	187,468,785	37,746,668
資産合計	187,468,785	37,746,668
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	18,936,039	6,296
未払委託者報酬	126,240,120	41,910
未払利息	25	-
その他未払費用	1,641,071	495
流動負債合計	146,817,255	48,701
負債合計	146,817,255	48,701
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	33,356,266	31,544,315
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	7,295,264	6,153,652
（分配準備積立金）	500,031	622,675
元本等合計	40,651,530	37,697,967
純資産合計	40,651,530	37,697,967
負債純資産合計	187,468,785	37,746,668

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第14期 自 令和2年3月26日 至 令和3年3月25日	第15期 自 令和3年3月26日 至 令和4年3月25日
<b>営業収益</b>		
受取利息	1,650	-
有価証券売買等損益	△607,578,135	△643,054
営業収益合計	△607,576,485	△643,054
<b>営業費用</b>		
支払利息	70,820	-
受託者報酬	50,881,268	12,937
委託者報酬	339,208,252	85,966
その他費用	4,409,599	1,047
営業費用合計	394,569,939	99,950

営業利益又は営業損失 (△)	△1,002,146,424	△743,004
経常利益又は経常損失 (△)	△1,002,146,424	△743,004
当期純利益又は当期純損失 (△)	△1,002,146,424	△743,004
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△1,001,853,609	2,324
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	36,238,447,201	7,295,264
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,008,354,603	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,008,354,603	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	39,239,213,725	396,284
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	39,239,213,725	396,284
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	7,295,264	6,153,652

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第14期 [令和3年3月25日現在]	第15期 [令和4年3月25日現在]
1. 期首元本額	159,255,960,922 円	33,356,266 円
期中追加設定元本額	13,510,294,107 円	—円
期中一部解約元本額	172,732,898,763 円	1,811,951 円
2. 受益権の総数	33,356,266 口	31,544,315 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第14期 自 令和2年3月26日 至 令和3年3月25日	第15期 自 令和3年3月26日 至 令和4年3月25日																																																													
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>6,024 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>—円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>14,594,206 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>494,007 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>15,094,237 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>33,356,266 口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F*10,000</td> <td>4,525 円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>—円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F*H/10,000</td> <td>—円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	6,024 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	14,594,206 円	分配準備積立金額	D	494,007 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	15,094,237 円	当ファンドの期末残存口数	F	33,356,266 口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,525 円	1万口当たり分配金額	H	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>149,806 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>—円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>13,801,440 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>472,869 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>14,424,115 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>31,544,315 口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F*10,000</td> <td>4,572 円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>—円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F*H/10,000</td> <td>—円</td> </tr> </tbody> </table>		項目			費用控除後の配当等収益額	A	149,806 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	13,801,440 円	分配準備積立金額	D	472,869 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14,424,115 円	当ファンドの期末残存口数	F	31,544,315 口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,572 円	1万口当たり分配金額	H	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円
項目																																																														
費用控除後の配当等収益額	A	6,024 円																																																												
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																												
収益調整金額	C	14,594,206 円																																																												
分配準備積立金額	D	494,007 円																																																												
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	15,094,237 円																																																												
当ファンドの期末残存口数	F	33,356,266 口																																																												
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,525 円																																																												
1万口当たり分配金額	H	—円																																																												
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円																																																												
項目																																																														
費用控除後の配当等収益額	A	149,806 円																																																												
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																												
収益調整金額	C	13,801,440 円																																																												
分配準備積立金額	D	472,869 円																																																												
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14,424,115 円																																																												
当ファンドの期末残存口数	F	31,544,315 口																																																												
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,572 円																																																												
1万口当たり分配金額	H	—円																																																												
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円																																																												

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第14期 自 令和2年3月26日 至 令和3年3月25日	第15期 自 令和3年3月26日 至 令和4年3月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第14期 [令和3年3月25日現在]	第15期 [令和4年3月25日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第14期 [令和3年3月25日現在]	第15期 [令和4年3月25日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△16,633	△643,219

合計	△16,633	△643,219
----	---------	----------

(デリバティブ取引に関する注記)  
取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)  
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第14期 [令和3年3月25日現在]	第15期 [令和4年3月25日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,2187円 (12,187円)	1,1951円 (11,951円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	国内債券インデックスマザーファンド	39,220,690	37,695,005	
合計		39,220,690	37,695,005	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



# 独立監査人の監査報告書

令和4年4月27日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているファンド・マネジャー（国内リート）の令和3年3月26日から令和4年3月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファンド・マネジャー（国内リート）の令和4年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不

確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRL データは監査の対象に含まれていません。

【ファンド・マネジャー（国内リート）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第14期 [ 令和3年3月25日現在 ]	第15期 [ 令和4年3月25日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	63,608	63,071
親投資信託受益証券	13,688,360	12,887,689
未収入金	570	1,410
流動資産合計	13,752,538	12,952,170
資産合計	13,752,538	12,952,170
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	3,334	3,603
未払委託者報酬	26,640	28,747
その他未払費用	95	140
流動負債合計	30,069	32,490
負債合計	30,069	32,490
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	6,693,001	6,137,786
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	7,029,468	6,781,894
(分配準備積立金)	3,634,332	3,725,541
元本等合計	13,722,469	12,919,680
純資産合計	13,722,469	12,919,680
負債純資産合計	13,752,538	12,952,170

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第14期 自 令和2年3月26日 至 令和3年3月25日	第15期 自 令和3年3月26日 至 令和4年3月25日
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	2,797,118	502,707
営業収益合計	2,797,118	502,707
<b>営業費用</b>		
支払利息	48	-
受託者報酬	7,630	7,601
委託者報酬	61,009	60,646
その他費用	254	324
営業費用合計	68,941	68,571
営業利益又は営業損失(△)	2,728,177	434,136
経常利益又は経常損失(△)	2,728,177	434,136

当期純利益又は当期純損失 (△)	2,728,177	434,136
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	256,422	98,590
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	6,855,241	7,029,468
剰余金増加額又は欠損金減少額	442,369	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	442,369	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,739,897	583,120
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,739,897	583,120
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	7,029,468	6,781,894

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第14期 [令和3年3月25日現在]	第15期 [令和4年3月25日現在]
1. 期首元本額	10,220,157円	6,693,001円
期中追加設定元本額	557,632円	—円
期中一部解約元本額	4,084,788円	555,215円
2. 受益権の総数	6,693,001口	6,137,786口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第14期 自 令和2年3月26日 至 令和3年3月25日			第15期 自 令和3年3月26日 至 令和4年3月25日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	462,413円	費用控除後の配当等収益額	A	392,690円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	687,012円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	4,553,375円	収益調整金額	C	4,175,655円
分配準備積立金額	D	2,484,907円	分配準備積立金額	D	3,332,851円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,187,707円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	7,901,196円
当ファンドの期末残存口数	F	6,693,001口	当ファンドの期末残存口数	F	6,137,786口
1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	12,233円	1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	12,873円
1万円当たり分配金額	H	—円	1万円当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

(金融商品に関する注記)

#### 1 金融商品の状況に関する事項

区分	第14期 自 令和2年3月26日	第15期 自 令和3年3月26日

	至 令和 3 年 3 月 25 日	至 令和 4 年 3 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 14 期 [令和 3 年 3 月 25 日現在]	第 15 期 [令和 4 年 3 月 25 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

### (有価証券に関する注記)

#### 売買目的有価証券

種類	第 14 期 [令和 3 年 3 月 25 日現在]	第 15 期 [令和 4 年 3 月 25 日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	2,572,031	399,545
合計	2,572,031	399,545

### (デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第14期 [令和3年3月25日現在]	第15期 [令和4年3月25日現在]
1口当たり純資産額	2,0503円	2,1049円
(1万口当たり純資産額)	(20,503円)	(21,049円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	MUAM J-REITマザーファンド	3,453,293	12,887,689	
	合計	3,453,293	12,887,689	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

令和4年4月27日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているファンド・マネジャー（海外株式）の令和3年3月26日から令和4年3月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファンド・マネジャー（海外株式）の令和4年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不

確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRL データは監査の対象に含まれていません。



【ファンド・マネジャー（海外株式）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第14期 [ 令和3年3月25日現在 ]	第15期 [ 令和4年3月25日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	209,702	173,995
親投資信託受益証券	84,358,190	83,436,925
未収入金	6,674	6,683
流動資産合計	84,574,566	83,617,603
資産合計	84,574,566	83,617,603
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	16,340	13,444
未払委託者報酬	179,697	147,801
その他未払費用	1,622	1,331
流動負債合計	197,659	162,576
負債合計	197,659	162,576
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	45,701,213	35,771,676
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	38,675,694	47,683,351
（分配準備積立金）	12,922,774	27,525,841
元本等合計	84,376,907	83,455,027
純資産合計	84,376,907	83,455,027
負債純資産合計	84,574,566	83,617,603

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第14期 自 令和2年3月26日 至 令和3年3月25日	第15期 自 令和3年3月26日 至 令和4年3月25日
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	58,385,947	20,130,169
営業収益合計	58,385,947	20,130,169
<b>営業費用</b>		
支払利息	6	-
受託者報酬	41,120	27,218
委託者報酬	452,249	299,240
その他費用	4,122	2,684
営業費用合計	497,497	329,142
営業利益又は営業損失（△）	57,888,450	19,801,027
経常利益又は経常損失（△）	57,888,450	19,801,027

当期純利益又は当期純損失 (△)	57,888,450	19,801,027
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	27,221,615	2,390,192
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	18,709,770	38,675,694
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,095,199	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,095,199	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,796,110	8,403,178
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,796,110	8,403,178
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	38,675,694	47,683,351

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第14期 [令和3年3月25日現在]	第15期 [令和4年3月25日現在]
1. 期首元本額	111,684,349円	45,701,213円
期中追加設定元本額	3,611,426円	—円
期中一部解約元本額	69,594,562円	9,929,537円
2. 受益権の総数	45,701,213口	35,771,676口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第14期 自 令和2年3月26日 至 令和3年3月25日			第15期 自 令和3年3月26日 至 令和4年3月25日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,139,621円	費用控除後の配当等収益額	A	1,164,486円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	11,783,153円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	16,246,349円
収益調整金額	C	77,812,657円	収益調整金額	C	60,906,081円
分配準備積立金額	D	—円	分配準備積立金額	D	10,115,006円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	90,735,431円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	88,431,922円
当ファンドの期末残存口数	F	45,701,213口	当ファンドの期末残存口数	F	35,771,676口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	19,854円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	24,721円
1万口当たり分配金額	H	—円	1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

(金融商品に関する注記)

#### 1 金融商品の状況に関する事項

区分	第14期 自 令和2年3月26日	第15期 自 令和3年3月26日

	至 令和 3 年 3 月 25 日	至 令和 4 年 3 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 14 期 [令和 3 年 3 月 25 日現在]	第 15 期 [令和 4 年 3 月 25 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

### (有価証券に関する注記)

#### 売買目的有価証券

種類	第 14 期 [令和 3 年 3 月 25 日現在]	第 15 期 [令和 4 年 3 月 25 日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	30,973,461	17,690,953
合計	30,973,461	17,690,953

### (デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第14期 [令和3年3月25日現在]	第15期 [令和4年3月25日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,8463円 (18,463円)	2,3330円 (23,330円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	外国株式インデックスマザーファンド	17,703,570	83,436,925	
合計		17,703,570	83,436,925	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

令和4年4月27日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているファンド・マネジャー（海外債券）の令和3年3月26日から令和4年3月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファンド・マネジャー（海外債券）の令和4年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不

確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRL データは監査の対象に含まれていません。

【ファンド・マネジャー（海外債券）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第14期 [ 令和 3 年 3 月 25 日現在 ]	第15期 [ 令和 4 年 3 月 25 日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	5,156,777	2,936,966
親投資信託受益証券	2,980,135,893	1,413,991,263
未収入金	5,046,493	-
流動資産合計	2,990,339,163	1,416,928,229
資産合計	2,990,339,163	1,416,928,229
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	7,335,392	-
未払受託者報酬	220,213	246,340
未払委託者報酬	2,202,081	2,463,358
その他未払費用	26,362	29,495
流動負債合計	9,784,048	2,739,193
負債合計	9,784,048	2,739,193
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	2,240,845,942	1,038,757,720
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	739,709,173	375,431,316
（分配準備積立金）	42,114,859	49,014,368
元本等合計	2,980,555,115	1,414,189,036
純資産合計	2,980,555,115	1,414,189,036
負債純資産合計	2,990,339,163	1,416,928,229

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第14期 自 令和 2 年 3 月 26 日 至 令和 3 年 3 月 25 日	第15期 自 令和 3 年 3 月 26 日 至 令和 4 年 3 月 25 日
<b>営業収益</b>		
受取利息	5	5
有価証券売買等損益	60,543,067	61,582,868
営業収益合計	60,543,072	61,582,873
<b>営業費用</b>		
支払利息	307	309
受託者報酬	445,846	589,380
委託者報酬	4,458,357	5,893,621
その他費用	53,378	70,596
営業費用合計	4,957,888	6,553,906

営業利益又は営業損失 (△)	55,585,184	55,028,967
経常利益又は経常損失 (△)	55,585,184	55,028,967
当期純利益又は当期純損失 (△)	55,585,184	55,028,967
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	24,989,171	24,194,356
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	328,557,793	739,709,173
剰余金増加額又は欠損金減少額	720,079,785	35,910,282
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	720,079,785	35,910,282
剰余金減少額又は欠損金増加額	339,524,418	431,022,750
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	339,524,418	431,022,750
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	739,709,173	375,431,316

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第14期 [令和3年3月25日現在]	第15期 [令和4年3月25日現在]
1. 期首元本額	1,114,591,801円	2,240,845,942円
期中追加設定元本額	2,302,199,592円	102,210,706円
期中一部解約元本額	1,175,945,451円	1,304,298,928円
2. 受益権の総数	2,240,845,942口	1,038,757,720口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第14期 自 令和2年3月26日 至 令和3年3月25日			第15期 自 令和3年3月26日 至 令和4年3月25日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	24,352,653円	費用控除後の配当等収益額	A	23,636,565円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	5,054,583円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	7,198,046円
収益調整金額	C	972,289,999円	収益調整金額	C	452,167,843円
分配準備積立金額	D	12,707,623円	分配準備積立金額	D	18,179,757円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,014,404,858円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	501,182,211円
当ファンドの期末残存口数	F	2,240,845,942口	当ファンドの期末残存口数	F	1,038,757,720口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,526円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,824円
1万口当たり分配金額	H	—円	1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

(金融商品に関する注記)



1 金融商品の状況に関する事項

区分	第14期 自 令和2年3月26日 至 令和3年3月25日	第15期 自 令和3年3月26日 至 令和4年3月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第14期 [令和3年3月25日現在]	第15期 [令和4年3月25日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第14期 [令和3年3月25日現在]	第15期 [令和4年3月25日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	36,029,733	38,270,392

合計	36,029,733	38,270,392
----	------------	------------

(デリバティブ取引に関する注記)  
取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)  
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第14期 [令和3年3月25日現在]	第15期 [令和4年3月25日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,3301円 (13,301円)	1,3614円 (13,614円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	外国債券インデックスマザーファンド	611,376,368	1,413,991,263	
合計		611,376,368	1,413,991,263	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

令和4年4月27日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているファンド・マネジャー（海外リート）の令和3年3月26日から令和4年3月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファンド・マネジャー（海外リート）の令和4年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不

確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRL データは監査の対象に含まれていません。

【ファンド・マネジャー（海外リート）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第14期 [ 令和 3 年 3 月 25 日現在 ]	第15期 [ 令和 4 年 3 月 25 日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	79,508	74,352
親投資信託受益証券	29,364,904	31,851,279
未収入金	272,362	2,872
流動資産合計	29,716,774	31,928,503
資産合計	29,716,774	31,928,503
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	269,794	-
未払受託者報酬	5,467	5,078
未払委託者報酬	69,149	64,216
その他未払費用	490	455
流動負債合計	344,900	69,749
負債合計	344,900	69,749
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	20,640,634	16,721,320
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	8,731,240	15,137,434
(分配準備積立金)	2,913,368	9,464,204
元本等合計	29,371,874	31,858,754
純資産合計	29,371,874	31,858,754
負債純資産合計	29,716,774	31,928,503

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第14期 自 令和 2 年 3 月 26 日 至 令和 3 年 3 月 25 日	第15期 自 令和 3 年 3 月 26 日 至 令和 4 年 3 月 25 日
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	15,300,965	8,796,142
営業収益合計	15,300,965	8,796,142
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	12,625	9,828
委託者報酬	159,769	124,259
その他費用	1,187	866
営業費用合計	173,581	134,953
営業利益又は営業損失 (△)	15,127,384	8,661,189
経常利益又は経常損失 (△)	15,127,384	8,661,189

当期純利益又は当期純損失（△）	15,127,384	8,661,189
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	6,357,613	1,205,567
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,299,776	8,731,240
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,261,245	1,480,683
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	375,779	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	885,466	1,480,683
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	2,530,111
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	2,530,111
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	8,731,240	15,137,434

### （3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第14期 [令和3年3月25日現在]	第15期 [令和4年3月25日現在]
1. 期首元本額	46,134,928円	20,640,634円
期中追加設定元本額	5,140,846円	1,932,848円
期中一部解約元本額	30,635,140円	5,852,162円
2. 受益権の総数	20,640,634口	16,721,320口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第14期 自 令和2年3月26日 至 令和3年3月25日			第15期 自 令和3年3月26日 至 令和4年3月25日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	836,057円	費用控除後の配当等収益額	A	801,816円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	6,552,555円
収益調整金額	C	13,945,440円	収益調整金額	C	11,553,265円
分配準備積立金額	D	2,077,311円	分配準備積立金額	D	2,109,833円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	16,858,808円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	21,017,469円
当ファンドの期末残存口数	F	20,640,634口	当ファンドの期末残存口数	F	16,721,320口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,167円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	12,569円
1万口当たり分配金額	H	—円	1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

（金融商品に関する注記）

#### 1 金融商品の状況に関する事項

区分	第14期 自 令和2年3月26日 至 令和3年3月25日	第15期 自 令和3年3月26日 至 令和4年3月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第14期 [令和3年3月25日現在]	第15期 [令和4年3月25日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第14期 [令和3年3月25日現在]	第15期 [令和4年3月25日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	8,946,771	7,569,106
合計	8,946,771	7,569,106

(デリバティブ取引に関する注記)  
取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)  
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第14期 [令和3年3月25日現在]	第15期 [令和4年3月25日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,4230円 (14,230円)	1,9053円 (19,053円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	MUAM G-REITマザーファンド	13,109,141	31,851,279	
合計		13,109,141	31,851,279	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。  
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

TOPIXマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和4年3月25日現在]

資産の部

流動資産



コール・ローン	22,665,033,036
株式	732,980,729,060
派生商品評価勘定	737,082,550
未収入金	65,747,000
未収配当金	1,036,555,168
未収利息	264,605
その他未収収益	15,876,270
差入委託証拠金	332,100,000
流動資産合計	757,833,387,689
資産合計	757,833,387,689
負債の部	
流動負債	
前受金	787,444,000
未払解約金	2,686,865,686
未払利息	1,409
受入担保金	14,535,109,143
流動負債合計	18,009,420,238
負債合計	18,009,420,238
純資産の部	
元本等	
元本	323,925,697,289
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	415,898,270,162
元本等合計	739,823,967,451
純資産合計	739,823,967,451
負債純資産合計	757,833,387,689

## 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 新株予約権証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。

### (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

### (貸借対照表に関する注記)

	[令和4年3月25日現在]
1. 期首	令和3年3月26日
期首元本額	229,410,107,801円
期中追加設定元本額	327,037,089,764円
期中一部解約元本額	232,521,500,276円
元本の内訳※	
三菱UFJ トピックスインドックスオープン	6,626,325,908円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定型)	985,513,911円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定成長型)	3,809,495,323円

三菱UFJ ライフセレクトファンド (成長型)	3,407,583,661円
三菱UFJ トピックスオープン (確定拠出年金)	3,592,758,918円
三菱UFJ プライムバランス (安定型) (確定拠出年金)	7,551,945,344円
三菱UFJ プライムバランス (安定成長型) (確定拠出年金)	37,989,399,040円
三菱UFJ プライムバランス (成長型) (確定拠出年金)	39,252,787,441円
三菱UFJ 6資産バランスファンド (2ヵ月分配型)	117,570,360円
三菱UFJ 6資産バランスファンド (成長型)	286,479,219円
ファンド・マネジャー (国内株式)	855,212,531円
eMAXIS TOPIXインデックス	7,472,214,149円
eMAXIS バランス (8資産均等型)	2,195,076,058円
eMAXIS バランス (波乗り型)	82,839,831円
三菱UFJ プライムバランス (8資産) (確定拠出年金)	2,546,980,075円
コアバランス	509,112円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030 (確定拠出年金)	533,046,136円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040 (確定拠出年金)	612,824,520円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050 (確定拠出年金)	460,314,871円
eMAXIS Slim 国内株式 (TOPIX)	21,395,917,107円
国内株式セレクション (ラップ向け)	2,602,555,962円
eMAXIS Slim バランス (8資産均等型)	7,679,908,171円
つみたて日本株式 (TOPIX)	6,127,188,300円
つみたて8資産均等バランス	3,445,707,353円
つみたて4資産均等バランス	1,059,688,814円
eMAXIS マイマネージャー 1970s	2,121,424円
eMAXIS マイマネージャー 1980s	3,784,845円
eMAXIS マイマネージャー 1990s	5,246,978円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035 (確定拠出年金)	414,458,675円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045 (確定拠出年金)	346,806,753円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055 (確定拠出年金)	200,384,194円
三菱UFJ DC年金バランス (株式15)	308,941,970円
三菱UFJ DC年金バランス (株式40)	873,575,793円
三菱UFJ DC年金バランス (株式65)	1,441,243,433円
eMAXIS Slim 全世界株式 (3地域均等型)	741,021,306円
三菱UFJ DC年金インデックス (国内株式)	1,186,416,421円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060 (確定拠出年金)	217,070,213円
三菱UFJ DC年金バランス (株式25)	102,685,085円
国内株式インデックス・オープン (ラップ向け)	17,152,297,991円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065 (確定拠出年金)	60,616,892円
ラップ向けインデックスf 国内株式	3,633,834,912円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド (保守型)	70,001,032円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド (標準型)	370,403,983円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド (積極型)	228,173,832円
三菱UFJ DC年金バランス (株式80)	1,107,825円
ラップ向けアクティブアロケーションファンド	482,179円
三菱UFJ アドバンスト・バランス (安定型)	20,539,362円
三菱UFJ アドバンスト・バランス (安定成長型)	124,717,775円
eMAXIS バランス (4資産均等型)	548,317,388円
eMAXIS 最適化バランス (マイゴールキーパー)	132,841,270円

eMAXIS 最適化バランス (マイディフェンダー)	161,780,307 円
eMAXIS 最適化バランス (マイミッドフィルダー)	524,101,851 円
eMAXIS 最適化バランス (マイフォワード)	438,667,332 円
eMAXIS 最適化バランス (マイストライカー)	837,630,956 円
三菱UFJ トピックスオープン	1,021,130,854 円
三菱UFJ DCトピックスオープン	8,950,943,499 円
三菱UFJ トピックスオープンVA (適格機関投資家限定)	82,388,733 円
三菱UFJ トピックスインデックスファンドVA (適格機関投資家限定)	6,811,785,880 円
三菱UFJ ライフセレクトファンド (安定成長型) VA (適格機関投資家限定)	61,043 円
三菱UFJ バランスファンド45VA (適格機関投資家限定)	21,158,245 円
三菱UFJ バランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	6,276,859,123 円
三菱UFJ バランスファンドVA 20型 (適格機関投資家限定)	140,368,408 円
三菱UFJ バランスファンドVA 40型 (適格機関投資家限定)	1,916,649,476 円
MUAM 日本株式インデックスファンド (適格機関投資家限定)	33,944,715,365 円
三菱UFJ バランスファンドVA 50型 (適格機関投資家限定)	311,660,218 円
三菱UFJ バランスファンド55VA (適格機関投資家限定)	2,526,489 円
三菱UFJ バランスファンドVA 30型 (適格機関投資家限定)	1,346,102 円
三菱UFJ バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	303,190,142 円
三菱UFJ バランスファンド20VA (適格機関投資家限定)	594,534,742 円
MUAM インデックスファンドTOPIXi (適格機関投資家限定)	8,726,654 円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション (適格機関投資家転売制限付)	691,728,999 円
世界8資産バランスファンドVL (適格機関投資家限定)	86,117,941 円
MUKAM 日本株式インデックスファンド2 (適格機関投資家限定)	2,849,999,030 円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション2 (適格機関投資家限定)	633,448,179 円
マルチアセット運用戦略ファンド (適格機関投資家限定)	45,509 円
日米コアバランス (FOFs用) (適格機関投資家限定)	193,173,307 円
MUKAM 米国国債プラス日本株式ファンド2019-04 (適格機関投資家限定)	137,983,540 円
MUKAM 米国国債プラス日本株式ファンド2019-11 (適格機関投資家限定)	132,502,514 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2020-07 (適格機関投資家限定)	43,640,133 円
MUKAM 米国国債プラス日本株式ファンド2020-07 (適格機関投資家限定)	125,237,116 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2020-09 (適格機関投資家限定)	42,011,017 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2020-11 (適格機関投資家限定)	41,969,101 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-01 (適格機関投資家限定)	40,655,690 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-03 (適格機関投資家限定)	39,905,941 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-05 (適格機関投資家限定)	40,141,981 円
MUKAM 日米コアバランス 2021-07 (適格機関投資家限定)	513,316,949 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-07 (適格機関投資家限定)	39,760,908 円

MUKAM アセットアロケーションファンド2021-09 (適格機関投資家限定)	38,386,516 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-11 (適格機関投資家限定)	38,804,680 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-01 (適格機関投資家限定)	41,396,338 円
MUKAM 日米コアバランス (除く米国株) 2022-03 (適格機関投資家限定)	1,002,058,697 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-03 (適格機関投資家限定)	42,857,545 円
三菱UFJ TOPIX・ファンド	5,404,629,236 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (安定型) VA	3,569,286 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (安定成長型) VA	12,161,841 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (成長型) VA	5,365,850 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (積極型) VA	7,436,030 円
三菱UFJ TOPIX・ファンドVA1	656,190,031 円
三菱UFJ TOPIX・ファンドVA	137,032,047 円
三菱UFJ バランスVA30D (適格機関投資家限定)	7,217,653 円
三菱UFJ バランスVA60D (適格機関投資家限定)	71,741,381 円
三菱UFJ バランスVA30G (適格機関投資家限定)	3,502,109 円
三菱UFJ バランスVA60G (適格機関投資家限定)	45,277,979 円
三菱UFJ <DC>TOPIX・ファンド	1,621,488,028 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (安定型)	425,005,692 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (安定成長型)	1,729,464,382 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (成長型)	1,571,045,378 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (積極型)	1,371,665,055 円
三菱UFJ DC国内株式インデックスファンド	52,810,604,615 円
合計	323,925,697,289 円
2. 貸付有価証券 貸借取引契約により以下の通り有価証券の貸付を行っており す。 株式	13,879,656,550 円
3. 受益権の総数	323,925,697,289 円

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 3 年 3 月 26 日 至 令和 4 年 3 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号)第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、新株予約権証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、株価指数先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、

運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。  
また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4 年 3 月 25 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

### (有価証券に関する注記)

#### 売買目的有価証券

種類	[令和 4 年 3 月 25 日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	△4,873,054,763
合計	△4,873,054,763

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

### (デリバティブ取引に関する注記)

#### 取引の時価等に関する事項

#### 株式関連

[令和 4 年 3 月 25 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	5,917,301,000	—	6,654,570,000	737,269,000
合計		5,917,301,000	—	6,654,570,000	737,269,000

#### (注) 時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

### (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	[令和4年3月25日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2,2839円 (22,839円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1)株式

(単位：円)

	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
1301	極洋	12,900	3,535.00	45,601,500	貸付有価証券 2,700株
1332	日本水産	367,600	578.00	212,472,800	
1333	マルハニチロ	57,500	2,520.00	144,900,000	
1375	雪国まいたけ	26,800	1,189.00	31,865,200	貸付有価証券 5,400株
1376	カネコ種苗	10,400	1,624.00	16,889,600	貸付有価証券 1,400株
1377	サカタのタネ	43,800	3,745.00	164,031,000	貸付有価証券 7,200株
1379	ホクト	30,800	1,989.00	61,261,200	貸付有価証券 1,700株
1384	ホクリヨウ	5,000	708.00	3,540,000	貸付有価証券 900株
1514	住石ホールディングス	64,300	176.00	11,316,800	
1515	日鉄鉱業	8,400	7,240.00	60,816,000	
1518	三井松島ホールディングス	15,400	2,099.00	32,324,600	貸付有価証券 900株
1605	I N P E X	1,474,700	1,488.00	2,194,353,600	貸付有価証券 382,300株
1662	石油資源開発	43,200	2,922.00	126,230,400	
1663	K&Oエナジーグループ	16,700	1,714.00	28,623,800	貸付有価証券 2,900株
1413	ヒノキヤグループ	8,000	2,372.00	18,976,000	
1414	ショーボンドホールディングス	52,500	5,490.00	288,225,000	
1417	ミライト・ホールディングス	118,300	2,017.00	238,611,100	
1419	タマホーム	22,300	2,445.00	54,523,500	貸付有価証券 2,900株
1420	サンヨーホームズ	4,200	815.00	3,423,000	貸付有価証券 900株
1429	日本アクア	14,600	603.00	8,803,800	貸付有価証券 2,400株

1430	ファーストコーポレーション	9,000	779.00	7,011,000	貸付有価証券 1,900株
1433	バステラ	7,400	1,173.00	8,680,200	貸付有価証券 1,600株
1435	R o b o t Home	61,300	207.00	12,689,100	貸付有価証券 12,200株
1446	キャンディル	6,300	511.00	3,219,300	貸付有価証券 1,000株
1712	ダイセキ環境ソリューション	7,100	1,231.00	8,740,100	貸付有価証券 1,200株
1716	第一カッター興業	9,100	1,374.00	12,503,400	貸付有価証券 1,600株
1719	安藤・間	182,500	866.00	158,045,000	
1720	東急建設	107,700	706.00	76,036,200	
1721	コムシスホールディングス	118,500	2,769.00	328,126,500	
1726	ビーアールホールディングス	50,000	330.00	16,500,000	
1762	高松コンストラクショングループ	22,900	2,098.00	48,044,200	
1766	東建コーポレーション	10,200	8,840.00	90,168,000	
1768	ソネック	3,800	1,064.00	4,043,200	
1780	ヤマウラ	17,700	1,004.00	17,770,800	貸付有価証券 3,600株
1786	オリエンタル白石	123,600	240.00	29,664,000	貸付有価証券 21,900株
1801	大成建設	245,300	3,780.00	927,234,000	
1802	大林組	848,900	949.00	805,606,100	
1803	清水建設	795,200	773.00	614,689,600	
1805	飛島建設	22,700	1,094.00	24,833,800	
1808	長谷工コーポレーション	252,800	1,485.00	375,408,000	
1810	松井建設	33,400	673.00	22,478,200	
1811	銭高組	3,700	4,305.00	15,928,500	貸付有価証券 400株
1812	鹿島建設	622,000	1,563.00	972,186,000	
1813	不動テトラ	18,000	1,565.00	28,170,000	
1814	大末建設	8,900	1,317.00	11,721,300	
1815	鉄建建設	18,400	1,966.00	36,174,400	
1820	西松建設	51,400	3,895.00	200,203,000	貸付有価証券 5,600株
1821	三井住友建設	191,400	440.00	84,216,000	
1822	大豊建設	12,400	4,295.00	53,258,000	貸付有価証券 400株
1826	佐田建設	18,300	466.00	8,527,800	
1827	ナカノフドー建設	20,300	350.00	7,105,000	

1833	奥村組	50,000	3,150.00	157,500,000	
1835	東鉄工業	39,400	2,354.00	92,747,600	
1847	イチケン	6,100	1,960.00	11,956,000	
1848	富士ピー・エス	10,900	515.00	5,613,500	貸付有価証券 2,000株
1852	浅沼組	9,500	5,430.00	51,585,000	
1860	戸田建設	352,500	775.00	273,187,500	
1861	熊谷組	43,300	2,905.00	125,786,500	
1866	北野建設	5,200	2,245.00	11,674,000	
1867	植木組	7,500	1,508.00	11,310,000	
1870	矢作建設工業	37,500	816.00	30,600,000	
1871	ピーエス三菱	27,900	612.00	17,074,800	
1873	日本ハウスホールディングス	57,900	425.00	24,607,500	貸付有価証券 9,500株
1878	大東建託	86,900	13,320.00	1,157,508,000	
1879	新日本建設	36,100	751.00	27,111,100	
1882	東亜道路工業	4,400	5,040.00	22,176,000	
1884	日本道路	8,200	9,050.00	74,210,000	
1885	東亜建設工業	20,800	2,625.00	54,600,000	貸付有価証券 2,100株
1887	日本国土開発	82,600	545.00	45,017,000	貸付有価証券 3,200株
1888	若築建設	14,200	2,022.00	28,712,400	
1890	東洋建設	95,200	797.00	75,874,400	
1893	五洋建設	336,500	637.00	214,350,500	
1898	世紀東急工業	40,800	790.00	32,232,000	
1899	福田組	9,100	4,490.00	40,859,000	
1911	住友林業	217,200	2,220.00	482,184,000	貸付有価証券 22,800株
1914	日本基礎技術	23,300	822.00	19,152,600	貸付有価証券 4,700株
1921	巴コーポレーション	37,700	511.00	19,264,700	
1925	大和ハウス工業	783,800	3,335.00	2,613,973,000	
1926	ライト工業	53,400	2,005.00	107,067,000	
1928	積水ハウス	920,600	2,456.00	2,260,993,600	
1929	日特建設	17,500	732.00	12,810,000	
1930	北陸電気工事	17,600	811.00	14,273,600	
1934	ユアテック	48,600	724.00	35,186,400	
1938	日本リーテック	17,800	1,381.00	24,581,800	貸付有価証券 4,200株



1939	四電工	9,200	1,825.00	16,790,000	
1941	中電工	39,100	2,166.00	84,690,600	
1942	関電工	138,000	873.00	120,474,000	
1944	きんでん	189,600	1,637.00	310,375,200	
1945	東京エネシス	28,200	1,064.00	30,004,800	
1946	トーエネック	8,500	3,445.00	29,282,500	
1949	住友電設	21,000	2,341.00	49,161,000	
1950	日本電設工業	46,500	1,680.00	78,120,000	
1951	エクシオグループ	127,600	2,344.00	299,094,400	
1952	新日本空調	22,400	2,047.00	45,852,800	貸付有価証券 2,800株
1959	九電工	65,500	3,050.00	199,775,000	
1961	三機工業	55,200	1,465.00	80,868,000	貸付有価証券 500株
1963	日揮ホールディングス	261,500	1,556.00	406,894,000	
1964	中外炉工業	8,500	1,663.00	14,135,500	
1967	ヤマト	24,900	765.00	19,048,500	貸付有価証券 4,400株
1968	太平電業	18,800	2,735.00	51,418,000	
1969	高砂熱学工業	76,700	1,848.00	141,741,600	
1972	三晃金属工業	3,300	2,607.00	8,603,100	
1975	朝日工業社	5,700	3,225.00	18,382,500	
1976	明星工業	54,900	721.00	39,582,900	
1979	大気社	41,300	3,240.00	133,812,000	
1980	ダイダン	18,800	2,176.00	40,908,800	
1982	日比谷総合設備	27,300	1,894.00	51,706,200	
3267	フィル・カンパニー	4,900	1,238.00	6,066,200	貸付有価証券 1,100株
5074	テスホールディングス	17,700	1,569.00	27,771,300	貸付有価証券 2,700株
5076	インフロニア・ホールディングス	361,900	1,115.00	403,518,500	
6330	東洋エンジニアリング	35,600	667.00	23,745,200	貸付有価証券 5,800株
6379	レイズネクスト	41,000	1,124.00	46,084,000	
2001	ニッポン	79,500	1,723.00	136,978,500	
2002	日清製粉グループ本社	306,900	1,783.00	547,202,700	
2003	日東富士製粉	3,900	4,685.00	18,271,500	
2004	昭和産業	25,700	2,726.00	70,058,200	
2009	鳥越製粉	24,100	676.00	16,291,600	貸付有価証券 4,000株

2053	中部飼料	30,600	1,029.00	31,487,400	
2060	フィード・ワン	36,500	683.00	24,929,500	
2107	東洋精糖	4,600	1,046.00	4,811,600	
2108	日本甜菜製糖	14,200	1,715.00	24,353,000	
2109	DM三井製糖ホールディングス	24,700	2,020.00	49,894,000	
2112	塩水港精糖	32,400	221.00	7,160,400	貸付有価証券 600株
2117	日新製糖	12,900	1,810.00	23,349,000	
2201	森永製菓	63,800	3,900.00	248,820,000	
2204	中村屋	6,500	3,180.00	20,670,000	
2206	江崎グリコ	74,800	3,795.00	283,866,000	
2207	名糖産業	12,000	1,637.00	19,644,000	貸付有価証券 500株
2209	井村屋グループ	15,400	2,318.00	35,697,200	貸付有価証券 1,900株
2211	不二家	15,200	2,475.00	37,620,000	
2212	山崎製パン	203,600	1,500.00	305,400,000	
2215	第一屋製パン	5,200	546.00	2,839,200	貸付有価証券 800株
2217	モロゾフ	8,600	3,030.00	26,058,000	
2220	亀田製菓	15,500	4,080.00	63,240,000	
2222	寿スピリッツ	26,200	6,810.00	178,422,000	
2229	カルビー	123,800	2,485.00	307,643,000	貸付有価証券 700株
2264	森永乳業	50,300	5,470.00	275,141,000	
2266	六甲バター	19,800	1,578.00	31,244,400	貸付有価証券 3,000株
2267	ヤクルト本社	201,200	6,620.00	1,331,944,000	
2269	明治ホールディングス	179,600	6,770.00	1,215,892,000	
2270	雪印メグミルク	65,400	2,077.00	135,835,800	
2281	プリマハム	34,000	2,291.00	77,894,000	
2282	日本ハム	103,800	4,265.00	442,707,000	
2286	林兼産業	8,200	528.00	4,329,600	
2288	丸大食品	26,700	1,532.00	40,904,400	
2292	S F o o d s	24,400	3,420.00	83,448,000	
2294	柿安本店	9,400	2,421.00	22,757,400	貸付有価証券 700株
2296	伊藤ハム米久ホールディングス	174,900	687.00	120,156,300	
2501	サッポロホールディングス	92,700	2,347.00	217,566,900	貸付有価証券 15,200株

2502	アサヒグループホールディングス	639,100	4,445.00	2,840,799,500	
2503	キリンホールディングス	998,500	1,831.50	1,828,752,750	
2531	宝ホールディングス	184,600	1,170.00	215,982,000	
2533	オエノンホールディングス	77,200	328.00	25,321,600	
2540	養命酒製造	8,300	1,790.00	14,857,000	
2579	コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールデ	190,700	1,481.00	282,426,700	
2587	サントリー食品インターナショナル	181,800	4,715.00	857,187,000	
2590	ダイドーグループホールディングス	13,900	4,780.00	66,442,000	貸付有価証券 1,200株
2593	伊藤園	82,500	6,360.00	524,700,000	貸付有価証券 13,500株
2594	キーコーヒー	26,700	2,032.00	54,254,400	
2597	ユニカフェ	8,200	989.00	8,109,800	貸付有価証券 500株
2599	ジャパンフーズ	3,900	1,217.00	4,746,300	貸付有価証券 100株
2602	日清オイリオグループ	34,000	2,970.00	100,980,000	
2607	不二製油グループ本社	58,900	2,013.00	118,565,700	
2612	かどや製油	3,000	3,855.00	11,565,000	
2613	J-オイルミルズ	25,300	1,702.00	43,060,600	貸付有価証券 900株
2801	キッコーマン	195,500	8,170.00	1,597,235,000	
2802	味の素	599,900	3,578.00	2,146,442,200	
2804	ブルドックソース	11,400	2,234.00	25,467,600	貸付有価証券 900株
2809	キューピー	142,700	2,416.00	344,763,200	
2810	ハウス食品グループ本社	101,600	3,040.00	308,864,000	
2811	カゴメ	103,100	3,205.00	330,435,500	貸付有価証券 16,900株
2812	焼津水産化学工業	13,200	938.00	12,381,600	
2815	アリアケジャパン	24,800	5,280.00	130,944,000	
2818	ピエトロ	3,500	1,824.00	6,384,000	
2819	エバラ食品工業	5,900	2,827.00	16,679,300	
2820	やまみ	2,300	1,772.00	4,075,600	貸付有価証券 200株
2871	ニチレイ	123,900	2,453.00	303,926,700	
2875	東洋水産	130,500	4,510.00	588,555,000	
2882	イートアンドホールディングス	10,200	2,096.00	21,379,200	
2883	大冷	3,000	1,917.00	5,751,000	
2884	ヨシムラ・フード・ホールディングス	14,000	553.00	7,742,000	貸付有価証券

					2,400株
2897	日清食品ホールディングス	106,600	8,760.00	933,816,000	
2899	永谷園ホールディングス	12,100	1,992.00	24,103,200	
2904	一正蒲鉾	11,700	850.00	9,945,000	貸付有価証券 1,700株
2908	フジッコ	25,300	2,001.00	50,625,300	
2910	ロック・フィールド	29,300	1,443.00	42,279,900	貸付有価証券 5,900株
2914	日本たばこ産業	1,456,600	2,091.00	3,045,750,600	
2915	ケンコーマヨネーズ	15,200	1,427.00	21,690,400	
2918	わらべや日洋ホールディングス	17,800	1,759.00	31,310,200	
2922	なとり	15,200	2,041.00	31,023,200	
2924	イフジ産業	4,700	1,009.00	4,742,300	
2925	ピククルスコーポレーション	13,000	1,548.00	20,124,000	
2929	ファーマフーズ	25,700	2,104.00	54,072,800	貸付有価証券 2,000株
2931	ユーグレナ	138,400	822.00	113,764,800	貸付有価証券 19,000株
2933	紀文食品	15,800	1,116.00	17,632,800	
4404	ミヨシ油脂	10,400	1,170.00	12,168,000	
4526	理研ビタミン	28,200	1,734.00	48,898,800	
3001	片倉工業	29,600	2,188.00	64,764,800	
3002	グンゼ	16,900	3,895.00	65,825,500	
3101	東洋紡	104,800	1,134.00	118,843,200	
3103	ユニチカ	72,800	294.00	21,403,200	
3104	富士紡ホールディングス	11,800	3,465.00	40,887,000	
3106	倉敷紡績	22,700	1,843.00	41,836,100	
3109	シキボウ	13,900	916.00	12,732,400	
3201	日本毛織	79,900	905.00	72,309,500	
3202	ダイトウボウ	42,900	91.00	3,903,900	貸付有価証券 7,000株
3204	トーア紡コーポレーション	9,800	395.00	3,871,000	
3205	ダイドーリミテッド	34,800	147.00	5,115,600	貸付有価証券 1,400株
3302	帝国繊維	29,900	1,785.00	53,371,500	貸付有価証券 4,900株
3401	帝人	249,500	1,403.00	350,048,500	
3402	東レ	1,919,500	655.00	1,257,272,500	
3501	住江織物	5,200	1,792.00	9,318,400	貸付有価証券 1,100株

3512	日本フェルト	15,000	462.00	6,930,000	
3513	イチカワ	3,400	1,434.00	4,875,600	
3524	日東製網	2,800	1,642.00	4,597,600	貸付有価証券 500株
3529	アツギ	20,400	606.00	12,362,400	
3551	ダイニック	10,000	769.00	7,690,000	
3569	セーレン	54,300	2,281.00	123,858,300	
3571	ソトー	9,700	890.00	8,633,000	
3577	東海染工	3,000	1,198.00	3,594,000	
3580	小松マテーレ	43,500	1,448.00	62,988,000	
3591	ワコールホールディングス	66,100	1,918.00	126,779,800	貸付有価証券 6,500株
3593	ホギメディカル	35,700	3,360.00	119,952,000	貸付有価証券 2,200株
3607	クラウディアホールディングス	6,500	243.00	1,579,500	貸付有価証券 1,100株
3608	T S I ホールディングス	88,500	336.00	29,736,000	貸付有価証券 14,600株
3611	マツオカコーポレーション	8,500	1,187.00	10,089,500	
3612	ワールド	34,700	1,213.00	42,091,100	
8011	三陽商会	12,700	728.00	9,245,600	貸付有価証券 2,300株
8013	ナイガイ	9,000	288.00	2,592,000	貸付有価証券 1,200株
8016	オンワードホールディングス	159,300	265.00	42,214,500	貸付有価証券 26,100株
8029	ルックホールディングス	8,400	1,556.00	13,070,400	貸付有価証券 1,400株
8107	キムラタン	148,700	18.00	2,676,600	貸付有価証券 22,500株
8111	ゴールドウイン	47,800	6,390.00	305,442,000	
8114	デサント	51,700	3,060.00	158,202,000	貸付有価証券 6,200株
8118	キング	12,500	536.00	6,700,000	
8127	ヤマトインターナショナル	23,300	297.00	6,920,100	
3708	特種東海製紙	16,300	3,250.00	52,975,000	
3861	王子ホールディングス	1,108,200	602.00	667,136,400	
3863	日本製紙	127,000	1,077.00	136,779,000	貸付有価証券 19,200株
3864	三菱製紙	37,600	324.00	12,182,400	
3865	北越コーポレーション	173,800	717.00	124,614,600	
3877	中越パルプ工業	10,100	981.00	9,908,100	貸付有価証券 1,900株

3878	巴川製紙所	7,900	846.00	6,683,400	貸付有価証券 1,300株
3880	大王製紙	127,800	1,663.00	212,531,400	
3896	阿波製紙	6,800	348.00	2,366,400	貸付有価証券 1,100株
3941	レンゴー	250,600	794.00	198,976,400	
3946	トーモク	16,300	1,641.00	26,748,300	
3950	ザ・パック	20,100	2,648.00	53,224,800	貸付有価証券 3,300株
2930	北の達人コーポレーション	94,800	226.00	21,424,800	貸付有価証券 20,400株
3405	クラレ	387,700	1,063.00	412,125,100	
3407	旭化成	1,757,100	1,114.00	1,957,409,400	
3553	共和レザー	16,500	665.00	10,972,500	
4004	昭和電工	229,900	2,440.00	560,956,000	
4005	住友化学	1,947,600	591.00	1,151,031,600	
4008	住友精化	11,700	3,270.00	38,259,000	
4021	日産化学	144,200	7,390.00	1,065,638,000	
4022	ラサ工業	9,300	1,625.00	15,112,500	
4023	クレハ	21,000	9,660.00	202,860,000	
4025	多木化学	10,300	5,230.00	53,869,000	貸付有価証券 1,300株
4027	テイカ	19,400	1,359.00	26,364,600	
4028	石原産業	44,100	1,077.00	47,495,700	
4031	片倉コープアグリ	6,000	1,326.00	7,956,000	
4041	日本曹達	33,900	3,510.00	118,989,000	
4042	東ソー	382,500	1,904.00	728,280,000	
4043	トクヤマ	84,800	1,770.00	150,096,000	
4044	セントラル硝子	43,300	2,129.00	92,185,700	
4045	東亜合成	147,300	1,119.00	164,828,700	貸付有価証券 25,600株
4046	大阪ソーダ	24,700	3,170.00	78,299,000	
4047	関東電化工業	58,000	1,091.00	63,278,000	
4061	デンカ	96,700	3,550.00	343,285,000	
4063	信越化学工業	455,200	19,190.00	8,735,288,000	
4064	日本カーバイド工業	9,500	1,422.00	13,509,000	
4078	堺化学工業	18,600	1,947.00	36,214,200	
4082	第一稀元素化学工業	24,600	1,046.00	25,731,600	貸付有価証券 1,900株
4088	エア・ウォーター	251,000	1,753.00	440,003,000	

4091	日本酸素ホールディングス	254,800	2,391.00	609,226,800	
4092	日本化学工業	8,200	2,432.00	19,942,400	
4093	東邦アセチレン	4,400	1,193.00	5,249,200	貸付有価証券 600株
4095	日本パーカライジング	133,700	997.00	133,298,900	
4097	高圧ガス工業	42,000	683.00	28,686,000	
4098	チタン工業	3,100	1,827.00	5,663,700	貸付有価証券 500株
4099	四国化成工業	34,600	1,378.00	47,678,800	
4100	戸田工業	5,600	2,742.00	15,355,200	貸付有価証券 1,400株
4109	ステラ ケミファ	13,300	2,701.00	35,923,300	
4112	保土谷化学工業	8,500	4,280.00	36,380,000	
4114	日本触媒	44,600	5,580.00	248,868,000	
4116	大日精化工業	21,900	2,141.00	46,887,900	
4118	カネカ	68,600	3,635.00	249,361,000	
4182	三菱瓦斯化学	246,600	2,207.00	544,246,200	
4183	三井化学	240,800	3,195.00	769,356,000	
4185	J S R	247,000	3,740.00	923,780,000	
4186	東京応化工業	43,000	7,420.00	319,060,000	貸付有価証券 7,400株
4187	大阪有機化学工業	22,600	3,050.00	68,930,000	貸付有価証券 4,900株
4188	三菱ケミカルホールディングス	1,772,200	846.20	1,499,635,640	
4189	KHネオケム	43,700	2,804.00	122,534,800	貸付有価証券 7,600株
4202	ダイセル	381,900	862.00	329,197,800	
4203	住友ベークライト	41,700	5,110.00	213,087,000	
4204	積水化学工業	554,700	1,858.00	1,030,632,600	
4205	日本ゼオン	239,100	1,379.00	329,718,900	
4206	アイカ工業	73,800	3,100.00	228,780,000	
4208	宇部興産	124,900	2,077.00	259,417,300	
4212	積水樹脂	40,000	1,835.00	73,400,000	
4215	タキロンシーアイ	57,400	552.00	31,684,800	
4216	旭有機材	15,000	2,089.00	31,335,000	
4218	ニチバン	15,700	1,740.00	27,318,000	貸付有価証券 1,000株
4220	リケンテクノス	64,700	475.00	30,732,500	貸付有価証券 5,000株
4221	大倉工業	13,600	1,852.00	25,187,200	

4228	積水化成成品工業	35,500	451.00	16,010,500	
4229	群栄化学工業	6,000	3,080.00	18,480,000	
4231	タイガースポリマー	13,900	463.00	6,435,700	
4238	ミライアル	8,500	1,761.00	14,968,500	貸付有価証券 1,500株
4245	ダイキアクシス	10,300	771.00	7,941,300	貸付有価証券 1,500株
4246	ダイキョーニシカワ	55,900	569.00	31,807,100	貸付有価証券 1,000株
4248	竹本容器	9,500	851.00	8,084,500	貸付有価証券 1,600株
4249	森六ホールディングス	14,300	1,863.00	26,640,900	
4251	恵和	7,200	4,975.00	35,820,000	貸付有価証券 1,200株
4272	日本化薬	208,800	1,184.00	247,219,200	
4275	カーリットホールディングス	26,300	689.00	18,120,700	貸付有価証券 4,600株
4362	日本精化	21,300	2,288.00	48,734,400	
4368	扶桑化学工業	23,900	4,265.00	101,933,500	
4369	トリケミカル研究所	27,300	2,803.00	76,521,900	貸付有価証券 5,500株
4401	ADEKA	122,100	2,712.00	331,135,200	
4403	日油	90,500	5,190.00	469,695,000	
4406	新日本理化	43,900	243.00	10,667,700	貸付有価証券 7,200株
4410	ハリマ化成グループ	19,700	830.00	16,351,000	
4452	花王	598,800	5,038.00	3,016,754,400	貸付有価証券 8,700株
4461	第一工業製薬	9,900	2,772.00	27,442,800	
4462	石原ケミカル	13,400	1,353.00	18,130,200	
4463	日華化学	8,900	748.00	6,657,200	貸付有価証券 1,500株
4465	ニイタカ	5,500	2,498.00	13,739,000	貸付有価証券 700株
4471	三洋化成工業	15,800	5,190.00	82,002,000	
4531	有機合成薬品工業	18,500	276.00	5,106,000	貸付有価証券 3,300株
4611	大日本塗料	32,500	830.00	26,975,000	
4612	日本ペイントホールディングス	996,000	1,102.00	1,097,592,000	
4613	関西ペイント	274,900	2,077.00	570,967,300	
4615	神東塗料	20,800	157.00	3,265,600	
4617	中国塗料	62,500	931.00	58,187,500	貸付有価証券 2,600株



4619	日本特殊塗料	19,800	870.00	17,226,000	
4620	藤倉化成	33,000	483.00	15,939,000	
4626	太陽ホールディングス	39,000	3,345.00	130,455,000	
4631	D I C	112,000	2,557.00	286,384,000	貸付有価証券 18,300株
4633	サカタインクス	52,600	941.00	49,496,600	貸付有価証券 13,700株
4634	東洋インキS Cホールディングス	56,000	1,908.00	106,848,000	貸付有価証券 9,200株
4636	T & K TOKA	21,400	920.00	19,688,000	
4901	富士フイルムホールディングス	475,700	7,580.00	3,605,806,000	貸付有価証券 11,500株
4911	資生堂	504,200	6,170.00	3,110,914,000	貸付有価証券 1,300株
4912	ライオン	326,800	1,393.00	455,232,400	
4914	高砂香料工業	18,600	2,821.00	52,470,600	
4917	マンダム	56,800	1,300.00	73,840,000	貸付有価証券 2,600株
4919	ミルボン	33,400	5,380.00	179,692,000	
4921	ファンケル	109,500	2,813.00	308,023,500	
4922	コーセー	50,900	12,900.00	656,610,000	
4923	コタ	17,200	1,638.00	28,173,600	
4926	シーボン	3,500	1,830.00	6,405,000	
4927	ポーラ・オルビスホールディングス	115,500	1,616.00	186,648,000	貸付有価証券 300株
4928	ノエビアホールディングス	23,000	4,990.00	114,770,000	貸付有価証券 800株
4929	アジュバンホールディングス	6,100	1,109.00	6,764,900	貸付有価証券 1,300株
4931	新日本製薬	7,300	1,450.00	10,585,000	貸付有価証券 1,300株
4951	エステー	17,400	1,513.00	26,326,200	
4955	アグロ カネショウ	9,000	1,205.00	10,845,000	貸付有価証券 1,700株
4956	コニシ	44,500	1,618.00	72,001,000	
4958	長谷川香料	46,700	2,600.00	121,420,000	貸付有価証券 2,100株
4963	星光PMC	15,300	598.00	9,149,400	貸付有価証券 2,500株
4967	小林製薬	75,800	10,390.00	787,562,000	
4968	荒川化学工業	22,600	1,127.00	25,470,200	貸付有価証券 1,400株
4971	メック	20,200	3,510.00	70,902,000	貸付有価証券 1,800株

4973	日本高純度化学	7,400	2,501.00	18,507,400	
4974	タカラバイオ	70,800	2,332.00	165,105,600	
4975	J C U	30,400	4,215.00	128,136,000	
4977	新田ゼラチン	17,000	680.00	11,560,000	
4979	O A Tアグリオ	11,200	1,189.00	13,316,800	貸付有価証券 1,600株
4980	デクセリアルズ	70,400	3,280.00	230,912,000	
4985	アース製薬	22,300	5,520.00	123,096,000	貸付有価証券 3,300株
4992	北興化学工業	25,200	947.00	23,864,400	貸付有価証券 1,600株
4994	大成ラミック	8,300	2,761.00	22,916,300	
4996	クミアイ化学工業	100,700	892.00	89,824,400	貸付有価証券 17,500株
4997	日本農薬	48,200	621.00	29,932,200	貸付有価証券 5,300株
5142	アキレス	17,300	1,332.00	23,043,600	
5208	有沢製作所	39,500	1,021.00	40,329,500	
6988	日東電工	163,600	9,080.00	1,485,488,000	
7874	レック	35,300	929.00	32,793,700	
7888	三光合成	30,900	349.00	10,784,100	貸付有価証券 5,100株
7908	きもと	41,400	219.00	9,066,600	
7917	藤森工業	24,300	3,875.00	94,162,500	
7925	前澤化成工業	17,200	1,297.00	22,308,400	
7931	未来工業	9,700	1,583.00	15,355,100	
7940	ウェーブブロックホールディングス	10,300	694.00	7,148,200	貸付有価証券 1,500株
7942	J S P	15,800	1,592.00	25,153,600	
7947	エフピコ	49,700	3,040.00	151,088,000	
7958	天馬	21,300	2,475.00	52,717,500	
7970	信越ポリマー	48,600	1,120.00	54,432,000	
7971	東リ	67,400	237.00	15,973,800	
7988	ニフコ	90,300	2,875.00	259,612,500	
7995	バルカー	22,000	2,728.00	60,016,000	
8113	ユニ・チャーム	521,700	4,321.00	2,254,265,700	
9385	ショーエイコーポレーション	7,300	649.00	4,737,700	貸付有価証券 500株
4151	協和キリン	317,700	3,030.00	962,631,000	貸付有価証券 38,200株
4502	武田薬品工業	2,127,500	3,612.00	7,684,530,000	

4503	アステラス製薬	2,346,900	1,961.00	4,602,270,900	
4506	大日本住友製薬	167,200	1,282.00	214,350,400	
4507	塩野義製薬	340,400	7,904.00	2,690,521,600	
4512	わかもと製薬	32,200	291.00	9,370,200	貸付有価証券 5,200株
4516	日本新薬	70,800	8,700.00	615,960,000	
4519	中外製薬	846,600	4,173.00	3,532,861,800	貸付有価証券 98,800株
4521	科研製薬	42,500	4,020.00	170,850,000	
4523	エーザイ	324,000	5,967.00	1,933,308,000	
4527	ロート製薬	138,900	3,895.00	541,015,500	
4528	小野薬品工業	621,600	3,163.00	1,966,120,800	
4530	久光製薬	71,600	3,860.00	276,376,000	
4534	持田製薬	34,100	3,935.00	134,183,500	
4536	参天製薬	504,900	1,333.00	673,031,700	
4538	扶桑薬品工業	9,500	2,246.00	21,337,000	
4539	日本ケミファ	3,200	2,171.00	6,947,200	
4540	ツムラ	83,900	3,425.00	287,357,500	
4541	日医工	84,000	813.00	68,292,000	貸付有価証券 5,600株
4547	キッセイ薬品工業	47,900	2,594.00	124,252,600	
4548	生化学工業	47,700	914.00	43,597,800	
4549	栄研化学	47,600	1,801.00	85,727,600	
4550	日水製薬	9,900	994.00	9,840,600	
4551	鳥居薬品	14,500	3,155.00	45,747,500	
4552	JCRファーマ	76,300	2,162.00	164,960,600	
4553	東和薬品	39,000	2,889.00	112,671,000	
4554	富士製薬工業	16,600	1,007.00	16,716,200	
4559	ゼリア新薬工業	49,100	1,976.00	97,021,600	貸付有価証券 4,800株
4568	第一三共	2,127,100	2,700.00	5,743,170,000	
4569	キョーリン製薬ホールディングス	54,300	1,883.00	102,246,900	
4574	大幸薬品	40,800	587.00	23,949,600	貸付有価証券 6,900株
4577	ダイト	17,600	2,914.00	51,286,400	貸付有価証券 2,600株
4578	大塚ホールディングス	562,500	4,267.00	2,400,187,500	
4581	大正製薬ホールディングス	64,400	6,160.00	396,704,000	
4587	ペプチドリーム	142,000	2,130.00	302,460,000	

4886	あすか製薬ホールディングス	30,800	1,157.00	35,635,600	
4887	サワイグループホールディングス	59,300	4,615.00	273,669,500	
3315	日本コークス工業	228,700	157.00	35,905,900	貸付有価証券 1,300株
5011	ニチレキ	34,600	1,274.00	44,080,400	
5013	ユシロ化学工業	14,000	1,070.00	14,980,000	
5015	ビービー・カストロール	9,700	1,221.00	11,843,700	貸付有価証券 1,600株
5017	富士石油	72,300	289.00	20,894,700	
5018	MORESCO	9,000	1,154.00	10,386,000	
5019	出光興産	300,400	3,515.00	1,055,906,000	
5020	ENEOSホールディングス	4,071,900	475.90	1,937,817,210	
5021	コスモエネルギーホールディングス	78,400	2,764.00	216,697,600	
5101	横浜ゴム	156,700	1,624.00	254,480,800	貸付有価証券 16,600株
5105	TOYO TIRE	142,500	1,556.00	221,730,000	
5108	ブリヂストン	779,700	4,624.00	3,605,332,800	
5110	住友ゴム工業	243,200	1,113.00	270,681,600	貸付有価証券 39,800株
5121	藤倉コンポジット	21,700	735.00	15,949,500	
5122	オカモト	16,100	4,050.00	65,205,000	
5185	フコク	11,800	964.00	11,375,200	
5186	ニッタ	28,000	2,845.00	79,660,000	
5191	住友理工	52,500	618.00	32,445,000	
5192	三ツ星ベルト	32,900	2,056.00	67,642,400	
5195	バンドー化学	43,600	926.00	40,373,600	
3110	日東紡績	40,300	2,907.00	117,152,100	
5201	AGC	248,500	4,835.00	1,201,497,500	
5202	日本板硝子	129,900	433.00	56,246,700	
5204	石塚硝子	4,600	2,031.00	9,342,600	
5210	日本山村硝子	10,300	857.00	8,827,100	
5214	日本電気硝子	108,700	2,763.00	300,338,100	貸付有価証券 10,000株
5218	オハラ	10,700	1,330.00	14,231,000	貸付有価証券 1,700株
5232	住友大阪セメント	50,100	3,395.00	170,089,500	
5233	太平洋セメント	153,800	2,042.00	314,059,600	
5262	日本ヒューム	27,100	727.00	19,701,700	
5269	日本コンクリート工業	53,400	300.00	16,020,000	

5273	三谷セキサン	12,600	7,170.00	90,342,000	貸付有価証券 400株
5288	アジアパイルホールディングス	41,600	442.00	18,387,200	
5301	東海カーボン	226,800	1,159.00	262,861,200	貸付有価証券 23,500株
5302	日本カーボン	13,900	4,175.00	58,032,500	貸付有価証券 2,300株
5310	東洋炭素	17,600	3,140.00	55,264,000	貸付有価証券 2,600株
5331	ノリタケカンパニーリミテド	15,000	4,475.00	67,125,000	
5332	TOTO	193,300	5,050.00	976,165,000	貸付有価証券 15,000株
5333	日本碍子	293,200	1,768.00	518,377,600	
5334	日本特殊陶業	205,900	2,055.00	423,124,500	
5337	ダントーホールディングス	17,600	244.00	4,294,400	貸付有価証券 3,300株
5344	MARUWA	9,400	16,410.00	154,254,000	
5351	品川リフラクトリーズ	6,300	3,910.00	24,633,000	
5352	黒崎播磨	4,600	4,200.00	19,320,000	
5357	ヨータイ	17,200	1,271.00	21,861,200	
5363	東京窯業	34,400	302.00	10,388,800	
5367	ニッカトー	12,200	553.00	6,746,600	貸付有価証券 2,000株
5384	フジミインコーポレーテッド	21,700	6,950.00	150,815,000	
5388	クニミネ工業	8,500	1,015.00	8,627,500	
5391	エーアンドエーマテリアル	4,600	901.00	4,144,600	
5393	ニチアス	62,700	2,536.00	159,007,200	
7943	ニチハ	37,600	2,601.00	97,797,600	
5401	日本製鉄	1,197,900	2,283.50	2,735,404,650	貸付有価証券 85,200株
5406	神戸製鋼所	499,600	627.00	313,249,200	
5408	中山製鋼所	42,400	460.00	19,504,000	
5410	合同製鐵	14,400	1,346.00	19,382,400	
5411	ジェイ エフ イー ホールディング ス	722,900	1,846.00	1,334,473,400	
5423	東京製鐵	91,200	1,191.00	108,619,200	
5440	共英製鋼	30,200	1,420.00	42,884,000	
5444	大和工業	51,200	3,975.00	203,520,000	
5445	東京鐵鋼	11,800	1,416.00	16,708,800	
5449	大阪製鐵	14,200	1,579.00	22,421,800	
5451	淀川製鋼所	35,100	2,800.00	98,280,000	

5463	丸一鋼管	94,800	2,810.00	266,388,000	
5464	モリ工業	7,900	2,683.00	21,195,700	
5471	大同特殊鋼	43,800	3,890.00	170,382,000	
5476	日本高周波鋼業	9,900	350.00	3,465,000	貸付有価証券 1,600株
5480	日本冶金工業	19,500	2,974.00	57,993,000	貸付有価証券 3,600株
5481	山陽特殊製鋼	27,500	2,107.00	57,942,500	
5482	愛知製鋼	15,000	2,495.00	37,425,000	
5486	日立金属	288,300	2,003.00	577,464,900	
5491	日本金属	6,800	1,465.00	9,962,000	貸付有価証券 1,000株
5541	大平洋金属	16,500	4,590.00	75,735,000	
5563	新日本電工	172,800	354.00	61,171,200	
5602	栗本鐵工所	12,100	1,552.00	18,779,200	
5603	虹技	3,700	994.00	3,677,800	貸付有価証券 900株
5612	日本鑄鉄管	2,800	1,056.00	2,956,800	貸付有価証券 500株
5632	三菱製鋼	17,200	1,238.00	21,293,600	貸付有価証券 1,600株
5658	日亜鋼業	34,800	279.00	9,709,200	
5659	日本精線	4,400	4,430.00	19,492,000	貸付有価証券 700株
5698	エンビプロ・ホールディングス	8,900	1,647.00	14,658,300	貸付有価証券 1,600株
6319	シンニッタン	32,400	240.00	7,776,000	
7305	新家工業	6,600	1,707.00	11,266,200	
5702	大紀アルミニウム工業所	40,300	1,703.00	68,630,900	
5703	日本軽金属ホールディングス	67,700	1,844.00	124,838,800	
5706	三井金属鉱業	72,200	3,600.00	259,920,000	
5707	東邦亜鉛	14,800	3,085.00	45,658,000	
5711	三菱マテリアル	176,800	2,335.00	412,828,000	
5713	住友金属鉱山	342,100	6,588.00	2,253,754,800	
5714	DOWAホールディングス	72,900	6,100.00	444,690,000	
5715	古河機械金属	44,200	1,366.00	60,377,200	
5721	エス・サイエンス	132,000	41.00	5,412,000	貸付有価証券 19,300株
5726	大阪チタニウムテクノロジーズ	30,900	1,430.00	44,187,000	貸付有価証券 2,600株
5727	東邦チタニウム	47,900	1,501.00	71,897,900	

5741	U A C J	40,600	2,412.00	97,927,200	
5757	C K サンエツ	5,600	3,975.00	22,260,000	貸付有価証券 900株
5801	古河電気工業	83,100	2,248.00	186,808,800	
5802	住友電気工業	1,000,800	1,502.50	1,503,702,000	貸付有価証券 69,700株
5803	フジクラ	298,400	603.00	179,935,200	
5805	昭和電線ホールディングス	23,300	1,896.00	44,176,800	
5807	東京特殊電線	4,000	2,880.00	11,520,000	貸付有価証券 600株
5809	タツタ電線	47,200	480.00	22,656,000	
5819	カナレ電気	4,000	1,554.00	6,216,000	貸付有価証券 500株
5821	平河ヒューテック	14,800	1,198.00	17,730,400	貸付有価証券 1,000株
5851	リョービ	32,900	1,068.00	35,137,200	
5852	アーレスティ	28,500	396.00	11,286,000	
5857	アサヒホールディングス	107,200	2,352.00	252,134,400	
3421	稲葉製作所	15,100	1,317.00	19,886,700	貸付有価証券 2,500株
3431	宮地エンジニアリンググループ	8,100	3,630.00	29,403,000	
3433	トーカロ	69,000	1,373.00	94,737,000	
3434	アルファC o	10,300	1,051.00	10,825,300	貸付有価証券 1,600株
3436	S U M C O	412,000	2,026.00	834,712,000	貸付有価証券 52,400株
3443	川田テクノロジーズ	5,500	3,730.00	20,515,000	
3445	R S T e c h n o l o g i e s	8,700	6,360.00	55,332,000	貸付有価証券 1,500株
3446	ジェイテックコーポレーション	3,400	1,869.00	6,354,600	貸付有価証券 500株
3447	信和	16,600	820.00	13,612,000	貸付有価証券 1,900株
5901	東洋製罐グループホールディングス	170,500	1,462.00	249,271,000	
5902	ホッカンホールディングス	14,700	1,375.00	20,212,500	貸付有価証券 600株
5909	コロナ	14,800	884.00	13,083,200	
5911	横河ブリッジホールディングス	45,900	1,975.00	90,652,500	
5915	駒井ハルテック	5,000	2,144.00	10,720,000	
5923	高田機工	2,400	3,010.00	7,224,000	
5929	三和ホールディングス	252,400	1,244.00	313,985,600	
5930	文化シャッター	84,900	1,022.00	86,767,800	

5932	三協立山	34,500	646.00	22,287,000	
5933	アルインコ	19,400	879.00	17,052,600	貸付有価証券 3,200株
5936	東洋シヤッター	5,900	580.00	3,422,000	
5938	L I X I L	421,300	2,397.00	1,009,856,100	
5942	日本フィルコン	18,600	532.00	9,895,200	貸付有価証券 3,300株
5943	ノーリツ	51,200	1,478.00	75,673,600	貸付有価証券 8,700株
5946	長府製作所	27,200	2,001.00	54,427,200	貸付有価証券 4,500株
5947	リンナイ	50,400	9,330.00	470,232,000	
5951	ダイニチ工業	12,800	699.00	8,947,200	
5957	日東精工	33,600	509.00	17,102,400	貸付有価証券 6,100株
5958	三洋工業	3,300	1,866.00	6,157,800	
5959	岡部	51,100	704.00	35,974,400	
5970	ジーテクト	33,200	1,361.00	45,185,200	
5975	東プレ	49,900	1,197.00	59,730,300	
5976	高周波熱錬	47,800	607.00	29,014,600	
5981	東京製綱	16,400	935.00	15,334,000	
5985	サンコール	22,900	504.00	11,541,600	
5986	モリテック スチール	20,900	338.00	7,064,200	貸付有価証券 3,400株
5988	パイオラックス	38,400	1,619.00	62,169,600	
5989	エイチワン	26,200	633.00	16,584,600	
5991	日本発條	246,100	891.00	219,275,100	
5992	中央発條	12,900	779.00	10,049,100	
5998	アドバネクス	3,500	1,602.00	5,607,000	貸付有価証券 600株
7989	立川ブラインド工業	11,800	1,122.00	13,239,600	貸付有価証券 1,900株
8155	三益半導体工業	20,900	2,561.00	53,524,900	貸付有価証券 4,500株
1909	日本ドライケミカル	6,600	1,766.00	11,655,600	
5631	日本製鋼所	81,300	3,785.00	307,720,500	
6005	三浦工業	115,800	3,170.00	367,086,000	
6013	タクマ	90,700	1,540.00	139,678,000	
6101	ツガミ	58,800	1,350.00	79,380,000	
6103	オークマ	31,200	5,140.00	160,368,000	
6104	芝浦機械	30,200	3,360.00	101,472,000	



6113	アマダ	422,500	1,098.00	463,905,000	
6118	アイダエンジニアリング	70,000	1,083.00	75,810,000	
6121	滝澤鉄工所	7,700	1,206.00	9,286,200	
6134	F U J I	123,300	2,310.00	284,823,000	
6135	牧野フライス製作所	29,300	3,955.00	115,881,500	
6136	オーエスジー	123,900	1,943.00	240,737,700	
6138	ダイジェット工業	3,000	1,343.00	4,029,000	
6140	旭ダイヤモンド工業	70,200	610.00	42,822,000	
6141	DMG森精機	158,800	1,660.00	263,608,000	
6143	ソディック	58,800	786.00	46,216,800	貸付有価証券 4,400株
6146	ディスコ	39,400	34,300.00	1,351,420,000	
6151	日東工器	14,700	1,629.00	23,946,300	
6157	日進工具	21,000	1,565.00	32,865,000	
6165	パンチ工業	22,400	510.00	11,424,000	
6167	富士ダイス	13,400	680.00	9,112,000	
6203	豊和工業	13,700	841.00	11,521,700	貸付有価証券 3,400株
6205	OKK	9,600	988.00	9,484,800	
6208	石川製作所	7,000	1,590.00	11,130,000	
6210	東洋機械金属	17,400	688.00	11,971,200	
6217	津田駒工業	5,100	583.00	2,973,300	
6218	エンシュウ	5,900	700.00	4,130,000	貸付有価証券 700株
6222	島精機製作所	39,100	1,863.00	72,843,300	貸付有価証券 3,700株
6235	オプトラン	33,500	2,112.00	70,752,000	貸付有価証券 8,000株
6236	NCホールディングス	7,500	2,355.00	17,662,500	貸付有価証券 2,100株
6237	イワキポンプ	17,000	1,092.00	18,564,000	貸付有価証券 2,100株
6238	フリーー	23,800	1,115.00	26,537,000	
6240	ヤマシンフィルタ	54,000	364.00	19,656,000	
6247	日阪製作所	33,000	824.00	27,192,000	
6250	やまびこ	51,900	1,434.00	74,424,600	
6254	野村マイクロ・サイエンス	7,000	4,185.00	29,295,000	貸付有価証券 1,000株
6258	平田機工	12,700	5,500.00	69,850,000	
6262	ペガサスミシン製造	27,100	574.00	15,555,400	

6264	マルマエ	11,000	2,756.00	30,316,000	貸付有価証券 1,800株
6266	タツモ	12,500	1,597.00	19,962,500	
6268	ナブテスコ	152,600	3,200.00	488,320,000	貸付有価証券 10,900株
6269	三井海洋開発	28,400	1,306.00	37,090,400	
6272	レオン自動機	28,600	975.00	27,885,000	貸付有価証券 400株
6273	SMC	79,300	69,850.00	5,539,105,000	
6277	ホソカワミクロン	18,800	2,678.00	50,346,400	
6278	ユニオンツール	10,000	3,775.00	37,750,000	貸付有価証券 1,800株
6282	オイレス工業	37,500	1,591.00	59,662,500	
6284	日精エー・エス・ビー機械	9,000	3,245.00	29,205,000	
6287	サトーホールディングス	35,200	1,770.00	62,304,000	
6289	技研製作所	23,700	3,725.00	88,282,500	
6291	日本エアージェット	12,300	1,102.00	13,554,600	貸付有価証券 1,300株
6292	カワタ	8,500	1,070.00	9,095,000	貸付有価証券 1,300株
6293	日精樹脂工業	18,700	1,043.00	19,504,100	貸付有価証券 2,500株
6294	オカダアイヨン	8,400	1,485.00	12,474,000	貸付有価証券 1,700株
6298	ワイエイシイホールディングス	10,700	1,549.00	16,574,300	貸付有価証券 1,900株
6301	小松製作所	1,226,700	3,009.00	3,691,140,300	
6302	住友重機械工業	154,900	3,005.00	465,474,500	
6305	日立建機	108,500	3,195.00	346,657,500	
6306	日工	37,000	631.00	23,347,000	
6309	巴工業	10,600	2,413.00	25,577,800	
6310	井関農機	25,100	1,304.00	32,730,400	貸付有価証券 2,200株
6315	TOWA	23,100	2,563.00	59,205,300	
6316	丸山製作所	5,500	1,618.00	8,899,000	貸付有価証券 1,000株
6317	北川鉄工所	12,200	1,361.00	16,604,200	
6323	ローツェ	13,300	11,610.00	154,413,000	
6325	タカキタ	9,400	609.00	5,724,600	貸付有価証券 1,600株
6326	クボタ	1,311,200	2,334.50	3,060,996,400	貸付有価証券 229,500株
6328	荏原実業	12,400	2,462.00	30,528,800	

6331	三菱化工機	8,600	2,069.00	17,793,400	
6332	月島機械	49,800	1,092.00	54,381,600	貸付有価証券 5,000株
6333	帝国電機製作所	18,900	1,550.00	29,295,000	
6335	東京機械製作所	11,000	736.00	8,096,000	
6339	新東工業	59,600	709.00	42,256,400	
6340	澁谷工業	23,700	2,488.00	58,965,600	
6345	アイチ コーポレーション	38,500	907.00	34,919,500	貸付有価証券 500株
6349	小森コーポレーション	68,600	782.00	53,645,200	
6351	鶴見製作所	20,800	1,876.00	39,020,800	
6355	住友精密工業	4,000	2,054.00	8,216,000	
6356	日本ギア工業	9,600	287.00	2,755,200	
6358	酒井重工業	4,800	3,295.00	15,816,000	
6361	荏原製作所	108,200	6,900.00	746,580,000	貸付有価証券 8,700株
6362	石井鐵工所	3,800	3,020.00	11,476,000	
6363	西島製作所	24,500	1,028.00	25,186,000	
6364	北越工業	25,300	895.00	22,643,500	
6367	ダイキン工業	344,900	23,050.00	7,949,945,000	
6368	オルガノ	7,800	10,180.00	79,404,000	貸付有価証券 900株
6369	トーヨーカネツ	10,200	2,560.00	26,112,000	
6370	栗田工業	146,500	4,730.00	692,945,000	
6371	椿本チエイン	35,400	3,190.00	112,926,000	
6373	大同工業	11,900	960.00	11,424,000	
6378	木村化工機	22,500	870.00	19,575,000	貸付有価証券 3,600株
6381	アネスト岩田	42,100	833.00	35,069,300	
6383	ダイフク	149,000	8,800.00	1,311,200,000	
6387	サムコ	6,800	2,609.00	17,741,200	
6390	加藤製作所	12,800	807.00	10,329,600	
6393	油研工業	4,500	1,812.00	8,154,000	
6395	タダノ	141,500	1,040.00	147,160,000	
6406	フジテック	100,400	3,135.00	314,754,000	
6407	C K D	79,900	1,907.00	152,369,300	
6409	キトー	23,000	1,767.00	40,641,000	
6412	平和	75,500	1,918.00	144,809,000	

6413	理想科学工業	22,700	2,039.00	46,285,300	
6417	SANKYO	58,500	3,505.00	205,042,500	
6418	日本金銭機械	27,400	680.00	18,632,000	貸付有価証券 1,100株
6419	マースグループホールディングス	17,200	1,756.00	30,203,200	
6420	フクシマガリレイ	18,500	3,995.00	73,907,500	
6428	オーイズミ	9,500	398.00	3,781,000	貸付有価証券 1,900株
6430	ダイコク電機	12,400	1,272.00	15,772,800	
6432	竹内製作所	41,200	2,596.00	106,955,200	
6436	アマノ	70,900	2,253.00	159,737,700	
6440	JUKI	37,700	815.00	30,725,500	貸付有価証券 11,400株
6444	サンデン	37,500	202.00	7,575,000	貸付有価証券 6,600株
6445	ジャノメ	23,000	762.00	17,526,000	貸付有価証券 2,600株
6454	マックス	36,000	1,710.00	61,560,000	
6457	グローリー	69,500	2,103.00	146,158,500	
6458	新晃工業	25,200	1,751.00	44,125,200	
6459	大和冷機工業	39,100	1,080.00	42,228,000	貸付有価証券 6,400株
6460	セガサミーホールディングス	268,500	2,200.00	590,700,000	
6461	日本ピストンリング	9,900	1,366.00	13,523,400	
6462	リケン	11,600	2,504.00	29,046,400	
6463	T P R	36,400	1,354.00	49,285,600	
6464	ツバキ・ナカシマ	59,400	951.00	56,489,400	貸付有価証券 9,000株
6465	ホシザキ	79,100	8,610.00	681,051,000	
6470	大豊工業	22,100	723.00	15,978,300	
6471	日本精工	509,600	760.00	387,296,000	
6472	N T N	581,700	216.00	125,647,200	
6473	ジェイテクト	259,600	982.00	254,927,200	
6474	不二越	23,000	4,265.00	98,095,000	貸付有価証券 6,300株
6480	日本トムソン	74,100	538.00	39,865,800	
6481	T H K	152,800	2,675.00	408,740,000	貸付有価証券 41,200株
6482	ユーシン精機	21,000	676.00	14,196,000	
6485	前澤給装工業	20,300	1,014.00	20,584,200	
6486	イーグル工業	33,500	1,024.00	34,304,000	

6489	前澤工業	18,000	672.00	12,096,000	貸付有価証券 3,000株
6490	日本ビラー工業	27,400	3,090.00	84,666,000	
6498	キッツ	91,200	692.00	63,110,400	貸付有価証券 28,400株
6586	マキタ	329,400	4,087.00	1,346,257,800	
7003	三井E&Sホールディングス	97,800	378.00	36,968,400	貸付有価証券 16,000株
7004	日立造船	228,900	749.00	171,446,100	
7011	三菱重工業	425,300	4,051.00	1,722,890,300	
7013	I H I	169,000	2,996.00	506,324,000	貸付有価証券 12,900株
7022	サノヤスホールディングス	33,400	134.00	4,475,600	貸付有価証券 5,400株
7718	スター精密	40,800	1,512.00	61,689,600	貸付有価証券 6,900株
3105	日清紡ホールディングス	165,500	1,114.00	184,367,000	貸付有価証券 29,500株
4062	イビデン	142,000	6,220.00	883,240,000	
4902	コニカミノルタ	591,400	533.00	315,216,200	
6448	ブラザー工業	330,500	2,273.00	751,226,500	
6479	ミネベアミツミ	466,600	2,679.00	1,250,021,400	貸付有価証券 53,600株
6501	日立製作所	1,301,900	6,170.00	8,032,723,000	
6502	東芝	473,000	4,788.00	2,264,724,000	
6503	三菱電機	2,706,600	1,435.50	3,885,324,300	
6504	富士電機	163,100	6,220.00	1,014,482,000	
6505	東洋電機製造	9,800	1,008.00	9,878,400	貸付有価証券 1,700株
6506	安川電機	291,400	4,880.00	1,422,032,000	貸付有価証券 73,400株
6507	シンフォニアテクノロジー	32,500	1,342.00	43,615,000	貸付有価証券 2,400株
6508	明電舎	45,900	2,462.00	113,005,800	
6513	オリジン	6,800	1,235.00	8,398,000	
6516	山洋電気	12,000	4,965.00	59,580,000	
6517	デンヨー	23,100	1,732.00	40,009,200	
6523	PHCホールディングス	31,200	1,722.00	53,726,400	
6588	東芝テック	29,100	4,965.00	144,481,500	
6590	芝浦メカトロニクス	4,800	8,750.00	42,000,000	
6592	マブチモーター	62,700	3,865.00	242,335,500	
6594	日本電産	701,500	9,870.00	6,923,805,000	

6615	ユー・エム・シー・エレクトロニクス	11,900	411.00	4,890,900	貸付有価証券 2,500株
6616	トレックス・セミコンダクター	13,600	2,817.00	38,311,200	貸付有価証券 2,500株
6617	東光高岳	15,000	1,500.00	22,500,000	貸付有価証券 1,100株
6619	ダブル・スコープ	77,800	821.00	63,873,800	貸付有価証券 7,600株
6622	ダイヘン	29,600	4,340.00	128,464,000	
6630	ヤーマン	44,100	1,186.00	52,302,600	貸付有価証券 8,400株
6632	JVCケンウッド	220,500	186.00	41,013,000	貸付有価証券 4,000株
6638	ミマキエンジニアリング	24,200	684.00	16,552,800	
6640	IPEX	12,600	1,457.00	18,358,200	貸付有価証券 1,600株
6641	日新電機	63,400	1,472.00	93,324,800	
6644	大崎電気工業	49,700	482.00	23,955,400	
6645	オムロン	225,300	8,424.00	1,897,927,200	貸付有価証券 16,800株
6651	日東工業	36,100	1,624.00	58,626,400	
6652	IDEC	33,500	2,628.00	88,038,000	貸付有価証券 500株
6653	正興電機製作所	8,500	1,266.00	10,761,000	
6654	不二電機工業	5,000	1,113.00	5,565,000	貸付有価証券 600株
6674	ジーエス・ユアサコーポレーション	88,100	2,430.00	214,083,000	貸付有価証券 11,400株
6675	サクサホールディングス	6,300	1,526.00	9,613,800	貸付有価証券 1,000株
6676	メルコホールディングス	6,000	4,035.00	24,210,000	
6678	テクノメディカ	6,100	1,598.00	9,747,800	
6699	ダイヤモンドエレクトリックホールディング	7,500	1,048.00	7,860,000	
6701	日本電気	343,900	5,190.00	1,784,841,000	
6702	富士通	243,500	18,425.00	4,486,487,500	
6703	沖電気工業	109,900	879.00	96,602,100	
6704	岩崎通信機	11,000	849.00	9,339,000	
6706	電気興業	14,200	2,382.00	33,824,400	貸付有価証券 1,200株
6707	サンケン電気	25,300	5,250.00	132,825,000	
6715	ナカヨ	4,800	1,150.00	5,520,000	
6718	アイホン	15,300	2,108.00	32,252,400	貸付有価証券 1,200株

6723	ルネサスエレクトロニクス	1,469,000	1,373.00	2,016,937,000	貸付有価証券 210,900株
6724	セイコーエプソン	335,800	1,897.00	637,012,600	
6727	ワコム	209,900	938.00	196,886,200	
6728	アルバック	53,900	6,480.00	349,272,000	貸付有価証券 8,800株
6730	アクセル	11,300	1,118.00	12,633,400	貸付有価証券 1,000株
6737	E I Z O	21,000	3,730.00	78,330,000	
6740	ジャパンディスプレイ	924,400	43.00	39,749,200	貸付有価証券 126,800株
6741	日本信号	68,900	904.00	62,285,600	
6742	京三製作所	58,100	455.00	26,435,500	
6744	能美防災	35,800	1,985.00	71,063,000	貸付有価証券 300株
6745	ホーチキ	19,600	1,263.00	24,754,800	
6748	星和電機	12,200	527.00	6,429,400	貸付有価証券 2,200株
6750	エレコム	62,000	1,545.00	95,790,000	貸付有価証券 3,200株
6752	パナソニック	2,887,000	1,209.00	3,490,383,000	
6753	シャープ	308,600	1,173.00	361,987,800	
6754	アンリツ	174,300	1,574.00	274,348,200	
6755	富士通ゼネラル	73,500	2,425.00	178,237,500	貸付有価証券 1,300株
6758	ソニーグループ	1,695,600	12,855.00	21,796,938,000	
6762	T D K	392,100	4,500.00	1,764,450,000	
6763	帝国通信工業	11,900	1,467.00	17,457,300	
6768	タムラ製作所	104,300	633.00	66,021,900	貸付有価証券 9,300株
6770	アルプスアルパイン	239,600	1,148.00	275,060,800	
6771	池上通信機	8,000	638.00	5,104,000	貸付有価証券 1,400株
6779	日本電波工業	24,400	1,174.00	28,645,600	
6785	鈴木	13,300	774.00	10,294,200	貸付有価証券 2,400株
6787	メイコー	22,000	3,985.00	87,670,000	
6788	日本トリム	5,100	2,660.00	13,566,000	
6789	ローランド ディー. ジー.	16,000	3,335.00	53,360,000	貸付有価証券 600株
6794	フォスター電機	27,300	715.00	19,519,500	
6798	SMK	6,300	2,273.00	14,319,900	

6800	ヨコオ	20,000	2,540.00	50,800,000	
6803	ティアック	43,800	117.00	5,124,600	貸付有価証券 3,200株
6804	ホシデン	65,300	1,225.00	79,992,500	
6806	ヒロセ電機	41,700	18,340.00	764,778,000	
6807	日本航空電子工業	62,100	2,026.00	125,814,600	貸付有価証券 6,000株
6809	TOA	29,000	707.00	20,503,000	
6810	マクセル	53,800	1,238.00	66,604,400	
6814	古野電気	32,200	1,063.00	34,228,600	貸付有価証券 2,800株
6815	ユニデンホールディングス	5,900	3,760.00	22,184,000	
6817	スミダコーポレーション	25,400	933.00	23,698,200	
6820	アイコム	10,000	2,596.00	25,960,000	
6823	リオン	10,300	2,270.00	23,381,000	
6826	本多通信工業	21,000	483.00	10,143,000	貸付有価証券 1,600株
6841	横河電機	270,900	2,209.00	598,418,100	
6844	新電元工業	10,400	3,170.00	32,968,000	
6845	アズビル	158,600	4,355.00	690,703,000	
6848	東亜ディーケーケー	13,400	928.00	12,435,200	
6849	日本光電工業	111,800	3,110.00	347,698,000	
6850	チノー	8,600	1,699.00	14,611,400	貸付有価証券 700株
6853	共和電業	25,900	368.00	9,531,200	貸付有価証券 4,600株
6855	日本電子材料	13,800	2,073.00	28,607,400	貸付有価証券 400株
6856	堀場製作所	50,000	6,760.00	338,000,000	
6857	アドバンテスト	201,200	9,630.00	1,937,556,000	
6858	小野測器	11,300	474.00	5,356,200	貸付有価証券 1,800株
6859	エスペック	22,000	2,021.00	44,462,000	
6861	キーエンス	245,300	56,560.00	13,874,168,000	貸付有価証券 7,000株
6866	日置電機	13,000	7,090.00	92,170,000	貸付有価証券 800株
6869	シスメックス	229,000	9,046.00	2,071,534,000	
6871	日本マイクロニクス	47,100	1,680.00	79,128,000	貸付有価証券 7,700株
6875	メガチップス	25,200	3,900.00	98,280,000	
6877	OBARA GROUP	12,300	3,055.00	37,576,500	貸付有価証券



					1,700株
6901	澤藤電機	3,300	1,733.00	5,718,900	貸付有価証券 500株
6904	原田工業	12,800	1,065.00	13,632,000	貸付有価証券 2,800株
6905	コーセル	30,000	818.00	24,540,000	貸付有価証券 9,200株
6908	イリソ電子工業	22,700	3,430.00	77,861,000	貸付有価証券 1,400株
6914	オプテックスグループ	44,400	1,773.00	78,721,200	貸付有価証券 7,300株
6915	千代田インテグレ	11,400	2,150.00	24,510,000	貸付有価証券 100株
6916	アイ・オー・データ機器	8,700	1,294.00	11,257,800	貸付有価証券 600株
6920	レーザーテック	118,900	20,540.00	2,442,206,000	貸付有価証券 18,000株
6923	スタンレー電気	189,000	2,448.00	462,672,000	
6924	岩崎電気	9,900	2,365.00	23,413,500	
6925	ウシオ電機	138,700	1,889.00	262,004,300	
6926	岡谷電機産業	19,300	307.00	5,925,100	貸付有価証券 1,500株
6927	ヘリオス テクノ ホールディング	23,000	304.00	6,992,000	
6928	エノモト	7,500	1,586.00	11,895,000	貸付有価証券 1,300株
6929	日本セラミック	25,200	2,480.00	62,496,000	貸付有価証券 2,000株
6932	遠藤照明	12,400	958.00	11,879,200	
6937	古河電池	19,300	1,311.00	25,302,300	貸付有価証券 4,200株
6938	双信電機	12,900	593.00	7,649,700	貸付有価証券 2,200株
6941	山一電機	19,600	1,941.00	38,043,600	貸付有価証券 1,400株
6947	図研	17,600	2,975.00	52,360,000	
6951	日本電子	56,300	6,940.00	390,722,000	
6952	カシオ計算機	195,900	1,465.00	286,993,500	
6954	ファナック	237,500	22,095.00	5,247,562,500	
6958	日本シイエムケイ	53,000	641.00	33,973,000	貸付有価証券 4,500株
6961	エンプラス	6,700	2,741.00	18,364,700	
6962	大真空	36,500	1,159.00	42,303,500	
6963	ローム	121,200	9,560.00	1,158,672,000	
6965	浜松ホトニクス	194,200	6,300.00	1,223,460,000	

6966	三井ハイテック	26,500	11,670.00	309,255,000	貸付有価証券 8,100株
6967	新光電気工業	79,500	5,790.00	460,305,000	
6971	京セラ	380,800	7,026.00	2,675,500,800	
6976	太陽誘電	131,300	5,730.00	752,349,000	
6981	村田製作所	795,100	8,437.00	6,708,258,700	
6986	双葉電子工業	46,400	685.00	31,784,000	
6989	北陸電気工業	10,100	1,260.00	12,726,000	
6996	ニチコン	85,200	1,211.00	103,177,200	
6997	日本ケミコン	25,600	1,845.00	47,232,000	
6999	K O A	40,800	1,433.00	58,466,400	
7244	市光工業	32,400	395.00	12,798,000	貸付有価証券 5,500株
7276	小糸製作所	148,600	5,110.00	759,346,000	
7280	ミツバ	49,800	379.00	18,874,200	貸付有価証券 1,800株
7735	S C R E E Nホールディングス	47,000	12,400.00	582,800,000	貸付有価証券 4,900株
7739	キヤノン電子	24,800	1,582.00	39,233,600	貸付有価証券 4,600株
7751	キヤノン	1,345,000	2,910.00	3,913,950,000	
7752	リコー	751,200	1,064.00	799,276,800	
7965	象印マホービン	73,200	1,510.00	110,532,000	貸付有価証券 14,900株
7999	M U T O Hホールディングス	3,400	2,296.00	7,806,400	貸付有価証券 300株
8035	東京エレクトロン	171,700	63,490.00	10,901,233,000	
3116	トヨタ紡織	110,400	2,046.00	225,878,400	
3526	芦森工業	5,100	909.00	4,635,900	
5949	ユニプレス	40,300	707.00	28,492,100	
6201	豊田自動織機	219,100	8,510.00	1,864,541,000	
6455	モリタホールディングス	43,400	1,281.00	55,595,400	
6584	三櫻工業	37,400	712.00	26,628,800	貸付有価証券 3,400株
6902	デンソー	595,900	7,991.00	4,761,836,900	
6995	東海理化電機製作所	71,300	1,572.00	112,083,600	
7012	川崎重工業	197,600	2,268.00	448,156,800	
7014	名村造船所	81,300	339.00	27,560,700	貸付有価証券 6,800株
7102	日本車輛製造	9,900	2,190.00	21,681,000	貸付有価証券 1,600株

7105	三菱ロジスネクスト	35,800	938.00	33,580,400	貸付有価証券 2,100株
7122	近畿車輛	4,100	1,181.00	4,842,100	貸付有価証券 700株
7201	日産自動車	3,192,200	530.50	1,693,462,100	貸付有価証券 803,800株
7202	いすゞ自動車	849,300	1,594.00	1,353,784,200	
7203	トヨタ自動車	13,710,500	2,189.00	30,012,284,500	
7205	日野自動車	338,000	732.00	247,416,000	
7211	三菱自動車工業	1,001,900	321.00	321,609,900	
7212	エフテック	18,900	555.00	10,489,500	
7213	レシップホールディングス	10,700	572.00	6,120,400	貸付有価証券 1,300株
7214	GMB	4,900	747.00	3,660,300	
7215	ファルテック	4,700	686.00	3,224,200	貸付有価証券 700株
7220	武蔵精密工業	60,400	1,548.00	93,499,200	貸付有価証券 100株
7222	日産車体	39,600	586.00	23,205,600	貸付有価証券 3,800株
7224	新明和工業	76,500	941.00	71,986,500	貸付有価証券 7,000株
7226	極東開発工業	50,300	1,441.00	72,482,300	
7231	トピー工業	22,300	1,070.00	23,861,000	
7236	ティラド	7,700	2,447.00	18,841,900	
7238	曙ブレーキ工業	148,600	155.00	23,033,000	貸付有価証券 41,300株
7239	タチエス	47,400	1,057.00	50,101,800	
7240	NOK	130,900	1,194.00	156,294,600	
7241	フタバ産業	67,800	367.00	24,882,600	
7242	KYB	28,100	3,040.00	85,424,000	
7245	大同メタル工業	51,900	593.00	30,776,700	貸付有価証券 4,100株
7246	プレス工業	134,100	389.00	52,164,900	
7247	ミクニ	34,300	409.00	14,028,700	
7250	太平洋工業	56,700	945.00	53,581,500	
7256	河西工業	33,200	279.00	9,262,800	
7259	アイシン	198,100	4,270.00	845,887,000	
7261	マツダ	849,500	896.00	761,152,000	
7266	今仙電機製作所	17,800	614.00	10,929,200	貸付有価証券 4,100株
7267	本田技研工業	2,131,200	3,456.00	7,365,427,200	

7269	スズキ	619,100	4,200.00	2,600,220,000	貸付有価証券 39,400株
7270	SUBARU	775,700	1,938.00	1,503,306,600	
7271	安永	13,000	868.00	11,284,000	貸付有価証券 2,100株
7272	ヤマハ発動機	353,200	2,695.00	951,874,000	貸付有価証券 96,300株
7277	TBK	29,700	379.00	11,256,300	
7278	エクセディ	40,800	1,615.00	65,892,000	
7282	豊田合成	87,400	2,023.00	176,810,200	
7283	愛三工業	42,400	734.00	31,121,600	
7284	盟和産業	3,800	1,048.00	3,982,400	貸付有価証券 700株
7291	日本プラスト	21,200	533.00	11,299,600	貸付有価証券 1,800株
7294	ヨロズ	25,300	912.00	23,073,600	貸付有価証券 1,900株
7296	エフ・シー・シー	44,200	1,370.00	60,554,000	
7309	シマノ	108,200	28,350.00	3,067,470,000	
7313	テイ・エス テック	114,300	1,436.00	164,134,800	
7408	ジャムコ	15,800	802.00	12,671,600	貸付有価証券 2,200株
4543	テルモ	765,900	3,792.00	2,904,292,800	
5187	クリエートメディック	8,100	990.00	8,019,000	貸付有価証券 1,300株
6376	日機装	81,200	907.00	73,648,400	
7600	日本エム・ディ・エム	15,600	1,641.00	25,599,600	貸付有価証券 2,000株
7701	島津製作所	348,300	4,350.00	1,515,105,000	
7702	JMS	22,900	619.00	14,175,100	
7709	クボテック	5,800	257.00	1,490,600	貸付有価証券 1,100株
7715	長野計器	19,600	1,309.00	25,656,400	
7717	ブイ・テクノロジー	11,800	3,420.00	40,356,000	
7721	東京計器	17,200	1,203.00	20,691,600	
7723	愛知時計電機	11,700	1,612.00	18,860,400	
7725	インターアクション	13,500	2,108.00	28,458,000	貸付有価証券 2,400株
7727	オーバル	24,200	288.00	6,969,600	貸付有価証券 4,000株
7729	東京精密	45,700	4,855.00	221,873,500	
7730	マニー	107,800	1,456.00	156,956,800	

7731	ニコン	413,300	1,311.00	541,836,300	
7732	トプコン	127,300	1,578.00	200,879,400	
7733	オリンパス	1,419,400	2,304.00	3,270,297,600	
7734	理研計器	21,900	5,210.00	114,099,000	
7740	タムロン	21,000	2,450.00	51,450,000	貸付有価証券 4,800株
7741	HOYA	528,200	14,200.00	7,500,440,000	
7743	シード	12,600	533.00	6,715,800	貸付有価証券 1,900株
7744	ノーリツ鋼機	24,300	2,238.00	54,383,400	
7745	エー・アンド・デイ	24,700	919.00	22,699,300	貸付有価証券 2,100株
7747	朝日インテック	296,800	2,358.00	699,854,400	
7762	シチズン時計	317,000	507.00	160,719,000	
7769	リズム	8,500	1,522.00	12,937,000	
7775	大研医器	21,400	529.00	11,320,600	
7780	メニコン	89,800	2,996.00	269,040,800	
7782	シンシア	2,900	483.00	1,400,700	
7979	松風	11,300	1,611.00	18,204,300	
8050	セイコーホールディングス	38,300	2,295.00	87,898,500	
8086	ニプロ	201,700	1,056.00	212,995,200	
7811	中本パックス	7,600	1,586.00	12,053,600	貸付有価証券 1,100株
7816	スノーピーク	35,300	3,415.00	120,549,500	貸付有価証券 800株
7817	パラマウントベッドホールディングス	51,900	2,040.00	105,876,000	
7818	トランザクション	14,800	959.00	14,193,200	
7819	粧美堂	7,900	409.00	3,231,100	
7820	ニホンフラッシュ	23,200	1,013.00	23,501,600	
7821	前田工織	29,800	3,155.00	94,019,000	貸付有価証券 6,900株
7822	永大産業	35,400	293.00	10,372,200	
7823	アートネイチャー	23,100	727.00	16,793,700	
7832	バンダイナムコホールディングス	242,500	9,395.00	2,278,287,500	
7833	アイフィスジャパン	6,900	686.00	4,733,400	
7838	共立印刷	45,300	148.00	6,704,400	
7839	SHOEI	25,400	4,380.00	111,252,000	貸付有価証券 1,500株
7840	フランスベッドホールディングス	34,800	905.00	31,494,000	
7846	パイロットコーポレーション	45,700	5,430.00	248,151,000	貸付有価証券

					7,700株
7856	萩原工業	17,500	1,125.00	19,687,500	貸付有価証券 3,300株
7864	フジシールインターナショナル	65,700	1,689.00	110,967,300	
7867	タカラトミー	113,300	1,246.00	141,171,800	
7868	広済堂ホールディングス	16,800	805.00	13,524,000	貸付有価証券 3,100株
7872	エステールホールディングス	6,500	674.00	4,381,000	貸付有価証券 600株
7885	タカノ	9,200	730.00	6,716,000	
7893	プロネクス	21,000	1,111.00	23,331,000	
7897	ホクシン	19,100	198.00	3,781,800	貸付有価証券 4,600株
7898	ウッドワン	8,300	1,163.00	9,652,900	
7905	大建工業	15,900	2,292.00	36,442,800	
7911	凸版印刷	411,400	2,244.00	923,181,600	
7912	大日本印刷	319,900	2,991.00	956,820,900	
7914	共同印刷	7,700	2,992.00	23,038,400	
7915	N I S S H A	55,600	1,439.00	80,008,400	
7916	光村印刷	2,300	1,516.00	3,486,800	
7921	TAKARA & COMPANY	16,600	1,926.00	31,971,600	
7936	アシックス	239,300	2,289.00	547,757,700	
7937	ツツミ	6,700	1,897.00	12,709,900	
7944	ローランド	18,800	4,205.00	79,054,000	貸付有価証券 1,400株
7949	小松ウオール工業	8,200	1,911.00	15,670,200	
7951	ヤマハ	157,400	5,410.00	851,534,000	
7952	河合楽器製作所	7,600	3,200.00	24,320,000	
7955	クリナップ	25,200	537.00	13,532,400	
7956	ビジョン	163,600	2,123.00	347,322,800	
7961	兼松サステック	1,700	1,810.00	3,077,000	
7962	キングジム	23,800	920.00	21,896,000	貸付有価証券 3,600株
7966	リンテック	58,000	2,517.00	145,986,000	貸付有価証券 3,300株
7972	イトーキ	49,900	350.00	17,465,000	貸付有価証券 9,400株
7974	任天堂	152,800	65,780.00	10,051,184,000	
7976	三菱鉛筆	44,600	1,307.00	58,292,200	貸付有価証券 10,600株
7981	タカラスタンダード	55,900	1,323.00	73,955,700	

7984	コクヨ	129,800	1,620.00	210,276,000	貸付有価証券 20,300株
7987	ナカバヤシ	24,200	517.00	12,511,400	
7990	グローブライド	24,200	2,733.00	66,138,600	
7994	オカムラ	93,000	1,212.00	112,716,000	
8022	美津濃	26,800	2,191.00	58,718,800	
9501	東京電力ホールディングス	2,025,700	381.00	771,791,700	貸付有価証券 353,400株
9502	中部電力	828,100	1,233.00	1,021,047,300	
9503	関西電力	1,025,500	1,189.00	1,219,319,500	
9504	中国電力	423,000	891.00	376,893,000	
9505	北陸電力	247,500	561.00	138,847,500	
9506	東北電力	633,900	750.00	475,425,000	
9507	四国電力	243,700	831.00	202,514,700	
9508	九州電力	557,900	868.00	484,257,200	
9509	北海道電力	235,200	507.00	119,246,400	
9511	沖縄電力	57,400	1,436.00	82,426,400	
9513	電源開発	230,700	1,818.00	419,412,600	
9514	エフオン	16,400	589.00	9,659,600	貸付有価証券 2,100株
9517	イーレックス	39,800	1,842.00	73,311,600	
9519	レノバ	53,000	1,726.00	91,478,000	貸付有価証券 7,300株
9531	東京瓦斯	518,800	2,328.00	1,207,766,400	
9532	大阪瓦斯	490,200	2,139.00	1,048,537,800	
9533	東邦瓦斯	123,800	2,868.00	355,058,400	
9534	北海道瓦斯	13,400	1,513.00	20,274,200	
9535	広島ガス	51,600	345.00	17,802,000	
9536	西部ガスホールディングス	30,500	2,095.00	63,897,500	
9543	静岡ガス	70,400	879.00	61,881,600	貸付有価証券 12,600株
9551	メタウォーター	28,100	2,065.00	58,026,500	
2384	SBSホールディングス	20,000	3,370.00	67,400,000	
9001	東武鉄道	264,500	3,035.00	802,757,500	
9003	相鉄ホールディングス	86,600	2,363.00	204,635,800	
9005	東急	682,700	1,681.00	1,147,618,700	
9006	京浜急行電鉄	347,600	1,282.00	445,623,200	
9007	小田急電鉄	402,600	2,119.00	853,109,400	

9008	京王電鉄	140,400	4,940.00	693,576,000	
9009	京成電鉄	188,400	3,530.00	665,052,000	
9010	富士急行	32,300	4,025.00	130,007,500	
9014	新京成電鉄	6,300	2,036.00	12,826,800	
9020	東日本旅客鉄道	476,400	7,290.00	3,472,956,000	貸付有価証券 34,800株
9021	西日本旅客鉄道	328,100	5,230.00	1,715,963,000	貸付有価証券 8,600株
9022	東海旅客鉄道	225,000	16,625.00	3,740,625,000	貸付有価証券 11,400株
9024	西武ホールディングス	353,400	1,322.00	467,194,800	
9025	鴻池運輸	43,100	1,183.00	50,987,300	
9031	西日本鉄道	75,000	2,737.00	205,275,000	
9037	ハマキョウレックス	19,200	2,889.00	55,468,800	
9039	サカイ引越センター	12,400	4,190.00	51,956,000	貸付有価証券 1,000株
9041	近鉄グループホールディングス	256,400	3,630.00	930,732,000	
9042	阪急阪神ホールディングス	320,500	3,710.00	1,189,055,000	
9044	南海電気鉄道	114,400	2,428.00	277,763,200	
9045	京阪ホールディングス	114,100	3,045.00	347,434,500	
9046	神戸電鉄	6,100	3,370.00	20,557,000	貸付有価証券 100株
9048	名古屋鉄道	210,800	2,202.00	464,181,600	
9052	山陽電気鉄道	19,700	2,066.00	40,700,200	貸付有価証券 4,600株
9055	アルプス物流	17,900	1,116.00	19,976,400	
9064	ヤマトホールディングス	359,200	2,359.00	847,352,800	
9065	山九	67,500	4,015.00	271,012,500	
9067	丸運	14,600	252.00	3,679,200	
9068	丸全昭和運輸	20,800	3,220.00	66,976,000	
9069	センコーグループホールディングス	128,500	934.00	120,019,000	貸付有価証券 12,000株
9070	トナミホールディングス	6,200	3,880.00	24,056,000	
9072	ニッコンホールディングス	86,000	2,178.00	187,308,000	
9074	日本石油輸送	2,800	2,680.00	7,504,000	
9075	福山通運	42,200	3,870.00	163,314,000	貸付有価証券 300株
9076	セイノーホールディングス	174,500	1,181.00	206,084,500	貸付有価証券 21,200株
9078	エスライン	7,700	949.00	7,307,300	貸付有価証券 300株



9081	神奈川中央交通	6,400	3,570.00	22,848,000	
9086	日立物流	49,500	6,850.00	339,075,000	
9090	丸和運輸機関	54,100	1,109.00	59,996,900	
9099	C & F ロジホールディングス	25,900	1,208.00	31,287,200	貸付有価証券 4,200株
9142	九州旅客鉄道	198,300	2,656.00	526,684,800	
9143	S G ホールディングス	484,300	2,424.00	1,173,943,200	
9147	N I P P O N E X P R E S S ホール ディン	88,700	8,760.00	777,012,000	
9101	日本郵船	214,400	11,070.00	2,373,408,000	
9104	商船三井	141,900	10,330.00	1,465,827,000	
9107	川崎汽船	78,900	7,790.00	614,631,000	
9110	N S ユナイテッド海運	14,100	4,175.00	58,867,500	
9115	明治海運	30,300	871.00	26,391,300	貸付有価証券 4,200株
9119	飯野海運	119,000	850.00	101,150,000	
9130	共栄タンカー	4,500	1,098.00	4,941,000	貸付有価証券 1,600株
9308	乾汽船	17,500	2,105.00	36,837,500	
9201	日本航空	587,800	2,198.00	1,291,984,400	
9202	A N A ホールディングス	651,200	2,505.50	1,631,581,600	貸付有価証券 155,100株
9232	パスコ	4,800	1,391.00	6,676,800	貸付有価証券 800株
9058	トランコム	7,200	7,070.00	50,904,000	
9066	日新	20,400	1,641.00	33,476,400	
9301	三菱倉庫	81,300	2,977.00	242,030,100	
9302	三井倉庫ホールディングス	27,200	2,563.00	69,713,600	
9303	住友倉庫	90,600	2,360.00	213,816,000	
9304	澁澤倉庫	15,300	2,367.00	36,215,100	
9306	東陽倉庫	43,000	329.00	14,147,000	
9310	日本トランスシティ	56,400	622.00	35,080,800	
9312	ケイヒン	4,400	1,487.00	6,542,800	
9319	中央倉庫	15,600	1,015.00	15,834,000	
9322	川西倉庫	4,700	1,201.00	5,644,700	
9324	安田倉庫	21,000	982.00	20,622,000	
9325	ファイズホールディングス	5,500	751.00	4,130,500	貸付有価証券 1,200株
9351	東洋埠頭	7,800	1,543.00	12,035,400	
9364	上組	141,000	2,251.00	317,391,000	

9366	サンリツ	7,100	840.00	5,964,000	
9368	キムラユニティー	6,700	1,379.00	9,239,300	
9369	キューソー流通システム	12,800	979.00	12,531,200	
9375	近鉄エクスプレス	48,400	3,505.00	169,642,000	
9380	東海運	14,600	310.00	4,526,000	貸付有価証券 1,200株
9381	エーアイティー	16,100	1,459.00	23,489,900	貸付有価証券 3,000株
9384	内外トランスライン	9,900	1,845.00	18,265,500	貸付有価証券 1,400株
9386	日本コンセプト	8,200	1,550.00	12,710,000	貸付有価証券 1,300株
1973	NECネットエスアイ	87,800	1,804.00	158,391,200	
2307	クロスキャット	7,000	2,390.00	16,730,000	貸付有価証券 1,100株
2317	システナ	378,900	453.00	171,641,700	
2326	デジタルアーツ	14,300	7,450.00	106,535,000	
2327	日鉄ソリューションズ	38,400	3,730.00	143,232,000	
2335	キューブシステム	13,400	929.00	12,448,600	貸付有価証券 2,300株
2352	WOW WORLD	3,800	1,178.00	4,476,400	貸付有価証券 400株
2359	コア	11,200	1,598.00	17,897,600	
3031	ラクーンホールディングス	22,500	1,226.00	27,585,000	貸付有価証券 2,500株
3040	ソリトンシステムズ	13,300	1,579.00	21,000,700	貸付有価証券 900株
3371	ソフトクリエイイトホールディングス	11,600	5,040.00	58,464,000	貸付有価証券 1,200株
3626	T I S	253,300	2,925.00	740,902,500	
3627	J N Sホールディングス	12,200	431.00	5,258,200	貸付有価証券 1,700株
3632	グリーン	120,800	996.00	120,316,800	貸付有価証券 25,600株
3633	GMOペパボ	2,800	2,263.00	6,336,400	貸付有価証券 700株
3635	コーエーテクモホールディングス	84,700	4,220.00	357,434,000	
3636	三菱総合研究所	11,400	4,000.00	45,600,000	
3639	ボルテージ	7,100	365.00	2,591,500	貸付有価証券 800株
3640	電算	2,900	2,307.00	6,690,300	貸付有価証券 100株
3648	A G S	13,500	807.00	10,894,500	貸付有価証券 2,400株
3649	ファインデックス	22,400	708.00	15,859,200	貸付有価証券

					3,700株
3655	ブレインパッド	22,500	1,261.00	28,372,500	貸付有価証券 2,400株
3656	K L a b	48,700	447.00	21,768,900	貸付有価証券 2,200株
3657	ポールトゥウィン・ピットクルーホールディ	38,500	1,182.00	45,507,000	貸付有価証券 7,300株
3659	ネクソン	599,300	2,936.00	1,759,544,800	貸付有価証券 172,700株
3660	アイスタイル	68,500	185.00	12,672,500	
3661	エムアップホールディングス	30,700	1,047.00	32,142,900	貸付有価証券 400株
3662	エイチーム	18,300	768.00	14,054,400	貸付有価証券 3,000株
3665	エニグモ	28,700	662.00	18,999,400	貸付有価証券 3,700株
3666	テクノスジャパン	20,600	468.00	9,640,800	貸付有価証券 3,400株
3667	e n i s h	16,600	316.00	5,245,600	貸付有価証券 1,900株
3668	コロブラ	87,300	644.00	56,221,200	貸付有価証券 15,800株
3672	オルトプラス	20,500	368.00	7,544,000	貸付有価証券 2,400株
3673	ブロードリーフ	131,600	365.00	48,034,000	
3675	クロス・マーケティンググループ	10,100	922.00	9,312,200	貸付有価証券 1,900株
3676	デジタルハーツホールディングス	12,000	1,762.00	21,144,000	
3677	システム情報	19,900	939.00	18,686,100	貸付有価証券 2,900株
3678	メディアドゥ	9,300	2,330.00	21,669,000	
3679	じげん	75,100	302.00	22,680,200	
3681	ブイキューブ	27,000	871.00	23,517,000	
3682	エンカレッジ・テクノロジ	5,800	566.00	3,282,800	貸付有価証券 700株
3683	サイバーリンクス	8,900	973.00	8,659,700	貸付有価証券 3,400株
3686	ディー・エル・イー	17,800	277.00	4,930,600	貸付有価証券 4,600株
3687	フィックスターズ	28,300	810.00	22,923,000	貸付有価証券 4,600株
3688	CARTA HOLDINGS	10,800	2,349.00	25,369,200	貸付有価証券 2,800株
3694	オブティム	18,500	977.00	18,074,500	貸付有価証券 800株
3696	セレス	9,900	1,549.00	15,335,100	貸付有価証券 400株

3697	SHIFT	13,400	20,900.00	280,060,000	貸付有価証券 1,900株
3738	ティーガイア	23,600	1,690.00	39,884,000	
3741	セック	3,900	2,293.00	8,942,700	
3762	テクマトリックス	44,900	2,093.00	93,975,700	
3763	プロシップ	8,800	1,455.00	12,804,000	
3765	ガンホー・オンライン・エンターテイメント	69,000	2,650.00	182,850,000	貸付有価証券 10,500株
3769	GMOペイメントゲートウェイ	51,500	12,310.00	633,965,000	貸付有価証券 8,400株
3770	ザッパラス	10,300	491.00	5,057,300	貸付有価証券 2,400株
3771	システムリサーチ	7,700	1,932.00	14,876,400	
3774	インターネットイニシアティブ	70,700	4,150.00	293,405,000	
3778	さくらインターネット	28,500	550.00	15,675,000	貸付有価証券 4,700株
3784	ヴィンクス	7,400	1,101.00	8,147,400	貸付有価証券 1,200株
3788	GMOグローバルサイン・ホールディングス	5,900	5,890.00	34,751,000	貸付有価証券 400株
3817	SRAホールディングス	12,800	2,819.00	36,083,200	
3826	システムインテグレータ	8,400	548.00	4,603,200	貸付有価証券 1,300株
3834	朝日ネット	24,200	596.00	14,423,200	
3835	eBASE	31,700	570.00	18,069,000	
3836	アバント	28,500	1,326.00	37,791,000	貸付有価証券 3,700株
3837	アドソル日進	9,500	1,703.00	16,178,500	貸付有価証券 1,500株
3839	ODKソリューションズ	5,500	649.00	3,569,500	
3843	フリービット	13,800	874.00	12,061,200	貸付有価証券 1,300株
3844	コムチュア	29,800	3,145.00	93,721,000	
3852	サイバーコム	4,000	1,142.00	4,568,000	貸付有価証券 800株
3853	アステリア	19,100	905.00	17,285,500	
3854	アイル	14,700	1,532.00	22,520,400	貸付有価証券 2,200株
3901	マークライnz	13,300	2,652.00	35,271,600	貸付有価証券 400株
3902	メディカル・データ・ビジョン	33,600	1,168.00	39,244,800	貸付有価証券 4,500株
3903	gumi	36,800	621.00	22,852,800	貸付有価証券 8,600株
3909	ショーケース	5,800	469.00	2,720,200	貸付有価証券

					1,000株
3912	モバイルファクトリー	6,000	1,014.00	6,084,000	貸付有価証券 1,000株
3915	テラスカイ	9,700	1,541.00	14,947,700	貸付有価証券 3,700株
3916	デジタル・インフォメーション・テクノロジー	11,700	1,309.00	15,315,300	
3918	P C Iホールディングス	11,900	1,098.00	13,066,200	
3919	パイブドHD	4,800	2,648.00	12,710,400	
3920	アイビーシー	4,300	619.00	2,661,700	貸付有価証券 800株
3921	ネオジャパン	7,500	1,157.00	8,677,500	貸付有価証券 800株
3922	P R T I M E S	5,700	3,065.00	17,470,500	貸付有価証券 1,000株
3923	ラクス	91,400	1,683.00	153,826,200	
3924	ランドコンピュータ	6,000	945.00	5,670,000	貸付有価証券 800株
3925	ダブルスタンダード	8,000	2,085.00	16,680,000	
3926	オープンドア	15,800	1,986.00	31,378,800	貸付有価証券 2,200株
3928	マイネット	9,500	522.00	4,959,000	貸付有価証券 1,400株
3932	アカツキ	11,800	2,851.00	33,641,800	
3934	ベネフィットジャパン	2,000	2,152.00	4,304,000	貸付有価証券 300株
3937	U b i c o mホールディングス	7,000	2,523.00	17,661,000	貸付有価証券 1,400株
3939	カナミックネットワーク	28,300	507.00	14,348,100	貸付有価証券 4,800株
3940	ノムラシステムコーポレーション	13,600	242.00	3,291,200	貸付有価証券 2,800株
3962	チェンジ	49,000	1,808.00	88,592,000	貸付有価証券 5,400株
3963	シンクロ・フード	13,600	288.00	3,916,800	貸付有価証券 1,800株
3964	オークネット	14,100	1,613.00	22,743,300	貸付有価証券 2,700株
3965	キャピタル・アセット・プランニング	5,300	739.00	3,916,700	貸付有価証券 900株
3968	セグエグループ	6,800	600.00	4,080,000	貸付有価証券 600株
3969	エイトレッド	3,800	2,286.00	8,686,800	貸付有価証券 500株
3978	マクロミル	57,700	1,181.00	68,143,700	貸付有価証券 7,700株
3981	ビーグリー	6,300	1,536.00	9,676,800	貸付有価証券 1,500株

3983	オロ	8,400	2,505.00	21,042,000	貸付有価証券 1,600株
3984	ユーザーローカル	8,000	1,770.00	14,160,000	貸付有価証券 2,000株
3985	テモナ	5,700	368.00	2,097,600	貸付有価証券 600株
3992	ニーズウェル	6,000	676.00	4,056,000	貸付有価証券 500株
3994	マネーフォワード	40,400	5,550.00	224,220,000	貸付有価証券 2,800株
3996	サインポスト	8,600	924.00	7,946,400	貸付有価証券 400株
4072	電算システムホールディングス	10,900	2,559.00	27,893,100	貸付有価証券 1,700株
4284	ソルクシーズ	22,500	407.00	9,157,500	貸付有価証券 3,800株
4295	フェイス	7,000	712.00	4,984,000	
4298	プロトコーポレーション	28,200	1,038.00	29,271,600	
4299	ハイマックス	7,000	1,322.00	9,254,000	貸付有価証券 1,200株
4307	野村総合研究所	513,200	4,095.00	2,101,554,000	
4312	サイバネットシステム	18,900	712.00	13,456,800	貸付有価証券 3,100株
4320	C Eホールディングス	14,000	483.00	6,762,000	貸付有価証券 2,500株
4323	日本システム技術	5,200	2,599.00	13,514,800	
4326	インテージホールディングス	30,600	1,817.00	55,600,200	貸付有価証券 4,200株
4333	東邦システムサイエンス	7,000	946.00	6,622,000	
4344	ソースネクスト	114,500	172.00	19,694,000	貸付有価証券 24,400株
4348	インフォコム	29,000	2,143.00	62,147,000	
4373	シンプレクス・ホールディングス	31,200	1,810.00	56,472,000	
4382	HEROZ	7,600	1,034.00	7,858,400	貸付有価証券 1,100株
4384	ラクスル	29,100	2,842.00	82,702,200	貸付有価証券 1,600株
4390	I P S	7,300	1,995.00	14,563,500	貸付有価証券 1,500株
4392	F I G	28,800	296.00	8,524,800	貸付有価証券 4,700株
4396	システムサポート	9,600	1,108.00	10,636,800	貸付有価証券 800株
4420	イーソル	16,200	620.00	10,044,000	貸付有価証券 2,900株
4423	アルテリア・ネットワークス	33,600	1,340.00	45,024,000	

4430	東海ソフト	4,100	945.00	3,874,500	貸付有価証券 700株
4432	ウイングアーク1st	15,200	1,333.00	20,261,600	
4433	ヒト・コミュニケーションズ・ホールディング	6,000	1,728.00	10,368,000	貸付有価証券 800株
4434	サーバーワークス	4,500	2,614.00	11,763,000	貸付有価証券 500株
4439	東名	2,500	790.00	1,975,000	貸付有価証券 400株
4440	ヴィッツ	2,400	1,278.00	3,067,200	貸付有価証券 400株
4441	トビラシステムズ	5,400	735.00	3,969,000	貸付有価証券 900株
4443	Sansan	94,400	1,258.00	118,755,200	
4446	Link-U	4,800	726.00	3,484,800	貸付有価証券 1,100株
4449	ギフトィ	24,200	1,220.00	29,524,000	貸付有価証券 1,800株
4481	ベース	4,500	6,100.00	27,450,000	貸付有価証券 1,100株
4483	JMDC	24,900	6,290.00	156,621,000	
4662	フォーカスシステムズ	17,800	961.00	17,105,800	
4674	クレスコ	19,300	1,864.00	35,975,200	
4676	フジ・メディア・ホールディングス	255,900	1,221.00	312,453,900	
4684	オービック	83,700	19,010.00	1,591,137,000	
4686	ジャストシステム	37,800	5,940.00	224,532,000	
4687	TDCソフト	23,200	1,223.00	28,373,600	
4689	Zホールディングス	3,860,500	545.00	2,103,972,500	
4704	トレンドマイクロ	141,900	7,290.00	1,034,451,000	貸付有価証券 32,400株
4709	IDホールディングス	16,700	879.00	14,679,300	
4716	日本オラクル	43,100	9,000.00	387,900,000	
4719	アルファシステムズ	7,100	4,310.00	30,601,000	貸付有価証券 1,000株
4722	フューチャー	56,100	1,698.00	95,257,800	貸付有価証券 9,400株
4725	CAC Holdings	15,500	1,426.00	22,103,000	貸付有価証券 2,600株
4726	SBテクノロジー	11,500	2,539.00	29,198,500	
4728	トーセ	7,200	723.00	5,205,600	貸付有価証券 1,100株
4733	オービックビジネスコンサルタント	25,300	4,390.00	111,067,000	
4739	伊藤忠テクノソリューションズ	121,000	3,095.00	374,495,000	

4743	アイティフォー	32,200	801.00	25,792,200	
4746	東計電算	3,100	4,990.00	15,469,000	
4762	エックスネット	4,200	1,003.00	4,212,600	
4768	大塚商会	143,700	4,390.00	630,843,000	
4776	サイボウズ	35,500	1,355.00	48,102,500	貸付有価証券 6,000株
4812	電通国際情報サービス	38,300	3,905.00	149,561,500	
4813	A C C E S S	30,000	569.00	17,070,000	
4819	デジタルガレージ	43,900	4,425.00	194,257,500	
4820	E M システムズ	43,800	774.00	33,901,200	貸付有価証券 3,200株
4825	ウェザーニューズ	9,000	9,230.00	83,070,000	貸付有価証券 300株
4826	C I J	17,200	938.00	16,133,600	
4828	ビジネスエンジニアリング	3,000	3,895.00	11,685,000	貸付有価証券 500株
4829	日本エンタープライズ	27,000	173.00	4,671,000	貸付有価証券 4,400株
4839	WOWOW	12,700	1,663.00	21,120,100	貸付有価証券 1,800株
4845	スカラ	22,300	724.00	16,145,200	貸付有価証券 3,100株
4847	インテリジェント ウェイブ	13,300	582.00	7,740,600	貸付有価証券 2,300株
6879	I M A G I C A G R O U P	22,600	729.00	16,475,400	貸付有価証券 1,500株
7518	ネットワンシステムズ	101,200	2,877.00	291,152,400	
7527	システムソフト	57,000	103.00	5,871,000	貸付有価証券 14,500株
7595	アルゴグラフィックス	20,700	3,085.00	63,859,500	
7844	マーベラス	41,800	743.00	31,057,400	
7860	エイベックス	45,800	1,482.00	67,875,600	
8056	日本ユニシス	82,900	3,185.00	264,036,500	
8096	兼松エレクトロニクス	14,400	3,855.00	55,512,000	
8157	都築電気	13,600	1,481.00	20,141,600	貸付有価証券 1,400株
9401	T B S ホールディングス	161,500	1,826.00	294,899,000	
9404	日本テレビホールディングス	221,700	1,311.00	290,648,700	
9405	朝日放送グループホールディングス	26,400	745.00	19,668,000	貸付有価証券 2,100株
9409	テレビ朝日ホールディングス	63,800	1,554.00	99,145,200	貸付有価証券 3,900株
9412	スカパー J S A T ホールディングス	224,900	427.00	96,032,300	



9413	テレビ東京ホールディングス	19,000	2,050.00	38,950,000	
9414	日本BS放送	9,000	1,033.00	9,297,000	
9416	ビジョン	45,400	1,166.00	52,936,400	
9417	スマートバリュー	6,000	434.00	2,604,000	貸付有価証券 1,300株
9418	USEN-NEXT HOLDINGS	25,200	2,430.00	61,236,000	
9419	ワイヤレスゲート	10,900	307.00	3,346,300	貸付有価証券 2,000株
9422	コネクシオ	18,800	1,443.00	27,128,400	
9424	日本通信	220,900	195.00	43,075,500	貸付有価証券 49,800株
9428	クロップス	4,800	987.00	4,737,600	貸付有価証券 800株
9432	日本電信電話	2,778,600	3,599.00	10,000,181,400	
9433	KDDI	1,936,400	4,087.00	7,914,066,800	
9434	ソフトバンク	4,022,900	1,510.00	6,074,579,000	
9435	光通信	30,600	14,220.00	435,132,000	
9438	エムティーアイ	25,700	447.00	11,487,900	
9449	GMOインターネット	94,000	2,959.00	278,146,000	
9450	ファイバーゲート	12,100	1,207.00	14,604,700	貸付有価証券 1,400株
9466	アイドママーケティングコミュニケーション	5,700	300.00	1,710,000	貸付有価証券 1,300株
9468	KADOKAWA	145,000	3,255.00	471,975,000	
9470	学研ホールディングス	37,500	961.00	36,037,500	
9474	ゼンリン	43,300	1,015.00	43,949,500	貸付有価証券 4,600株
9475	昭文社ホールディングス	10,700	456.00	4,879,200	
9479	インプレスホールディングス	22,000	225.00	4,950,000	貸付有価証券 3,600株
9600	アイネット	13,600	1,290.00	17,544,000	
9601	松竹	17,600	12,960.00	228,096,000	
9602	東宝	156,700	4,805.00	752,943,500	
9605	東映	8,700	17,530.00	152,511,000	
9613	エヌ・ティ・ティ・データ	707,200	2,396.00	1,694,451,200	
9629	ピー・シー・エー	15,500	1,522.00	23,591,000	貸付有価証券 600株
9658	ビジネスブレイン太田昭和	9,100	1,499.00	13,640,900	
9682	DTS	50,900	2,718.00	138,346,200	貸付有価証券 2,300株
9684	スクウェア・エニックス・ホールディ	123,600	5,480.00	677,328,000	

	ングス				
9692	シーイーシー	28,400	1,292.00	36,692,800	貸付有価証券 4,700株
9697	カプコン	250,400	3,005.00	752,452,000	
9702	アイ・エス・ビー	12,400	1,120.00	13,888,000	貸付有価証券 1,600株
9717	ジャステック	15,400	1,090.00	16,786,000	貸付有価証券 2,300株
9719	S C S K	183,900	2,151.00	395,568,900	
9739	日本システムウエア	10,000	2,155.00	21,550,000	
9742	アイネス	24,100	1,615.00	38,921,500	貸付有価証券 3,900株
9746	T K C	44,900	3,390.00	152,211,000	
9749	富士ソフト	28,300	6,070.00	171,781,000	貸付有価証券 5,500株
9759	N S D	85,400	2,200.00	187,880,000	
9766	コナミホールディングス	96,500	7,730.00	745,945,000	
9790	福井コンピュータホールディングス	12,200	3,270.00	39,894,000	
9889	J B C Cホールディングス	17,900	1,555.00	27,834,500	
9928	ミロク情報サービス	23,400	1,470.00	34,398,000	貸付有価証券 1,500株
9984	ソフトバンクグループ	1,592,700	5,402.00	8,603,765,400	
1352	ハウスイ	2,100	1,219.00	2,559,900	
2676	高千穂交易	10,300	1,586.00	16,335,800	
2689	オルバヘルスケアホールディングス	4,300	1,591.00	6,841,300	
2692	伊藤忠食品	6,400	5,080.00	32,512,000	
2715	エレマテック	21,300	1,095.00	23,323,500	
2729	J A L U X	7,500	2,550.00	19,125,000	
2733	あらた	21,200	3,760.00	79,712,000	
2737	トーメンデバイス	4,000	6,670.00	26,680,000	
2760	東京エレクトロン デバイス	7,900	5,390.00	42,581,000	
2767	フィールズ	23,300	972.00	22,647,600	
2768	双日	294,500	2,102.00	619,039,000	
2784	アルフレッサ ホールディングス	296,300	1,799.00	533,043,700	
2874	横浜冷凍	74,700	873.00	65,213,100	
3004	神栄	3,700	891.00	3,296,700	貸付有価証券 600株
3023	ラサ商事	13,100	1,013.00	13,270,300	貸付有価証券 2,300株
3036	アルコニックス	33,100	1,477.00	48,888,700	

3038	神戸物産	206,900	3,850.00	796,565,000	貸付有価証券 30,000株
3054	ハイパー	6,600	443.00	2,923,800	貸付有価証券 1,100株
3076	あい ホールディングス	38,000	1,791.00	68,058,000	貸付有価証券 6,200株
3079	ディーブイエックス	9,100	1,115.00	10,146,500	貸付有価証券 1,700株
3107	ダイワボウホールディングス	129,600	1,764.00	228,614,400	
3132	マクニカ・富士エレホールディングス	63,600	2,674.00	170,066,400	
3139	ラクト・ジャパン	9,200	2,013.00	18,519,600	
3150	グリムス	11,800	2,171.00	25,617,800	貸付有価証券 1,400株
3151	バイタルケーエスケー・ホールディングス	46,300	778.00	36,021,400	
3153	八洲電機	19,200	978.00	18,777,600	
3154	メディアスホールディングス	15,200	961.00	14,607,200	貸付有価証券 2,500株
3156	レスターホールディングス	25,300	2,078.00	52,573,400	
3157	ジューテックホールディングス	6,100	1,324.00	8,076,400	貸付有価証券 1,200株
3160	大光	11,300	710.00	8,023,000	貸付有価証券 1,800株
3166	OCHIホールディングス	7,700	1,409.00	10,849,300	貸付有価証券 1,500株
3167	TOKAIホールディングス	129,100	885.00	114,253,500	貸付有価証券 6,900株
3168	黒谷	7,200	699.00	5,032,800	貸付有価証券 1,000株
3173	Cominix	4,600	748.00	3,440,800	
3176	三洋貿易	26,800	999.00	26,773,200	
3180	ビューティガレージ	4,300	2,451.00	10,539,300	貸付有価証券 900株
3183	ウイン・パートナーズ	19,200	1,087.00	20,870,400	
3321	ミタチ産業	6,700	1,028.00	6,887,600	貸付有価証券 1,300株
3360	シップヘルスケアホールディングス	85,400	2,085.00	178,059,000	
3388	明治電機工業	8,700	1,073.00	9,335,100	
3392	デリカフーズホールディングス	10,300	553.00	5,695,900	貸付有価証券 600株
3393	スターティアホールディングス	6,000	619.00	3,714,000	貸付有価証券 1,000株
3543	コメダホールディングス	58,200	2,041.00	118,786,200	
3559	ピーバンドットコム	3,700	566.00	2,094,200	貸付有価証券 600株

3565	アセンテック	9,100	766.00	6,970,600	貸付有価証券 1,100株
5009	富士興産	6,600	894.00	5,900,400	貸付有価証券 1,400株
6973	協栄産業	2,700	1,582.00	4,271,400	貸付有価証券 500株
7128	フルサト・マルカホールディングス	25,600	2,802.00	71,731,200	貸付有価証券 5,900株
7130	ヤマエグループホールディングス	17,900	1,077.00	19,278,300	貸付有価証券 3,200株
7414	小野建	25,800	1,618.00	41,744,400	
7417	南陽	5,400	1,900.00	10,260,000	貸付有価証券 1,000株
7420	佐鳥電機	16,600	993.00	16,483,800	貸付有価証券 3,200株
7427	エコートレーディング	5,600	596.00	3,337,600	
7433	伯東	16,200	2,576.00	41,731,200	
7438	コンドーテック	19,900	1,041.00	20,715,900	
7442	中山福	14,000	393.00	5,502,000	
7447	ナガイレーベン	35,300	2,034.00	71,800,200	
7451	三菱食品	25,600	3,115.00	79,744,000	
7456	松田産業	19,400	2,520.00	48,888,000	
7458	第一興商	50,600	3,550.00	179,630,000	
7459	メディパルホールディングス	287,700	2,153.00	619,418,100	
7466	S P K	10,500	1,351.00	14,185,500	
7467	萩原電気ホールディングス	9,900	2,150.00	21,285,000	
7476	アズワン	38,200	7,530.00	287,646,000	
7480	スズデン	9,200	2,308.00	21,233,600	貸付有価証券 1,500株
7481	尾家産業	7,000	1,018.00	7,126,000	貸付有価証券 300株
7482	シモジマ	16,300	980.00	15,974,000	
7483	ドウシシャ	25,100	1,539.00	38,628,900	貸付有価証券 2,300株
7487	小津産業	5,800	2,115.00	12,267,000	
7504	高速	15,900	1,623.00	25,805,700	
7510	たけびし	10,000	1,471.00	14,710,000	
7525	リックス	6,000	1,730.00	10,380,000	貸付有価証券 1,000株
7537	丸文	23,600	743.00	17,534,800	
7552	ハピネット	22,200	1,585.00	35,187,000	
7570	橋本総業ホールディングス	5,400	2,017.00	10,891,800	貸付有価証券

					900 株
7575	日本ライフライン	79,000	1,100.00	86,900,000	
7590	タカショー	20,200	670.00	13,534,000	貸付有価証券 3,300 株
7599	I D O M	80,800	711.00	57,448,800	貸付有価証券 5,300 株
7607	進和	15,700	1,967.00	30,881,900	
7608	エスケイジャパン	6,400	439.00	2,809,600	貸付有価証券 1,000 株
7609	ダイトロン	11,300	1,854.00	20,950,200	
7613	シークス	38,100	1,052.00	40,081,200	貸付有価証券 5,500 株
7619	田中商事	8,200	661.00	5,420,200	貸付有価証券 1,300 株
7628	オーハシテクニカ	14,300	1,330.00	19,019,000	貸付有価証券 900 株
7637	白銅	8,600	2,718.00	23,374,800	
7673	ダイコー通産	3,100	1,220.00	3,782,000	貸付有価証券 100 株
8001	伊藤忠商事	1,864,600	4,222.00	7,872,341,200	
8002	丸紅	2,629,700	1,486.00	3,907,734,200	
8007	高島	3,800	2,399.00	9,116,200	
8012	長瀬産業	146,400	1,898.00	277,867,200	
8014	蝶理	14,900	1,792.00	26,700,800	
8015	豊田通商	267,800	5,120.00	1,371,136,000	
8018	三共生興	35,300	532.00	18,779,600	
8020	兼松	99,400	1,401.00	139,259,400	
8025	ツカモトコーポレーション	4,400	1,358.00	5,975,200	
8031	三井物産	2,070,300	3,407.00	7,053,512,100	
8032	日本紙パルプ商事	13,900	4,080.00	56,712,000	
8037	カメイ	31,600	1,075.00	33,970,000	
8038	東都水産	1,400	4,750.00	6,650,000	
8041	OUGホールディングス	3,900	2,805.00	10,939,500	
8043	スターゼン	19,700	2,096.00	41,291,200	
8051	山善	112,100	998.00	111,875,800	
8052	椿本興業	5,500	3,820.00	21,010,000	
8053	住友商事	1,682,600	2,224.00	3,742,102,400	貸付有価証券 109,800 株
8057	内田洋行	11,400	4,700.00	53,580,000	
8058	三菱商事	1,997,700	4,686.00	9,361,222,200	

8059	第一実業	12,100	4,460.00	53,966,000	
8060	キャノンマーケティングジャパン	66,100	2,514.00	166,175,400	貸付有価証券 12,500株
8061	西華産業	14,000	1,672.00	23,408,000	
8065	佐藤商事	22,000	1,216.00	26,752,000	
8068	菱洋エレクトロ	15,800	1,903.00	30,067,400	貸付有価証券 3,600株
8070	東京産業	24,100	744.00	17,930,400	
8074	ユアサ商事	25,300	3,020.00	76,406,000	
8075	神鋼商事	6,000	3,835.00	23,010,000	
8077	トルク	14,100	224.00	3,158,400	貸付有価証券 2,600株
8078	阪和興業	53,400	3,295.00	175,953,000	
8079	正栄食品工業	17,200	4,175.00	71,810,000	貸付有価証券 2,900株
8081	カナデン	21,600	1,057.00	22,831,200	
8084	菱電商事	21,100	1,777.00	37,494,700	
8088	岩谷産業	64,000	5,380.00	344,320,000	
8089	ナイス	9,200	2,056.00	18,915,200	
8091	ニチモウ	3,800	2,874.00	10,921,200	
8093	極東貿易	7,600	2,301.00	17,487,600	貸付有価証券 800株
8095	アステナホールディングス	37,600	442.00	16,619,200	
8097	三愛石油	65,600	968.00	63,500,800	
8098	稲畑産業	58,700	2,182.00	128,083,400	
8101	G S I クレオス	12,700	1,193.00	15,151,100	貸付有価証券 2,200株
8103	明和産業	24,600	1,185.00	29,151,000	貸付有価証券 7,100株
8104	クワザワホールディングス	10,500	582.00	6,111,000	貸付有価証券 1,900株
8125	ワキタ	56,800	1,020.00	57,936,000	
8129	東邦ホールディングス	85,500	1,902.00	162,621,000	
8130	サンゲツ	70,500	1,569.00	110,614,500	
8131	ミツウロコグループホールディングス	39,300	1,111.00	43,662,300	
8132	シナネンホールディングス	9,900	3,515.00	34,798,500	貸付有価証券 700株
8133	伊藤忠エネクス	58,900	1,051.00	61,903,900	
8136	サンリオ	82,300	2,513.00	206,819,900	
8137	サンワテクノス	16,200	1,343.00	21,756,600	
8140	リョーサン	29,400	2,292.00	67,384,800	

8141	新光商事	39,900	946.00	37,745,400	
8142	トーヨー	12,000	1,166.00	13,992,000	貸付有価証券 1,900株
8150	三信電気	12,200	1,742.00	21,252,400	
8151	東陽テクニカ	26,300	1,105.00	29,061,500	
8153	モスフードサービス	35,000	2,892.00	101,220,000	貸付有価証券 1,200株
8154	加賀電子	24,100	3,305.00	79,650,500	
8158	ソーダニッカ	26,200	674.00	17,658,800	貸付有価証券 1,700株
8159	立花エレテック	21,300	1,691.00	36,018,300	貸付有価証券 1,700株
8275	フォーバル	11,700	862.00	10,085,400	貸付有価証券 1,900株
8283	PALTAC	37,400	4,875.00	182,325,000	
8285	三谷産業	31,100	340.00	10,574,000	貸付有価証券 5,700株
8835	太平洋興発	9,800	687.00	6,732,600	
9260	西本Wismettacホールディングス	6,000	2,813.00	16,878,000	貸付有価証券 800株
9265	ヤマシタヘルスケアホールディングス	2,400	2,019.00	4,845,600	貸付有価証券 300株
9273	コア商事ホールディングス	16,600	803.00	13,329,800	貸付有価証券 3,500株
9274	国際紙パルプ商事	55,400	343.00	19,002,200	
9305	ヤマタネ	12,400	1,738.00	21,551,200	
9763	丸紅建材リース	2,300	1,841.00	4,234,300	
9810	日鉄物産	19,000	5,620.00	106,780,000	
9824	泉州電業	7,300	5,980.00	43,654,000	
9830	トラスコ中山	55,500	2,508.00	139,194,000	
9832	オートバックスセブン	89,600	1,386.00	124,185,600	
9837	モリト	19,400	775.00	15,035,000	貸付有価証券 3,200株
9869	加藤産業	38,500	3,275.00	126,087,500	
9872	北恵	6,700	947.00	6,344,900	貸付有価証券 800株
9880	イノテック	16,100	1,428.00	22,990,800	
9882	イエローハット	46,100	1,614.00	74,405,400	
9896	JKホールディングス	21,400	1,292.00	27,648,800	
9902	日伝	22,100	2,275.00	50,277,500	
9930	北沢産業	18,000	238.00	4,284,000	貸付有価証券 3,200株

9932	杉本商事	12,500	2,236.00	27,950,000	
9934	因幡電機産業	71,100	2,615.00	185,926,500	
9960	東テク	8,800	2,409.00	21,199,200	貸付有価証券 1,400株
9962	ミスミグループ本社	334,600	3,790.00	1,268,134,000	
9972	アルテック	17,900	284.00	5,083,600	貸付有価証券 3,000株
9982	タキヒヨー	8,000	1,219.00	9,752,000	貸付有価証券 600株
9986	蔵王産業	5,100	1,989.00	10,143,900	
9987	スズケン	104,200	3,785.00	394,397,000	
9991	ジェコス	18,400	842.00	15,492,800	
9995	グローセル	31,100	441.00	13,715,100	
2651	ローソン	59,000	4,830.00	284,970,000	
2659	サンエー	20,200	4,165.00	84,133,000	
2664	カワチ薬品	20,700	2,280.00	47,196,000	貸付有価証券 1,900株
2670	エービーシー・マート	41,600	4,705.00	195,728,000	
2674	ハードオフコーポレーション	11,700	821.00	9,605,700	
2678	アスクル	60,300	1,648.00	99,374,400	貸付有価証券 9,200株
2681	ゲオホールディングス	35,600	1,280.00	45,568,000	
2685	アダストリア	28,700	1,913.00	54,903,100	
2686	ジーフット	16,100	311.00	5,007,100	貸付有価証券 2,700株
2687	シー・ヴィ・エス・バイエリア	3,800	377.00	1,432,600	
2695	くら寿司	27,800	3,145.00	87,431,000	貸付有価証券 6,500株
2698	キャンドウ	9,900	2,200.00	21,780,000	
2722	アイケイ	8,400	489.00	4,107,600	貸付有価証券 1,300株
2726	パルグループホールディングス	23,300	1,482.00	34,530,600	
2730	エディオン	122,400	1,179.00	144,309,600	貸付有価証券 18,400株
2734	サーラコーポレーション	54,100	646.00	34,948,600	
2735	ワッツ	12,900	737.00	9,507,300	貸付有価証券 2,800株
2742	ハローズ	12,200	3,055.00	37,271,000	
2752	フジオフードグループ本社	22,500	1,322.00	29,745,000	貸付有価証券 3,800株
2753	あみやき亭	6,300	3,015.00	18,994,500	貸付有価証券 500株



2764	ひらまつ	56,500	203.00	11,469,500	貸付有価証券 6,500株
2791	大黒天物産	8,500	5,170.00	43,945,000	貸付有価証券 1,100株
2792	ハニーズホールディングス	23,400	1,020.00	23,868,000	
2796	ファーマライズホールディングス	6,500	753.00	4,894,500	貸付有価証券 1,000株
3028	アルペン	19,800	2,076.00	41,104,800	貸付有価証券 5,500株
3030	ハブ	8,600	567.00	4,876,200	貸付有価証券 1,900株
3034	クオールホールディングス	32,700	1,196.00	39,109,200	
3046	ジinzホールディングス	18,100	5,900.00	106,790,000	貸付有価証券 1,200株
3048	ビックカメラ	158,100	1,076.00	170,115,600	貸付有価証券 29,100株
3050	D C Mホールディングス	164,500	1,073.00	176,508,500	
3053	ペッパーフードサービス	36,400	363.00	13,213,200	貸付有価証券 7,000株
3064	M o n o t a R O	337,000	2,820.00	950,340,000	貸付有価証券 78,100株
3067	東京一番フーズ	6,800	596.00	4,052,800	貸付有価証券 1,100株
3073	DDホールディングス	13,900	514.00	7,144,600	貸付有価証券 1,700株
3082	きちりホールディングス	7,100	392.00	2,783,200	貸付有価証券 1,200株
3085	アークランドサービスホールディングス	19,500	2,182.00	42,549,000	貸付有価証券 3,200株
3086	J. フロント リテイリング	318,300	1,022.00	325,302,600	
3087	ドトール・日レスホールディングス	46,000	1,539.00	70,794,000	
3088	マツキヨココカラ&カンパニー	163,900	4,450.00	729,355,000	
3091	ブロンコビリー	15,200	2,251.00	34,215,200	
3092	Z O Z O	183,300	3,290.00	603,057,000	
3093	トレジャー・ファクトリー	7,800	998.00	7,784,400	
3097	物語コーポレーション	13,200	5,680.00	74,976,000	貸付有価証券 2,200株
3099	三越伊勢丹ホールディングス	466,700	979.00	456,899,300	
3134	H a m e e	9,600	1,166.00	11,193,600	貸付有価証券 1,300株
3135	マーケットエンタープライズ	2,000	805.00	1,610,000	貸付有価証券 400株
3141	ウエルシアホールディングス	140,900	3,100.00	436,790,000	
3148	クリエイトSDホールディングス	39,300	3,270.00	128,511,000	
3159	丸善CH Iホールディングス	31,100	382.00	11,880,200	

3169	ミサワ	5,400	606.00	3,272,400	貸付有価証券 900株
3172	ティーライフ	3,600	1,321.00	4,755,600	貸付有価証券 600株
3175	エー・ピーホールディングス	5,200	474.00	2,464,800	
3178	チムニー	8,100	1,141.00	9,242,100	貸付有価証券 2,100株
3179	シュッピン	22,200	1,313.00	29,148,600	貸付有価証券 5,900株
3182	オイシックス・ラ・大地	38,300	3,070.00	117,581,000	貸付有価証券 4,400株
3186	ネクステージ	54,000	2,236.00	120,744,000	
3191	ジョイフル本田	80,100	1,542.00	123,514,200	貸付有価証券 12,800株
3193	鳥貴族ホールディングス	9,800	1,797.00	17,610,600	貸付有価証券 2,000株
3196	ホットランド	19,900	1,304.00	25,949,600	貸付有価証券 100株
3197	すかいらくホールディングス	344,100	1,551.00	533,699,100	貸付有価証券 60,600株
3198	SFPホールディングス	13,000	1,324.00	17,212,000	貸付有価証券 1,900株
3199	綿半ホールディングス	20,000	1,375.00	27,500,000	
3221	ヨシックスホールディングス	5,200	2,209.00	11,486,800	貸付有価証券 700株
3222	ユナイテッド・スーパーマーケット・ ホール	77,500	1,051.00	81,452,500	
3319	ゴルフダイジェスト・オンライン	13,800	949.00	13,096,200	貸付有価証券 500株
3328	B E E N O S	13,400	2,045.00	27,403,000	貸付有価証券 1,500株
3333	あさひ	22,100	1,364.00	30,144,400	貸付有価証券 5,000株
3341	日本調剤	16,200	1,339.00	21,691,800	
3349	コスモス薬品	26,900	15,730.00	423,137,000	貸付有価証券 3,800株
3361	トーエル	13,000	922.00	11,986,000	
3382	セブン&アイ・ホールディングス	1,042,900	5,453.00	5,686,933,700	
3387	クリエイト・レストランツ・ホールデ ィング	142,000	709.00	100,678,000	貸付有価証券 23,400株
3391	ツルハホールディングス	58,200	8,410.00	489,462,000	
3395	サンマルクホールディングス	21,100	1,584.00	33,422,400	
3396	フェリシモ	5,900	1,309.00	7,723,100	
3397	トリドールホールディングス	66,300	2,345.00	155,473,500	貸付有価証券 9,100株
3415	TOKYO BASE	24,500	419.00	10,265,500	貸付有価証券

					3,900株
3538	ウイルプラスホールディングス	5,000	902.00	4,510,000	貸付有価証券 700株
3539	J Mホールディングス	17,900	1,758.00	31,468,200	貸付有価証券 3,000株
3544	サツドラホールディングス	12,000	689.00	8,268,000	
3546	アレンザホールディングス	20,300	957.00	19,427,100	
3547	串カツ田中ホールディングス	7,100	1,913.00	13,582,300	貸付有価証券 700株
3548	パロックジャパンリミテッド	18,500	789.00	14,596,500	貸付有価証券 3,000株
3549	クスリのアオキホールディングス	26,500	7,340.00	194,510,000	貸付有価証券 4,400株
3561	力の源ホールディングス	13,600	585.00	7,956,000	貸付有価証券 2,000株
3563	FOOD & LIFE COMPANIE	156,100	3,200.00	499,520,000	
4350	メディカルシステムネットワーク	25,800	537.00	13,854,600	貸付有価証券 1,000株
7127	一家ホールディングス	5,600	554.00	3,102,400	貸付有価証券 1,000株
7135	藤久ホールディングス	8,300	659.00	5,469,700	貸付有価証券 300株
7416	はるやまホールディングス	12,500	533.00	6,662,500	貸付有価証券 200株
7419	ノジマ	43,100	2,345.00	101,069,500	
7421	カップ・クリエイト	37,400	1,367.00	51,125,800	貸付有価証券 7,000株
7445	ライトオン	19,900	725.00	14,427,500	
7453	良品計画	306,700	1,505.00	461,583,500	
7455	三城ホールディングス	33,000	270.00	8,910,000	
7463	アドヴァングループ	27,100	952.00	25,799,200	貸付有価証券 2,500株
7475	アルビス	8,600	2,260.00	19,436,000	
7494	コナカ	31,400	348.00	10,927,200	
7506	ハウス オブ ローゼ	3,300	1,707.00	5,633,100	
7508	G-7ホールディングス	29,600	1,573.00	46,560,800	
7512	イオン北海道	46,900	1,211.00	56,795,900	
7513	コジマ	45,800	569.00	26,060,200	
7514	ヒマラヤ	9,300	953.00	8,862,900	貸付有価証券 1,500株
7516	コーナン商事	37,900	3,580.00	135,682,000	
7520	エコス	9,800	2,007.00	19,668,600	
7522	ワタミ	32,300	904.00	29,199,200	貸付有価証券

					5,200株
7524	マルシェ	6,500	455.00	2,957,500	
7532	パン・パシフィック・インターナショナルホ	533,100	1,936.00	1,032,081,600	貸付有価証券 52,800株
7545	西松屋チェーン	58,500	1,427.00	83,479,500	
7550	ゼンショーホールディングス	130,100	2,789.00	362,848,900	貸付有価証券 6,500株
7554	幸楽苑ホールディングス	16,900	1,332.00	22,510,800	
7561	ハークスレイ	11,100	483.00	5,361,300	
7581	サイゼリヤ	39,500	2,655.00	104,872,500	貸付有価証券 7,200株
7593	V Tホールディングス	100,300	463.00	46,438,900	
7596	魚力	7,400	2,189.00	16,198,600	
7601	ポプラ	6,900	147.00	1,014,300	貸付有価証券 1,100株
7605	フジ・コーポレーション	14,100	1,150.00	16,215,000	貸付有価証券 2,400株
7606	ユナイテッドアローズ	27,900	1,860.00	51,894,000	
7611	ハイデイ日高	38,500	1,793.00	69,030,500	貸付有価証券 10,500株
7615	YU-WA Creation Holdi	15,600	200.00	3,120,000	
7616	コロワイド	109,500	1,730.00	189,435,000	貸付有価証券 12,000株
7618	ピーシーデポコーポレーション	31,000	308.00	9,548,000	
7630	壱番屋	18,800	4,590.00	86,292,000	貸付有価証券 400株
7640	トップカルチャー	9,600	292.00	2,803,200	
7646	P L A N T	6,800	676.00	4,596,800	貸付有価証券 1,100株
7649	スギホールディングス	53,200	6,290.00	334,628,000	
7679	薬王堂ホールディングス	13,300	2,231.00	29,672,300	貸付有価証券 1,900株
7918	ヴィア・ホールディングス	34,600	154.00	5,328,400	貸付有価証券 5,300株
8005	スクロール	41,000	922.00	37,802,000	
8008	ヨンドシーホールディングス	24,500	1,628.00	39,886,000	貸付有価証券 2,500株
8160	木曽路	36,100	2,050.00	74,005,000	貸付有価証券 8,400株
8163	S R Sホールディングス	37,000	823.00	30,451,000	貸付有価証券 2,000株
8165	千趣会	48,100	387.00	18,614,700	貸付有価証券 10,100株
8166	タカキュー	20,600	106.00	2,183,600	貸付有価証券

					3,300株
8167	リテールパートナーズ	32,300	1,438.00	46,447,400	貸付有価証券 5,900株
8168	ケーヨー	49,300	910.00	44,863,000	
8173	上新電機	30,600	2,023.00	61,903,800	
8174	日本瓦斯	129,600	1,506.00	195,177,600	
8179	ロイヤルホールディングス	45,800	2,081.00	95,309,800	貸付有価証券 7,600株
8181	東天紅	1,900	985.00	1,871,500	
8182	いなげや	33,000	1,395.00	46,035,000	
8185	チヨダ	26,000	727.00	18,902,000	貸付有価証券 3,600株
8194	ライフコーポレーション	24,900	3,245.00	80,800,500	
8200	リンガーハット	32,900	2,249.00	73,992,100	貸付有価証券 1,500株
8203	MrMaxHD	33,300	583.00	19,413,900	貸付有価証券 6,000株
8207	テンアライド	25,800	335.00	8,643,000	貸付有価証券 8,300株
8214	AOKIホールディングス	51,600	584.00	30,134,400	貸付有価証券 3,800株
8217	オークワ	41,800	930.00	38,874,000	
8218	コメリ	41,200	2,661.00	109,633,200	
8219	青山商事	55,100	657.00	36,200,700	
8227	しまむら	31,000	10,850.00	336,350,000	
8230	はせがわ	14,100	290.00	4,089,000	貸付有価証券 2,300株
8233	高島屋	194,200	1,165.00	226,243,000	
8237	松屋	53,700	774.00	41,563,800	貸付有価証券 6,600株
8242	エイチ・ツー・オー リテイリング	126,300	883.00	111,522,900	
8244	近鉄百貨店	10,200	2,534.00	25,846,800	貸付有価証券 1,700株
8252	丸井グループ	210,400	2,329.00	490,021,600	
8255	アクシアル リテイリング	20,600	3,345.00	68,907,000	貸付有価証券 1,700株
8260	井筒屋	12,500	396.00	4,950,000	貸付有価証券 3,300株
8267	イオン	1,025,800	2,660.50	2,729,140,900	貸付有価証券 258,300株
8273	イズミ	48,200	3,255.00	156,891,000	
8276	平和堂	49,200	1,935.00	95,202,000	
8278	フジ	73,000	2,310.00	168,630,000	貸付有価証券 8,600株

8279	ヤオコー	30,300	6,740.00	204,222,000	貸付有価証券 2,600株
8281	ゼビオホールディングス	36,200	958.00	34,679,600	
8282	ケーズホールディングス	245,800	1,278.00	314,132,400	
8289	O l y m p i cグループ	13,700	727.00	9,959,900	貸付有価証券 2,200株
8291	日産東京販売ホールディングス	39,200	233.00	9,133,600	
9262	シルバーライフ	5,400	1,500.00	8,100,000	貸付有価証券 1,000株
9267	G e n k y D r u g S t o r e s	11,700	4,450.00	52,065,000	貸付有価証券 2,100株
9275	ナルミヤ・インターナショナル	6,000	930.00	5,580,000	貸付有価証券 700株
9278	ブックオフグループホールディングス	15,500	1,122.00	17,391,000	
9279	ギフトホールディングス	4,200	2,383.00	10,008,600	貸付有価証券 700株
9627	アインホールディングス	35,700	6,330.00	225,981,000	
9828	元気寿司	7,500	2,586.00	19,395,000	貸付有価証券 1,000株
9831	ヤマダホールディングス	974,800	405.00	394,794,000	
9842	アークランドサカモト	41,700	1,525.00	63,592,500	貸付有価証券 6,800株
9843	ニトリホールディングス	105,800	16,250.00	1,719,250,000	
9850	グルメ杵屋	21,200	1,055.00	22,366,000	貸付有価証券 2,100株
9854	愛眼	19,500	199.00	3,880,500	貸付有価証券 3,500株
9856	ケーユーホールディングス	13,900	1,128.00	15,679,200	
9861	吉野家ホールディングス	93,000	2,320.00	215,760,000	
9887	松屋フーズホールディングス	12,800	3,635.00	46,528,000	貸付有価証券 1,300株
9900	サガミホールディングス	40,700	1,233.00	50,183,100	貸付有価証券 6,900株
9919	関西フードマーケット	20,100	1,298.00	26,089,800	貸付有価証券 4,900株
9936	王将フードサービス	17,600	5,980.00	105,248,000	
9945	ブレナス	29,800	2,006.00	59,778,800	
9946	ミニストップ	19,700	1,466.00	28,880,200	貸付有価証券 1,500株
9948	アークス	50,900	2,143.00	109,078,700	
9956	バローホールディングス	59,000	2,183.00	128,797,000	
9974	ベルク	11,800	5,520.00	65,136,000	
9979	大庄	14,300	1,068.00	15,272,400	貸付有価証券 3,900株

9983	ファーストリテイリング	35,700	63,070.00	2,251,599,000	貸付有価証券 5,800株
9989	サンドラッグ	100,300	3,140.00	314,942,000	
9990	サックスパーホールディングス	25,100	520.00	13,052,000	貸付有価証券 5,300株
9993	ヤマザワ	6,200	1,630.00	10,106,000	
9994	やまや	5,500	2,578.00	14,179,000	
9997	ブルーナ	57,200	718.00	41,069,600	貸付有価証券 4,300株
7150	島根銀行	8,500	536.00	4,556,000	貸付有価証券 900株
7161	じもとホールディングス	19,000	647.00	12,293,000	
7167	めぶきフィナンシャルグループ	1,387,200	268.00	371,769,600	
7173	東京きらぼしフィナンシャルグループ	33,500	1,861.00	62,343,500	
7180	九州フィナンシャルグループ	545,200	416.00	226,803,200	
7182	ゆうちょ銀行	630,200	1,063.00	669,902,600	貸付有価証券 50,700株
7184	富山第一銀行	63,600	327.00	20,797,200	
7186	コンコルディア・フィナンシャルグループ	1,524,800	484.00	738,003,200	
7189	西日本フィナンシャルホールディングス	174,400	801.00	139,694,400	
7322	三十三フィナンシャルグループ	24,700	1,582.00	39,075,400	
7327	第四北越フィナンシャルグループ	43,400	2,685.00	116,529,000	
7337	ひろぎんホールディングス	393,800	696.00	274,084,800	
7350	おきなわフィナンシャルグループ	24,100	2,166.00	52,200,600	
7380	十六フィナンシャルグループ	35,900	2,301.00	82,605,900	
7381	北國フィナンシャルホールディングス	24,800	3,015.00	74,772,000	
8303	新生銀行	174,100	2,337.00	406,871,700	
8304	あおぞら銀行	149,100	2,671.00	398,246,100	
8306	三菱UFJフィナンシャル・グループ	16,742,600	795.20	13,313,715,520	
8308	りそなホールディングス	3,026,500	546.50	1,653,982,250	
8309	三井住友トラスト・ホールディングス	504,600	4,161.00	2,099,640,600	
8316	三井住友フィナンシャルグループ	1,847,900	4,173.00	7,711,286,700	
8331	千葉銀行	890,900	774.00	689,556,600	
8334	群馬銀行	501,100	376.00	188,413,600	
8336	武蔵野銀行	39,800	1,904.00	75,779,200	貸付有価証券 4,300株
8337	千葉興業銀行	62,700	276.00	17,305,200	
8338	筑波銀行	104,100	217.00	22,589,700	

8341	七十七銀行	83,700	1,642.00	137,435,400	
8342	青森銀行	20,700	1,906.00	39,454,200	
8343	秋田銀行	17,100	1,756.00	30,027,600	
8344	山形銀行	30,000	938.00	28,140,000	貸付有価証券 2,200株
8345	岩手銀行	17,500	1,942.00	33,985,000	
8346	東邦銀行	222,800	216.00	48,124,800	貸付有価証券 26,000株
8349	東北銀行	12,800	1,047.00	13,401,600	
8350	みちのく銀行	17,100	870.00	14,877,000	
8354	ふくおかフィナンシャルグループ	224,900	2,459.00	553,029,100	
8355	静岡銀行	650,200	908.00	590,381,600	
8358	スルガ銀行	234,100	433.00	101,365,300	
8359	八十二銀行	601,300	432.00	259,761,600	
8360	山梨中央銀行	28,900	981.00	28,350,900	
8361	大垣共立銀行	52,700	2,018.00	106,348,600	
8362	福井銀行	22,800	1,496.00	34,108,800	
8364	清水銀行	11,000	1,636.00	17,996,000	
8365	富山銀行	4,800	2,221.00	10,660,800	貸付有価証券 1,300株
8366	滋賀銀行	50,200	2,361.00	118,522,200	
8367	南都銀行	41,600	2,135.00	88,816,000	
8368	百五銀行	256,300	365.00	93,549,500	
8369	京都銀行	95,600	5,650.00	540,140,000	
8370	紀陽銀行	90,500	1,481.00	134,030,500	
8377	ほくほくフィナンシャルグループ	166,600	963.00	160,435,800	
8381	山陰合同銀行	158,300	681.00	107,802,300	
8382	中国銀行	213,300	929.00	198,155,700	
8383	鳥取銀行	8,500	1,250.00	10,625,000	
8385	伊予銀行	353,700	645.00	228,136,500	
8386	百十四銀行	28,400	1,747.00	49,614,800	
8387	四国銀行	40,600	792.00	32,155,200	貸付有価証券 2,000株
8388	阿波銀行	40,900	2,356.00	96,360,400	
8392	大分銀行	15,400	2,021.00	31,123,400	貸付有価証券 300株
8393	宮崎銀行	16,700	2,202.00	36,773,400	
8395	佐賀銀行	15,100	1,521.00	22,967,100	



8399	琉球銀行	58,000	843.00	48,894,000	
8410	セブン銀行	792,800	253.00	200,578,400	
8411	みずほフィナンシャルグループ	3,414,200	1,640.50	5,600,995,100	
8416	高知銀行	9,700	776.00	7,527,200	貸付有価証券 1,600株
8418	山口フィナンシャルグループ	311,000	731.00	227,341,000	
8521	長野銀行	8,800	1,334.00	11,739,200	貸付有価証券 1,400株
8522	名古屋銀行	19,900	2,945.00	58,605,500	
8524	北洋銀行	402,400	256.00	103,014,400	
8527	愛知銀行	9,700	4,830.00	46,851,000	
8530	中京銀行	9,600	1,654.00	15,878,400	
8537	大光銀行	9,100	1,425.00	12,967,500	貸付有価証券 1,500株
8541	愛媛銀行	37,300	982.00	36,628,600	
8542	トマト銀行	9,600	1,069.00	10,262,400	貸付有価証券 1,700株
8544	京葉銀行	113,800	517.00	58,834,600	貸付有価証券 13,000株
8550	栃木銀行	129,000	230.00	29,670,000	
8551	北日本銀行	8,300	1,686.00	13,993,800	貸付有価証券 1,000株
8558	東和銀行	46,900	572.00	26,826,800	
8562	福島銀行	30,600	237.00	7,252,200	貸付有価証券 2,200株
8563	大東銀行	12,800	741.00	9,484,800	
8600	トモニホールディングス	206,400	349.00	72,033,600	
8713	フィデアホールディングス	24,400	1,372.00	33,476,800	
8714	池田泉州ホールディングス	307,000	182.00	55,874,000	
7148	F P G	89,800	751.00	67,439,800	
7172	ジャパンインベストメントアドバイザー	20,700	1,227.00	25,398,900	貸付有価証券 2,500株
7347	マーキュリアホールディングス	10,600	483.00	5,119,800	貸付有価証券 1,500株
8473	S B I ホールディングス	329,400	3,305.00	1,088,667,000	貸付有価証券 16,000株
8518	日本アジア投資	21,000	217.00	4,557,000	貸付有価証券 3,700株
8595	ジャフコ グループ	102,000	1,960.00	199,920,000	
8601	大和証券グループ本社	1,999,300	718.90	1,437,296,770	
8604	野村ホールディングス	4,076,100	543.20	2,214,137,520	
8609	岡三証券グループ	210,000	394.00	82,740,000	貸付有価証券

					3,500株
8613	丸三証券	79,300	531.00	42,108,300	貸付有価証券 9,500株
8614	東洋証券	88,100	159.00	14,007,900	
8616	東海東京フィナンシャル・ホールディングス	306,600	424.00	129,998,400	
8617	光世証券	5,600	497.00	2,783,200	貸付有価証券 1,500株
8622	水戸証券	71,300	288.00	20,534,400	
8624	いちよし証券	49,900	670.00	33,433,000	
8628	松井証券	130,700	844.00	110,310,800	
8698	マネックスグループ	217,700	702.00	152,825,400	
8706	極東証券	35,800	775.00	27,745,000	
8707	岩井コスモホールディングス	25,200	1,427.00	35,960,400	
8708	アイザワ証券グループ	43,900	810.00	35,559,000	
8732	マネーパートナーズグループ	28,400	289.00	8,207,600	貸付有価証券 4,600株
8739	スパークス・グループ	123,300	273.00	33,660,900	
8742	小林洋行	9,500	238.00	2,261,000	貸付有価証券 1,300株
7181	かんぽ生命保険	268,700	2,210.00	593,827,000	
8630	SOMPOホールディングス	438,300	5,518.00	2,418,539,400	
8715	アニコムホールディングス	82,000	671.00	55,022,000	
8725	MS&ADインシュアランスグループホール	598,600	4,173.00	2,497,957,800	
8750	第一生命ホールディングス	1,314,100	2,628.50	3,454,111,850	貸付有価証券 99,500株
8766	東京海上ホールディングス	879,200	7,325.00	6,440,140,000	
8795	T&Dホールディングス	693,000	1,707.00	1,182,951,000	
8798	アドバンスクリエイト	12,800	992.00	12,697,600	貸付有価証券 2,000株
7164	全国保証	63,700	4,810.00	306,397,000	貸付有価証券 3,700株
7183	あんしん保証	7,900	280.00	2,212,000	貸付有価証券 1,600株
7187	ジェイリース	9,000	1,719.00	15,471,000	貸付有価証券 1,800株
7191	イントラスト	11,300	581.00	6,565,300	貸付有価証券 1,500株
7192	日本モーゲージサービス	14,800	994.00	14,711,200	
7196	C a s a	9,400	806.00	7,576,400	貸付有価証券 1,600株
7198	アルヒ	39,400	1,023.00	40,306,200	

7199	プレミアグループ	13,500	3,870.00	52,245,000	
7383	ネットプロテクションズホールディングス	60,800	653.00	39,702,400	
8253	クレディセゾン	171,400	1,325.00	227,105,000	
8424	芙蓉総合リース	28,000	7,240.00	202,720,000	
8425	みずほリース	41,200	2,981.00	122,817,200	
8439	東京センチュリー	51,700	4,565.00	236,010,500	貸付有価証券 7,800株
8511	日本証券金融	104,900	987.00	103,536,300	
8515	アイフル	448,000	352.00	157,696,000	
8566	リコーリース	23,600	3,450.00	81,420,000	貸付有価証券 1,100株
8570	イオンフィナンシャルサービス	145,200	1,205.00	174,966,000	
8572	アコム	527,500	317.00	167,217,500	
8584	ジャックス	29,500	3,235.00	95,432,500	
8585	オリエントコーポレーション	722,200	127.00	91,719,400	
8591	オリックス	1,586,100	2,436.50	3,864,532,650	
8593	三菱HCキャピタル	986,200	591.00	582,844,200	
8596	九州リースサービス	13,100	609.00	7,977,900	
8697	日本取引所グループ	676,100	2,410.50	1,629,739,050	
8771	イー・ギャランティ	39,300	1,932.00	75,927,600	
8772	アサックス	13,900	686.00	9,535,400	貸付有価証券 900株
8793	NECキャピタルソリューション	10,900	2,143.00	23,358,700	貸付有価証券 300株
2337	いちご	297,300	327.00	97,217,100	
2353	日本駐車場開発	292,800	152.00	44,505,600	貸付有価証券 42,300株
2975	スター・マイカ・ホールディングス	14,400	1,287.00	18,532,800	貸付有価証券 1,500株
2980	SREホールディングス	6,700	2,953.00	19,785,100	貸付有価証券 300株
2982	ADワークスグループ	55,400	145.00	8,033,000	貸付有価証券 8,000株
3003	ヒューリック	637,600	1,108.00	706,460,800	貸付有価証券 93,200株
3228	三栄建築設計	10,700	1,598.00	17,098,600	
3231	野村不動産ホールディングス	138,100	3,025.00	417,752,500	
3232	三重交通グループホールディングス	54,100	486.00	26,292,600	
3244	サムティ	42,900	2,254.00	96,696,600	貸付有価証券 6,200株
3245	ディア・ライフ	34,400	532.00	18,300,800	

3246	コーセーアールイー	7,800	637.00	4,968,600	貸付有価証券 1,300株
3252	地主	16,900	1,850.00	31,265,000	貸付有価証券 2,700株
3254	プレサンスコーポレーション	34,900	1,969.00	68,718,100	
3271	THEグローバル社	14,300	161.00	2,302,300	貸付有価証券 2,200株
3275	ハウスコム	4,600	1,280.00	5,888,000	貸付有価証券 600株
3276	日本管理センター	12,800	1,026.00	13,132,800	
3277	サンセイランディック	7,800	819.00	6,388,200	貸付有価証券 1,300株
3280	エストラスト	3,100	571.00	1,770,100	
3284	フージャースホールディングス	34,100	686.00	23,392,600	
3288	オープンハウスグループ	84,800	5,660.00	479,968,000	
3289	東急不動産ホールディングス	786,400	696.00	547,334,400	
3291	飯田グループホールディングス	222,700	2,220.00	494,394,000	
3294	イーグラント	4,300	1,410.00	6,063,000	貸付有価証券 700株
3299	ムゲンエステート	16,400	501.00	8,216,400	貸付有価証券 3,000株
3452	ビーロット	18,100	511.00	9,249,100	貸付有価証券 2,000株
3454	ファーストブラザーズ	6,100	849.00	5,178,900	貸付有価証券 1,000株
3457	A n d D oホールディングス	13,100	942.00	12,340,200	貸付有価証券 2,800株
3458	シーアールイー	7,400	1,692.00	12,520,800	
3464	プロパティエージェント	3,100	1,623.00	5,031,300	貸付有価証券 700株
3465	ケイアイスター不動産	12,000	5,240.00	62,880,000	
3467	アグレ都市デザイン	4,300	1,848.00	7,946,400	
3475	グッドコムアセット	11,500	1,040.00	11,960,000	貸付有価証券 2,000株
3480	ジェイ・エス・ビー	5,400	3,310.00	17,874,000	
3482	ロードスターキャピタル	5,400	1,619.00	8,742,600	
3484	テンポイノベーション	7,400	882.00	6,526,800	貸付有価証券 1,400株
3486	グローバル・リンク・マネジメント	4,700	863.00	4,056,100	貸付有価証券 700株
3489	フェイスネットワーク	2,500	1,345.00	3,362,500	貸付有価証券 400株
4666	パーク24	143,300	2,022.00	289,752,600	貸付有価証券 23,400株
4809	バラカ	6,900	1,686.00	11,633,400	貸付有価証券

					1,100株
6620	宮越ホールディングス	10,100	903.00	9,120,300	貸付有価証券 1,600株
8801	三井不動産	1,217,000	2,707.50	3,295,027,500	
8802	三菱地所	1,754,000	1,849.00	3,243,146,000	
8803	平和不動産	45,700	4,115.00	188,055,500	
8804	東京建物	263,700	1,836.00	484,153,200	貸付有価証券 13,600株
8806	ダイビル	38,700	2,197.00	85,023,900	
8818	京阪神ビルディング	41,200	1,540.00	63,448,000	
8830	住友不動産	560,100	3,484.00	1,951,388,400	
8841	テーオーシー	48,000	709.00	34,032,000	貸付有価証券 5,700株
8842	東京楽天地	4,400	4,195.00	18,458,000	貸付有価証券 700株
8848	レオパレス21	276,800	188.00	52,038,400	貸付有価証券 37,800株
8850	スターツコーポレーション	36,300	2,480.00	90,024,000	
8860	フジ住宅	31,000	639.00	19,809,000	
8864	空港施設	26,700	556.00	14,845,200	
8869	明和地所	12,600	657.00	8,278,200	
8871	ゴールドクレスト	21,100	1,745.00	36,819,500	
8877	エスリード	10,400	1,776.00	18,470,400	貸付有価証券 1,100株
8881	日神グループホールディングス	43,400	487.00	21,135,800	貸付有価証券 400株
8892	日本エスコン	49,700	801.00	39,809,700	貸付有価証券 7,900株
8897	タカラレーベン	111,900	309.00	34,577,100	
8904	AVANTIA	13,800	847.00	11,688,600	貸付有価証券 2,500株
8905	イオンモール	133,900	1,696.00	227,094,400	
8908	毎日コムネット	9,100	710.00	6,461,000	貸付有価証券 1,000株
8917	ファースト住建	9,900	1,189.00	11,771,100	貸付有価証券 1,900株
8918	ランド	1,453,100	10.00	14,531,000	貸付有価証券 344,000株
8919	カチタス	66,100	3,560.00	235,316,000	
8923	トーセイ	36,800	1,158.00	42,614,400	貸付有価証券 6,000株
8928	穴吹興産	5,800	2,148.00	12,458,400	貸付有価証券 1,000株
8934	サンフロンティア不動産	36,900	1,079.00	39,815,100	

8935	F J ネクストホールディングス	26,200	1,006.00	26,357,200	
8940	インテリックス	6,000	677.00	4,062,000	貸付有価証券 1,300株
8944	ランドビジネス	11,300	243.00	2,745,900	
8945	サンネクスタグループ	8,500	1,099.00	9,341,500	貸付有価証券 1,100株
8999	グランディハウス	18,100	584.00	10,570,400	
9706	日本空港ビルデング	101,800	5,560.00	566,008,000	貸付有価証券 13,900株
1717	明豊ファシリティワークス	11,800	730.00	8,614,000	
1954	日本工営	16,500	2,998.00	49,467,000	貸付有価証券 700株
2120	L I F U L L	79,000	241.00	19,039,000	貸付有価証券 6,400株
2121	ミクシィ	59,200	2,288.00	135,449,600	
2124	ジェイエイシーリクルートメント	20,900	1,854.00	38,748,600	貸付有価証券 4,100株
2127	日本M&Aセンターホールディングス	424,200	1,730.00	733,866,000	
2130	メンバーズ	7,700	3,175.00	24,447,500	貸付有価証券 1,000株
2139	中広	4,100	401.00	1,644,100	貸付有価証券 500株
2146	UTグループ	37,300	3,085.00	115,070,500	貸付有価証券 600株
2148	アイティメディア	12,300	1,739.00	21,389,700	貸付有価証券 1,600株
2153	E・Jホールディングス	14,900	1,222.00	18,207,800	
2154	夢真ビーネックスグループ	84,300	1,714.00	144,490,200	貸付有価証券 4,600株
2157	コシダカホールディングス	69,200	701.00	48,509,200	貸付有価証券 10,900株
2163	アルトナー	6,300	893.00	5,625,900	貸付有価証券 1,000株
2168	パソナグループ	28,000	2,427.00	67,956,000	貸付有価証券 6,100株
2169	CDS	6,400	1,650.00	10,560,000	貸付有価証券 1,100株
2170	リンクアンドモチベーション	57,000	454.00	25,878,000	貸付有価証券 5,000株
2175	エス・エム・エス	87,900	3,440.00	302,376,000	
2180	サニーサイドアップグループ	8,900	769.00	6,844,100	貸付有価証券 1,000株
2181	パーソルホールディングス	258,600	2,592.00	670,291,200	
2183	リニカル	14,600	846.00	12,351,600	貸付有価証券 2,100株
2193	クックパッド	81,300	283.00	23,007,900	貸付有価証券

					14,800株
2196	エスクリ	11,600	412.00	4,779,200	貸付有価証券 1,800株
2198	アイ・ケイ・ケイホールディングス	12,600	587.00	7,396,200	
2301	学情	10,500	1,029.00	10,804,500	貸付有価証券 1,500株
2305	スタジオアリス	11,600	2,183.00	25,322,800	貸付有価証券 2,100株
2309	シミックホールディングス	14,300	1,599.00	22,865,700	
2311	エプロ	5,500	718.00	3,949,000	貸付有価証券 700株
2325	N J S	5,700	2,021.00	11,519,700	貸付有価証券 900株
2331	総合警備保障	102,900	4,275.00	439,897,500	
2371	カカコム	189,800	2,853.00	541,499,400	
2372	アイロムグループ	9,300	1,970.00	18,321,000	
2374	セントケア・ホールディング	16,800	856.00	14,380,800	
2376	サイネックス	4,400	607.00	2,670,800	貸付有価証券 700株
2378	ルネサンス	18,000	1,074.00	19,332,000	貸付有価証券 3,600株
2379	ディップ	45,500	3,290.00	149,695,000	貸付有価証券 6,000株
2389	デジタルホールディングス	18,000	1,336.00	24,048,000	貸付有価証券 1,200株
2395	新日本科学	31,500	1,649.00	51,943,500	
2410	キャリアデザインセンター	6,500	1,184.00	7,696,000	貸付有価証券 1,100株
2412	ベネフィット・ワン	94,100	2,717.00	255,669,700	
2413	エムスリー	456,400	4,435.00	2,024,134,000	
2418	ツカダ・グローバルホールディング	16,500	313.00	5,164,500	貸付有価証券 2,700株
2424	プラス	3,400	818.00	2,781,200	貸付有価証券 500株
2427	アウトソーシング	148,200	1,274.00	188,806,800	
2428	ウェルネット	26,100	465.00	12,136,500	貸付有価証券 1,600株
2429	ワールドホールディングス	10,300	2,286.00	23,545,800	貸付有価証券 1,400株
2432	ディー・エヌ・エー	98,500	1,904.00	187,544,000	
2433	博報堂DYホールディングス	360,100	1,595.00	574,359,500	
2440	ぐるなび	42,400	455.00	19,292,000	
2445	タカミヤ	31,300	378.00	11,831,400	
2453	ジャパンベストレスキューシステム	17,500	1,049.00	18,357,500	

2461	ファンコミュニケーションズ	64,600	441.00	28,488,600	貸付有価証券 12,400株
2462	ライク	8,600	1,991.00	17,122,600	貸付有価証券 1,700株
2464	ビジネス・ブレークスルー	9,600	432.00	4,147,200	
2471	エスプール	73,000	1,114.00	81,322,000	
2475	WDBホールディングス	11,800	2,683.00	31,659,400	
2477	手間いらず	3,800	4,865.00	18,487,000	貸付有価証券 800株
2485	ティア	15,100	455.00	6,870,500	貸付有価証券 2,500株
2487	CDG	2,800	1,288.00	3,606,400	
2489	アドウェイズ	38,500	729.00	28,066,500	貸付有価証券 10,600株
2491	バリューコマース	20,300	3,540.00	71,862,000	
2492	インフォマート	283,400	714.00	202,347,600	貸付有価証券 50,600株
2749	J Pホールディングス	66,400	223.00	14,807,200	
3521	エコナックホールディングス	46,700	91.00	4,249,700	貸付有価証券 7,600株
4286	CLホールディングス	5,500	1,085.00	5,967,500	
4290	プレステージ・インターナショナル	97,000	740.00	71,780,000	
4301	アミューズ	14,100	2,020.00	28,482,000	
4310	ドリームインキュベータ	7,000	2,465.00	17,255,000	貸付有価証券 1,800株
4318	クイック	17,700	1,580.00	27,966,000	貸付有価証券 200株
4319	TAC	14,000	223.00	3,122,000	貸付有価証券 2,500株
4324	電通グループ	266,600	4,910.00	1,309,006,000	
4331	テイクアンドギヴ・ニーズ	12,100	1,256.00	15,197,600	貸付有価証券 1,600株
4337	びあ	9,000	3,330.00	29,970,000	貸付有価証券 1,200株
4343	イオンファンタジー	10,000	1,966.00	19,660,000	
4345	シーティーエス	29,200	819.00	23,914,800	貸付有価証券 4,800株
4346	ネクシィーズグループ	9,100	569.00	5,177,900	貸付有価証券 1,500株
4544	H. U. グループホールディングス	67,600	3,020.00	204,152,000	
4641	アルプス技研	22,900	1,845.00	42,250,500	貸付有価証券 3,800株
4651	サニックス	45,200	241.00	10,893,200	貸付有価証券 7,400株
4653	ダイオーズ	5,100	1,033.00	5,268,300	



4658	日本空調サービス	27,100	823.00	22,303,300	
4661	オリエンタルランド	305,600	23,975.00	7,326,760,000	
4665	ダスキン	60,000	2,779.00	166,740,000	
4668	明光ネットワークジャパン	30,400	577.00	17,540,800	貸付有価証券 6,900株
4671	ファルコホールディングス	12,300	2,053.00	25,251,900	貸付有価証券 700株
4678	秀英予備校	5,600	447.00	2,503,200	
4679	田谷	4,700	569.00	2,674,300	貸付有価証券 200株
4680	ラウンドワン	72,200	1,423.00	102,740,600	
4681	リゾートトラスト	118,600	2,159.00	256,057,400	
4694	ビー・エム・エル	33,300	3,260.00	108,558,000	
4708	りらいあコミュニケーションズ	38,100	1,077.00	41,033,700	
4714	リソー教育	118,100	363.00	42,870,300	
4718	早稲田アカデミー	14,400	1,055.00	15,192,000	貸付有価証券 1,400株
4732	ユー・エス・エス	289,600	2,048.00	593,100,800	
4745	東京個別指導学院	22,800	615.00	14,022,000	貸付有価証券 1,500株
4751	サイバーエージェント	637,500	1,548.00	986,850,000	
4755	楽天グループ	1,329,500	983.00	1,306,898,500	貸付有価証券 303,600株
4763	クリーク・アンド・リバー社	13,500	1,895.00	25,582,500	貸付有価証券 2,200株
4765	モーニングスター	45,200	597.00	26,984,400	
4767	テー・オー・ダブリュー	49,400	317.00	15,659,800	貸付有価証券 7,400株
4792	山田コンサルティンググループ	13,400	1,170.00	15,678,000	
4801	セントラルスポーツ	9,600	2,458.00	23,596,800	貸付有価証券 1,200株
4848	フルキャストホールディングス	22,100	2,467.00	54,520,700	貸付有価証券 1,800株
4849	エン・ジャパン	41,800	2,796.00	116,872,800	貸付有価証券 2,500株
5261	リソルホールディングス	2,800	4,570.00	12,796,000	貸付有価証券 300株
6028	テクノプロ・ホールディングス	154,900	3,480.00	539,052,000	
6029	アトラグループ	5,700	259.00	1,476,300	貸付有価証券 1,000株
6032	インターワークス	7,400	391.00	2,893,400	
6035	アイ・アールジャパンホールディングス	12,000	4,625.00	55,500,000	
6036	Ke e P e r 技研	16,600	2,304.00	38,246,400	貸付有価証券

					3,200株
6037	ファーストロジック	5,000	933.00	4,665,000	貸付有価証券 1,000株
6044	三機サービス	4,500	1,032.00	4,644,000	貸付有価証券 900株
6047	G u n o s y	14,200	858.00	12,183,600	貸付有価証券 3,000株
6048	デザインワン・ジャパン	6,400	189.00	1,209,600	貸付有価証券 800株
6050	イー・ガーディアン	10,500	2,976.00	31,248,000	貸付有価証券 2,200株
6054	リブセンス	14,200	170.00	2,414,000	貸付有価証券 3,700株
6055	ジャパンマテリアル	79,500	1,781.00	141,589,500	
6058	ベクトル	36,300	1,192.00	43,269,600	
6059	ウチヤマホールディングス	12,700	354.00	4,495,800	貸付有価証券 1,300株
6062	チャーム・ケア・コーポレーション	19,200	1,050.00	20,160,000	貸付有価証券 4,300株
6070	キャリアリンク	9,500	1,395.00	13,252,500	貸付有価証券 1,400株
6071	I B J	21,200	785.00	16,642,000	
6073	アサンテ	11,400	1,507.00	17,179,800	
6078	バリューHR	10,300	3,030.00	31,209,000	貸付有価証券 500株
6080	M&Aキャピタルパートナーズ	21,300	4,415.00	94,039,500	貸付有価証券 3,000株
6082	ライドオンエクスプレスホールディングス	10,000	1,293.00	12,930,000	貸付有価証券 2,000株
6083	E R Iホールディングス	7,200	1,335.00	9,612,000	貸付有価証券 1,200株
6087	アビスト	4,000	2,928.00	11,712,000	貸付有価証券 600株
6088	シグマクシス・ホールディングス	15,600	2,309.00	36,020,400	貸付有価証券 1,600株
6089	ウィルグループ	19,000	1,233.00	23,427,000	
6093	エスクロー・エージェンツ・ジャパン	34,600	185.00	6,401,000	貸付有価証券 5,800株
6095	メドピア	19,900	3,450.00	68,655,000	貸付有価証券 2,000株
6096	レアジョブ	4,900	914.00	4,478,600	貸付有価証券 300株
6098	リクルートホールディングス	1,995,300	5,503.00	10,980,135,900	
6099	エラン	35,600	1,077.00	38,341,200	貸付有価証券 1,500株
6171	土木管理総合試験所	12,000	340.00	4,080,000	貸付有価証券 1,900株

6175	ネットマーケティング	12,600	504.00	6,350,400	貸付有価証券 1,500株
6178	日本郵政	3,377,500	975.60	3,295,089,000	
6183	バルシステム24ホールディングス	37,200	1,350.00	50,220,000	
6184	鎌倉新書	29,400	644.00	18,933,600	貸付有価証券 5,200株
6185	SMN	5,600	608.00	3,404,800	貸付有価証券 700株
6186	一蔵	3,200	389.00	1,244,800	貸付有価証券 800株
6189	グローバルキッズCOMPANY	4,700	750.00	3,525,000	貸付有価証券 600株
6191	エアトリ	16,700	3,075.00	51,352,500	貸付有価証券 1,900株
6194	アトラエ	18,000	1,859.00	33,462,000	貸付有価証券 3,000株
6196	ストライク	9,800	4,615.00	45,227,000	貸付有価証券 1,600株
6197	ソラスト	63,500	948.00	60,198,000	
6199	セラク	8,200	1,402.00	11,496,400	貸付有価証券 1,300株
6200	インソース	25,100	2,232.00	56,023,200	貸付有価証券 3,900株
6532	バイカレント・コンサルティング	18,300	46,000.00	841,800,000	貸付有価証券 2,600株
6533	Orchestra Holdings	4,900	2,885.00	14,136,500	貸付有価証券 1,100株
6535	アイモバイル	7,300	1,287.00	9,395,100	貸付有価証券 1,300株
6538	キャリアインデックス	8,800	602.00	5,297,600	貸付有価証券 2,500株
6539	MS-Japan	10,500	876.00	9,198,000	貸付有価証券 1,400株
6540	船場	5,200	767.00	3,988,400	
6544	ジャパンエレベーターサービスホール ディン	82,000	1,706.00	139,892,000	
6546	フルテック	3,600	1,445.00	5,202,000	
6547	グリーンズ	9,700	580.00	5,626,000	貸付有価証券 1,600株
6551	ツナググループ・ホールディングス	5,800	280.00	1,624,000	貸付有価証券 500株
6552	GameWith	7,700	475.00	3,657,500	貸付有価証券 900株
6553	ソウルドアウト	6,200	1,804.00	11,184,800	貸付有価証券 800株
6555	MS&Consulting	3,800	753.00	2,861,400	貸付有価証券 500株

6556	ウェルビー	16,900	1,029.00	17,390,100	
6560	エル・ティー・エス	3,300	2,698.00	8,903,400	貸付有価証券 800株
6564	ミダックホールディングス	11,700	2,560.00	29,952,000	貸付有価証券 200株
6569	日総工産	20,200	754.00	15,230,800	貸付有価証券 2,000株
6571	キュービーネットホールディングス	11,900	1,498.00	17,826,200	
6572	R P Aホールディングス	36,400	348.00	12,667,200	貸付有価証券 2,900株
7030	スプリックス	7,300	1,386.00	10,117,800	貸付有価証券 1,300株
7033	マネジメントソリューションズ	12,700	3,580.00	45,466,000	貸付有価証券 800株
7034	プロレド・パートナーズ	5,600	761.00	4,261,600	貸付有価証券 900株
7035	a n d f a c t o r y	5,800	458.00	2,656,400	貸付有価証券 1,000株
7037	テノ. ホールディングス	3,100	664.00	2,058,400	貸付有価証券 600株
7038	フロンティア・マネジメント	6,700	1,052.00	7,048,400	貸付有価証券 1,700株
7044	ピアラ	4,200	557.00	2,339,400	貸付有価証券 1,000株
7059	コプロ・ホールディングス	5,000	1,072.00	5,360,000	貸付有価証券 600株
7060	ギークス	4,400	1,292.00	5,684,800	貸付有価証券 1,100株
7085	カーブスホールディングス	71,000	719.00	51,049,000	貸付有価証券 2,800株
7088	フォーラムエンジニアリング	18,000	855.00	15,390,000	貸付有価証券 2,200株
7092	F a s t F i t n e s s J a p a n	3,500	1,881.00	6,583,500	
7354	ダイレクトマーケティングミックス	29,900	1,857.00	55,524,300	貸付有価証券 4,800株
7358	ポピンズホールディングス	6,000	2,059.00	12,354,000	貸付有価証券 1,000株
7366	L I T A L I C O	20,900	2,472.00	51,664,800	
8769	アドバンテッジリスクマネジメント	13,100	654.00	8,567,400	貸付有価証券 2,100株
8876	リログループ	141,400	1,839.00	260,034,600	貸付有価証券 7,700株
8920	東祥	19,300	1,817.00	35,068,100	貸付有価証券 3,700株
9247	T R Eホールディングス	35,400	1,840.00	65,136,000	貸付有価証券 2,300株
9248	人・夢・技術グループ	10,300	2,074.00	21,362,200	

9603	エイチ・アイ・エス	57,400	2,170.00	124,558,000	貸付有価証券 6,600株
9612	ラックランド	7,500	2,936.00	22,020,000	貸付有価証券 1,100株
9616	共立メンテナンス	46,100	4,585.00	211,368,500	貸付有価証券 4,100株
9619	イチネンホールディングス	26,500	1,315.00	34,847,500	
9621	建設技術研究所	15,500	2,284.00	35,402,000	貸付有価証券 1,500株
9622	スペース	18,400	941.00	17,314,400	貸付有価証券 2,800株
9628	燦ホールディングス	11,200	1,548.00	17,337,600	
9632	スバル興業	1,600	8,370.00	13,392,000	
9633	東京テアトル	10,100	1,277.00	12,897,700	
9644	タナベ経営	9,900	691.00	6,840,900	
9663	ナガワ	8,200	10,230.00	83,886,000	貸付有価証券 1,600株
9672	東京都競馬	19,300	4,380.00	84,534,000	
9675	常磐興産	10,400	1,399.00	14,549,600	貸付有価証券 800株
9678	カナモト	45,600	2,045.00	93,252,000	
9699	西尾レントオール	23,900	2,812.00	67,206,800	貸付有価証券 6,100株
9704	アゴーラ ホスピタリティー グループ	142,000	26.00	3,692,000	貸付有価証券 12,400株
9715	トランス・コスモス	32,800	3,280.00	107,584,000	
9716	乃村工藝社	110,800	940.00	104,152,000	貸付有価証券 8,600株
9722	藤田観光	11,300	2,379.00	26,882,700	貸付有価証券 1,800株
9726	KNT-CTホールディングス	16,100	1,582.00	25,470,200	
9728	日本管財	27,700	2,865.00	79,360,500	
9729	トーカイ	22,700	1,784.00	40,496,800	
9731	白洋舎	2,900	1,267.00	3,674,300	貸付有価証券 500株
9735	セコム	254,900	8,916.00	2,272,688,400	
9740	セントラル警備保障	12,500	2,482.00	31,025,000	
9743	丹青社	52,900	800.00	42,320,000	
9744	メイテック	31,200	6,840.00	213,408,000	
9755	応用地質	29,100	2,255.00	65,620,500	貸付有価証券 4,100株
9757	船井総研ホールディングス	52,900	2,258.00	119,448,200	
9760	進学会ホールディングス	8,400	376.00	3,158,400	

9765	オオバ	18,200	770.00	14,014,000	
9768	いであ	6,900	1,819.00	12,551,100	貸付有価証券 800株
9769	学究社	8,300	1,589.00	13,188,700	貸付有価証券 1,300株
9783	ベネッセホールディングス	86,200	2,296.00	197,915,200	
9787	イオンディライト	31,900	3,080.00	98,252,000	
9788	ナック	12,300	999.00	12,287,700	
9793	ダイセキ	47,100	4,750.00	223,725,000	
9795	ステップ	9,500	1,789.00	16,995,500	
合 計		297,416,900		732,980,729,060	

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

## 国内債券インデックスマザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

[令和4年3月25日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,001,836,668
国債証券	190,405,501,050
地方債証券	14,226,321,300
特殊債券	9,960,747,709
社債券	13,066,105,000
未収入金	1,255,632,000
未収利息	180,811,837
前払金	2,140,000
前払費用	10,545,962
差入委託証拠金	1,260,000
流動資産合計	230,110,901,526
資産合計	230,110,901,526
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	2,462,200
未払解約金	1,281,067,329
未払利息	62

流動負債合計	1,283,529,591
負債合計	1,283,529,591
純資産の部	
元本等	
元本	238,082,798,205
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	△9,255,426,270
元本等合計	228,827,371,935
純資産合計	228,827,371,935
負債純資産合計	230,110,901,526

## 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。

### (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

### (貸借対照表に関する注記)

	[令和4年3月25日現在]
1. 期首	令和3年3月26日
期首元本額	153,713,789,372円
期中追加設定元本額	247,643,156,668円
期中一部解約元本額	163,274,147,835円
元本の内訳※	
ファンド・マネジャー(国内債券)	39,220,690円
三菱UFJ バランス・イノベーション(株式抑制型)	11,558,041,964円
三菱UFJ バランス・イノベーション(株式重視型)	11,960,158,413円
三菱UFJ バランス・イノベーション(新興国投資型)	1,778,110,252円
三菱UFJ DCバランス・イノベーション(KAKUSHIN)	8,747,203,642円
三菱UFJ バランス・イノベーション(債券重視型)	7,064,084,125円
MUKAM バランス・イノベーション(株式抑制型)(適格機関投資家転売制限付)	28,948,603,853円
MUKAM バランス・イノベーション(リスク抑制型)(適格機関投資家転売制限付)	10,558,769,918円
MUKAM 下方リスク抑制型バランスファンド(適格機関投資家限定)	27,911,301,518円
MUKAM バランス・イノベーション(債券重視型)(適格機関投資家転売制限付)	1,848,409,515円
MUKAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	47,844,329,651円
MUKAM 下方リスク抑制型ダイナミックアロケーションファンド(適格機関投資家限定)	78,853,622,506円
MUKAM バランス・イノベーション(リスク抑制型)2(適格機関投資家転売制限付)	970,942,158円
合計	238,082,798,205円
2. 元本の欠損	
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	9,255,426,270円

3. 受益権の総数	238,082,798,205 口
-----------	-------------------

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 3 年 3 月 26 日 至 令和 4 年 3 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号)第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、債券先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4 年 3 月 25 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[令和 4 年 3 月 25 日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	△4,888,374,050
地方債証券	△136,983,950
特殊債券	△110,013,641
社債券	△108,939,900
合計	△5,244,311,541

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)



## 取引の時価等に関する事項

## 債券関連

[令和 4 年 3 月 25 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	買建	301,420,000	—	298,960,000	△2,460,000
合計		301,420,000	—	298,960,000	△2,460,000

(注) 時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
  - 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
  - 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- ※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[令和 4 年 3 月 25 日現在]
1口当たり純資産額	0.9611円
(1万口当たり純資産額)	(9,611円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第423回利付国債(2年)	1,630,000,000	1,631,141,000	
	第424回利付国債(2年)	400,000,000	400,304,000	
	第425回利付国債(2年)	2,280,000,000	2,281,869,600	
	第426回利付国債(2年)	1,110,000,000	1,110,976,800	
	第427回利付国債(2年)	950,000,000	950,826,500	
	第428回利付国債(2年)	1,280,000,000	1,281,088,000	
	第430回利付国債(2年)	1,200,000,000	1,201,044,000	
	第431回利付国債(2年)	1,950,000,000	1,951,638,000	
	第432回利付国債(2年)	1,090,000,000	1,090,861,100	
	第136回利付国債(5年)	860,000,000	861,745,800	

第137回利付国債（5年）	1,450,000,000	1,453,219,000	
第138回利付国債（5年）	3,170,000,000	3,177,386,100	
第139回利付国債（5年）	1,020,000,000	1,022,621,400	
第140回利付国債（5年）	2,940,000,000	2,948,526,000	
第141回利付国債（5年）	2,050,000,000	2,056,355,000	
第142回利付国債（5年）	2,023,000,000	2,029,615,210	
第143回利付国債（5年）	2,740,000,000	2,749,370,800	
第144回利付国債（5年）	2,120,000,000	2,127,186,800	
第145回利付国債（5年）	3,200,000,000	3,210,560,000	
第146回利付国債（5年）	3,010,000,000	3,020,083,500	
第147回利付国債（5年）	1,650,000,000	1,649,010,000	
第148回利付国債（5年）	620,000,000	619,473,000	
第149回利付国債（5年）	2,560,000,000	2,556,544,000	
第150回利付国債（5年）	2,110,000,000	2,106,012,100	
第1回利付国債（40年）	530,000,000	717,010,500	
第2回利付国債（40年）	590,000,000	771,566,600	
第3回利付国債（40年）	270,000,000	354,790,800	
第4回利付国債（40年）	630,000,000	832,589,100	
第5回利付国債（40年）	410,000,000	523,266,600	
第6回利付国債（40年）	351,000,000	441,371,970	
第7回利付国債（40年）	570,000,000	689,221,200	
第8回利付国債（40年）	530,000,000	598,910,600	
第9回利付国債（40年）	870,000,000	732,966,300	
第10回利付国債（40年）	770,000,000	759,889,900	
第11回利付国債（40年）	750,000,000	716,947,500	
第12回利付国債（40年）	591,000,000	509,164,230	
第13回利付国債（40年）	650,000,000	557,472,500	
第14回利付国債（40年）	960,000,000	880,454,400	
第329回利付国債（10年）	400,000,000	404,256,000	
第330回利付国債（10年）	200,000,000	202,520,000	
第331回利付国債（10年）	300,000,000	302,892,000	
第332回利付国債（10年）	100,000,000	101,100,000	
第333回利付国債（10年）	1,400,000,000	1,417,444,000	
第335回利付国債（10年）	370,000,000	374,821,100	
第336回利付国債（10年）	600,000,000	608,526,000	
第338回利付国債（10年）	400,000,000	404,944,000	

第339回利付国債（10年）	1,230,000,000	1,246,088,400	
第340回利付国債（10年）	750,000,000	760,312,500	
第341回利付国債（10年）	300,000,000	303,243,000	
第342回利付国債（10年）	110,000,000	110,348,700	
第343回利付国債（10年）	1,840,000,000	1,845,814,400	
第344回利付国債（10年）	2,110,000,000	2,116,119,000	
第345回利付国債（10年）	2,200,000,000	2,205,698,000	
第346回利付国債（10年）	1,750,000,000	1,753,902,500	
第347回利付国債（10年）	1,450,000,000	1,452,639,000	
第348回利付国債（10年）	2,360,000,000	2,363,209,600	
第349回利付国債（10年）	1,920,000,000	1,922,188,800	
第350回利付国債（10年）	2,440,000,000	2,441,439,600	
第351回利付国債（10年）	2,070,000,000	2,070,621,000	
第352回利付国債（10年）	2,450,000,000	2,449,191,500	
第353回利付国債（10年）	1,193,000,000	1,192,200,690	
第354回利付国債（10年）	2,090,000,000	2,087,094,900	
第355回利付国債（10年）	1,220,000,000	1,216,937,800	
第356回利付国債（10年）	1,780,000,000	1,774,054,800	
第357回利付国債（10年）	2,160,000,000	2,150,906,400	
第358回利付国債（10年）	1,940,000,000	1,930,067,200	
第359回利付国債（10年）	2,400,000,000	2,385,384,000	
第360回利付国債（10年）	2,320,000,000	2,303,528,000	
第361回利付国債（10年）	2,010,000,000	1,993,598,400	
第362回利付国債（10年）	2,110,000,000	2,090,461,400	
第363回利付国債（10年）	1,890,000,000	1,870,325,100	
第364回利付国債（10年）	2,060,000,000	2,036,083,400	
第365回利付国債（10年）	1,580,000,000	1,559,697,000	
第5回利付国債（30年）	50,000,000	59,007,000	
第7回利付国債（30年）	50,000,000	60,231,000	
第10回利付国債（30年）	50,000,000	54,280,000	
第12回利付国債（30年）	100,000,000	119,846,000	
第14回利付国債（30年）	190,000,000	235,182,000	
第15回利付国債（30年）	100,000,000	125,288,000	
第16回利付国債（30年）	100,000,000	125,563,000	
第17回利付国債（30年）	250,000,000	311,705,000	
第18回利付国債（30年）	100,000,000	123,670,000	

第19回利付国債（30年）	100,000,000	123,951,000	
第20回利付国債（30年）	100,000,000	126,782,000	
第21回利付国債（30年）	100,000,000	124,488,000	
第22回利付国債（30年）	280,000,000	356,658,400	
第23回利付国債（30年）	400,000,000	510,688,000	
第24回利付国債（30年）	100,000,000	127,959,000	
第25回利付国債（30年）	410,000,000	514,078,500	
第26回利付国債（30年）	300,000,000	381,018,000	
第27回利付国債（30年）	100,000,000	128,924,000	
第28回利付国債（30年）	550,000,000	711,700,000	
第29回利付国債（30年）	370,000,000	474,517,600	
第30回利付国債（30年）	610,000,000	775,157,500	
第31回利付国債（30年）	100,000,000	125,713,000	
第32回利付国債（30年）	330,000,000	421,033,800	
第33回利付国債（30年）	960,000,000	1,178,697,600	
第34回利付国債（30年）	650,000,000	822,984,500	
第35回利付国債（30年）	500,000,000	616,190,000	
第36回利付国債（30年）	650,000,000	803,023,000	
第37回利付国債（30年）	620,000,000	755,984,600	
第38回利付国債（30年）	690,000,000	829,593,900	
第39回利付国債（30年）	460,000,000	562,543,200	
第40回利付国債（30年）	471,000,000	567,220,590	
第41回利付国債（30年）	300,000,000	355,578,000	
第42回利付国債（30年）	620,000,000	735,289,000	
第43回利付国債（30年）	470,000,000	557,730,200	
第44回利付国債（30年）	590,000,000	700,524,700	
第45回利付国債（30年）	400,000,000	458,704,000	
第46回利付国債（30年）	670,000,000	768,490,000	
第47回利付国債（30年）	650,000,000	759,297,500	
第48回利付国債（30年）	716,000,000	805,700,480	
第49回利付国債（30年）	540,000,000	607,651,200	
第50回利付国債（30年）	540,000,000	537,294,600	
第51回利付国債（30年）	720,000,000	636,595,200	
第52回利付国債（30年）	600,000,000	555,750,000	
第53回利付国債（30年）	750,000,000	709,507,500	
第54回利付国債（30年）	430,000,000	425,128,100	

第55回利付国債（30年）	470,000,000	464,153,200	
第56回利付国債（30年）	750,000,000	739,042,500	
第57回利付国債（30年）	300,000,000	294,963,000	
第58回利付国債（30年）	710,000,000	697,248,400	
第59回利付国債（30年）	470,000,000	449,573,800	
第60回利付国債（30年）	660,000,000	660,706,200	
第61回利付国債（30年）	338,000,000	321,698,260	
第62回利付国債（30年）	370,000,000	333,884,300	
第63回利付国債（30年）	350,000,000	306,365,500	
第64回利付国債（30年）	550,000,000	480,408,500	
第65回利付国債（30年）	690,000,000	601,417,800	
第66回利付国債（30年）	300,000,000	261,504,000	
第67回利付国債（30年）	970,000,000	890,460,000	
第68回利付国債（30年）	300,000,000	275,226,000	
第69回利付国債（30年）	400,000,000	377,000,000	
第70回利付国債（30年）	650,000,000	611,682,500	
第71回利付国債（30年）	460,000,000	432,699,000	
第72回利付国債（30年）	690,000,000	648,027,300	
第73回利付国債（30年）	470,000,000	441,221,900	
第63回利付国債（20年）	100,000,000	102,296,000	
第64回利付国債（20年）	100,000,000	102,892,000	
第65回利付国債（20年）	270,000,000	279,050,400	
第66回利付国債（20年）	430,000,000	443,669,700	
第68回利付国債（20年）	200,000,000	208,826,000	
第70回利付国債（20年）	50,000,000	52,711,000	
第72回利付国債（20年）	100,000,000	105,277,000	
第75回利付国債（20年）	100,000,000	106,301,000	
第77回利付国債（20年）	150,000,000	159,004,500	
第78回利付国債（20年）	100,000,000	106,154,000	
第80回利付国債（20年）	100,000,000	106,800,000	
第81回利付国債（20年）	100,000,000	106,945,000	
第83回利付国債（20年）	200,000,000	215,590,000	
第84回利付国債（20年）	200,000,000	214,844,000	
第86回利付国債（20年）	140,000,000	152,686,800	
第89回利付国債（20年）	200,000,000	218,380,000	
第90回利付国債（20年）	300,000,000	329,064,000	

第92回利付国債（20年）	300,000,000	329,106,000	
第93回利付国債（20年）	50,000,000	54,827,500	
第94回利付国債（20年）	60,000,000	66,091,200	
第95回利付国債（20年）	400,000,000	446,596,000	
第96回利付国債（20年）	100,000,000	110,607,000	
第97回利付国債（20年）	100,000,000	111,601,000	
第98回利付国債（20年）	200,000,000	222,110,000	
第99回利付国債（20年）	300,000,000	334,668,000	
第100回利付国債（20年）	50,000,000	56,289,500	
第101回利付国債（20年）	200,000,000	227,538,000	
第102回利付国債（20年）	200,000,000	228,622,000	
第103回利付国債（20年）	200,000,000	227,382,000	
第105回利付国債（20年）	90,000,000	101,592,000	
第106回利付国債（20年）	140,000,000	158,933,600	
第107回利付国債（20年）	100,000,000	113,335,000	
第108回利付国債（20年）	300,000,000	335,994,000	
第109回利付国債（20年）	300,000,000	337,068,000	
第110回利付国債（20年）	100,000,000	113,741,000	
第111回利付国債（20年）	40,000,000	45,947,200	
第112回利付国債（20年）	500,000,000	570,755,000	
第113回利付国債（20年）	620,000,000	710,241,000	
第114回利付国債（20年）	100,000,000	114,947,000	
第115回利付国債（20年）	100,000,000	115,712,000	
第116回利付国債（20年）	150,000,000	174,172,500	
第117回利付国債（20年）	700,000,000	807,289,000	
第118回利付国債（20年）	350,000,000	402,146,500	
第119回利付国債（20年）	100,000,000	113,275,000	
第120回利付国債（20年）	250,000,000	279,130,000	
第121回利付国債（20年）	230,000,000	263,159,100	
第122回利付国債（20年）	160,000,000	181,729,600	
第123回利付国債（20年）	180,000,000	209,709,000	
第124回利付国債（20年）	400,000,000	462,580,000	
第125回利付国債（20年）	510,000,000	600,489,300	
第126回利付国債（20年）	110,000,000	127,574,700	
第127回利付国債（20年）	40,000,000	46,038,000	
第128回利付国債（20年）	190,000,000	219,271,400	

第129回利付国債（20年）	490,000,000	561,050,000	
第130回利付国債（20年）	180,000,000	206,607,600	
第131回利付国債（20年）	540,000,000	614,800,800	
第132回利付国債（20年）	290,000,000	330,890,000	
第133回利付国債（20年）	702,000,000	807,672,060	
第134回利付国債（20年）	530,000,000	611,164,200	
第135回利付国債（20年）	100,000,000	114,338,000	
第136回利付国債（20年）	470,000,000	532,806,100	
第137回利付国債（20年）	600,000,000	687,120,000	
第138回利付国債（20年）	70,000,000	78,766,800	
第139回利付国債（20年）	580,000,000	658,427,600	
第140回利付国債（20年）	730,000,000	837,258,900	
第141回利付国債（20年）	440,000,000	505,357,600	
第142回利付国債（20年）	1,030,000,000	1,193,728,800	
第143回利付国債（20年）	450,000,000	512,716,500	
第144回利付国債（20年）	580,000,000	654,663,400	
第145回利付国債（20年）	1,134,000,000	1,306,470,060	
第146回利付国債（20年）	1,090,000,000	1,257,282,300	
第147回利付国債（20年）	1,210,000,000	1,383,550,300	
第148回利付国債（20年）	950,000,000	1,076,207,500	
第149回利付国債（20年）	1,290,000,000	1,462,266,600	
第150回利付国債（20年）	1,140,000,000	1,279,330,800	
第151回利付国債（20年）	980,000,000	1,076,275,200	
第152回利付国債（20年）	1,070,000,000	1,174,881,400	
第153回利付国債（20年）	1,080,000,000	1,199,869,200	
第154回利付国債（20年）	1,220,000,000	1,339,706,400	
第155回利付国債（20年）	1,060,000,000	1,136,129,200	
第156回利付国債（20年）	1,102,000,000	1,091,156,320	
第157回利付国債（20年）	830,000,000	797,447,400	
第158回利付国債（20年）	1,090,000,000	1,090,730,300	
第159回利付国債（20年）	810,000,000	820,546,200	
第160回利付国債（20年）	880,000,000	902,633,600	
第161回利付国債（20年）	830,000,000	838,183,800	
第162回利付国債（20年）	1,230,000,000	1,239,655,500	
第163回利付国債（20年）	920,000,000	925,989,200	
第164回利付国債（20年）	874,000,000	864,403,480	

	第165回利付国債（20年）	790,000,000	780,046,000	
	第166回利付国債（20年）	1,050,000,000	1,067,346,000	
	第167回利付国債（20年）	710,000,000	698,135,900	
	第168回利付国債（20年）	660,000,000	636,715,200	
	第169回利付国債（20年）	980,000,000	927,570,000	
	第170回利付国債（20年）	1,290,000,000	1,217,205,300	
	第171回利付国債（20年）	710,000,000	667,833,100	
	第172回利付国債（20年）	840,000,000	802,317,600	
	第173回利付国債（20年）	1,130,000,000	1,076,923,900	
	第174回利付国債（20年）	540,000,000	513,486,000	
	第175回利付国債（20年）	980,000,000	946,748,600	
	第176回利付国債（20年）	800,000,000	771,256,000	
	第177回利付国債（20年）	890,000,000	840,471,500	
	第178回利付国債（20年）	1,220,000,000	1,172,139,400	
	第179回利付国債（20年）	950,000,000	911,525,000	
国債証券 合計		183,995,000,000	190,405,501,050	
地方債証券	第6回東京都公募公債（20年）	100,000,000	105,809,000	
	第7回東京都公募公債（20年）	100,000,000	107,290,000	
	第8回東京都公募公債（30年）	80,000,000	99,510,400	
	第14回東京都公募公債（20年）	200,000,000	225,200,000	
	第31回東京都公募公債（5年）	100,000,000	99,919,000	
	第721回東京都公募公債	100,000,000	101,021,000	
	第725回東京都公募公債	250,000,000	252,385,000	
	第732回東京都公募公債	100,000,000	101,362,000	
	第792回東京都公募公債	100,000,000	98,863,000	
	平成30年度第19回北海道公募公債（5年）	300,000,000	299,871,000	
	第14回1号宮城県公募公債（5年）	200,000,000	200,046,000	
	第1回神奈川県公募公債（30年）	100,000,000	125,894,000	
	第12回神奈川県公募公債（20年）	100,000,000	114,397,000	
	第26回神奈川県公募公債（20年）	20,000,000	22,432,800	
	第86回神奈川県公募公債（5年）	300,000,000	299,106,000	
	第211回神奈川県公募公債	200,000,000	202,122,000	
	第8回大阪府公募公債（20年）	200,000,000	228,762,000	
	第11回大阪府公募公債（20年）	100,000,000	114,158,000	
	第153回大阪府公募公債（5年）	500,000,000	499,890,000	
	第171回大阪府公募公債（5年）	200,000,000	199,656,000	



第176回大阪府公募公債（5年）	100,000,000	99,752,000	
第378回大阪府公募公債	200,000,000	202,252,000	
第383回大阪府公募公債	300,000,000	304,092,000	
第388回大阪府公募公債	200,000,000	202,476,000	
第391回大阪府公募公債	300,000,000	303,819,000	
第401回大阪府公募公債	200,000,000	202,920,000	
第451回大阪府公募公債	152,000,000	149,662,240	
第466回大阪府公募公債	137,000,000	135,391,620	
第467回大阪府公募公債	200,000,000	197,456,000	
第471回大阪府公募公債	200,000,000	195,730,000	
平成30年度第12回京都府公募公債（5年）	100,000,000	99,958,000	
第2回兵庫県公募公債（30年）	100,000,000	127,681,000	
第9回兵庫県公募公債（20年）	200,000,000	230,230,000	
第11回静岡県公募公債（20年）	200,000,000	226,226,000	
平成26年度第3回静岡県公募公債	500,000,000	506,975,000	
平成27年度第10回静岡県公募公債	100,000,000	101,360,000	
平成29年度第14回静岡県公募公債（5年）	10,000,000	10,002,400	
令和2年度第7回静岡県公募公債（5年）	200,000,000	199,740,000	
令和2年度第12回静岡県公募公債（5年）	320,000,000	319,222,400	
平成20年度第2回愛知県公募公債（20年）	100,000,000	114,034,000	
平成21年度第5回愛知県公募公債（20年）	200,000,000	229,286,000	
平成23年度第13回愛知県公募公債	200,000,000	213,146,000	
平成26年度第10回愛知県公募公債	300,000,000	304,089,000	
平成27年度第5回愛知県公募公債	100,000,000	101,548,000	
平成26年度第4回広島県公募公債	100,000,000	101,213,000	
平成29年度第7回広島県公募公債	100,000,000	100,088,000	
第9回埼玉県公募公債（20年）	200,000,000	230,234,000	
平成26年度第8回埼玉県公募公債	100,000,000	100,810,000	
平成30年度第8回埼玉県公募公債	300,000,000	298,791,000	
令和2年度第9回埼玉県公募公債	100,000,000	98,652,000	
平成26年度第10回福岡県公募公債	100,000,000	101,177,000	
平成30年度第3回茨城県公募公債（5年）	600,000,000	600,156,000	
第126回共同発行市場公募地方債	320,000,000	323,801,600	
第136回共同発行市場公募地方債	300,000,000	303,987,000	
第137回共同発行市場公募地方債	200,000,000	202,530,000	
第138回共同発行市場公募地方債	300,000,000	303,810,000	

第140回共同発行市場公募地方債	100,000,000	101,226,000	
平成28年度第2回島根県公募公債(20年)	100,000,000	99,200,000	
令和3年度第1回熊本市公募公債	100,000,000	98,354,000	
平成27年度第1回新潟市公募公債	10,000,000	10,145,400	
平成26年度第5回大阪市公募公債	200,000,000	202,742,000	
第1回名古屋市長公募公債(30年)	100,000,000	125,446,000	
第3回名古屋市長公募公債(20年)	100,000,000	106,384,000	
第490回名古屋市長公募公債	120,000,000	121,568,400	
第7回京都市公募公債(20年)	200,000,000	228,030,000	
平成20年度第24回神戸市公募公債(20年)	100,000,000	112,477,000	
平成26年度第4回神戸市公募公債	300,000,000	303,918,000	
平成27年度第3回横浜市公募公債	100,000,000	101,557,000	
平成27年度第4回横浜市公募公債	300,000,000	304,446,000	
平成23年度第3回札幌市公募公債	100,000,000	115,028,000	
平成26年度第5回札幌市公募公債	100,000,000	105,384,000	
第9回川崎市公募公債(20年)	100,000,000	115,117,000	
第50回川崎市公募公債(5年)	15,000,000	14,999,550	
平成26年度第6回福岡市公募公債(20年)	100,000,000	110,960,000	
2021年度第5回福岡市公募公債	100,000,000	98,368,000	
平成30年度第3回千葉市公募公債	10,000,000	10,039,200	
令和3年度第1回和歌山県公募公債	100,000,000	98,353,000	
平成25年度第1回徳島県公募公債	103,000,000	104,074,290	
令和2年度第1回山梨県公募公債	300,000,000	296,214,000	
平成25年度第1回岡山県公募公債	100,000,000	101,325,000	
第132回福岡北九州高速道路債券	100,000,000	100,973,000	
地方債証券 合計	13,747,000,000	14,226,321,300	
特殊債券			
第3回政府保証新関西国際空港債券	100,000,000	101,415,000	
第16回政府保証原子力損害賠償・廃炉等支援機構債券	300,000,000	299,982,000	
第22回政府保証日本政策投資銀行債券	100,000,000	102,736,000	
第8回日本高速道路保有・債務返済機構債券(財投機関債)	100,000,000	109,389,000	
第27回道路債券(財投機関債)	150,000,000	157,098,000	
第39回日本高速道路保有・債務返済機構債券(財投機関債)	100,000,000	113,799,000	
第42回道路債券(財投機関債)	110,000,000	117,106,000	
第58回日本高速道路保有・債務返済機構債券(財投機関債)	50,000,000	57,369,500	

第70回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	113,418,000	
第148回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	114,323,000	
第150回日本高速道路保有・債務返済機構債券 (財投機関債)	100,000,000	107,445,000	
第165回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	119,232,000	
第188回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	111,150,000	
第190回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	209,000,000	210,531,970	
第193回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	344,300,000	348,211,248	
第197回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	126,000,000	127,535,940	
第225回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,313,000	
第231回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,272,000	
第303回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	106,000,000	106,364,640	
第351回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	99,903,000	
第8回地方公共団体金融機構債券(20年)(財投機関債)	100,000,000	114,240,000	
第11回地方公共団体金融機構債券(20年)(財投機関債)	100,000,000	113,096,000	
第24回公営企業債券(20年)(財投機関債)	100,000,000	112,567,000	
第24回地方公共団体金融機構債券(20年)(財投機関債)	100,000,000	113,595,000	
第47回政府保証地方公共団体金融機構債券	229,000,000	230,367,130	
F54回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	100,000,000	103,076,000	
第60回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	101,388,000	
第62回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	101,350,000	
第78回政府保証地方公共団体金融機構債券	13,000,000	13,159,250	
F89回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	100,000,000	107,739,000	
第99回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,117,000	
F101回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	100,000,000	102,305,000	
F122回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	200,000,000	213,160,000	
F149回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	100,000,000	103,987,000	
第17回政府保証民間都市開発債券	200,000,000	200,704,000	
第11回福祉医療機構債券(財投機関債)	100,000,000	109,872,000	

第3回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	49,653,000	49,438,002	
第25回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	36,506,000	38,646,346	
第31回貸付債権担保住宅金融公庫債券	20,862,000	20,999,897	
第36回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	21,478,000	22,555,980	
第48回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	61,290,000	64,290,758	
第66回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	39,251,000	40,683,268	
第75回一般担保住宅金融支援機構債券(財投機関債)	80,000,000	92,600,000	
第78回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	106,800,000	110,426,928	
第79回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	145,016,000	149,923,341	
第83回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	167,964,000	173,520,249	
第84回一般担保住宅金融支援機構債券(財投機関債)	100,000,000	106,387,000	
第93回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	104,948,000	105,964,946	
第102回一般担保住宅金融支援機構債券(財投機関債)	100,000,000	106,466,000	
第103回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	63,581,000	65,095,499	
第115回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	227,583,000	226,686,322	
第120回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	77,284,000	76,950,905	
第125回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	158,320,000	157,694,636	
第132回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	162,482,000	161,541,229	
第134回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	82,722,000	82,200,851	
第136回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	83,926,000	83,657,436	
第143回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	86,783,000	85,633,125	
第152回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	272,730,000	269,309,965	
第153回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	181,932,000	179,719,706	
第165回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	95,670,000	94,563,098	
第169回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	97,075,000	96,114,928	
第172回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	98,163,000	96,482,449	
第176回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	99,421,000	97,881,962	
第177回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	99,828,000	98,954,505	
第178回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	99,915,000	
第179回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	99,859,000	
第256回一般担保住宅金融支援機構債券(財投機関債)	100,000,000	99,978,000	
い第817号商工債券	110,000,000	110,130,900	
い第832号商工債券	100,000,000	99,847,000	
い第852号商工債券	200,000,000	199,130,000	

	い第825号農林債券	100,000,000	99,979,000	
	第374回信金中金債	100,000,000	99,655,000	
	第11号商工債券(10年)	100,000,000	101,350,000	
	第248号商工債券(3年)	100,000,000	99,970,000	
	第34回国際協力機構債券(財投機関債)	100,000,000	100,619,000	
	第83回東日本高速道路	200,000,000	199,324,000	
	第84回中日本高速道路	100,000,000	99,950,000	
	第25回西日本高速道路	100,000,000	101,227,000	
	第26回西日本高速道路	100,000,000	101,649,000	
	第30回西日本高速道路	130,000,000	130,241,800	
	第61回西日本高速道路	400,000,000	398,480,000	
	第72回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券(財投機関債)	100,000,000	104,737,000	
特殊債券 合計		9,698,568,000	9,960,747,709	
社債券	第19回フランス相互信用連合銀行	100,000,000	102,016,000	
	第29回フランス相互信用連合銀行	100,000,000	99,617,000	
	第35回フランス相互信用連合銀行	100,000,000	98,924,000	
	第17回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー	100,000,000	99,935,000	
	第4回フランス預金供託公庫	100,000,000	101,132,000	
	第1回サンタンデル銀行(2019)	100,000,000	99,733,000	
	第12回新関西国際空港	100,000,000	105,814,000	
	第21回新関西国際空港	100,000,000	98,902,000	
	第20回成田国際空港	100,000,000	99,824,000	
	第24回成田国際空港	100,000,000	100,283,000	
	第29回成田国際空港	100,000,000	100,577,000	
	第1回国際石油開発帝石	400,000,000	398,328,000	
	第2回国際石油開発帝石	100,000,000	99,217,000	
	第16回アサヒグループホールディングス	100,000,000	99,348,000	
	第5回サントリー食品インターナショナル	100,000,000	99,589,000	
	第3回 キューピー	100,000,000	99,670,000	
	第13回日本たばこ産業	100,000,000	99,594,000	
	第9回ヒューリック	100,000,000	98,805,000	
	第14回セブン&アイ・ホールディングス	100,000,000	99,850,000	
	第9回クラレ	100,000,000	100,000,000	
	第16回旭化成	100,000,000	99,678,000	
	第42回王子ホールディングス	100,000,000	99,402,000	

第4回電通グループ	300,000,000	299,661,000	
第19回オリエンタルランド	100,000,000	99,696,000	
第4回新日本製鐵	100,000,000	99,796,000	
第7回ジェイテクト	100,000,000	98,890,000	
第36回三菱重工業(グリーン)	300,000,000	298,857,000	
第18回JA三井リース	100,000,000	99,331,000	
第19回JA三井リース	300,000,000	296,949,000	
第26回トヨタ自動車(サステナビリティ)	400,000,000	398,256,000	
第1回明治安田生命2018基金	200,000,000	199,874,000	
第1回明治安田生命2019基金	100,000,000	99,798,000	
第63回三井物産	100,000,000	110,247,000	
第3回三菱UFJフィナンシャル・グループ	100,000,000	100,784,000	
第17回三菱UFJフィナンシャル・グループ	100,000,000	99,415,000	
第16回エヌ・ティ・ティ・ファイナンス	300,000,000	299,661,000	
第17回エヌ・ティ・ティ・ファイナンス	700,000,000	697,424,000	
第34回東京センチュリー	100,000,000	98,231,000	
第65回ホンダファイナンス	100,000,000	99,810,000	
第70回ホンダファイナンス	100,000,000	99,703,000	
第72回ホンダファイナンス	100,000,000	99,687,000	
第41回リコーリース	100,000,000	99,293,000	
第79回アコム	100,000,000	99,973,000	
第80回アコム	100,000,000	99,687,000	
第61回日立キャピタル	200,000,000	199,944,000	
第87回日立キャピタル	100,000,000	99,814,000	
第201回オリックス	100,000,000	99,069,000	
第16回三井住友ファイナンス&リース	200,000,000	200,242,000	
第30回三井住友ファイナンス&リース	200,000,000	199,664,000	
第1回三菱HCキャピタル	200,000,000	199,146,000	
第137回三菱地所	100,000,000	99,944,000	
第78回東京急行電鉄	200,000,000	213,776,000	
第57回東日本旅客鉄道	100,000,000	113,645,000	
第147回東日本旅客鉄道	100,000,000	99,252,000	
第163回東日本旅客鉄道	200,000,000	198,672,000	
第174回東日本旅客鉄道	300,000,000	298,863,000	
第42回東海旅客鉄道	100,000,000	113,721,000	
第53回東海旅客鉄道	100,000,000	111,787,000	

第73回東海旅客鉄道	100,000,000	104,903,000	
第58回阪急阪神ホールディングス	100,000,000	99,374,000	
第64回名古屋鉄道	100,000,000	99,206,000	
第9回九州旅客鉄道	100,000,000	99,719,000	
第9回関西高速鉄道	200,000,000	201,952,000	
第503回中部電力	10,000,000	10,116,000	
第500回関西電力	100,000,000	100,748,000	
第506回関西電力	200,000,000	200,224,000	
第508回関西電力	200,000,000	200,846,000	
第510回関西電力	100,000,000	100,564,000	
第515回関西電力	200,000,000	200,176,000	
第530回関西電力	200,000,000	198,876,000	
第322回北陸電力	100,000,000	100,101,000	
第525回東北電力	100,000,000	99,124,000	
第307回四国電力	200,000,000	196,586,000	
第437回九州電力	100,000,000	101,593,000	
第449回九州電力	300,000,000	300,969,000	
第476回九州電力	100,000,000	99,617,000	
第484回九州電力	100,000,000	99,038,000	
第493回九州電力	400,000,000	397,032,000	
第325回北海道電力	100,000,000	106,116,000	
第357回北海道電力	100,000,000	99,963,000	
第13回東京電力パワーグリッド	100,000,000	100,742,000	
第14回東京電力パワーグリッド	100,000,000	100,223,000	
第18回東京電力パワーグリッド	300,000,000	302,838,000	
第31回東京電力パワーグリッド	100,000,000	101,300,000	
第34回東京電力パワーグリッド	100,000,000	101,052,000	
第38回東京電力パワーグリッド	200,000,000	201,080,000	
第44回東京電力パワーグリッド	100,000,000	99,755,000	
第13回広島ガス	100,000,000	99,472,000	
社債券 合計	13,010,000,000	13,066,105,000	
合計	220,450,568,000	227,658,675,059	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

MUAM J-REITマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和4年3月25日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	254,061,321
投資証券	16,100,640,000
未収入金	37,814,912
未収配当金	165,124,000
流動資産合計	16,557,640,233
資産合計	16,557,640,233
負債の部	
流動負債	
未払金	42,393,886
未払解約金	9,757,376
未払利息	15
流動負債合計	52,151,277
負債合計	52,151,277
純資産の部	
元本等	
元本	4,422,742,949
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	12,082,746,007
元本等合計	16,505,488,956
純資産合計	16,505,488,956
負債純資産合計	16,557,640,233

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和4年3月25日現在]
1. 期首	令和3年3月26日
期首元本額	4,626,987,541円
期中追加設定元本額	490,991,268円
期中一部解約元本額	695,235,860円
元本の内訳※	



三菱UFJ 6資産バランスファンド（2ヵ月分配型）	70,879,757円
三菱UFJ 6資産バランスファンド（成長型）	57,369,099円
三菱UFJ 資産設計ファンド（分配型）	1,907,419円
三菱UFJ 資産設計ファンド（バランス型）	3,679,552円
三菱UFJ 資産設計ファンド（株式重視型）	1,289,684円
ファンド・マネジャー（国内リート）	3,453,293円
三菱UFJ <DC> J-REITファンド	4,178,310,656円
MUAM J-REITファンド（適格機関投資家転売制限付）	105,853,489円
合計	4,422,742,949円
2. 受益権の総数	4,422,742,949口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 3年 3月 26日 至 令和 4年 3月 25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4年 3月 25日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	（1）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （2）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[令和 4年 3月 25日現在]	
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	
投資証券		597,194,599
合計		597,194,599

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[令和4年3月25日現在]
1口当たり純資産額	3,7320円
(1万口当たり純資産額)	(37,320円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	エスコンジャパンリート投資法人	800	107,120,000	
	サンケイリアルエステート投資法人	300	32,670,000	
	S O S i L A 物流リート投資法人	900	142,380,000	
	日本アコモデーションファンド投資法人	600	384,600,000	
	森ヒルズリート投資法人	2,400	350,160,000	
	産業ファンド投資法人	1,800	327,600,000	
	アドバンス・レジデンス投資法人	1,400	477,400,000	
	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	1,000	211,900,000	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人	700	287,000,000	
	G L P 投資法人	5,000	903,500,000	
	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	900	288,000,000	
	日本プロロジスリート投資法人	2,400	829,200,000	
	星野リゾート・リート投資法人	250	168,750,000	
	O n e リート投資法人	200	58,240,000	
	イオンリート投資法人	1,800	267,480,000	
	ヒューリックリート投資法人	1,600	260,160,000	
	日本リート投資法人	500	186,750,000	
	積水ハウス・リート投資法人	3,400	266,220,000	
	ケネディクス商業リート投資法人	450	125,370,000	
	ヘルスケア&メディカル投資法人	100	15,620,000	

野村不動産マスターファンド投資法人	5,000	798,500,000	
ラサールロジポート投資法人	1,800	313,020,000	
スターアジア不動産投資法人	100	5,970,000	
三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	600	339,000,000	
投資法人みらい	800	40,720,000	
森トラスト・ホテルリート投資法人	100	12,500,000	
三菱地所物流リート投資法人	400	186,200,000	
CREロジスティクスファンド投資法人	500	102,200,000	
ザイマックス・リート投資法人	800	98,000,000	
伊藤忠アドバンス・ロジスティクス投資法人	400	62,080,000	
日本ビルファンド投資法人	1,800	1,204,200,000	
ジャパンリアルエステイト投資法人	1,500	946,500,000	
日本都市ファンド投資法人	7,500	747,000,000	
オリックス不動産投資法人	2,800	469,000,000	
日本プライムリアルティ投資法人	1,200	472,800,000	
NTT都市開発リート投資法人	2,000	315,600,000	
東急リアル・エステート投資法人	1,200	229,320,000	
グローバル・ワン不動産投資法人	700	79,100,000	
ユナイテッド・アーバン投資法人	3,300	445,830,000	
森トラスト総合リート投資法人	700	100,170,000	
インヴィンシブル投資法人	8,300	339,055,000	
フロンティア不動産投資法人	700	346,500,000	
平和不動産リート投資法人	900	129,960,000	
日本ロジスティクスファンド投資法人	700	215,250,000	
福岡リート投資法人	900	148,950,000	
ケネディクス・オフィス投資法人	530	381,600,000	
いちごオフィスリート投資法人	2,000	171,800,000	
大和証券オフィス投資法人	370	277,500,000	
阪急阪神リート投資法人	100	15,020,000	
大和ハウスリート投資法人	2,150	689,075,000	
ジャパン・ホテル・リート投資法人	6,000	361,200,000	
大和証券リビング投資法人	2,000	234,200,000	
ジャパンエクセレント投資法人	1,000	132,700,000	
合計	85,350	16,100,640,000	

該当事項はありません。

### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

### 外国株式インデックスマザーファンド

#### 貸借対照表

(単位：円)

[令和4年3月25日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	57,132,078,526
コール・ローン	7,589,267,995
株式	1,465,188,373,986
投資証券	34,672,689,266
派生商品評価勘定	1,230,608,771
未収入金	16,813,625
未収配当金	2,241,836,924
差入委託証拠金	11,310,986,806
流動資産合計	1,579,382,655,899
資産合計	1,579,382,655,899
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	8,537,163
未払金	49,167,856,936
未払解約金	2,916,727,808
未払利息	471
流動負債合計	52,093,122,378
負債合計	52,093,122,378
純資産の部	
元本等	
元本	324,060,471,685
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	1,203,229,061,836
元本等合計	1,527,289,533,521
純資産合計	1,527,289,533,521
負債純資産合計	1,579,382,655,899

#### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。
-------------------------	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和 4 年 3 月 25 日現在]
1. 期首	令和 3 年 3 月 26 日
期首元本額	239,184,802,487 円
期中追加設定元本額	195,588,593,416 円
期中一部解約元本額	110,712,924,218 円
元本の内訳※	
三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定型)	231,243,114 円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定成長型)	978,519,412 円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(成長型)	849,544,624 円
MAXIS 海外株式(MSCIコクサイ)上場投信	3,101,889,980 円
MAXIS 全世界株式(オール・カンントリー)上場投信	2,484,329,208 円
三菱UFJ プライムバランス(安定型)(確定拠出年金)	1,771,993,691 円
三菱UFJ プライムバランス(安定成長型)(確定拠出年金)	9,758,019,598 円
三菱UFJ プライムバランス(成長型)(確定拠出年金)	9,786,127,735 円
三菱UFJ 6資産バランスファンド(2ヵ月分配型)	58,972,951 円
三菱UFJ 6資産バランスファンド(成長型)	140,639,653 円
ファンド・マネジャー(海外株式)	17,703,570 円
eMAXIS 先進国株式インデックス	12,678,798,866 円
eMAXIS バランス(8資産均等型)	1,091,807,383 円
eMAXIS バランス(波乗り型)	72,882,072 円
三菱UFJ プライムバランス(8資産)(確定拠出年金)	1,587,463,997 円
コアバランス	203,390 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030(確定拠出年金)	112,432,964 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040(確定拠出年金)	149,353,299 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050(確定拠出年金)	112,389,631 円
eMAXIS Slim 先進国株式インデックス	68,348,281,162 円
海外株式セレクション(ラップ向け)	1,445,222,360 円
eMAXIS Slim バランス(8資産均等型)	3,823,794,717 円
つみたて先進国株式	13,780,482,591 円
つみたて8資産均等バランス	1,715,784,841 円
つみたて4資産均等バランス	516,402,278 円
eMAXIS マイマネージャー 1970s	1,354,938 円
eMAXIS マイマネージャー 1980s	2,473,061 円
eMAXIS マイマネージャー 1990s	3,220,565 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035(確定拠出年金)	100,976,104 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045(確定拠出年金)	84,819,223 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055(確定拠出年金)	47,740,821 円
三菱UFJ DC年金バランス(株式15)	38,510,958 円

三菱UFJ DC年金バランス (株式40)	261,355,444円
三菱UFJ DC年金バランス (株式65)	510,640,572円
eMAXIS Slim 全世界株式 (除く日本)	24,642,900,548円
eMAXIS Slim 全世界株式 (3地域均等型)	362,412,486円
三菱UFJ DC年金インデックス (先進国株式)	1,459,724,496円
eMAXIS Slim 全世界株式 (オール・カンントリー)	85,169,355,223円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060 (確定拠出年金)	54,052,944円
三菱UFJ DC年金バランス (株式25)	28,800,291円
先進国株式インデックスファンド (ラップ向け)	111,458,601円
つみたて全世界株式	63,301,525円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065 (確定拠出年金)	15,096,430円
ラップ向けインデックスf 先進国株式	2,735,647,635円
三菱UFJ DC年金バランス (株式80)	1,215,246円
三菱UFJ DC海外株式インデックスファンド	24,400,805,441円
eMAXIS 全世界株式インデックス	3,560,758,287円
三菱UFJ バランス・イノベーション (株式抑制型)	568,656,835円
三菱UFJ バランス・イノベーション (株式重視型)	593,882,037円
三菱UFJ DCバランス・イノベーション (KAKUSHIN)	433,411,582円
三菱UFJ バランス・イノベーション (債券重視型)	56,546,016円
eMAXIS バランス (4資産均等型)	267,199,014円
eMAXIS 最適化バランス (マイゴールキーパー)	81,027,498円
eMAXIS 最適化バランス (マイディフェンダー)	97,371,243円
eMAXIS 最適化バランス (マイミッドフィルダー)	336,350,182円
eMAXIS 最適化バランス (マイフォワード)	265,852,263円
eMAXIS 最適化バランス (マイストライカー)	517,859,993円
三菱UFJ 外国株式ファンドVA (適格機関投資家限定)	1,993,839,256円
三菱UFJ ライフセレクトファンド (安定成長型) VA (適格機関投資家限定)	15,679円
三菱UFJ バランスファンド45VA (適格機関投資家限定)	13,198,141円
三菱UFJ バランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	5,057,305,279円
三菱UFJ バランスファンドVA 20型 (適格機関投資家限定)	68,379,385円
三菱UFJ バランスファンドVA 40型 (適格機関投資家限定)	933,950,195円
MUAM 外国株式インデックスファンド (適格機関投資家限定)	12,243,780,993円
三菱UFJ バランスファンドVA 30型 (適格機関投資家限定)	655,892円
三菱UFJ バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	735,210,467円
MUAM 全世界株式インデックスファンド (適格機関投資家限定)	6,396,588,554円
アドバンスト・バランスI (FOFs用) (適格機関投資家限定)	11,704,316円
アドバンスト・バランスII (FOFs用) (適格機関投資家限定)	69,646,772円
MUKAM バランス・イノベーション (株式抑制型) (適格機関投資家転売制限付)	1,426,088,420円
MUKAM バランス・イノベーション (リスク抑制型) (適格機関投資家転売制限付)	519,617,157円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション (適格機関投資家転売制限付)	460,879,156円
世界8資産バランスファンドVL (適格機関投資家限定)	53,675,029円
MUKAM バランス・イノベーション (債券重視型) (適格機関投資家転売制限付)	14,790,506円
MUKAM 外国株式インデックスファンド2 (適格機関投資家限定)	2,110,709,391円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション2 (適格機関投資家転売制限付)	431,614,958円

資家限定)	
MUKAM バランス・イノベーション (リスク抑制型) 2 (適格機関投資家転売制限付)	29,414,367 円
マルチアセット運用戦略ファンド (適格機関投資家限定)	22,733 円
三菱UFJ 外国株式インデックスファンド	2,338,943,567 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (安定型) VA	877,677 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (安定成長型) VA	2,968,006 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (成長型) VA	1,506,583 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (積極型) VA	2,268,487 円
三菱UFJ 外国株式インデックスファンドVA	32,658,302 円
三菱UFJ バランスVA30D (適格機関投資家限定)	1,734,263 円
三菱UFJ バランスVA60D (適格機関投資家限定)	17,465,782 円
三菱UFJ バランスVA30G (適格機関投資家限定)	1,703,621 円
三菱UFJ バランスVA60G (適格機関投資家限定)	22,046,124 円
三菱UFJ <DC>外国株式インデックスファンド	6,183,132,275 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (安定型)	104,294,833 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (安定成長型)	427,121,181 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (成長型)	441,249,240 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (積極型)	422,354,509 円
合計	324,060,471,685 円
2. 受益権の総数	324,060,471,685 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 3 年 3 月 26 日 至 令和 4 年 3 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号)第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、株価指数先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4 年 3 月 25 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[令和 4 年 3 月 25 日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	60,669,511,171
投資証券	2,093,194,003
合計	62,762,705,174

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

[令和 4 年 3 月 25 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	26,547,895,677	—	27,730,713,651	1,182,817,974
合計		26,547,895,677	—	27,730,713,651	1,182,817,974

(注) 時価の算定方法

- 先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

[令和 4 年 3 月 25 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				



	アメリカドル	3,507,030,047		3,535,192,711	28,162,664
	カナダドル	177,026,051		178,843,281	1,817,230
	オーストラリアドル	398,064,570		399,136,490	1,071,920
	イギリスポンド	220,923,186		222,562,594	1,639,408
	スイスフラン	131,569,512		133,115,241	1,545,729
	香港ドル	44,427,026		44,769,130	342,104
	シンガポールドル	17,482,416		17,630,454	148,038
	ニュージーランドドル	4,414,924		4,414,919	△5
	スウェーデンクローネ	50,778,840		51,492,360	713,520
	ノルウェークローネ	12,115,891		12,219,790	103,899
	デンマーククローネ	24,053,667		24,254,580	200,913
	イスラエルシェケル	4,059,590		4,059,665	75
	ユーロ	399,287,131		402,795,690	3,508,559
	売建				
	カナダドル	29,190,570		29,190,300	270
	イギリスポンド	48,276,270		48,276,960	△690
	合計	5,068,699,691		5,107,954,165	39,253,634

(注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[令和4年3月25日現在]
1口当たり純資産額	4.7130円
(1万口当たり純資産額)	(47,130円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

## (1)株式

(単位：円)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	BAKER HUGHES CO	180,781	38.29	6,922,104.49	
	CHENIERE ENERGY INC	54,373	141.57	7,697,585.61	
	CHEVRON CORP	431,201	166.30	71,708,726.30	
	CONOCOPHILLIPS	294,684	104.54	30,806,265.36	
	COTERRA ENERGY INC	172,895	27.03	4,673,351.85	
	DEVON ENERGY CORP	144,292	61.54	8,879,729.68	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	37,921	143.19	5,429,907.99	
	EOG RESOURCES INC	130,814	121.01	15,829,802.14	
	EXXON MOBIL CORP	947,027	83.38	78,963,111.26	
	HALLIBURTON CO	195,652	37.68	7,372,167.36	
	HESS CORP	63,185	106.51	6,729,834.35	
	KINDER MORGAN INC	456,783	18.30	8,359,128.90	
	MARATHON PETROLEUM CORP	137,478	81.39	11,189,334.42	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	208,989	57.75	12,069,114.75	
	ONEOK INC	100,429	70.43	7,073,214.47	
	PHILLIPS 66	108,175	81.12	8,775,156.00	
	PIONEER NATURAL RESOURCES CO	52,300	251.26	13,140,898.00	
	SCHLUMBERGER LTD	315,231	42.64	13,441,449.84	
	VALERO ENERGY CORP	91,539	96.44	8,828,021.16	
	WILLIAMS COS INC	270,950	32.93	8,922,383.50	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	49,594	242.41	12,022,081.54	
	ALBEMARLE CORP	26,609	214.15	5,698,317.35	
	AMCOR PLC	340,666	11.28	3,842,712.48	
	AVERY DENNISON CORP	18,276	166.82	3,048,802.32	
	BALL CORP	73,941	92.95	6,872,815.95	
	CELANESE CORP	25,081	143.86	3,608,152.66	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	47,871	106.40	5,093,474.40	
	CORTEVA INC	163,303	58.49	9,551,592.47	
	CROWN HOLDINGS INC	28,722	128.48	3,690,202.56	
	DOW INC	165,351	64.09	10,597,345.59	
DUPONT DE NEMOURS INC	116,336	76.30	8,876,436.80		
EASTMAN CHEMICAL CO	31,050	110.64	3,435,372.00		

ECOLAB INC	57,835	176.26	10,193,997.10
FMC CORP	29,295	133.85	3,921,135.75
FREEMONT-MCMORAN INC	326,887	51.45	16,818,336.15
INTERNATIONAL PAPER CO	81,353	45.24	3,680,409.72
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	57,876	127.98	7,406,970.48
LINDE PLC	114,594	318.04	36,445,475.76
LYONDELLBASELL INDU-CL A	60,636	107.14	6,496,541.04
MARTIN MARIETTA MATERIALS	13,462	383.90	5,168,061.80
MOSAIC CO/THE	82,448	68.57	5,653,459.36
NEWMONT CORP	178,620	78.23	13,973,442.60
NUCOR CORP	64,254	153.52	9,864,274.08
PACKAGING CORP OF AMERICA	21,722	152.96	3,322,597.12
PPG INDUSTRIES INC	52,359	129.51	6,781,014.09
RPM INTERNATIONAL INC	27,392	79.88	2,188,072.96
SEALED AIR CORP	35,102	67.22	2,359,556.44
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	55,693	249.93	13,919,351.49
STEEL DYNAMICS INC	42,749	88.66	3,790,126.34
VULCAN MATERIALS CO	30,610	180.84	5,535,512.40
WESTROCK CO	61,030	47.12	2,875,733.60
3M CO	129,193	148.98	19,247,173.14
AERCAP HOLDINGS NV	29,314	54.52	1,598,199.28
ALLEGION PLC	19,271	112.59	2,169,721.89
AMETEK INC	52,059	132.50	6,897,817.50
BOEING CO/THE	124,989	189.05	23,629,170.45
CARRIER GLOBAL CORP	181,264	46.17	8,368,958.88
CATERPILLAR INC	120,978	222.21	26,882,521.38
CUMMINS INC	32,714	209.24	6,845,077.36
DEERE & CO	65,829	432.22	28,452,610.38
DOVER CORP	31,093	157.23	4,888,752.39
EATON CORP PLC	88,787	153.20	13,602,168.40
EMERSON ELECTRIC CO	133,426	97.77	13,045,060.02
FASTENAL CO	128,773	57.35	7,385,131.55
FORTIVE CORP	74,529	61.32	4,570,118.28
FORTUNE BRANDS HOME & SECURI	31,825	77.57	2,468,665.25
GENERAC HOLDINGS INC	14,613	323.42	4,726,136.46
GENERAL DYNAMICS CORP	53,115	241.00	12,800,715.00

GENERAL ELECTRIC CO	245,731	94.12	23,128,201.72
HEICO CORP	9,664	155.09	1,498,789.76
HEICO CORP-CLASS A	16,453	127.13	2,091,669.89
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	153,994	194.69	29,981,091.86
HOWMET AEROSPACE INC	90,824	37.02	3,362,304.48
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	9,743	203.59	1,983,577.37
IDEX CORP	16,904	194.21	3,282,925.84
ILLINOIS TOOL WORKS	70,074	210.69	14,763,891.06
INGERSOLL-RAND INC	88,255	49.39	4,358,914.45
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	45,200	57.83	2,613,916.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATION	157,819	65.58	10,349,770.02
KORNIT DIGITAL LTD	10,100	80.84	816,484.00
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	44,013	256.88	11,306,059.44
LENNOX INTERNATIONAL INC	7,651	261.39	1,999,894.89
LOCKHEED MARTIN CORP	55,575	449.73	24,993,744.75
MASCO CORP	53,525	52.92	2,832,543.00
NORDSON CORP	11,415	227.09	2,592,232.35
NORTHROP GRUMMAN CORP	33,747	454.57	15,340,373.79
OTIS WORLDWIDE CORP	91,010	77.42	7,045,994.20
OWENS CORNING	21,476	92.82	1,993,402.32
PACCAR INC	78,315	88.95	6,966,119.25
PARKER HANNIFIN CORP	28,299	289.14	8,182,372.86
PENTAIR PLC	36,371	55.43	2,016,044.53
PLUG POWER INC	122,839	28.46	3,495,997.94
RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	334,919	101.71	34,064,611.49
ROCKWELL AUTOMATION INC	25,617	275.00	7,044,675.00
ROPER TECHNOLOGIES INC	23,652	461.45	10,914,215.40
SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	37,891	51.10	1,936,230.10
SMITH (A. O.) CORP	27,826	66.23	1,842,915.98
SNAP-ON INC	12,812	206.91	2,650,930.92
STANLEY BLACK & DECKER INC	36,786	138.74	5,103,689.64
SUNRUN INC	36,416	32.28	1,175,508.48
TEXTRON INC	50,012	74.66	3,733,895.92
TRANE TECHNOLOGIES PLC	52,665	154.73	8,148,855.45
TRANSDIGM GROUP INC	11,720	675.70	7,919,204.00
UNITED RENTALS INC	16,607	358.98	5,961,580.86

WABTEC CORP	40,506	96.95	3,927,056.70
WW GRAINGER INC	9,658	501.24	4,840,975.92
XYLEM INC	38,994	86.34	3,366,741.96
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	28,957	87.14	2,523,312.98
CINTAS CORP	20,747	410.41	8,514,776.27
CLARIVATE PLC	69,180	16.34	1,130,401.20
COPART INC	47,935	126.64	6,070,488.40
COSTAR GROUP INC	88,193	67.44	5,947,735.92
EQUIFAX INC	27,284	236.53	6,453,484.52
JACOBS ENGINEERING GROUP INC	28,649	138.62	3,971,324.38
LEIDOS HOLDINGS INC	31,306	107.54	3,366,647.24
REPUBLIC SERVICES INC	50,347	130.19	6,554,675.93
ROBERT HALF INTL INC	23,871	117.12	2,795,771.52
ROLLINS INC	45,331	33.54	1,520,401.74
TRANSUNION	41,415	102.22	4,233,441.30
VERISK ANALYTICS INC	34,394	208.24	7,162,206.56
WASTE CONNECTIONS INC	58,070	133.75	7,766,862.50
WASTE MANAGEMENT INC	93,427	155.04	14,484,922.08
AMERCO	2,336	620.07	1,448,483.52
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	28,525	106.37	3,034,204.25
CSX CORP	496,294	36.68	18,204,063.92
DELTA AIR LINES INC	32,953	37.26	1,227,828.78
EXPEDITORS INTL WASH INC	36,865	103.87	3,829,167.55
FEDEX CORP	56,527	225.12	12,725,358.24
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	237,326	3.63	861,493.38
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	18,882	208.44	3,935,764.08
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	34,149	53.44	1,824,922.56
LYFT INC-A	56,676	38.98	2,209,230.48
NORFOLK SOUTHERN CORP	54,463	279.55	15,225,131.65
OLD DOMINION FREIGHT LINE	22,069	316.67	6,988,590.23
SOUTHWEST AIRLINES CO	38,892	43.92	1,708,136.64
UBER TECHNOLOGIES INC	326,903	34.70	11,343,534.10
UNION PACIFIC CORP	143,797	270.21	38,855,387.37
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	163,145	214.66	35,020,705.70
APTIV PLC	62,001	118.78	7,364,478.78
BORGWARNER INC	54,492	38.52	2,099,031.84

FORD MOTOR CO	877,243	16.83	14,763,999.69
GENERAL MOTORS CO	291,933	44.35	12,947,228.55
LEAR CORP	13,406	142.76	1,913,840.56
LUCID GROUP INC	88,200	26.25	2,315,250.00
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	36,700	48.66	1,785,822.00
TESLA INC	190,953	1,013.92	193,611,065.76
DR HORTON INC	76,977	78.83	6,068,096.91
GARMIN LTD	33,034	116.82	3,859,031.88
HASBRO INC	30,940	85.50	2,645,370.00
LENNAR CORP-A	58,960	83.88	4,945,564.80
LULULEMON ATHLETICA INC	26,994	317.74	8,577,073.56
MOHAWK INDUSTRIES INC	12,415	135.03	1,676,397.45
NEWELL BRANDS INC	80,494	21.88	1,761,208.72
NIKE INC -CL B	285,900	132.08	37,761,672.00
NVR INC	770	4,739.65	3,649,530.50
PELOTON INTERACTIVE INC-A	64,154	28.94	1,856,616.76
PULTEGROUP INC	52,983	44.57	2,361,452.31
VF CORP	78,227	56.24	4,399,486.48
WHIRLPOOL CORP	12,591	182.79	2,301,508.89
AIRBNB INC-CLASS A	66,186	170.83	11,306,554.38
ARAMARK	50,112	37.31	1,869,678.72
BOOKING HOLDINGS INC	9,210	2,261.99	20,832,927.90
CAESARS ENTERTAINMENT INC	49,601	78.99	3,917,982.99
CARNIVAL CORP	180,675	18.49	3,340,680.75
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	6,342	1,565.94	9,931,191.48
DARDEN RESTAURANTS INC	29,784	132.40	3,943,401.60
DOMINO'S PIZZA INC	7,833	393.20	3,079,935.60
DRAFTKINGS INC - CL A	74,903	19.05	1,426,902.15
EXPEDIA GROUP INC	32,904	195.02	6,416,938.08
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	60,946	151.89	9,257,087.94
LAS VEGAS SANDS CORP	80,504	39.73	3,198,423.92
MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	62,591	171.98	10,764,400.18
MCDONALD'S CORP	167,380	240.26	40,214,718.80
MELCO RESORTS & ENTERT-ADR	64,728	8.56	554,071.68
MGM RESORTS INTERNATIONAL	80,927	42.16	3,411,882.32
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	49,972	76.87	3,841,347.64

STARBUCKS CORP	263,038	87.12	22,915,870.56
VAIL RESORTS INC	9,387	258.62	2,427,665.94
WYNN RESORTS LTD	22,287	81.37	1,813,493.19
YUM! BRANDS INC	65,987	119.70	7,898,643.90
ACTIVISION BLIZZARD INC	174,313	79.62	13,878,801.06
ALPHABET INC-CL A	67,280	2,831.44	190,499,283.20
ALPHABET INC-CL C	63,984	2,826.24	180,834,140.16
AMC ENTERTAINMENT HLDS-CL A	108,848	20.23	2,201,995.04
CABLE ONE INC	1,113	1,472.04	1,638,380.52
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	27,977	559.32	15,648,095.64
COMCAST CORP-CLASS A	1,018,491	46.80	47,665,378.80
DISCOVERY INC - A	38,600	27.12	1,046,832.00
DISCOVERY INC-C	71,230	27.11	1,931,045.30
DISH NETWORK CORP-A	57,866	30.90	1,788,059.40
ELECTRONIC ARTS INC	63,700	125.57	7,998,809.00
FOX CORP - CLASS A	71,097	40.91	2,908,578.27
FOX CORP - CLASS B	35,796	37.57	1,344,855.72
IAC/INTERACTIVECORP	17,666	100.34	1,772,606.44
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	91,882	35.97	3,304,995.54
LIBERTY BROADBAND-A	7,231	134.77	974,521.87
LIBERTY BROADBAND-C	30,180	138.72	4,186,569.60
LIBERTY MEDIA COR-SIRIUSXM A	13,542	46.28	626,723.76
LIBERTY MEDIA COR-SIRIUSXM C	41,179	46.38	1,909,882.02
LIBERTY MEDIA CORP-LIBERTY-C	45,962	65.97	3,032,113.14
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	37,177	117.88	4,382,424.76
MATCH GROUP INC	60,868	107.06	6,516,528.08
META PLATFORMS INC-CLASS A	529,487	219.57	116,259,460.59
NETFLIX INC	99,072	375.71	37,222,341.12
NEWS CORP - CLASS A	87,126	22.55	1,964,691.30
OMNICOM GROUP	47,342	83.99	3,976,254.58
PARAMOUNT GLOBAL-CLASS B	140,443	37.89	5,321,385.27
PINTEREST INC- CLASS A	127,988	26.34	3,371,203.92
ROKU INC	27,205	127.33	3,464,012.65
SEA LTD-ADR	72,486	123.32	8,938,973.52
SIRIUS XM HOLDINGS INC	228,939	6.50	1,488,103.50
SNAP INC - A	242,869	37.05	8,998,296.45

TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	25,440	150.50	3,828,720.00
TWITTER INC	175,521	38.82	6,813,725.22
WALT DISNEY CO/THE	406,435	138.96	56,478,207.60
ZOOMINFO TECHNOLOGIES INC	61,345	59.35	3,640,825.75
ADVANCE AUTO PARTS INC	14,047	214.67	3,015,469.49
AMAZON.COM INC	102,115	3,272.99	334,221,373.85
AUTOZONE INC	4,775	2,013.61	9,614,987.75
BATH & BODY WORKS INC	58,134	49.78	2,893,910.52
BEST BUY CO INC	48,336	96.71	4,674,574.56
BURLINGTON STORES INC	14,765	183.70	2,712,330.50
CARMAX INC	35,367	99.28	3,511,235.76
CARVANA CO	16,031	148.65	2,383,008.15
CHEWY INC - CLASS A	20,927	45.90	960,549.30
DOLLAR GENERAL CORP	52,277	220.90	11,547,989.30
DOLLAR TREE INC	50,368	156.85	7,900,220.80
DOORDASH INC - A	23,386	114.88	2,686,583.68
EBAY INC	141,751	57.23	8,112,409.73
ETSY INC	29,639	140.96	4,177,913.44
FIVERR INTERNATIONAL LTD	6,400	75.91	485,824.00
GENUINE PARTS CO	31,772	128.09	4,069,675.48
HOME DEPOT INC	233,695	315.78	73,796,207.10
LKQ CORP	65,826	45.40	2,988,500.40
LOWE'S COS INC	150,732	219.17	33,035,932.44
MERCADOLIBRE INC	10,167	1,236.44	12,570,885.48
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	15,237	700.24	10,669,556.88
POOL CORP	8,689	450.52	3,914,568.28
ROSS STORES INC	80,041	90.42	7,237,307.22
TARGET CORP	107,218	217.04	23,270,594.72
TJX COMPANIES INC	269,393	60.07	16,182,437.51
TRACTOR SUPPLY COMPANY	24,851	233.33	5,798,483.83
ULTA BEAUTY INC	11,314	395.84	4,478,533.76
WAYFAIR INC- CLASS A	16,269	121.37	1,974,568.53
COSTCO WHOLESALE CORP	98,813	558.11	55,148,523.43
KROGER CO	159,320	56.75	9,041,410.00
SYSCO CORP	116,834	81.53	9,525,476.02
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	165,394	47.02	7,776,825.88



WALMART INC	343,375	142.83	49,044,251.25
ALTRIA GROUP INC	410,992	52.50	21,577,080.00
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	123,240	90.43	11,144,593.20
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	68,030	66.43	4,519,232.90
BUNGE LTD	32,105	113.99	3,659,648.95
CAMPBELL SOUP CO	44,201	43.32	1,914,787.32
COCA-COLA CO/THE	917,365	60.98	55,940,917.70
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	43,572	48.55	2,115,420.60
CONAGRA BRANDS INC	107,877	32.28	3,482,269.56
CONSTELLATION BRANDS INC-A	37,485	226.46	8,488,853.10
GENERAL MILLS INC	135,568	66.36	8,996,292.48
HERSHEY CO/THE	33,096	211.24	6,991,199.04
HORMEL FOODS CORP	68,367	50.26	3,436,125.42
JM SMUCKER CO/THE	23,569	131.39	3,096,730.91
KELLOGG CO	57,020	61.79	3,523,265.80
KEURIG DR PEPPER INC	162,285	37.26	6,046,739.10
KRAFT HEINZ CO/THE	154,438	38.63	5,965,939.94
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	54,628	96.65	5,279,796.20
MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	46,346	52.92	2,452,630.32
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	311,389	60.85	18,948,020.65
MONSTER BEVERAGE CORP	88,795	78.56	6,975,735.20
PEPSICO INC	309,049	164.47	50,829,289.03
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	348,072	92.58	32,224,505.76
TYSON FOODS INC-CL A	68,122	86.33	5,880,972.26
CHURCH & DWIGHT CO INC	54,045	97.24	5,255,335.80
CLOROX COMPANY	27,132	134.10	3,638,401.20
COLGATE-PALMOLIVE CO	179,379	73.65	13,211,263.35
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	51,790	276.68	14,329,257.20
KIMBERLY-CLARK CORP	75,609	120.09	9,079,884.81
PROCTER & GAMBLE CO/THE	541,290	151.08	81,778,093.20
ABBOTT LABORATORIES	395,463	117.82	46,593,450.66
ABIOMED INC	10,508	321.47	3,378,006.76
ALIGN TECHNOLOGY INC	17,171	436.26	7,491,020.46
AMERISOURCEBERGEN CORP	34,557	152.61	5,273,743.77
ANTHEM INC	54,258	473.73	25,703,642.34
BAXTER INTERNATIONAL INC	112,000	77.68	8,700,160.00

BECTON DICKINSON AND CO	63,512	263.09	16,709,372.08
BOSTON SCIENTIFIC CORP	318,777	42.87	13,665,969.99
CARDINAL HEALTH INC	65,261	57.27	3,737,497.47
CENTENE CORP	130,447	84.71	11,050,165.37
CERNER CORP	65,500	93.65	6,134,075.00
CIGNA CORP	74,135	242.10	17,948,083.50
COOPER COS INC/THE	10,714	411.94	4,413,525.16
CVS HEALTH CORP	295,049	108.05	31,880,044.45
DAVITA INC	16,247	111.77	1,815,927.19
DENTSPLY SIRONA INC	51,832	49.19	2,549,616.08
DEXCOM INC	21,687	468.39	10,157,973.93
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	139,633	109.46	15,284,228.18
HCA HEALTHCARE INC	55,568	260.60	14,481,020.80
HENRY SCHEIN INC	31,351	87.89	2,755,439.39
HOLOGIC INC	56,376	75.19	4,238,911.44
HUMANA INC	28,759	437.42	12,579,761.78
IDEXX LABORATORIES INC	18,938	540.39	10,233,905.82
INMODE LTD	10,900	40.09	436,981.00
INSULET CORP	16,073	251.61	4,044,127.53
INTUITIVE SURGICAL INC	79,834	281.08	22,439,740.72
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	20,897	271.44	5,672,281.68
MASIMO CORP	10,850	156.72	1,700,412.00
MCKESSON CORP	34,743	303.95	10,560,134.85
MEDTRONIC PLC	300,952	106.35	32,006,245.20
MOLINA HEALTHCARE INC	12,915	337.50	4,358,812.50
NOVOCURE LTD	21,179	82.15	1,739,854.85
QUEST DIAGNOSTICS INC	28,721	141.99	4,078,094.79
RESMED INC	32,110	241.37	7,750,390.70
STERIS PLC	21,757	232.37	5,055,674.09
STRYKER CORP	75,849	263.01	19,949,045.49
TELADOC HEALTH INC	30,683	69.39	2,129,093.37
TELEFLEX INC	10,448	334.45	3,494,333.60
UNITEDHEALTH GROUP INC	210,603	513.46	108,136,216.38
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	17,045	146.35	2,494,535.75
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	30,265	197.75	5,984,903.75
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	47,315	124.15	5,874,157.25

10X GENOMICS INC-CLASS A	16,433	68.99	1,133,712.67
ABBVIE INC	394,850	160.28	63,286,558.00
AGILENT TECHNOLOGIES INC	66,251	136.41	9,037,298.91
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	27,467	163.70	4,496,347.90
AMGEN INC	125,680	236.87	29,769,821.60
AVANTOR INC	125,006	33.81	4,226,452.86
BIO-RAD LABORATORIES-A	5,226	567.70	2,966,800.20
BIO-TECHNE CORP	8,499	435.06	3,697,574.94
BIOGEN INC	33,429	213.01	7,120,711.29
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	41,039	80.88	3,319,234.32
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	496,610	72.41	35,959,530.10
CATALENT INC	36,921	107.91	3,984,145.11
CHARLES RIVER LABORATORIES	10,927	281.05	3,071,033.35
DANAHER CORP	143,805	286.53	41,204,446.65
ELANCO ANIMAL HEALTH INC	96,813	27.47	2,659,453.11
ELI LILLY & CO	181,891	287.69	52,328,221.79
EXACT SCIENCES CORP	38,473	67.11	2,581,923.03
GILEAD SCIENCES INC	279,601	59.14	16,535,603.14
HORIZON THERAPEUTICS PLC	49,202	109.81	5,402,871.62
ILLUMINA INC	33,720	343.05	11,567,646.00
INCYTE CORP	44,272	78.19	3,461,627.68
IQVIA HOLDINGS INC	43,255	224.62	9,715,938.10
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	12,978	159.61	2,071,418.58
JOHNSON & JOHNSON	588,973	175.24	103,211,628.52
MERCK & CO. INC.	565,272	80.41	45,453,521.52
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	5,185	1,379.50	7,152,707.50
MODERNA INC	77,000	179.68	13,835,360.00
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	20,253	94.05	1,904,794.65
NOVAVAX INC	15,085	81.45	1,228,673.25
PERKINELMER INC	24,567	179.34	4,405,845.78
PFIZER INC	1,255,988	52.59	66,052,408.92
REGENERON PHARMACEUTICALS	23,725	679.76	16,127,306.00
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	74,688	38.52	2,876,981.76
SEAGEN INC	31,786	141.27	4,490,408.22
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	230,144	8.17	1,880,276.48
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	88,122	573.69	50,554,710.18

VERTEX PHARMACEUTICALS INC	56,656	251.70	14,260,315.20
VIATRIS INC	269,886	10.95	2,955,251.70
WATERS CORP	13,491	325.11	4,386,059.01
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	16,646	408.45	6,799,058.70
ZOETIS INC	105,773	189.57	20,051,387.61
BANK OF AMERICA CORP	1,647,659	43.07	70,964,673.13
CITIGROUP INC	444,365	56.42	25,071,073.30
CITIZENS FINANCIAL GROUP	93,263	48.64	4,536,312.32
FIFTH THIRD BANCORP	149,529	45.85	6,855,904.65
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	2,606	684.07	1,782,686.42
FIRST REPUBLIC BANK/CA	39,712	166.21	6,600,531.52
HUNTINGTON BANCSHARES INC	318,663	15.14	4,824,557.82
JPMORGAN CHASE & CO	661,214	140.69	93,026,197.66
KEYCORP	212,316	23.60	5,010,657.60
M & T BANK CORP	28,217	179.69	5,070,312.73
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	94,716	193.25	18,303,867.00
REGIONS FINANCIAL CORP	210,035	22.90	4,809,801.50
SIGNATURE BANK	13,245	305.53	4,046,744.85
SVB FINANCIAL GROUP	13,431	576.91	7,748,478.21
TRUIST FINANCIAL CORP	300,085	58.79	17,641,997.15
US BANCORP	315,338	56.05	17,674,694.90
WEBSTER FINANCIAL CORP	40,000	57.81	2,312,400.00
WELLS FARGO & CO	892,025	51.33	45,787,643.25
AGNC INVESTMENT CORP	119,117	13.05	1,554,476.85
ALLY FINANCIAL INC	80,905	44.77	3,622,116.85
AMERICAN EXPRESS CO	147,224	188.89	27,809,141.36
AMERIPRISE FINANCIAL INC	24,455	311.72	7,623,112.60
ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	308,776	7.21	2,226,274.96
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	79,026	63.89	5,048,971.14
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	176,126	52.04	9,165,597.04
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	291,486	352.37	102,710,921.82
BLACKROCK INC	34,037	738.28	25,128,836.36
BLACKSTONE INC	153,675	125.70	19,316,947.50
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	95,198	135.07	12,858,393.86
CARLYLE GROUP INC/THE	37,398	46.60	1,742,746.80
CBOE GLOBAL MARKETS INC	22,574	113.70	2,566,663.80

CME GROUP INC	80,417	244.93	19,696,535.81
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	8,200	190.19	1,559,558.00
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	67,198	111.90	7,519,456.20
EQUITABLE HOLDINGS INC	85,959	31.77	2,730,917.43
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	8,392	419.39	3,519,520.88
FRANKLIN RESOURCES INC	65,423	27.60	1,805,674.80
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	12,000	40.45	485,400.00
GOLDMAN SACHS GROUP INC	75,444	336.23	25,366,536.12
INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	126,016	135.09	17,023,501.44
INVESCO LTD	73,382	21.83	1,601,929.06
KKR & CO INC	115,220	59.25	6,826,785.00
MARKETAXESS HOLDINGS INC	8,574	353.60	3,031,766.40
MOODY'S CORP	37,496	329.50	12,354,932.00
MORGAN STANLEY	301,010	92.13	27,732,051.30
MSCI INC	18,580	495.73	9,210,663.40
NASDAQ INC	26,774	174.63	4,675,543.62
NORTHERN TRUST CORP	45,748	116.59	5,333,759.32
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	41,987	107.15	4,498,907.05
ROBINHOOD MARKETS INC - A	39,700	12.96	514,512.00
S&P GLOBAL INC	79,217	407.67	32,294,394.39
SCHWAB (CHARLES) CORP	324,121	90.93	29,472,322.53
SEI INVESTMENTS COMPANY	25,390	60.28	1,530,509.20
SOFI TECHNOLOGIES INC	113,000	9.47	1,070,110.00
STATE STREET CORP	80,529	89.01	7,167,886.29
SYNCHRONY FINANCIAL	125,944	36.40	4,584,361.60
T ROWE PRICE GROUP INC	49,313	148.77	7,336,295.01
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	25,266	87.71	2,216,080.86
UPSTART HOLDINGS INC	8,939	115.45	1,032,007.55
AFLAC INC	142,085	64.49	9,163,061.65
ALLEGHANY CORP	2,855	849.54	2,425,436.70
ALLSTATE CORP	64,169	138.75	8,903,448.75
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	17,214	147.07	2,531,662.98
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	185,420	63.16	11,711,127.20
AON PLC-CLASS A	49,235	317.37	15,625,711.95
ARCH CAPITAL GROUP LTD	82,130	47.13	3,870,786.90
ARTHUR J GALLAGHER & CO	46,033	166.27	7,653,906.91

ASSURANT INC	12,691	182.87	2,320,803.17
BROWN & BROWN INC	54,745	68.99	3,776,857.55
CHUBB LTD	96,179	213.19	20,504,401.01
CINCINNATI FINANCIAL CORP	33,719	134.82	4,545,995.58
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	5,829	177.77	1,036,221.33
EVEREST RE GROUP LTD	8,861	295.00	2,613,995.00
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	57,142	49.61	2,834,814.62
GLOBE LIFE INC	22,587	100.43	2,268,412.41
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	76,830	71.64	5,504,101.20
LINCOLN NATIONAL CORP	36,189	66.04	2,389,921.56
LOEWS CORP	45,838	64.61	2,961,593.18
MARKEL CORP	3,036	1,504.21	4,566,781.56
MARSH & MCLENNAN COS	112,755	164.17	18,510,988.35
METLIFE INC	161,405	70.19	11,329,016.95
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	60,392	71.85	4,339,165.20
PROGRESSIVE CORP	130,742	114.10	14,917,662.20
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	85,539	119.16	10,192,827.24
TRAVELERS COS INC/THE	55,045	184.22	10,140,389.90
WILLIS TOWERS WATSON PLC	27,469	234.69	6,446,699.61
WR BERKLEY CORP	47,959	65.34	3,133,641.06
CBRE GROUP INC - A	75,296	90.06	6,781,157.76
HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	271,100	4.94	1,339,234.00
ZILLOW GROUP INC - A	11,814	54.05	638,546.70
ZILLOW GROUP INC - C	39,739	55.16	2,192,003.24
ACCENTURE PLC-CL A	141,293	325.29	45,961,199.97
ADOBE INC	106,487	432.14	46,017,292.18
AFFIRM HOLDINGS INC	36,187	44.80	1,621,177.60
AKAMAI TECHNOLOGIES INC	35,940	117.38	4,218,637.20
ANSYS INC	19,572	310.96	6,086,109.12
ASANA INC - CL A	14,600	42.70	623,420.00
AUTODESK INC	49,238	213.05	10,490,155.90
AUTOMATIC DATA PROCESSING	94,272	216.95	20,452,310.40
AVALARA INC	18,034	100.97	1,820,892.98
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	40,100	41.98	1,683,398.00
BILL.COM HOLDINGS INC	17,947	236.44	4,243,388.68
BLACK KNIGHT INC	34,374	58.59	2,013,972.66

BLOCK INC	114,077	135.06	15,407,239.62
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS INC	25,226	151.92	3,832,333.92
CADENCE DESIGN SYSTEMS INC	62,797	162.12	10,180,649.64
CERIDIAN HCM HOLDING INC	32,480	69.41	2,254,436.80
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES INC	23,481	139.29	3,270,668.49
CITRIX SYSTEMS INC	29,822	100.86	3,007,846.92
CLOUDFLARE INC - CLASS A	60,035	122.39	7,347,683.65
COGNIZANT TECHNOLOGIES INC	117,526	91.19	10,717,195.94
COUPA SOFTWARE INC	16,876	104.87	1,769,786.12
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	43,208	223.40	9,652,667.20
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	8,285	169.75	1,406,378.75
DATADOG INC - CLASS A	49,874	152.21	7,591,321.54
DOCUSIGN INC	42,315	104.55	4,424,033.25
DROPBOX INC-CLASS A	64,861	23.23	1,506,721.03
DYNATRACE INC	38,788	48.50	1,881,218.00
EPAM SYSTEMS INC	12,562	288.05	3,618,484.10
FAIR ISAAC CORP	6,056	465.17	2,817,069.52
FIDELITY NATIONAL INFORMATION SERVICES INC	137,191	96.41	13,226,584.31
FISERV INC	133,530	98.70	13,179,411.00
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	17,158	243.69	4,181,233.02
FORTINET INC	31,479	335.71	10,567,815.09
GARTNER INC	18,357	296.24	5,438,077.68
GLOBAL PAYMENTS INC	65,282	134.93	8,808,500.26
GODADDY INC - CLASS A	39,402	83.49	3,289,672.98
GUIDEWIRE SOFTWARE INC	19,911	94.24	1,876,412.64
HUBSPOT INC	9,798	474.51	4,649,248.98
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORP	200,774	129.25	25,950,039.50
INTUIT INC	60,182	465.63	28,022,544.66
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	17,504	189.33	3,314,032.32
MASTERCARD INC - A	196,257	349.35	68,562,382.95
MICROSOFT CORP	1,595,607	304.10	485,224,088.70
MONGODB INC	13,603	420.34	5,717,885.02
NORTONLIFELOCK INC	130,402	28.06	3,659,080.12
OKTA INC	32,139	144.50	4,644,085.50
ORACLE CORP	367,046	82.24	30,185,863.04
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	374,768	13.39	5,018,143.52

PALO ALTO NETWORKS INC	22,047	622.16	13,716,761.52
PAYCHEX INC	71,299	127.74	9,107,734.26
PAYCOM SOFTWARE INC	11,956	348.85	4,170,850.60
PAYPAL HOLDINGS INC	249,837	116.05	28,993,583.85
PTC INC	26,176	108.01	2,827,269.76
RINGCENTRAL INC-CLASS A	17,130	122.57	2,099,624.10
SALESFORCE.COM INC	219,136	213.98	46,890,721.28
SERVICENOW INC	44,518	581.09	25,868,964.62
SNOWFLAKE INC-CLASS A	47,153	227.57	10,730,608.21
SPLUNK INC	34,937	142.98	4,995,292.26
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	50,868	76.80	3,906,662.40
SYNOPSYS INC	34,258	325.56	11,153,034.48
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	100,119	68.40	6,848,139.60
TWILIO INC - A	37,289	161.94	6,038,580.66
TYLER TECHNOLOGIES INC	8,833	436.60	3,856,487.80
UNITY SOFTWARE INC	11,919	99.77	1,189,158.63
VERISIGN INC	21,908	215.11	4,712,629.88
VISA INC-CLASS A SHARES	373,561	217.31	81,178,540.91
VMWARE INC-CLASS A	46,071	117.37	5,407,353.27
WESTERN UNION CO	83,023	18.55	1,540,076.65
WIX.COM LTD	11,770	99.84	1,175,116.80
WORKDAY INC-CLASS A	43,231	241.23	10,428,614.13
ZENDESK INC	27,274	119.48	3,258,697.52
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	49,016	117.75	5,771,634.00
ZSCALER INC	18,849	235.79	4,444,405.71
AMPHENOL CORP-CL A	134,753	75.42	10,163,071.26
APPLE INC	3,670,254	174.07	638,881,113.78
ARISTA NETWORKS INC	50,199	139.67	7,011,294.33
ARROW ELECTRONICS INC	15,089	125.97	1,900,761.33
CDW CORP/DE	30,047	175.84	5,283,464.48
CISCO SYSTEMS INC	944,216	54.50	51,459,772.00
COGNEX CORP	40,676	74.13	3,015,311.88
CORNING INC	183,442	38.35	7,035,000.70
DELL TECHNOLOGIES -C	64,910	53.51	3,473,334.10
F5 INC	12,926	208.66	2,697,139.16
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	289,252	17.05	4,931,746.60



HP INC	257,737	38.53	9,930,606.61
IPG PHOTONICS CORP	10,113	115.37	1,166,736.81
JUNIPER NETWORKS INC	77,736	35.66	2,772,065.76
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	41,310	159.08	6,571,594.80
MOTOROLA SOLUTIONS INC	37,167	231.04	8,587,063.68
NETAPP INC	48,562	86.30	4,190,900.60
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	44,798	93.92	4,207,428.16
TE CONNECTIVITY LTD	71,581	131.83	9,436,523.23
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	10,189	467.93	4,767,738.77
TRIMBLE INC	54,603	71.14	3,884,457.42
WESTERN DIGITAL CORP	68,180	50.50	3,443,090.00
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	12,265	427.37	5,241,693.05
AT&T INC	1,598,397	23.33	37,290,602.01
LIBERTY GLOBAL PLC- C	82,999	26.37	2,188,683.63
LIBERTY GLOBAL PLC-A	34,462	25.85	890,842.70
LUMEN TECHNOLOGIES INC	197,521	10.89	2,151,003.69
T-MOBILE US INC	139,546	125.69	17,539,536.74
VERIZON COMMUNICATIONS INC	925,592	51.00	47,205,192.00
AES CORP	151,592	24.24	3,674,590.08
ALLIANT ENERGY CORP	58,572	60.56	3,547,120.32
AMEREN CORPORATION	59,403	89.55	5,319,538.65
AMERICAN ELECTRIC POWER	113,324	96.44	10,928,966.56
AMERICAN WATER WORKS CO INC	40,918	158.15	6,471,181.70
ATMOS ENERGY CORP	30,494	115.67	3,527,240.98
CENTERPOINT ENERGY INC	142,864	29.78	4,254,489.92
CMS ENERGY CORP	65,769	68.05	4,475,580.45
CONSOLIDATED EDISON INC	78,357	91.41	7,162,613.37
CONSTELLATION ENERGY	70,576	52.41	3,698,888.16
DOMINION ENERGY INC	181,464	82.30	14,934,487.20
DTE ENERGY COMPANY	42,200	127.79	5,392,738.00
DUKE ENERGY CORP	172,321	107.47	18,519,337.87
EDISON INTERNATIONAL	82,386	66.96	5,516,566.56
ENTERGY CORP	43,915	112.73	4,950,537.95
ESSENTIAL UTILITIES INC	49,960	48.91	2,443,543.60
EVERGY INC	51,599	65.52	3,380,766.48
EVERSOURCE ENERGY	77,578	85.42	6,626,712.76

EXELON CORP	220,102	44.47	9,787,935.94
FIRSTENERGY CORP	118,816	43.91	5,217,210.56
NEXTERA ENERGY INC	438,941	83.70	36,739,361.70
NISOURCE INC	84,084	30.54	2,567,925.36
NRG ENERGY INC	54,979	36.45	2,003,984.55
P G & E CORP	329,221	11.82	3,891,392.22
PPL CORP	167,745	27.33	4,584,470.85
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	113,304	67.54	7,652,552.16
SEMPRA ENERGY	72,064	158.86	11,448,087.04
SOUTHERN CO/THE	237,245	69.30	16,441,078.50
UGI CORP	42,489	35.42	1,504,960.38
VISTRA CORP	90,388	22.05	1,993,055.40
WEC ENERGY GROUP INC	71,282	96.61	6,886,554.02
XCEL ENERGY INC	119,294	69.88	8,336,264.72
ADVANCED MICRO DEVICES	365,642	120.53	44,070,830.26
ANALOG DEVICES INC	119,767	164.96	19,756,764.32
APPLIED MATERIALS INC	202,400	138.59	28,050,616.00
BROADCOM INC	91,998	626.43	57,630,307.14
ENPHASE ENERGY INC	27,891	197.84	5,517,955.44
ENTEGRIS INC	29,817	136.27	4,063,162.59
INTEL CORP	909,986	51.62	46,973,477.32
KLA CORP	34,031	365.89	12,451,602.59
LAM RESEARCH CORP	31,615	556.22	17,584,895.30
MARVELL TECHNOLOGY INC	184,033	73.76	13,574,274.08
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	125,141	77.68	9,720,952.88
MICRON TECHNOLOGY INC	250,040	78.21	19,555,628.40
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	9,443	494.62	4,670,696.66
NVIDIA CORP	559,192	281.50	157,412,548.00
NXP SEMICONDUCTORS NV	60,185	191.08	11,500,149.80
ON SEMICONDUCTOR	98,097	63.58	6,237,007.26
QORVO INC	24,967	130.70	3,263,186.90
QUALCOMM INC	250,423	158.46	39,682,028.58
SKYWORKS SOLUTIONS INC	38,102	138.43	5,274,459.86
SOLAREEDGE TECHNOLOGIES INC	11,595	337.74	3,916,095.30
TERADYNE INC	36,421	122.69	4,468,492.49
TEXAS INSTRUMENTS INC	206,468	184.21	38,033,470.28

	アメリカドル 小計	71,327,702		8,851,835,372.82 (1,080,543,543,960)
カナダドル	CAMECO CORP	94,400	36.34	3,430,496.00
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	262,700	78.89	20,724,403.00
	CENOVUS ENERGY INC	294,200	20.15	5,928,130.00
	ENBRIDGE INC	452,200	56.91	25,734,702.00
	IMPERIAL OIL LTD	57,000	56.80	3,237,600.00
	KEYERA CORP	42,500	30.67	1,303,475.00
	PARKLAND CORP	37,300	34.39	1,282,747.00
	PEMBINA PIPELINE CORP	122,432	47.06	5,761,649.92
	SUNCOR ENERGY INC	329,800	41.21	13,591,058.00
	TC ENERGY CORP	219,400	71.06	15,590,564.00
	TOURMALINE OIL CORP	68,200	54.86	3,741,452.00
	AGNICO EAGLE MINES LTD	101,940	77.90	7,941,126.00
	BARRICK GOLD CORP	395,500	30.68	12,133,940.00
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	35,100	56.93	1,998,243.00
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	136,400	41.92	5,717,888.00
	FRANCO-NEVADA CORP	43,100	198.80	8,568,280.00
	IVANHOE MINES LTD-CL A	142,900	11.91	1,701,939.00
	KINROSS GOLD CORP	284,300	7.10	2,018,530.00
	LUNDIN MINING CORP	154,200	13.05	2,012,310.00
	NUTRIEN LTD	125,959	133.89	16,864,650.51
	PAN AMERICAN SILVER CORP	50,100	35.46	1,776,546.00
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	107,200	50.91	5,457,552.00
	WEST FRASER TIMBER CO LTD	19,200	109.52	2,102,784.00
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	101,600	60.55	6,151,880.00
	BALLARD POWER SYSTEMS INC	58,400	15.38	898,192.00
	CAE INC	74,900	31.94	2,392,306.00
	TOROMONT INDUSTRIES LTD	18,100	116.22	2,103,582.00
	WSP GLOBAL INC	26,100	166.02	4,333,122.00
	GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	38,500	38.74	1,491,490.00
	RITCHIE BROS AUCTIONEERS	27,000	73.65	1,988,550.00
	THOMSON REUTERS CORP	37,732	132.95	5,016,469.40
	AIR CANADA	34,500	23.54	812,130.00
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	158,300	168.14	26,616,562.00
	CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	208,000	102.85	21,392,800.00

TFI INTERNATIONAL INC	18,500	138.25	2,557,625.00
MAGNA INTERNATIONAL INC	62,100	80.01	4,968,621.00
GILDAN ACTIVEWEAR INC	42,800	47.05	2,013,740.00
RESTAURANT BRANDS INTERN	64,310	71.55	4,601,380.50
QUEBECOR INC -CL B	39,300	28.82	1,132,626.00
SHAW COMMUNICATIONS INC-B	102,900	38.47	3,958,563.00
CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	12,900	185.37	2,391,273.00
DOLLARAMA INC	66,900	67.90	4,542,510.00
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	193,000	53.40	10,306,200.00
EMPIRE CO LTD 'A'	41,700	43.17	1,800,189.00
LOBLAW COMPANIES LTD	37,000	109.52	4,052,240.00
METRO INC/CN	52,700	70.00	3,689,000.00
WESTON (GEORGE) LTD	15,611	153.40	2,394,727.40
SAPUTO INC	61,500	29.83	1,834,545.00
BAUSCH HEALTH COS INC	63,100	29.34	1,851,354.00
CANOPY GROWTH CORP	36,500	9.93	362,445.00
BANK OF MONTREAL	144,200	148.80	21,456,960.00
BANK OF NOVA SCOTIA	271,200	91.18	24,728,016.00
CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	100,400	158.80	15,943,520.00
NATIONAL BANK OF CANADA	76,600	98.28	7,528,248.00
ROYAL BANK OF CANADA	318,300	140.49	44,717,967.00
TORONTO-DOMINION BANK	406,900	100.89	41,052,141.00
BROOKFIELD ASSET MANAGE-CL A	315,650	70.58	22,278,577.00
IGM FINANCIAL INC	20,700	45.33	938,331.00
ONEX CORPORATION	16,300	83.55	1,361,865.00
TMX GROUP LTD	12,500	129.07	1,613,375.00
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	5,500	636.43	3,500,365.00
GREAT-WEST LIFECO INC	55,300	35.96	1,988,588.00
IA FINANCIAL CORP INC	26,500	76.30	2,021,950.00
INTACT FINANCIAL CORP	40,500	185.06	7,494,930.00
MANULIFE FINANCIAL CORP	426,800	26.13	11,152,284.00
POWER CORP OF CANADA	125,600	39.09	4,909,704.00
SUN LIFE FINANCIAL INC	130,900	69.72	9,126,348.00
FIRSTSERVICE CORP	7,700	177.93	1,370,061.00
BLACKBERRY LTD	121,600	9.56	1,162,496.00
CGI INC	49,400	101.54	5,016,076.00

	CONSTELLATION SOFTWARE INC	4,400	2,123.77	9,344,588.00	
	LIGHTSPEED COMMERCE INC	23,200	37.66	873,712.00	
	NUVEI CORP-SUBORDINATE VTG	17,800	92.00	1,637,600.00	
	OPEN TEXT CORP	57,100	53.35	3,046,285.00	
	SHOPIFY INC - CLASS A	25,500	882.59	22,506,045.00	
	BCE INC	15,400	67.66	1,041,964.00	
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	79,200	66.88	5,296,896.00	
	TELUS CORP	115,100	32.12	3,697,012.00	
	ALGONQUIN POWER & UTILITIES	161,800	19.13	3,095,234.00	
	ALTAGAS LTD	55,200	27.68	1,527,936.00	
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	29,450	52.90	1,557,905.00	
	CANADIAN UTILITIES LTD-A	23,200	37.13	861,416.00	
	EMERA INC	60,500	60.47	3,658,435.00	
	FORTIS INC	101,800	60.34	6,142,612.00	
	HYDRO ONE LTD	69,100	32.47	2,243,677.00	
	NORTHLAND POWER INC	51,900	41.37	2,147,103.00	
	カナダドル 小計	8,833,184		592,314,409.73 (57,638,115,210)	
オーストラリア ドル	AMPOL LTD	59,251	29.91	1,772,197.41	
	SANTOS LTD	752,247	7.89	5,935,228.83	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	43,399	27.00	1,171,773.00	
	WOODSIDE PETROLEUM LTD	217,603	33.20	7,224,419.60	
	BHP GROUP LTD	1,133,248	49.30	55,869,126.40	
	BLUESCOPE STEEL LTD	121,636	20.42	2,483,807.12	
	EVOLUTION MINING LTD	376,840	4.42	1,665,632.80	
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	374,633	18.94	7,095,549.02	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	98,150	43.76	4,295,044.00	
	MINERAL RESOURCES LTD	37,998	48.50	1,842,903.00	
	NEWCREST MINING LTD	200,237	26.00	5,206,162.00	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	251,805	10.56	2,659,060.80	
	ORICA LTD	81,415	15.71	1,279,029.65	
	RIO TINTO LTD	83,673	116.01	9,706,904.73	
	SOUTH32 LTD	995,810	5.08	5,058,714.80	
	REECE LTD	53,600	19.05	1,021,080.00	
	BRAMBLES LTD	306,222	9.54	2,921,357.88	
	AURIZON HOLDINGS LTD	438,172	3.65	1,599,327.80	

QANTAS AIRWAYS LTD	240,658	5.05	1,215,322.90
TRANSURBAN GROUP	684,708	13.16	9,010,757.28
ARISTOCRAT LEISURE LTD	131,838	36.30	4,785,719.40
CROWN RESORTS LTD	68,133	12.50	851,662.50
DOMINO'S PIZZA ENTERPRISES L	12,910	86.14	1,112,067.40
IDP EDUCATION LTD	45,653	30.94	1,412,503.82
TABCORP HOLDINGS LTD	447,984	5.00	2,239,920.00
REA GROUP LTD	11,423	136.42	1,558,325.66
SEEK LTD	81,745	29.99	2,451,532.55
WESFARMERS LTD	257,053	50.34	12,940,048.02
COLES GROUP LTD	296,065	17.85	5,284,760.25
ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALI	284,660	7.09	2,018,239.40
WOOLWORTHS GROUP LTD	277,742	36.42	10,115,363.64
TREASURY WINE ESTATES LTD	161,259	11.66	1,880,279.94
COCHLEAR LTD	14,105	221.53	3,124,680.65
RAMSAY HEALTH CARE LTD	39,800	63.48	2,526,504.00
SONIC HEALTHCARE LTD	106,962	35.22	3,767,201.64
CSL LTD	107,103	267.40	28,639,342.20
AUST AND NZ BANKING GROUP	634,390	27.72	17,585,290.80
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	382,012	107.35	41,008,988.20
NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	732,826	31.79	23,296,538.54
WESTPAC BANKING CORP	822,414	23.89	19,647,470.46
ASX LTD	44,474	80.62	3,585,493.88
MACQUARIE GROUP LTD	75,976	196.59	14,936,121.84
INSURANCE AUSTRALIA GROUP	525,614	4.52	2,375,775.28
MEDIBANK PRIVATE LTD	571,288	3.05	1,742,428.40
QBE INSURANCE GROUP LTD	353,556	11.33	4,005,789.48
SUNCORP GROUP LTD	302,547	11.14	3,370,373.58
LENDLEASE GROUP	163,134	10.84	1,768,372.56
COMPUTERSHARE LTD	125,767	24.05	3,024,696.35
WISETECH GLOBAL LTD	30,612	51.80	1,585,701.60
XERO LTD	27,977	102.76	2,874,916.52
TELSTRA CORP LTD	904,630	3.90	3,528,057.00
APA GROUP	244,844	10.32	2,526,790.08
ORIGIN ENERGY LTD	366,503	6.29	2,305,303.87
オーストラリアドル 小計	15,204,304		362,909,658.53

				(33,246,153,817)
イギリスポンド	BP PLC	4,266,473	3.89	16,605,112.91
	SHELL PLC	1,664,689	20.81	34,642,178.09
	ANGLO AMERICAN PLC	278,037	39.41	10,957,438.17
	ANTOFAGASTA PLC	78,909	17.81	1,405,763.83
	CRODA INTERNATIONAL PLC	30,712	73.84	2,267,774.08
	GLENCORE PLC	2,148,468	5.00	10,748,785.40
	JOHNSON MATTHEY PLC	40,850	18.54	757,563.25
	MONDI PLC	99,142	15.11	1,498,531.33
	RIO TINTO PLC	240,861	58.57	14,107,228.77
	ASHTED GROUP PLC	95,612	52.00	4,971,824.00
	BAE SYSTEMS PLC	699,363	7.48	5,236,830.14
	BUNZL PLC	71,046	28.91	2,053,939.86
	DCC PLC	23,269	57.84	1,345,878.96
	FERGUSON PLC	47,507	108.60	5,159,260.20
	MELROSE INDUSTRIES PLC	971,774	1.25	1,219,576.37
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	1,875,280	0.92	1,730,883.44
	SMITHS GROUP PLC	91,485	15.18	1,388,742.30
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	16,456	123.25	2,028,202.00
	EXPERIAN PLC	197,399	29.88	5,898,282.12
	INTERTEK GROUP PLC	32,582	51.42	1,675,366.44
	RELX PLC	413,967	23.20	9,604,034.40
	RENTOKIL INITIAL PLC	417,058	5.15	2,147,848.70
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	220,084	5.25	1,156,761.50
	BERKELEY GROUP HOLDINGS/THE	25,023	39.36	984,905.28
	BURBERRY GROUP PLC	90,880	16.56	1,504,972.80
	PERSIMMON PLC	64,494	21.92	1,413,708.48
	TAYLOR WIMPEY PLC	842,559	1.37	1,157,254.78
	COMPASS GROUP PLC	381,249	16.66	6,353,514.58
	ENTAIN PLC	119,116	16.56	1,973,156.54
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	42,043	51.38	2,160,169.34
	WHITBREAD PLC	41,256	27.42	1,131,239.52
	AUTO TRADER GROUP PLC	201,068	6.53	1,314,180.44
	INFORMA PLC	309,231	5.85	1,810,238.27
	PEARSON PLC	156,686	7.67	1,202,094.99
	WPP PLC	250,264	10.21	2,556,446.76

JD SPORTS FASHION PLC	497,980	1.47	735,267.47
KINGFISHER PLC	450,309	2.61	1,178,908.96
NEXT PLC	30,253	61.76	1,868,425.28
OCADO GROUP PLC	106,238	11.03	1,171,805.14
SAINSBURY (J) PLC	351,321	2.59	911,677.99
TESCO PLC	1,650,699	2.75	4,540,247.59
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	80,908	16.88	1,366,131.58
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	468,796	32.62	15,292,125.52
COCA-COLA HBC AG-DI	44,409	15.95	708,545.59
DIAGEO PLC	501,172	37.47	18,781,420.70
IMPERIAL BRANDS PLC	207,965	16.17	3,362,794.05
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	152,896	56.35	8,615,689.60
UNILEVER PLC	554,322	33.70	18,680,651.40
SMITH & NEPHEW PLC	197,459	12.29	2,426,771.11
ASTRAZENECA PLC	334,295	98.36	32,881,256.20
GLAXOSMITHKLINE PLC	1,097,142	16.25	17,835,140.35
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	33,592	21.22	712,822.24
BARCLAYS PLC	3,613,092	1.68	6,082,279.07
HSBC HOLDINGS PLC	4,395,175	5.17	22,749,425.80
LLOYDS BANKING GROUP PLC	15,172,069	0.49	7,509,415.55
NATWEST GROUP PLC	1,181,288	2.24	2,648,447.69
STANDARD CHARTERED PLC	546,761	5.02	2,748,020.78
3I GROUP PLC	214,678	13.25	2,845,556.89
ABRDN PLC	446,113	2.04	912,747.19
HARGREAVES LANSDOWN PLC	82,621	10.39	858,845.29
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	70,238	78.24	5,495,421.12
M&G PLC	557,560	2.21	1,234,995.40
SCHRODERS PLC	29,015	31.50	913,972.50
ST JAMES' S PLACE PLC	113,399	14.65	1,661,862.34
ADMIRAL GROUP PLC	46,669	25.83	1,205,460.27
AVIVA PLC	802,288	4.35	3,495,568.81
LEGAL & GENERAL GROUP PLC	1,298,451	2.71	3,527,891.36
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	165,125	6.40	1,057,130.25
PRUDENTIAL PLC	592,952	10.82	6,415,740.64
AVEVA GROUP PLC	26,671	24.94	665,174.74
SAGE GROUP PLC/THE	219,588	6.86	1,507,252.03



	HALMA PLC	84,949	24.79	2,105,885.71
	BT GROUP PLC	1,960,942	1.84	3,622,840.34
	VODAFONE GROUP PLC	5,920,344	1.24	7,390,957.44
	NATIONAL GRID PLC	788,499	11.19	8,829,611.80
	SEVERN TRENT PLC	55,574	29.26	1,626,095.24
	SSE PLC	226,204	16.74	3,787,785.98
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	147,666	10.65	1,573,381.23
	イギリスポンド 小計	62,062,579		395,711,134.27 (63,685,749,949)
スイスフラン	CLARIANT AG-REG	42,084	16.48	693,544.32
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	1,369	904.50	1,238,260.50
	GIVAUDAN-REG	2,106	3,882.00	8,175,492.00
	HOLCIM LTD	120,471	44.80	5,397,100.80
	SIKA AG-REG	31,788	304.00	9,663,552.00
	ABB LTD-REG	366,652	32.09	11,765,862.68
	GEBERIT AG-REG	7,913	572.60	4,530,983.80
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	5,116	198.60	1,016,037.60
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	8,711	201.60	1,756,137.60
	VAT GROUP AG	5,942	348.00	2,067,816.00
	ADECCO GROUP AG-REG	33,753	43.37	1,463,867.61
	SGS SA-REG	1,336	2,686.00	3,588,496.00
	KUEHNE + NAGEL INTL AG-REG	12,470	279.30	3,482,871.00
	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	116,765	114.25	13,340,401.25
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	6,323	252.50	1,596,557.50
	SWATCH GROUP AG/THE-REG	11,657	48.34	563,499.38
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	723	2,104.00	1,521,192.00
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	256	11,160.00	2,856,960.00
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	23	112,100.00	2,578,300.00
	NESTLE SA-REG	629,523	119.92	75,492,398.16
	ALCON INC	109,598	70.70	7,748,578.60
	SONOVA HOLDING AG-REG	11,876	359.00	4,263,484.00
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	2,252	1,404.50	3,162,934.00
	BACHEM HOLDING AG-REG B	1,377	497.00	684,369.00
	LONZA GROUP AG-REG	16,635	654.80	10,892,598.00
	NOVARTIS AG-REG	490,408	80.47	39,463,131.76
	ROCHE HOLDING AG-BR	7,227	405.00	2,926,935.00

	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	156,909	372.60	58,464,293.40	
	VIFOR PHARMA AG	11,245	166.00	1,866,670.00	
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	585,354	7.55	4,421,764.11	
	JULIUS BAER GROUP LTD	51,473	52.82	2,718,803.86	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	5,019	1,127.50	5,658,922.50	
	UBS GROUP AG-REG	786,948	17.76	13,980,131.22	
	BALOISE HOLDING AG - REG	10,786	161.40	1,740,860.40	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	7,155	591.60	4,232,898.00	
	SWISS RE AG	69,000	86.38	5,960,220.00	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	33,532	447.70	15,012,276.40	
	SWISS PRIME SITE-REG	18,333	92.50	1,695,802.50	
	TEMENOS AG - REG	15,481	97.66	1,511,874.46	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	40,153	70.82	2,843,635.46	
	SWISSCOM AG-REG	6,023	561.20	3,380,107.60	
	スイスフラン 小計	3,841,765		345,419,620.47 (45,433,042,680)	
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	618,868	58.15	35,987,174.20	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	316,500	130.00	41,145,000.00	
	XINYI GLASS HOLDINGS LTD	428,000	19.52	8,354,560.00	
	MTR CORP	376,500	42.00	15,813,000.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	257,000	29.80	7,658,600.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	458,000	46.45	21,274,100.00	
	SANDS CHINA LTD	503,200	18.10	9,107,920.00	
	CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROU	471,200	14.06	6,625,072.00	
	BUDWEISER BREWING CO APAC LT	424,400	20.90	8,869,960.00	
	WH GROUP LTD	1,590,000	4.81	7,647,900.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	808,000	28.65	23,149,200.00	
	HANG SENG BANK LTD	179,100	149.80	26,829,180.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	270,300	384.00	103,795,200.00	
	AIA GROUP LTD	2,711,600	82.80	224,520,480.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	417,368	52.85	22,057,898.80	
	ESR CAYMAN LTD	496,800	24.45	12,146,760.00	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	494,000	16.00	7,904,000.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	319,641	32.85	10,500,206.85	
	NEW WORLD DEVELOPMENT	362,250	32.15	11,646,337.50	
	SINO LAND CO	673,400	10.56	7,111,104.00	

	SUN HUNG KAI PROPERTIES	302,000	95.00	28,690,000.00	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	85,000	47.50	4,037,500.00	
	SWIRE PROPERTIES LTD	305,600	20.50	6,264,800.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	364,000	39.25	14,287,000.00	
	HKT TRUST AND HKT LTD-SS	891,000	10.90	9,711,900.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	160,500	53.00	8,506,500.00	
	CLP HOLDINGS LTD	350,500	76.15	26,690,575.00	
	HK ELECTRIC INVESTMENTS -SS	501,500	7.87	3,946,805.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	2,431,348	9.73	23,657,016.04	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	291,000	51.20	14,899,200.00	
	香港ドル 小計	17,858,575		752,834,949.39 (11,744,225,210)	
シンガポールドル	KEPPEL CORP LTD	323,200	6.49	2,097,568.00	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	390,400	4.12	1,608,448.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	282,840	5.40	1,527,336.00	
	GENTING SINGAPORE LTD	1,234,500	0.82	1,018,462.50	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	404,300	4.87	1,968,941.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	408,300	35.64	14,551,812.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	750,700	12.30	9,233,610.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	268,800	32.03	8,609,664.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	180,500	9.82	1,772,510.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	520,300	3.91	2,034,373.00	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	118,100	7.63	901,103.00	
	UOL GROUP LTD	104,000	7.10	738,400.00	
	VENTURE CORP LTD	76,900	17.28	1,328,832.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	1,845,760	2.62	4,835,891.20	
	シンガポールドル 小計	6,908,600		52,226,950.70 (4,698,336,484)	
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	264,685	7.74	2,048,661.90	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	140,716	24.52	3,450,356.32	
	RYMAN HEALTHCARE LTD	99,094	9.82	973,103.08	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	384,103	4.71	1,809,125.13	
	MERCURY NZ LTD	123,073	5.73	705,208.29	
	MERIDIAN ENERGY LTD	310,651	5.16	1,602,959.16	
	ニュージーランドドル 小計	1,322,322		10,589,413.88 (899,147,132)	

スウェーデン ローネ	LUNDIN ENERGY AB	49,269	390.60	19,244,471.40
	BOLIDEN AB	58,210	483.30	28,132,893.00
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	135,378	181.55	24,577,875.90
	ALFA LAVAL AB	65,282	317.20	20,707,450.40
	ASSA ABLOY AB-B	225,870	256.40	57,913,068.00
	ATLAS COPCO AB-A SHS	150,482	513.40	77,257,458.80
	ATLAS COPCO AB-B SHS	85,546	450.70	38,555,582.20
	EPIROC AB-A	141,767	196.00	27,786,332.00
	EPIROC AB-B	85,210	164.60	14,025,566.00
	HUSQVARNA AB-B SHS	100,182	100.25	10,043,245.50
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	35,887	284.10	10,195,496.70
	LIFCO AB-B SHS	51,400	224.00	11,513,600.00
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	310,082	96.48	29,916,711.36
	SANDVIK AB	257,846	212.80	54,869,628.80
	SKANSKA AB-B SHS	80,533	217.00	17,475,661.00
	SKF AB-B SHARES	87,271	160.75	14,028,813.25
	VOLVO AB-A SHS	60,358	186.10	11,232,623.80
	VOLVO AB-B SHS	311,072	181.68	56,515,560.96
	SECURITAS AB-B SHS	63,836	108.95	6,954,932.20
	ELECTROLUX AB-B	54,636	145.40	7,944,074.40
	EVOLUTION AB	39,281	1,045.00	41,048,645.00
	EMBRACER GROUP AB	129,100	79.04	10,204,064.00
	HENNES & MAURITZ AB-B SHS	155,079	137.76	21,363,683.04
	SWEDISH MATCH AB	370,792	72.40	26,845,340.80
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	133,294	220.50	29,391,327.00
	GETINGE AB-B SHS	49,890	342.70	17,097,303.00
	NORDEA BANK ABP	713,739	102.78	73,358,094.42
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	351,124	101.95	35,797,091.80
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	333,250	88.22	29,399,315.00
	SWEDBANK AB - A SHARES	198,763	153.84	30,577,699.92
	EQT AB	68,671	340.50	23,382,475.50
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	33,271	269.40	8,963,207.40
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	34,500	265.70	9,166,650.00
INVESTOR AB-A SHS	103,900	216.70	22,515,130.00	
INVESTOR AB-B SHS	415,982	203.10	84,485,944.20	
KINNEVIK AB - B	54,482	236.65	12,893,165.30	

	LUNDBERGS AB-B SHS	15,125	463.20	7,005,900.00	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	24,558	590.60	14,503,954.80	
	SAGAX AB-B	34,700	261.40	9,070,580.00	
	SINCH AB	111,000	80.16	8,897,760.00	
	ERICSSON LM-B SHS	661,362	86.44	57,168,131.28	
	HEXAGON AB-B SHS	444,476	131.65	58,515,265.40	
	TELE2 AB-B SHS	99,863	130.70	13,052,094.10	
	TELIA CO AB	635,848	36.80	23,402,385.64	
	スウェーデンクローネ 小計	7,622,167		1,206,996,253.27 (15,678,881,329)	
ノルウェークローネ	AKER BP ASA	28,408	316.00	8,976,928.00	
	EQUINOR ASA	218,747	319.90	69,977,165.30	
	NORSK HYDRO ASA	311,715	91.66	28,571,796.90	
	YARA INTERNATIONAL ASA	40,074	448.00	17,953,152.00	
	ADEVINTA ASA	55,857	83.04	4,638,365.28	
	SCHIBSTED ASA-B SHS	21,375	192.00	4,104,000.00	
	SCHIBSTED ASA-CL A	18,279	218.00	3,984,822.00	
	MOWI ASA	94,231	236.00	22,238,516.00	
	ORKLA ASA	157,053	77.48	12,168,466.44	
	DNB BANK ASA	200,624	205.30	41,188,107.20	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	50,151	227.50	11,409,352.50	
	TELENOR ASA	149,654	128.35	19,208,090.90	
	ノルウェークローネ 小計	1,346,168		244,418,762.52 (3,441,416,176)	
デンマーククローネ	CHR HANSEN HOLDING A/S	23,029	484.00	11,146,036.00	
	NOVOZYMES A/S-B SHARES	48,791	440.60	21,497,314.60	
	ROCKWOOL INTL A/S-B SHS	1,690	2,383.00	4,027,270.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	223,096	191.90	42,812,122.40	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-A	707	20,760.00	14,677,320.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	1,243	21,340.00	26,525,620.00	
	DSV A/S	45,868	1,306.00	59,903,608.00	
	PANDORA A/S	20,620	628.80	12,965,856.00	
	CARLSBERG AS-B	22,302	790.40	17,627,500.80	
	AMBU A/S-B	38,506	96.02	3,697,346.12	
	COLOPLAST-B	25,912	959.60	24,865,155.20	
	DEMANT A/S	21,128	280.10	5,917,952.80	

	GN STORE NORD A/S	31,620	314.80	9,953,976.00	
	GENMAB A/S	14,891	2,367.00	35,246,997.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	377,031	730.00	275,232,630.00	
	DANSKE BANK A/S	149,249	113.30	16,909,911.70	
	TRYG A/S	80,244	161.60	12,967,430.40	
	ORSTED A/S	43,570	761.40	33,174,198.00	
	デンマーククローネ 小計	1,169,497		629,148,245.02 (11,362,417,305)	
イスラエルシ ケル	ICL GROUP LTD	169,185	38.20	6,462,867.00	
	ELBIT SYSTEMS LTD	5,590	741.00	4,142,190.00	
	BANK HAPOALIM BM	251,114	32.64	8,196,360.96	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	327,151	36.30	11,875,581.30	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	264,705	20.87	5,524,393.35	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	36,998	124.20	4,595,151.60	
	AZRIELI GROUP LTD	9,206	281.00	2,586,886.00	
	NICE LTD	13,762	701.10	9,648,538.20	
	イスラエルシケル 小計	1,077,711		53,031,968.41 (2,012,038,184)	
ユーロ	ENI SPA	563,185	13.31	7,498,245.09	
	GALP ENERGIA SGPS SA	112,235	11.36	1,275,550.77	
	NESTE OYJ	91,192	35.26	3,215,429.92	
	OMV AG	29,624	40.75	1,207,178.00	
	REPSOL SA	317,562	11.99	3,807,568.38	
	TENARIS SA	107,421	13.90	1,493,689.00	
	TOTALENERGIES SE	560,524	46.68	26,168,062.94	
	AIR LIQUIDE SA	105,818	157.44	16,659,985.92	
	AKZO NOBEL N.V.	41,507	76.30	3,166,984.10	
	ARCELORMITTAL	140,743	30.25	4,258,179.46	
	ARKEMA	14,240	112.00	1,594,880.00	
	BASF SE	205,311	52.30	10,737,765.30	
	COVESTRO AG	44,321	47.48	2,104,361.08	
	CRH PLC	174,986	38.42	6,722,962.12	
	EVONIK INDUSTRIES AG	42,199	25.39	1,071,432.61	
	FUCHS PETROLUB SE-PREF	15,893	33.66	534,958.38	
	HEIDELBERGCEMENT AG	32,708	53.12	1,737,448.96	
	KONINKLIJKE DSM NV	38,714	161.15	6,238,761.10	

LANXESS AG	18,398	42.20	776,395.60
SMURFIT KAPPA GROUP PLC	52,141	40.47	2,110,146.27
SOLVAY SA	16,005	92.00	1,472,460.00
STORA ENSO OYJ-R SHS	126,844	18.07	2,292,071.08
SYMRISE AG	28,472	106.65	3,036,538.80
UMICORE	41,597	38.61	1,606,060.17
UPM-KYMMENE OYJ	116,354	31.13	3,622,100.02
VOESTALPINE AG	22,917	28.28	648,092.76
ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	49,107	24.58	1,207,050.06
AIRBUS SE	131,730	107.40	14,147,802.00
ALSTOM	65,106	21.78	1,418,008.68
BOUYGUES SA	46,414	32.46	1,506,598.44
BRENTAG SE	36,173	74.64	2,699,952.72
CNH INDUSTRIAL NV	236,988	15.12	3,584,443.50
COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	112,332	55.42	6,225,439.44
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	92,511	25.71	2,378,457.81
DASSAULT AVIATION SA	4,650	138.30	643,095.00
EIFFAGE	19,782	91.96	1,819,152.72
FERROVIAL SA	112,588	25.06	2,821,455.28
GEA GROUP AG	32,762	39.26	1,286,236.12
IMCD NV	12,487	153.05	1,911,135.35
KINGSPAN GROUP PLC	34,132	90.86	3,101,233.52
KION GROUP AG	16,163	62.04	1,002,752.52
KNORR-BREMSE AG	18,716	71.18	1,332,204.88
KONE OYJ-B	73,235	48.43	3,546,771.05
LEGRAND SA	60,865	86.16	5,244,128.40
MTU AERO ENGINES AG	12,232	212.00	2,593,184.00
PRYSMIAN SPA	57,118	30.56	1,745,526.08
RATIONAL AG	1,276	670.80	855,940.80
SAFRAN SA	75,005	104.56	7,842,522.80
SCHNEIDER ELECTRIC SE	120,634	150.80	18,191,607.20
SIEMENS AG-REG	171,011	130.12	22,251,951.32
SIEMENS ENERGY AG	85,204	21.23	1,808,880.92
SIEMENS GAMESA RENEWABLE ENE	63,080	16.84	1,062,267.20
THALES SA	23,736	118.00	2,800,848.00
VINCI SA	115,894	91.53	10,607,777.82

WARTSILA OYJ ABP	111,799	9.86	1,102,785.33
BUREAU VERITAS SA	65,465	26.61	1,742,023.65
RANDSTAD NV	27,042	57.74	1,561,405.08
TELEPERFORMANCE	13,599	343.10	4,665,816.90
WOLTERS KLUWER	60,636	94.98	5,759,207.28
ADP	7,502	134.20	1,006,768.40
AENA SME SA	17,626	145.05	2,556,651.30
ATLANTIA SPA	118,623	18.36	2,177,918.28
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	120,311	7.14	859,020.54
DEUTSCHE POST AG-REG	221,975	44.58	9,896,755.37
GETLINK SE	108,240	16.08	1,741,040.40
INPOST SA	33,800	5.23	176,909.20
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	73,396	78.47	5,759,384.12
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	11,827	68.35	808,375.45
CONTINENTAL AG	26,825	65.34	1,752,745.50
FAURECIA	26,480	23.78	629,694.40
FERRARI NV	28,644	193.50	5,542,614.00
MERCEDES-BENZ GROUP AG	190,979	63.12	12,054,594.48
MICHELIN (CGDE)	39,282	119.55	4,696,163.10
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	34,870	83.16	2,899,789.20
RENAULT SA	45,587	22.86	1,042,346.75
STELLANTIS NV	446,590	14.41	6,436,255.08
VALEO	48,595	15.74	764,885.30
VOLKSWAGEN AG	7,018	221.00	1,550,978.00
VOLKSWAGEN AG-PREF	42,655	151.98	6,482,706.90
ADIDAS AG	42,706	210.35	8,983,207.10
ESSILORLUXOTTICA	64,224	167.36	10,748,528.64
HERMES INTERNATIONAL	6,869	1,204.00	8,270,276.00
KERING	16,803	577.20	9,698,691.60
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	62,053	624.70	38,764,509.10
MONCLER SPA	45,881	49.26	2,260,098.06
PUMA SE	25,641	76.34	1,957,433.94
SEB SA	5,031	123.20	619,819.20
ACCOR SA	40,565	28.31	1,148,395.15
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	36,684	105.60	3,873,830.40
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	17,570	36.55	642,183.50



SODEXO SA	17,963	72.98	1,310,939.74
BOLLORE SE	192,893	4.59	885,378.87
PUBLICIS GROUPE	50,088	55.22	2,765,859.36
SCOUT24 SE	19,461	51.38	999,906.18
UBISOFT ENTERTAINMENT	20,939	39.76	832,534.64
UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	157,337	23.09	3,633,698.01
VIVENDI SE	184,108	11.78	2,169,712.78
DELIVERY HERO SE	35,184	38.78	1,364,435.52
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	240,572	20.65	4,967,811.80
JUST EAT TAKEAWAY	38,653	31.15	1,204,040.95
PROSUS NV	209,319	49.39	10,339,312.00
ZALANDO SE	48,312	47.88	2,313,178.56
CARREFOUR SA	134,497	18.78	2,526,526.14
COLRUYT SA	9,744	36.89	359,456.16
HELLOFRESH SE	34,388	40.61	1,396,496.68
JERONIMO MARTINS	58,770	20.65	1,213,600.50
KESKO OYJ-B SHS	59,164	25.43	1,504,540.52
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	235,970	28.49	6,722,785.30
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	195,177	53.28	10,399,030.56
DANONE	143,311	51.51	7,381,949.61
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	114,974	9.91	1,139,622.28
HEINEKEN HOLDING NV	24,952	70.70	1,764,106.40
HEINEKEN NV	59,488	87.60	5,211,148.80
JDE PEET' S NV	24,300	26.12	634,837.50
KERRY GROUP PLC-A	35,002	102.00	3,570,204.00
PERNOD RICARD SA	45,443	186.40	8,470,575.20
REMY COINTREAU	4,720	174.90	825,528.00
BEIERSDORF AG	22,611	92.16	2,083,829.76
HENKEL AG & CO KGAA	22,589	61.25	1,383,576.25
HENKEL AG & CO KGAA VOR-PREF	40,132	61.70	2,476,144.40
L' OREAL	56,147	349.90	19,645,835.30
AMPLIFON SPA	28,180	36.53	1,029,415.40
BIOMERIEUX	9,711	96.78	939,830.58
CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	8,610	142.60	1,227,786.00
DIASORIN SPA	6,146	129.75	797,443.50
FRESENIUS MEDICAL CARE AG &	47,268	58.58	2,768,959.44

FRESENIUS SE & CO KGAA	91,347	32.24	2,945,484.01
KONINKLIJKE PHILIPS NV	201,442	27.02	5,442,962.84
ORPEA	11,395	35.49	404,408.55
SARTORIUS AG-VORZUG	6,294	386.90	2,435,148.60
SIEMENS HEALTHINEERS AG	61,632	54.00	3,328,128.00
ARGENX SE	10,319	288.70	2,979,095.30
BAYER AG-REG	219,986	59.53	13,095,766.58
EUROFINS SCIENTIFIC	29,861	88.05	2,629,261.05
GRIFOLS SA	63,628	15.42	981,143.76
IPSEN	9,843	111.90	1,101,431.70
MERCK KGAA	29,329	181.55	5,324,679.95
ORION OYJ-CLASS B	26,484	40.42	1,070,483.28
QIAGEN N. V.	55,231	43.67	2,411,937.77
RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	23,003	45.42	1,044,796.26
SANOFI	254,506	93.19	23,717,414.14
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	6,259	352.10	2,203,793.90
UCB SA	29,134	107.80	3,140,645.20
ABN AMRO BANK NV-CVA	99,792	11.42	1,139,624.64
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	1,465,666	5.12	7,504,209.92
BANCO SANTANDER SA	3,878,233	3.06	11,882,905.91
BNP PARIBAS	251,584	51.10	12,855,942.40
CAIXABANK SA	989,139	3.02	2,987,199.78
COMMERZBANK AG	206,046	7.14	1,471,580.53
CREDIT AGRICOLE SA	292,185	10.67	3,118,782.69
ERSTE GROUP BANK AG	82,077	32.48	2,665,860.96
FINECOBANK SPA	133,964	14.05	1,882,194.20
ING GROEP NV	878,984	9.43	8,289,698.10
INTESA SANPAOLO	3,730,392	2.03	7,576,426.15
KBC GROUP NV	53,757	65.20	3,504,956.40
MEDIOBANCA SPA	133,581	9.08	1,213,716.96
RAIFFEISEN BANK INTERNATIONA	38,023	12.35	469,584.05
SOCIETE GENERALE SA	177,526	24.09	4,276,601.34
UNICREDIT SPA	488,940	9.48	4,639,551.66
AMUNDI SA	14,529	61.05	886,995.45
DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	470,963	11.54	5,434,913.02
DEUTSCHE BOERSE AG	42,520	158.85	6,754,302.00

EURAZEO SE	7, 132	71.70	511, 364.40
EURONEXT NV	18, 671	81.40	1, 519, 819.40
EXOR NV	24, 087	67.40	1, 623, 463.80
GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	26, 391	93.38	2, 464, 391.58
SOFINA	3, 472	328.40	1, 140, 204.80
WENDEL	4, 862	90.65	440, 740.30
AEGON NV	420, 133	4.61	1, 938, 913.79
AGEAS	41, 152	46.01	1, 893, 403.52
ALLIANZ SE-REG	91, 257	212.65	19, 405, 801.05
ASSICURAZIONI GENERALI	238, 085	19.06	4, 539, 090.52
AXA SA	434, 048	25.67	11, 142, 012.16
CNP ASSURANCES	31, 208	21.82	680, 958.56
HANNOVER RUECK SE	13, 366	150.60	2, 012, 919.60
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	30, 681	237.15	7, 275, 999.15
NN GROUP NV	63, 116	44.31	2, 796, 669.96
POSTE ITALIANE SPA	111, 107	10.55	1, 172, 178.85
SAMPO OYJ-A SHS	113, 909	43.97	5, 008, 578.73
AROUNDTOWN SA	217, 874	5.30	1, 154, 732.20
LEG IMMOBILIEN SE	16, 515	103.90	1, 715, 908.50
VONOVIA SE	167, 735	42.80	7, 179, 058.00
ADYEN NV	4, 461	1, 822.80	8, 131, 510.80
AMADEUS IT GROUP SA	101, 510	56.78	5, 763, 737.80
BECHTLE AG	16, 599	51.52	855, 180.48
CAPGEMINI SE	35, 395	189.70	6, 714, 431.50
DASSAULT SYSTEMES SE	145, 167	45.06	6, 541, 950.85
EDENRED	57, 660	44.73	2, 579, 131.80
NEMETSCHEK SE	12, 512	87.54	1, 095, 300.48
NEXI SPA	117, 100	10.85	1, 270, 535.00
SAP SE	233, 835	100.42	23, 481, 710.70
WORLDLINE SA	56, 144	40.33	2, 264, 568.24
NOKIA OYJ	1, 215, 625	4.88	5, 932, 857.81
CELLNEX TELECOM SA	115, 938	42.64	4, 943, 596.32
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	723, 408	16.74	12, 112, 743.55
ELISA OYJ	29, 011	53.48	1, 551, 508.28
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	71, 656	9.84	705, 668.28
KONINKLIJKE KPN NV	790, 408	3.09	2, 443, 941.53

ORANGE	436,030	10.71	4,671,625.42	
PROXIMUS	45,806	17.36	795,421.19	
TELECOM ITALIA SPA	1,943,722	0.32	634,430.86	
TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDI	185,416	2.47	458,162.93	
TELEFONICA SA	1,166,389	4.20	4,902,332.96	
UNITED INTERNET AG-REG SHARE	18,896	31.29	591,255.84	
E.ON SE	509,624	10.36	5,282,762.38	
EDF	102,694	8.59	882,552.23	
EDP RENOVAVEIS SA	62,564	22.28	1,393,925.92	
EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL SA	597,312	4.27	2,555,898.04	
ELIA GROUP SA/NV	5,662	130.40	738,324.80	
ENAGAS SA	58,025	20.03	1,162,240.75	
ENDESA SA	68,075	18.45	1,255,983.75	
ENEL SPA	1,820,333	5.77	10,503,321.41	
ENGIE	393,926	11.80	4,651,478.20	
FORTUM OYJ	109,087	16.70	1,822,298.33	
IBERDROLA SA	1,309,446	9.54	12,497,352.62	
NATURGY ENERGY GROUP SA	42,147	25.51	1,075,169.97	
RED ELECTRICA CORPORACION SA	106,278	17.55	1,865,178.90	
RWE AG	147,036	37.55	5,521,201.80	
SNAM SPA	453,261	5.00	2,266,305.00	
TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONA	316,658	7.16	2,267,904.59	
UNIPER SE	24,220	23.95	580,069.00	
VEOLIA ENVIRONNEMENT	142,863	27.97	3,995,878.11	
VERBUND AG	14,435	90.00	1,299,150.00	
ASM INTERNATIONAL NV	10,304	332.60	3,427,110.40	
ASML HOLDING NV	92,485	615.70	56,943,014.50	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	292,160	30.57	8,931,331.20	
STMICROELECTRONICS NV	150,733	39.89	6,013,493.03	
ユーロ 小計	40,855,769		1,003,388,958.32 (134,805,306,550)	
合計	239,430,343		1,465,188,373,986 (1,465,188,373,986)	

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
アメリカ ドル	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	33,543	6,435,895.41	
		AMERICAN TOWER CORP	101,873	23,990,072.77	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	31,150	7,575,680.00	
		BOSTON PROPERTIES INC	32,691	4,122,988.92	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	22,261	3,646,574.41	
		CROWN CASTLE INTL CORP	96,661	16,945,639.91	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	64,257	8,844,976.05	
		DUKE REALTY CORP	88,130	4,943,211.70	
		EQUINIX INC	20,143	14,334,363.09	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	40,102	2,915,014.38	
		EQUITY RESIDENTIAL	79,621	7,014,610.10	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	14,244	4,787,123.52	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	30,623	5,967,197.78	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	122,587	4,138,537.12	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	153,054	2,862,109.80	
		INVITATION HOMES INC	131,641	5,277,487.69	
		IRON MOUNTAIN INC	62,756	3,294,062.44	
		KIMCO REALTY CORP	135,187	3,256,654.83	
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	126,065	2,571,726.00	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	26,401	5,417,485.20	
		PROLOGIS INC	165,162	25,747,104.18	
		PUBLIC STORAGE	35,185	13,128,227.20	
		REALTY INCOME CORP	126,078	8,419,488.84	
		REGENCY CENTERS CORP	34,913	2,360,118.80	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	24,254	7,892,494.14	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	74,084	9,640,550.92	
		SUN COMMUNITIES INC	26,313	4,517,678.97	
		UDR INC	72,294	4,088,948.64	
		VENTAS INC	91,502	5,613,647.70	
		VICI PROPERTIES INC	136,092	3,693,536.88	
VORNADO REALTY TRUST	33,946	1,541,487.86			
WELLTOWER INC	97,262	9,206,820.92			
WEYERHAEUSER CO	169,516	6,453,474.12			

		WP CAREY INC	41,405	3,321,095.05	
アメリカドル合計			2,540,996	243,966,085.34 (29,780,940,037)	
カナダドル	投資証券	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	23,300	1,265,190.00	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	30,800	784,168.00	
カナダドル合計			54,100	2,049,358.00 (199,423,026)	
オーストラリアドル	投資証券	DEXUS/AU	256,609	2,768,811.11	
		GOODMAN GROUP	377,593	8,582,688.89	
		GPT GROUP	401,511	1,983,464.34	
		MIRVAC GROUP	900,300	2,232,744.00	
		SCENTRE GROUP	1,107,864	3,378,985.20	
		STOCKLAND	543,065	2,248,289.10	
		VICINITY CENTRES	995,999	1,842,598.15	
オーストラリアドル合計			4,582,941	23,037,580.79 (2,110,472,776)	
イギリスポンド	投資証券	BRITISH LAND CO PLC	174,337	894,348.81	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	155,633	1,191,526.24	
		SEGRO PLC	260,851	3,367,586.41	
イギリスポンド合計			590,821	5,453,461.46 (877,680,087)	
香港ドル	投資証券	LINK REIT	462,600	30,786,030.00	
香港ドル合計			462,600	30,786,030.00 (480,262,068)	
シンガポールドル	投資証券	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	742,800	2,161,548.00	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMER	1,054,771	2,320,496.20	
		MAPLETREE COMMERCIAL TRUST	383,600	728,840.00	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	704,700	1,303,695.00	
シンガポールドル合計			2,885,871	6,514,579.20 (586,051,544)	
ユーロ	投資証券	COVIVIO	13,302	918,104.04	
		GECINA SA	9,117	954,549.90	
		KLEPIERRE	53,185	1,208,895.05	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	27,221	1,666,197.41	
ユーロ合計			102,825	4,747,746.40 (637,859,728)	

合計		34,672,689,266 (34,672,689,266)
----	--	------------------------------------

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

#### 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 608 銘柄	97.32%	—	72.04%
	投資証券 34 銘柄	—	2.68%	1.99%
カナダドル	株式 86 銘柄	99.66%	—	3.84%
	投資証券 2 銘柄	—	0.34%	0.01%
オーストラリアドル	株式 53 銘柄	94.03%	—	2.22%
	投資証券 7 銘柄	—	5.97%	0.14%
イギリスポンド	株式 78 銘柄	98.64%	—	4.25%
	投資証券 3 銘柄	—	1.36%	0.06%
スイスフラン	株式 41 銘柄	100.00%	—	3.03%
香港ドル	株式 30 銘柄	96.07%	—	0.78%
	投資証券 1 銘柄	—	3.93%	0.03%
シンガポールドル	株式 14 銘柄	88.91%	—	0.31%
	投資証券 4 銘柄	—	11.09%	0.04%
ニュージーランドドル	株式 6 銘柄	100.00%	—	0.06%
スウェーデンクローネ	株式 44 銘柄	100.00%	—	1.05%
ノルウェークローネ	株式 12 銘柄	100.00%	—	0.23%
デンマーククローネ	株式 18 銘柄	100.00%	—	0.76%
イスラエルシェケル	株式 8 銘柄	100.00%	—	0.13%
ユーロ	株式 227 銘柄	99.53%	—	8.99%
	投資証券 4 銘柄	—	0.47%	0.04%

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

#### 外国債券インデックスマザーファンド

#### 貸借対照表

(単位：円)

[令和4年3月25日現在]

資産の部

流動資産	
預金	1,895,165,862
コール・ローン	2,985,726,454
国債証券	282,341,505,121
派生商品評価勘定	115,275,706
未収入金	14,180,308,880
未収利息	1,714,216,881
前払費用	266,939,447
流動資産合計	303,499,138,351
資産合計	303,499,138,351
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	127,213,880
未払金	10,331,297
未払解約金	15,394,822,986
未払利息	185
流動負債合計	15,532,368,348
負債合計	15,532,368,348
純資産の部	
元本等	
元本	124,510,080,427
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	163,456,689,576
元本等合計	287,966,770,003
純資産合計	287,966,770,003
負債純資産合計	303,499,138,351

#### 注記表

##### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

##### (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

##### (貸借対照表に関する注記)

	[令和4年3月25日現在]
1. 期首	令和3年3月26日
期首元本額	84,986,062,532円
期中追加設定元本額	57,180,602,111円
期中一部解約元本額	17,656,584,216円
元本の内訳※	
三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定型)	280,322,314円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定成長型)	558,210,143円



三菱UFJ	ライフセレクトファンド(成長型)	329,549,455円
三菱UFJ	外国債券オープン	972,399,292円
三菱UFJ	プライムバランス(安定型)(確定拠出年金)	2,148,093,558円
三菱UFJ	プライムバランス(安定成長型)(確定拠出年金)	5,566,625,402円
三菱UFJ	プライムバランス(成長型)(確定拠出年金)	3,796,157,594円
三菱UFJ	6資産バランスファンド(2ヵ月分配型)	576,833,011円
三菱UFJ	6資産バランスファンド(成長型)	92,835,365円
	ファンド・マネジャー(海外債券)	611,376,368円
eMAXIS	先進国債券インデックス	4,443,931,134円
eMAXIS	バランス(8資産均等型)	2,091,129,124円
eMAXIS	バランス(波乗り型)	233,719,853円
三菱UFJ	プライムバランス(8資産)(確定拠出年金)	769,750,016円
	コアバランス	1,378,486円
三菱UFJ	ターゲット・イヤー・ファンド2030(確定拠出年金)	183,877,430円
三菱UFJ	ターゲット・イヤー・ファンド2040(確定拠出年金)	98,795,603円
三菱UFJ	ターゲット・イヤー・ファンド2050(確定拠出年金)	56,233,373円
eMAXIS	Slim 先進国債券インデックス	18,897,159,713円
	海外債券セレクション(ラップ向け)	3,718,365,933円
eMAXIS	Slim バランス(8資産均等型)	7,371,637,681円
	つみたて8資産均等バランス	3,310,717,609円
	つみたて4資産均等バランス	1,029,210,854円
eMAXIS	マイマネージャー 1970s	1,884,690円
eMAXIS	マイマネージャー 1980s	606,799円
eMAXIS	マイマネージャー 1990s	95,327円
三菱UFJ	ターゲット・イヤー・ファンド2035(確定拠出年金)	92,554,260円
三菱UFJ	ターゲット・イヤー・ファンド2045(確定拠出年金)	46,961,356円
三菱UFJ	ターゲット・イヤー・ファンド2055(確定拠出年金)	22,793,120円
三菱UFJ	DC年金バランス(株式15)	373,474,360円
三菱UFJ	DC年金バランス(株式40)	506,904,700円
三菱UFJ	DC年金バランス(株式65)	550,199,221円
三菱UFJ	DC年金インデックス(先進国債券)	479,744,387円
三菱UFJ	ターゲット・イヤー・ファンド2060(確定拠出年金)	23,773,024円
三菱UFJ	DC年金バランス(株式25)	93,100,697円
三菱UFJ	ターゲット・イヤー・ファンド2065(確定拠出年金)	6,633,636円
	ラップ向けインデックスf 先進国債券	2,566,390,781円
三菱UFJ	DC年金バランス(株式80)	642,830円
	ラップ向けアクティブアロケーションファンド	648,065円
三菱UFJ	外国債券オープン(確定拠出年金)	2,851,092,014円
	ワールド・インカムオープン	1,147,433,551円
三菱UFJ	DC海外債券インデックスファンド	12,200,571,311円
三菱UFJ	世界国債インデックスファンド(毎月分配型)	434,969,197円
三菱UFJ	世界国債インデックスファンド(年1回決算型)	1,755,215,011円
eMAXIS	バランス(4資産均等型)	532,536,936円
eMAXIS	最適化バランス(マイゴールキーパー)	441,912,295円
eMAXIS	最適化バランス(マイディフェンダー)	179,778,735円
eMAXIS	最適化バランス(マイミッドフィルダー)	125,851,363円
eMAXIS	最適化バランス(マイフォワード)	38,352,557円

eMAXIS 最適化バランス (マイストライカー)	15,192,655 円
三菱UFJ 外国債券ファンドVA (適格機関投資家限定)	1,538,219,309 円
三菱UFJ ライフセレクトファンド (安定成長型) VA (適格機関投資家限定)	8,944 円
三菱UFJ 外国債券ファンドVA2 (適格機関投資家限定)	14,860,172 円
MUAM 世界債券オープン (適格機関投資家限定)	3,024,061,718 円
三菱UFJ バランスファンド45VA (適格機関投資家限定)	25,560,980 円
三菱UFJ バランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	2,036,264,269 円
三菱UFJ バランスファンドVA 40型 (適格機関投資家限定)	1,387,514,918 円
MUAM 外国債券インデックスファンド (適格機関投資家限定)	24,070,256,801 円
三菱UFJ バランスファンドVA 50型 (適格機関投資家限定)	590,302,724 円
三菱UFJ バランスファンド55VA (適格機関投資家限定)	3,662,785 円
三菱UFJ バランスファンドVA 30型 (適格機関投資家限定)	866,037 円
三菱UFJ バランスファンド20VA (適格機関投資家限定)	1,759,415,717 円
アドバンスト・バランスI (FOFs用) (適格機関投資家限定)	76,363,523 円
アドバンスト・バランスII (FOFs用) (適格機関投資家限定)	119,794,744 円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション (適格機関投資家転売制限付)	114,385,679 円
世界8資産バランスファンドVL (適格機関投資家限定)	26,026,619 円
MUKAM 外国債券インデックスファンド2 (適格機関投資家限定)	2,812,365,357 円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション2 (適格機関投資家限定)	107,896,372 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (安定型) VA	1,722,924 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (安定成長型) VA	3,919,693 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (成長型) VA	1,476,166 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (積極型) VA	888,145 円
三菱UFJ 外国債券インデックスファンドVA	11,613,127 円
三菱UFJ バランスVA30D (適格機関投資家限定)	7,069,600 円
三菱UFJ バランスVA60D (適格機関投資家限定)	17,469,659 円
三菱UFJ バランスVA30G (適格機関投資家限定)	6,967,186 円
三菱UFJ バランスVA60G (適格機関投資家限定)	21,664,140 円
外国債券インデックスファンドi (適格機関投資家限定)	1,875,011,174 円
三菱UFJ <DC>外国債券インデックスファンド	1,884,627,277 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (安定型)	205,676,046 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (安定成長型)	553,128,160 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (成長型)	421,613,199 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (積極型)	161,785,074 円
合計	124,510,080,427 円
2. 受益権の総数	124,510,080,427 円

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 3年 3月 26日 至 令和 4年 3月 25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、運用の効率化を図るために、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。</p> <p>当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。</p> <p>また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4 年 3 月 25 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券            売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引            デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品            上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

### (有価証券に関する注記)

#### 売買目的有価証券

種類	[令和 4 年 3 月 25 日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	△18,070,811,393
合計	△18,070,811,393

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

### (デリバティブ取引に関する注記)

#### 取引の時価等に関する事項

#### 通貨関連

[令和 4 年 3 月 25 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				

アメリカドル	90,329,136	90,325,140	△3,996
カナダドル	4,865,095	4,865,050	△45
イギリスポンド	11,264,463	11,264,624	161
ユーロ	2,522,551,705	2,637,630,895	115,079,190
売建			
アメリカドル	7,168,211,282	7,227,362,072	△59,150,790
カナダドル	300,501,240	303,585,984	△3,084,744
オーストラリアドル	238,400,821	240,929,303	△2,528,482
イギリスポンド	805,099,680	811,074,096	△5,974,416
シンガポールドル	61,545,240	62,066,397	△521,157
マレーシアリンギット	77,409,524	78,287,022	△877,498
スウェーデンクローネ	43,938,300	44,555,700	△617,400
ノルウェークローネ	42,293,952	42,656,643	△362,691
デンマーククローネ	64,119,232	64,654,800	△535,568
メキシコペソ	110,883,520	112,562,338	△1,678,818
イスラエルシケル	62,359,809	62,981,728	△621,919
ポーランドズロチ	64,070,523	63,874,168	196,355
中国元	28,517,100	28,750,050	△232,950
オフショア元	151,621,290	153,059,085	△1,437,795
ユーロ	5,643,027,265	5,692,612,876	△49,585,611
合計	17,491,009,177	17,733,097,971	△11,938,174

(注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[令和4年3月25日現在]
1口当たり純資産額	2.3128円

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
アメリカ ドル	国債証券	0.125 T-NOTE 230630	10,000,000.00	9,797,656.25	
		0.125 T-NOTE 230715	5,300,000.00	5,181,578.12	
		0.125 T-NOTE 230731	7,200,000.00	7,033,500.00	
		0.125 T-NOTE 230815	4,500,000.00	4,392,070.31	
		0.125 T-NOTE 230831	5,000,000.00	4,876,562.50	
		0.125 T-NOTE 230915	6,350,000.00	6,178,351.56	
		0.125 T-NOTE 231015	4,200,000.00	4,074,984.37	
		0.125 T-NOTE 231215	8,500,000.00	8,213,125.00	
		0.125 T-NOTE 240115	9,100,000.00	8,767,281.25	
		0.125 T-NOTE 240215	6,800,000.00	6,541,812.50	
		0.25 T-NOTE 230615	1,300,000.00	1,276,335.93	
		0.25 T-NOTE 231115	4,700,000.00	4,560,101.56	
		0.25 T-NOTE 250630	6,650,000.00	6,205,800.78	
		0.25 T-NOTE 250731	5,800,000.00	5,398,078.12	
		0.375 T-NOTE 240415	5,300,000.00	5,111,601.56	
		0.375 T-NOTE 240715	7,700,000.00	7,373,953.12	
		0.375 T-NOTE 240815	7,200,000.00	6,881,625.00	
		0.375 T-NOTE 240915	10,000,000.00	9,535,546.87	
		0.375 T-NOTE 250430	1,870,000.00	1,758,822.65	
		0.375 T-NOTE 251130	10,150,000.00	9,415,710.93	
		0.375 T-NOTE 260131	7,700,000.00	7,121,898.43	
		0.375 T-NOTE 270930	8,300,000.00	7,438,875.00	
		0.5 T-NOTE 270430	7,780,000.00	7,084,662.50	
		0.5 T-NOTE 270531	4,280,000.00	3,890,118.75	
		0.5 T-NOTE 270630	3,000,000.00	2,722,617.18	
		0.5 T-NOTE 270831	8,950,000.00	8,097,652.34	
0.625 T-NOTE 241015	7,400,000.00	7,090,414.05			

0.625 T-NOTE 260731	7,930,000.00	7,338,967.18	
0.625 T-NOTE 271231	9,630,000.00	8,709,507.41	
0.625 T-NOTE 300515	10,140,000.00	8,837,643.75	
0.625 T-NOTE 300815	12,260,000.00	10,642,254.68	
0.75 T-NOTE 241115	4,700,000.00	4,508,878.89	
0.75 T-NOTE 260331	15,950,000.00	14,928,203.12	
0.75 T-NOTE 260831	5,500,000.00	5,115,429.68	
0.75 T-NOTE 280131	9,650,000.00	8,772,830.07	
0.875 T-NOTE 260630	8,300,000.00	7,777,359.37	
0.875 T-NOTE 260930	10,000,000.00	9,335,937.50	
0.875 T-NOTE 301115	14,480,000.00	12,810,275.00	
1 T-NOTE 241215	8,000,000.00	7,718,125.00	
1.125 T-BOND 400815	250,000.00	195,156.25	
1.125 T-NOTE 250228	4,150,000.00	4,007,181.63	
1.125 T-NOTE 261031	5,900,000.00	5,570,890.62	
1.125 T-NOTE 270228	2,950,000.00	2,779,683.59	
1.125 T-NOTE 310215	10,470,000.00	9,455,718.75	
1.25 T-BOND 500515	6,800,000.00	5,016,593.75	
1.25 T-NOTE 230731	5,830,000.00	5,782,175.78	
1.25 T-NOTE 261130	7,300,000.00	6,928,156.25	
1.25 T-NOTE 261231	8,200,000.00	7,775,265.62	
1.25 T-NOTE 280331	9,950,000.00	9,306,748.03	
1.25 T-NOTE 280430	2,500,000.00	2,335,449.21	
1.25 T-NOTE 280630	8,480,000.00	7,906,274.99	
1.25 T-NOTE 280930	8,000,000.00	7,439,374.99	
1.25 T-NOTE 310815	11,130,000.00	10,098,735.93	
1.375 T-BOND 401115	6,700,000.00	5,457,882.81	
1.375 T-BOND 500815	7,500,000.00	5,708,789.06	
1.375 T-NOTE 230630	2,900,000.00	2,886,406.25	
1.375 T-NOTE 230831	6,550,000.00	6,501,386.71	
1.375 T-NOTE 230930	6,450,000.00	6,396,082.02	
1.375 T-NOTE 250131	5,320,000.00	5,177,648.43	
1.375 T-NOTE 281031	5,400,000.00	5,057,859.37	
1.375 T-NOTE 281231	9,300,000.00	8,706,035.15	
1.375 T-NOTE 311115	11,500,000.00	10,530,585.92	
1.5 T-NOTE 240930	6,000,000.00	5,881,406.25	

1.5 T-NOTE 241031	4,100,000.00	4,015,117.18	
1.5 T-NOTE 241130	3,930,000.00	3,846,487.50	
1.5 T-NOTE 250215	4,500,000.00	4,392,949.21	
1.5 T-NOTE 260815	8,040,000.00	7,735,987.50	
1.5 T-NOTE 270131	4,940,000.00	4,734,681.25	
1.5 T-NOTE 281130	8,850,000.00	8,351,150.35	
1.5 T-NOTE 300215	6,940,000.00	6,508,418.75	
1.625 T-BOND 501115	8,170,000.00	6,624,082.81	
1.625 T-NOTE 230430	2,050,000.00	2,048,398.43	
1.625 T-NOTE 230531	9,650,000.00	9,638,691.40	
1.625 T-NOTE 231031	5,470,000.00	5,434,530.46	
1.625 T-NOTE 260215	7,260,000.00	7,045,035.93	
1.625 T-NOTE 260515	12,770,000.00	12,371,935.15	
1.625 T-NOTE 261031	2,000,000.00	1,932,343.75	
1.625 T-NOTE 261130	3,400,000.00	3,286,046.87	
1.625 T-NOTE 290815	10,020,000.00	9,513,520.31	
1.625 T-NOTE 310515	13,750,000.00	12,943,261.71	
1.75 T-BOND 410815	8,030,000.00	6,934,657.80	
1.75 T-NOTE 230515	6,800,000.00	6,803,453.12	
1.75 T-NOTE 240731	5,150,000.00	5,087,636.71	
1.75 T-NOTE 241231	3,350,000.00	3,296,085.93	
1.75 T-NOTE 261231	4,300,000.00	4,174,695.31	
1.75 T-NOTE 290131	4,700,000.00	4,507,777.33	
1.875 T-BOND 410215	8,100,000.00	7,184,636.71	
1.875 T-BOND 510215	9,510,000.00	8,205,346.87	
1.875 T-BOND 511115	7,680,000.00	6,643,799.98	
1.875 T-NOTE 320215	3,300,000.00	3,164,906.25	
2 T-BOND 411115	7,020,000.00	6,325,129.68	
2 T-BOND 500215	5,620,000.00	5,004,214.84	
2 T-BOND 510815	8,850,000.00	7,878,574.21	
2 T-NOTE 240430	3,600,000.00	3,584,531.25	
2 T-NOTE 240531	11,730,000.00	11,670,433.59	
2 T-NOTE 240630	7,000,000.00	6,965,546.86	
2 T-NOTE 250215	8,110,000.00	8,029,533.59	
2 T-NOTE 250815	3,790,000.00	3,739,071.87	
2 T-NOTE 261115	4,100,000.00	4,025,367.18	

2. 125 T-NOTE 231130	3, 300, 000. 00	3, 302, 578. 12	
2. 125 T-NOTE 240229	7, 550, 000. 00	7, 541, 152. 34	
2. 125 T-NOTE 240331	10, 160, 000. 00	10, 156, 825. 00	
2. 125 T-NOTE 240731	3, 450, 000. 00	3, 438, 275. 38	
2. 125 T-NOTE 240930	3, 300, 000. 00	3, 283, 757. 81	
2. 125 T-NOTE 241130	1, 900, 000. 00	1, 889, 164. 06	
2. 125 T-NOTE 250515	7, 770, 000. 00	7, 711, 421. 48	
2. 125 T-NOTE 260531	5, 000, 000. 00	4, 941, 015. 61	
2. 25 T-BOND 410515	7, 290, 000. 00	6, 861, 712. 50	
2. 25 T-BOND 490815	4, 430, 000. 00	4, 171, 121. 87	
2. 25 T-BOND 520215	1, 050, 000. 00	992, 742. 18	
2. 25 T-NOTE 231231	4, 190, 000. 00	4, 201, 457. 03	
2. 25 T-NOTE 240131	8, 750, 000. 00	8, 766, 406. 25	
2. 25 T-NOTE 240430	7, 600, 000. 00	7, 598, 812. 50	
2. 25 T-NOTE 241031	4, 800, 000. 00	4, 789, 500. 00	
2. 25 T-NOTE 241115	3, 550, 000. 00	3, 543, 621. 09	
2. 25 T-NOTE 251115	7, 390, 000. 00	7, 347, 853. 89	
2. 25 T-NOTE 270215	8, 290, 000. 00	8, 228, 472. 65	
2. 25 T-NOTE 270815	9, 690, 000. 00	9, 626, 409. 37	
2. 25 T-NOTE 271115	8, 090, 000. 00	8, 023, 320. 69	
2. 375 T-BOND 420215	500, 000. 00	479, 843. 75	
2. 375 T-BOND 491115	4, 200, 000. 00	4, 063, 171. 87	
2. 375 T-BOND 510515	8, 510, 000. 00	8, 240, 073. 41	
2. 375 T-NOTE 240815	6, 390, 000. 00	6, 401, 482. 03	
2. 375 T-NOTE 270515	1, 460, 000. 00	1, 460, 114. 06	
2. 375 T-NOTE 290515	5, 000, 000. 00	4, 992, 968. 74	
2. 5 T-BOND 460215	3, 450, 000. 00	3, 358, 628. 90	
2. 5 T-BOND 460515	3, 930, 000. 00	3, 828, 065. 62	
2. 5 T-NOTE 230815	7, 900, 000. 00	7, 967, 890. 62	
2. 5 T-NOTE 240131	6, 400, 000. 00	6, 439, 500. 00	
2. 5 T-NOTE 240515	9, 100, 000. 00	9, 149, 054. 68	
2. 5 T-NOTE 250131	3, 350, 000. 00	3, 363, 740. 23	
2. 5 T-NOTE 260228	3, 450, 000. 00	3, 459, 164. 06	
2. 625 T-NOTE 230630	2, 600, 000. 00	2, 627, 828. 12	
2. 625 T-NOTE 250331	6, 310, 000. 00	6, 359, 543. 34	
2. 625 T-NOTE 251231	6, 500, 000. 00	6, 546, 718. 75	



2.625 T-NOTE 260131	4,800,000.00	4,833,750.00	
2.625 T-NOTE 290215	6,410,000.00	6,500,140.62	
2.75 T-BOND 420815	1,320,000.00	1,337,737.50	
2.75 T-BOND 470815	3,060,000.00	3,150,604.68	
2.75 T-BOND 471115	3,370,000.00	3,468,993.75	
2.75 T-NOTE 230430	6,100,000.00	6,169,816.40	
2.75 T-NOTE 230531	6,400,000.00	6,476,500.00	
2.75 T-NOTE 230731	700,000.00	707,984.37	
2.75 T-NOTE 231115	13,040,000.00	13,182,625.00	
2.75 T-NOTE 240215	8,260,000.00	8,350,343.75	
2.75 T-NOTE 250228	3,440,000.00	3,478,700.00	
2.75 T-NOTE 250630	5,170,000.00	5,227,556.63	
2.75 T-NOTE 250831	8,250,000.00	8,341,523.43	
2.75 T-NOTE 280215	10,640,000.00	10,841,993.75	
2.875 T-BOND 430515	3,430,000.00	3,540,671.09	
2.875 T-BOND 450815	2,800,000.00	2,903,906.25	
2.875 T-BOND 461115	3,520,000.00	3,681,699.99	
2.875 T-BOND 490515	5,750,000.00	6,129,140.62	
2.875 T-NOTE 230930	4,150,000.00	4,206,414.06	
2.875 T-NOTE 231031	3,700,000.00	3,750,875.00	
2.875 T-NOTE 250430	6,000,000.00	6,091,406.25	
2.875 T-NOTE 250531	4,230,000.00	4,294,441.40	
2.875 T-NOTE 251130	3,800,000.00	3,861,453.12	
2.875 T-NOTE 280515	12,490,000.00	12,813,471.47	
2.875 T-NOTE 280815	11,510,000.00	11,822,028.90	
3 T-BOND 420515	2,570,000.00	2,711,952.34	
3 T-BOND 441115	3,370,000.00	3,557,456.25	
3 T-BOND 450515	2,990,000.00	3,160,757.02	
3 T-BOND 451115	800,000.00	848,937.49	
3 T-BOND 470215	4,660,000.00	4,985,107.81	
3 T-BOND 470515	2,790,000.00	2,989,659.37	
3 T-BOND 480215	4,680,000.00	5,061,712.50	
3 T-BOND 480815	5,360,000.00	5,805,550.00	
3 T-BOND 490215	5,790,000.00	6,305,219.53	
3 T-NOTE 250930	4,600,000.00	4,690,921.86	
3 T-NOTE 251031	8,300,000.00	8,467,296.87	

		3. 125 T-BOND 411115	1,990,000.00	2,140,493.75	
		3. 125 T-BOND 420215	2,750,000.00	2,958,828.12	
		3. 125 T-BOND 430215	910,000.00	976,401.56	
		3. 125 T-BOND 440815	4,850,000.00	5,222,843.75	
		3. 125 T-BOND 480515	4,060,000.00	4,497,718.75	
		3. 125 T-NOTE 281115	9,940,000.00	10,371,768.75	
		3. 375 T-BOND 440515	2,760,000.00	3,084,515.62	
		3. 375 T-BOND 481115	5,430,000.00	6,313,223.43	
		3. 5 T-BOND 390215	220,000.00	251,160.93	
		3. 625 T-BOND 430815	5,300,000.00	6,128,125.00	
		3. 625 T-BOND 440215	3,090,000.00	3,578,364.84	
		3. 75 T-BOND 410815	2,010,000.00	2,356,882.03	
		3. 75 T-BOND 431115	2,630,000.00	3,096,825.00	
		3. 875 T-BOND 400815	2,560,000.00	3,049,600.00	
		4. 25 T-BOND 390515	570,000.00	711,609.37	
		4. 25 T-BOND 401115	2,200,000.00	2,741,062.49	
		4. 375 T-BOND 391115	1,930,000.00	2,446,576.56	
		4. 375 T-BOND 400515	1,630,000.00	2,069,208.58	
		4. 375 T-BOND 410515	1,510,000.00	1,915,812.50	
		4. 5 T-BOND 360215	1,000,000.00	1,260,781.25	
		4. 5 T-BOND 380515	730,000.00	933,943.75	
		4. 5 T-BOND 390815	2,630,000.00	3,382,426.56	
		4. 625 T-BOND 400215	5,170,000.00	6,757,351.56	
		4. 75 T-BOND 410215	1,600,000.00	2,122,625.00	
		5 T-BOND 370515	1,740,000.00	2,321,948.43	
		5. 25 T-BOND 281115	1,530,000.00	1,798,108.58	
		5. 375 T-BOND 310215	1,010,000.00	1,257,923.43	
		6 T-BOND 260215	1,900,000.00	2,157,242.18	
		6. 125 T-BOND 271115	3,860,000.00	4,616,620.31	
		6. 25 T-BOND 230815	4,530,000.00	4,802,861.71	
		6. 25 T-BOND 300515	1,150,000.00	1,483,230.46	
		アメリカドル合計	1,155,720,000.00	1,128,773,514.60 (137,789,382,927)	
カナダドル	国債証券	0. 25 CAN GOVT 240401	3,850,000.00	3,709,297.90	
		0. 25 CAN GOVT 260301	2,200,000.00	2,036,005.40	
		0. 5 CAN GOVT 301201	5,400,000.00	4,614,445.80	

		1 CAN GOVT 270601	1,930,000.00	1,810,864.96	
		1.25 CAN GOVT 250301	2,100,000.00	2,044,224.00	
		1.25 CAN GOVT 300601	3,510,000.00	3,226,834.26	
		1.5 CAN GOVT 230601	3,410,000.00	3,392,936.36	
		1.5 CAN GOVT 240901	2,000,000.00	1,969,958.00	
		1.5 CAN GOVT 260601	3,200,000.00	3,106,931.20	
		1.5 CAN GOVT 310601	2,900,000.00	2,691,878.60	
		1.5 CAN GOVT 311201	700,000.00	646,947.00	
		1.75 CAN GOVT 230301	1,300,000.00	1,300,354.90	
		1.75 CAN GOVT 531201	1,640,000.00	1,378,403.60	
		2 CAN GOVT 230901	3,000,000.00	2,999,589.00	
		2 CAN GOVT 280601	1,650,000.00	1,623,570.30	
		2 CAN GOVT 511201	4,660,000.00	4,209,741.48	
		2.25 CAN GOVT 240301	2,150,000.00	2,155,269.65	
		2.25 CAN GOVT 250601	3,100,000.00	3,105,710.20	
		2.25 CAN GOVT 290601	2,210,000.00	2,203,591.00	
		2.5 CAN GOVT 240601	2,700,000.00	2,720,806.20	
		2.75 CAN GOVT 481201	1,230,000.00	1,292,760.75	
		2.75 CANADA GOVER 641201	800,000.00	847,283.20	
		3.5 CAN GOVT 451201	1,110,000.00	1,304,095.71	
		4 CAN GOVT 410601	800,000.00	979,856.80	
		5 CAN GOVT 370601	770,000.00	1,010,847.53	
		5.75 CAN GOVT 290601	1,450,000.00	1,779,489.30	
		5.75 CAN GOVT 330601	1,050,000.00	1,385,580.00	
カナダドル合計			60,820,000.00	59,547,273.10	(5,794,545,145)
オーストラリアドル	国債証券	0.25 AUST GOVT 241121	2,900,000.00	2,767,055.38	
		0.25 AUST GOVT 251121	3,450,000.00	3,198,057.54	
		1 AUST GOVT 301221	1,110,000.00	961,804.54	
		1 AUST GOVT 311121	2,010,000.00	1,713,495.15	
		1.25 AUST GOVT 320521	2,500,000.00	2,166,753.37	
		1.5 AUST GOVT 310621	2,590,000.00	2,329,982.72	
		1.75 AUST GOVT 321121	2,230,000.00	2,018,735.15	
		1.75 AUST GOVT 510621	1,990,000.00	1,450,024.92	
		2.25 AUST GOVT 280521	1,250,000.00	1,226,782.91	
		2.5 AUST GOVT 300521	3,940,000.00	3,883,969.85	

		2.75 AUST GOVT 240421	900,000.00	922,910.85	
		2.75 AUST GOVT 271121	2,090,000.00	2,114,101.88	
		2.75 AUST GOVT 281121	1,230,000.00	1,240,763.60	
		2.75 AUST GOVT 291121	2,210,000.00	2,223,489.61	
		2.75 AUST GOVT 350621	960,000.00	946,636.93	
		2.75 AUST GOVT 410521	520,000.00	493,600.15	
		3 AUST GOVT 470321	1,460,000.00	1,415,050.93	
		3.25 AUST GOVT 250421	2,760,000.00	2,845,712.35	
		3.25 AUST GOVT 290421	3,160,000.00	3,285,545.53	
		3.25 AUST GOVT 390621	2,040,000.00	2,099,455.59	
		3.75 AUST GOVT 370421	1,300,000.00	1,427,506.60	
		4.25 AUST GOVT 260421	3,320,000.00	3,558,159.86	
		4.5 AUST GOVT 330421	2,210,000.00	2,570,767.03	
		4.75 AUST GOVT 270421	2,700,000.00	2,990,726.82	
オーストラリアドル合計			50,830,000.00	49,851,089.26 (4,566,858,287)	
イギリス ポンド	国債証券	0.125 GILT 240131	2,500,000.00	2,442,863.00	
		0.125 GILT 260130	1,100,000.00	1,049,792.26	
		0.25 GILT 250131	3,600,000.00	3,480,229.44	
		0.25 GILT 310731	2,360,000.00	2,082,393.20	
		0.375 GILT 301022	1,690,000.00	1,533,911.60	
		0.5 GILT 290131	550,000.00	513,698.15	
		0.625 GILT 250607	1,380,000.00	1,349,277.88	
		0.625 GILT 350731	2,090,000.00	1,793,617.10	
		0.625 GILT 501022	1,240,000.00	915,422.56	
		0.875 GILT 291022	2,060,000.00	1,968,837.17	
		0.875 GILT 460131	970,000.00	784,633.00	
		1 GILT 240422	1,700,000.00	1,688,427.08	
		1.125 GILT 390131	1,010,000.00	903,410.66	
		1.125 GILT 731022	450,000.00	377,716.50	
		1.25 GILT 270722	1,770,000.00	1,755,928.50	
		1.25 GILT 411022	2,630,000.00	2,362,607.90	
		1.25 GILT 510731	740,000.00	643,344.16	
		1.5 GILT 260722	3,490,000.00	3,507,641.25	
		1.5 GILT 470722	1,840,000.00	1,705,606.40	
		1.625 GILT 281022	1,540,000.00	1,558,009.99	

		1. 625 GILT 541022	1,530,000.00	1,462,833.00	
		1. 625 GILT 711022	1,530,000.00	1,530,566.10	
		1. 75 GILT 370907	2,210,000.00	2,181,270.00	
		1. 75 GILT 490122	1,180,000.00	1,158,559.40	
		1. 75 GILT 570722	2,130,000.00	2,123,610.00	
		2 GILT 250907	1,760,000.00	1,797,998.40	
		2. 5 GILT 650722	2,060,000.00	2,579,593.80	
		2. 75 GILT 240907	1,900,000.00	1,962,523.68	
		3. 25 GILT 440122	1,810,000.00	2,258,806.15	
		3. 5 GILT 450122	2,700,000.00	3,516,804.00	
		3. 5 GILT 680722	1,840,000.00	2,912,720.00	
		3. 75 GILT 520722	1,930,000.00	2,794,022.40	
		4 GILT 600122	1,700,000.00	2,773,091.00	
		4. 25 GILT 271207	2,320,000.00	2,673,800.00	
		4. 25 GILT 320607	2,750,000.00	3,422,237.50	
		4. 25 GILT 360307	1,750,000.00	2,278,255.00	
		4. 25 GILT 390907	1,450,000.00	1,973,305.00	
		4. 25 GILT 401207	1,290,000.00	1,778,703.60	
		4. 25 GILT 461207	2,350,000.00	3,452,103.00	
		4. 25 GILT 491207	1,080,000.00	1,642,993.20	
		4. 25 GILT 551207	1,570,000.00	2,550,465.00	
		4. 5 GILT 340907	1,630,000.00	2,127,753.10	
		4. 5 GILT 421207	2,250,000.00	3,270,892.50	
		4. 75 GILT 301207	2,330,000.00	2,943,396.73	
		4. 75 GILT 381207	1,730,000.00	2,459,229.60	
		5 GILT 250307	2,070,000.00	2,283,292.38	
		6 GILT 281207	1,540,000.00	1,983,751.00	
		イギリスポンド合計	85,100,000.00	96,309,943.34 (15,500,122,281)	
シンガポ ールドル	国債証券	1. 875 SINGAPORG OV 500301	700,000.00	606,200.00	
		1. 875 SINGAPORG OV 511001	950,000.00	818,909.50	
		2. 125 SINGAPORG OV 260601	1,530,000.00	1,534,284.00	
		2. 25 SINGAPORG OVT 360801	830,000.00	807,789.20	
		2. 375 SINGAPORG OV 250601	600,000.00	608,100.00	
		2. 375 SINGAPORG OV 390701	380,000.00	373,540.00	
		2. 625 SINGAPORG OV 280501	800,000.00	818,400.00	

		2. 75 SINGAPORGOVT 230701	1, 800, 000. 00	1, 827, 049. 14	
		2. 75 SINGAPORGOVT 460301	790, 000. 00	812, 910. 00	
		2. 875 SINGAPORGOV 290701	920, 000. 00	957, 720. 00	
		2. 875SINGAPORGOVT 300901	1, 140, 000. 00	1, 190, 160. 00	
		3 SINGAPORGOVT 240901	1, 000, 000. 00	1, 027, 300. 00	
		3. 375 SINGAPORGOV 330901	780, 000. 00	858, 390. 00	
		3. 5 SINGAPORGOVT 270301	760, 000. 00	806, 740. 00	
シンガポールドル合計			12, 980, 000. 00	13, 047, 491. 84 (1, 173, 752, 365)	
マレーシ アリンギ ット	国債証券	2. 632 MALAYSIAGOV 310415	1, 800, 000. 00	1, 635, 078. 60	
		3. 48 MALAYSIAGOV 230315	1, 600, 000. 00	1, 624, 505. 28	
		3. 502MALAYSIAGOV 270531	1, 400, 000. 00	1, 405, 356. 12	
		3. 733 MALAYSIAGO 280615	2, 100, 000. 00	2, 104, 896. 57	
		3. 757 MALAYSIAGOV 400522	1, 880, 000. 00	1, 738, 707. 52	
		3. 8 MALAYSIAGOV 230817	2, 150, 000. 00	2, 195, 090. 87	
		3. 828 MALAYSIAGOV 340705	2, 300, 000. 00	2, 218, 483. 79	
		3. 844 MALAYSIAGOV 330415	1, 400, 000. 00	1, 372, 043. 76	
		3. 882 MALAYSIAGOV 250314	1, 000, 000. 00	1, 024, 524. 10	
		3. 885 MALAYSIAGOV 290815	2, 000, 000. 00	2, 014, 645. 60	
		3. 892 MALAYSIAGOV 270315	1, 500, 000. 00	1, 534, 955. 70	
		3. 899 MALAYSIAGOV 271116	1, 100, 000. 00	1, 126, 196. 28	
		3. 9 MALAYSIAGOV 261130	2, 500, 000. 00	2, 553, 060. 25	
		3. 906 MALAYSIAGOV 260715	1, 400, 000. 00	1, 431, 448. 76	
		3. 955 MALAYSIAGOV 250915	3, 920, 000. 00	4, 030, 563. 60	
		4. 065 MALAYSIAGOV 500615	600, 000. 00	558, 028. 92	
		4. 181 MALAYSIAGOV 240715	4, 100, 000. 00	4, 229, 821. 17	
		4. 232MALAYSIAGOV 310630	1, 350, 000. 00	1, 388, 720. 56	
		4. 254 MALAYSIAGOV 350531	2, 150, 000. 00	2, 168, 058. 49	
		4. 392 MALAYSIAGOV 260415	900, 000. 00	940, 081. 14	
		4. 498 MALAYSIAGOV 300415	2, 240, 000. 00	2, 347, 514. 62	
		4. 642 MALAYSIAGOV 331107	1, 200, 000. 00	1, 256, 166. 96	
		4. 736 MALAYSIAGOV 460315	1, 650, 000. 00	1, 717, 227. 93	
4. 762 MALAYSIAGOV 370407	3, 340, 000. 00	3, 543, 794. 10			
4. 893 MALAYSIAGOV 380608	400, 000. 00	428, 423. 40			
4. 921 MALAYSIAGOV 480706	2, 020, 000. 00	2, 153, 911. 86			
4. 935 MALAYSIAGOV 430930	2, 200, 000. 00	2, 356, 224. 86			

マレーシアリングgit合計			50,200,000.00	51,097,530.81 (1,476,984,347)
スウェーデンクローネ	国債証券	0.125 SWD GOVT 310512	7,850,000.00	7,185,085.37
		0.75 SWD GOVT 280512	6,900,000.00	6,768,030.60
		0.75 SWD GOVT 291112	6,300,000.00	6,143,461.38
		1 SWD GOVT 261112	10,460,000.00	10,441,015.10
		1.5 SWD GOVT 231113	9,940,000.00	10,101,584.64
		2.25 SWD GOVT 320601	4,350,000.00	4,812,840.00
		2.5 SWD GOVT 250512	8,260,000.00	8,674,072.95
		3.5 SWD GOVT 390330	5,470,000.00	7,354,879.95
スウェーデンクローネ合計			59,530,000.00	61,480,969.99 (798,637,800)
ノルウェークローネ	国債証券	1.25 NORWE GOVT 310917	3,500,000.00	3,124,289.00
		1.375 NORWE GOVT 300819	7,570,000.00	6,905,058.77
		1.5 NORWE GOVT 260219	4,860,000.00	4,691,601.00
		1.75 NORWE GOVT 250313	8,950,000.00	8,792,515.80
		1.75 NORWE GOVT 270217	4,170,000.00	4,029,649.47
		1.75 NORWE GOVT 290906	4,200,000.00	3,976,334.04
		2 NORWE GOVT 230524	5,920,000.00	5,950,641.92
		2 NORWE GOVT 280426	6,200,000.00	6,019,580.00
		2.125 NORWE GOVT 320518	3,000,000.00	2,890,200.00
		3 NORWE GOVT 240314	8,300,000.00	8,440,270.00
ノルウェークローネ合計			56,670,000.00	54,820,140.00 (771,867,571)
デンマーククローネ	国債証券	0 DMK GOVT 241115	2,300,000.00	2,293,422.00
		0 DMK GOVT 311115	7,500,000.00	6,976,140.00
		0.25 DMK GOVT 521115	5,400,000.00	4,503,141.00
		0.5 DMK GOVT 271115	9,050,000.00	9,039,703.27
		0.5 DMK GOVT 291115	10,550,000.00	10,456,527.00
		1.5 DMK GOVT 231115	3,250,000.00	3,343,603.25
		1.75 DMK GOVT 251115	7,490,000.00	7,889,906.08
		4.5 DMK GOVT 391115	12,740,000.00	20,280,530.81
デンマーククローネ合計			58,280,000.00	64,782,973.41 (1,169,980,499)
メキシコペソ	国債証券	10 MEXICAN BONOS 241205	47,950,000.00	49,562,476.98
		10 MEXICAN BONOS 361120	5,150,000.00	5,814,661.06

		5. 75 MEXICAN BONO 260305	57,900,000.00	52,446,507.85	
		6. 75 MEXICAN BONO 230309	16,000,000.00	15,788,640.00	
		7. 5 MEXICAN BONOS 270603	40,250,000.00	38,440,330.21	
		7. 75 MEXICAN BONO 310529	34,350,000.00	32,844,954.75	
		7. 75 MEXICAN BONO 341123	11,200,000.00	10,589,376.00	
		7. 75 MEXICAN BONO 421113	23,890,000.00	22,082,243.70	
		8 MEXICAN BONOS 231207	28,430,000.00	28,206,559.24	
		8 MEXICAN BONOS 240905	12,000,000.00	11,854,920.00	
		8 MEXICAN BONOS 471107	25,900,000.00	24,472,813.39	
		8. 5 MEXICAN BONOS 290531	35,050,000.00	35,037,691.84	
		8. 5 MEXICAN BONOS 381118	25,700,000.00	25,810,245.29	
メキシコペソ合計			363,770,000.00	352,951,420.31 (2,145,415,208)	
イスラエル シェケル	国債証券	0. 5 ISRAEL FIXED 250430	4,000,000.00	3,885,000.00	
		1 ISRAEL FIXED BO 300331	2,800,000.00	2,568,440.00	
		1. 5 ISRAEL FIXED 370531	2,400,000.00	2,058,600.00	
		2. 25 ISRAEL FIXED 280928	4,180,000.00	4,298,294.00	
		3. 75 ISRAEL FIXED 240331	6,250,000.00	6,545,312.50	
		3. 75 ISRAEL FIXED 470331	1,950,000.00	2,171,325.00	
		4. 25 ISRAEL FIXED 230331	1,880,000.00	1,944,578.00	
		5. 5 ISRAEL FIXED 420131	2,780,000.00	3,896,448.00	
		6. 25 ISRAEL FIXED 261030	3,500,000.00	4,259,325.00	
イスラエルシェケル合計			29,740,000.00	31,627,322.50 (1,199,943,778)	
ポーランド ズロチ	国債証券	0. 25 POLAND 261025	3,000,000.00	2,361,000.00	
		1. 25 POLAND 301025	2,090,000.00	1,527,163.00	
		2. 25 POLAND 241025	4,000,000.00	3,683,900.00	
		2. 5 POLAND 240425	2,600,000.00	2,444,208.00	
		2. 5 POLAND 260725	6,540,000.00	5,745,063.00	
		2. 5 POLAND 270725	5,190,000.00	4,467,033.00	
		2. 75 POLAND 280425	4,760,000.00	4,081,343.00	
		2. 75 POLAND 291025	3,400,000.00	2,861,610.00	
		3. 25 POLAND 250725	7,300,000.00	6,770,932.50	
		4 POLAND 231025	4,300,000.00	4,198,262.00	
		5. 75 POLAND 290425	3,450,000.00	3,507,615.00	
ポーランドズロチ合計			46,630,000.00	41,648,129.50	



				(1,172,319,878)	
中国元	国債証券	2.36 CHINA GOVT 230702	11,000,000.00	11,011,441.10	
		2.37 CHINA GOVT 270120	8,000,000.00	7,919,990.56	
		2.56 CHINA GOVT 231021	9,000,000.00	9,035,730.00	
		2.68 CHINA GOVT 300521	6,000,000.00	5,899,819.92	
		2.69 CHINA GOVT 260812	1,000,000.00	1,004,220.00	
		2.85 CHINA GOVT 270604	6,000,000.00	6,053,709.00	
		2.89 CHINA GOVT 311118	4,000,000.00	4,025,842.40	
		2.9 CHINA GOVT 260505	6,000,000.00	6,066,195.00	
		2.94 CHINA GOVT 241017	6,000,000.00	6,080,004.60	
		3.01 CHINA GOVT 280513	6,000,000.00	6,071,550.60	
		3.02 CHINA GOVT 310527	5,000,000.00	5,050,237.50	
		3.03 CHINA GOVT 260311	8,000,000.00	8,135,199.20	
		3.12 CHINA GOVT 261205	10,000,000.00	10,219,266.00	
		3.13 CHINA GOVT 291121	7,000,000.00	7,125,099.10	
		3.17 CHINA GOVT 230419	12,000,000.00	12,133,155.60	
		3.25 CHINA GOVT 281122	6,000,000.00	6,167,208.60	
		3.27 CHINA GOVT 301119	6,000,000.00	6,186,060.00	
		3.28 CHINA GOVT 271203	7,000,000.00	7,211,583.40	
		3.39 CHINA GOVT 500316	4,000,000.00	3,936,821.20	
		3.53 CHINA GOVT 511018	3,000,000.00	3,087,225.60	
		3.54 CHINA GOVT 280816	4,000,000.00	4,196,933.60	
		3.57 CHINA GOVT 240622	10,000,000.00	10,287,449.00	
		3.61 CHINA GOVT 250607	10,000,000.00	10,388,146.00	
3.72 CHINA GOVT 510412	4,000,000.00	4,217,902.00			
3.81 CHINA GOVT 500914	4,000,000.00	4,247,872.80			
3.86 CHINA GOVT 490722	5,000,000.00	5,335,086.00			
4.08 CHINA GOVT 230822	8,000,000.00	8,250,695.20			
中国元合計		176,000,000.00	179,344,443.98	(3,438,409,614)	
ユーロ	国債証券	0 AUSTRIA GOVT 300220	1,450,000.00	1,364,827.00	
		0 AUSTRIA GOVT 310220	1,350,000.00	1,251,394.94	
		0 AUSTRIA GOVT 401020	550,000.00	444,826.25	
		0 BEL GOVT 311022	1,700,000.00	1,560,702.00	
		0 BUND 260815	5,680,000.00	5,640,245.68	
		0 BUND 271115	2,150,000.00	2,116,208.45	

0 BUND 290815	990,000.00	964,307.52	
0 BUND 300215	2,120,000.00	2,056,942.72	
0 BUND 300815	4,960,000.00	4,792,743.84	
0 BUND 310815	5,200,000.00	4,972,359.60	
0 BUND 350515	4,580,000.00	4,230,678.82	
0 BUND 500815	3,750,000.00	3,145,125.00	
0 BUND 500815	280,000.00	236,686.80	
0 BUND 520815	1,100,000.00	902,894.30	
0 FINNISH GOVT 240915	850,000.00	850,185.30	
0 FINNISH GOVT 300915	750,000.00	702,874.50	
0 IRISH GOVT 311018	350,000.00	318,348.80	
0 NETH GOVT 240115	1,540,000.00	1,544,730.88	
0 NETH GOVT 270115	1,350,000.00	1,327,522.20	
0 NETH GOVT 300715	2,650,000.00	2,522,927.20	
0 NETH GOVT 380115	700,000.00	608,731.06	
0 NETH GOVT 520115	1,300,000.00	1,021,293.00	
0 O. A. T 240225	2,000,000.00	2,006,272.00	
0 O. A. T 240325	2,000,000.00	2,004,364.00	
0 O. A. T 250225	3,200,000.00	3,186,165.76	
0 O. A. T 250325	5,280,000.00	5,258,547.36	
0 O. A. T 260225	4,600,000.00	4,545,623.40	
0 O. A. T 270225	3,600,000.00	3,518,283.60	
0 O. A. T 291125	4,730,000.00	4,481,580.40	
0 O. A. T 301125	5,840,000.00	5,445,157.60	
0 O. A. T 311125	5,500,000.00	5,038,848.80	
0 OBL 241018	4,400,000.00	4,411,079.20	
0 OBL 261009	2,900,000.00	2,873,221.40	
0 SPAIN GOVT 240531	3,100,000.00	3,093,400.72	
0 SPAIN GOVT 250131	2,930,000.00	2,910,755.76	
0 SPAIN GOVT 250531	2,800,000.00	2,764,487.60	
0 SPAIN GOVT 260131	2,100,000.00	2,057,899.20	
0 SPAIN GOVT 270131	2,800,000.00	2,705,900.40	
0 SPAIN GOVT 280131	2,800,000.00	2,666,885.20	
0.1 BEL GOVT 300622	1,500,000.00	1,423,914.61	
0.1 SPAIN GOVT 310430	2,660,000.00	2,399,692.40	
0.125 FINNISH GOV 310915	270,000.00	252,007.74	

0. 125 FINNISH GOV 360415	210,000.00	184,440.06	
0. 125 FINNISH GOV 520415	360,000.00	273,980.52	
0. 2 IRISH GOVT 301018	620,000.00	586,670.04	
0. 25 BUND 270215	3,190,000.00	3,196,061.00	
0. 25 BUND 280815	3,540,000.00	3,525,645.30	
0. 25 BUND 290215	5,700,000.00	5,668,655.70	
0. 25 FINNISH GOVT 400915	350,000.00	300,268.50	
0. 25 NETH GOVT 250715	1,930,000.00	1,938,530.60	
0. 25 NETH GOVT 290715	2,300,000.00	2,254,526.70	
0. 25 O. A. T 261125	4,750,000.00	4,715,643.25	
0. 35 ITALY GOVT 250201	2,260,000.00	2,244,338.20	
0. 35 SPAIN GOVT 230730	2,720,000.00	2,740,443.52	
0. 4 BEL GOVT 400622	600,000.00	508,126.20	
0. 4 IRISH GOVT 350515	700,000.00	631,895.13	
0. 45 ITALY GOVT 290215	1,400,000.00	1,295,315.00	
0. 5 AUSTRIA GOVT 270420	1,400,000.00	1,406,280.40	
0. 5 AUSTRIA GOVT 290220	1,310,000.00	1,297,165.93	
0. 5 BEL GOVT 241022	1,740,000.00	1,763,349.06	
0. 5 BUND 250215	5,360,000.00	5,445,524.16	
0. 5 BUND 260215	6,420,000.00	6,517,121.76	
0. 5 BUND 270815	3,820,000.00	3,867,268.68	
0. 5 BUND 280215	3,230,000.00	3,269,225.12	
0. 5 FINNISH GOVT 260415	1,670,000.00	1,684,863.00	
0. 5 FINNISH GOVT 270915	700,000.00	701,521.10	
0. 5 FINNISH GOVT 280915	580,000.00	576,652.82	
0. 5 FINNISH GOVT 290915	720,000.00	710,882.64	
0. 5 FINNISH GOVT 430415	330,000.00	292,444.02	
0. 5 ITALY GOVT 260201	2,450,000.00	2,414,249.60	
0. 5 ITALY GOVT 280715	2,000,000.00	1,885,004.28	
0. 5 NETH GOVT 260715	3,850,000.00	3,892,989.10	
0. 5 NETH GOVT 400115	1,170,000.00	1,107,606.24	
0. 5 O. A. T 250525	3,440,000.00	3,477,324.00	
0. 5 O. A. T 260525	5,300,000.00	5,334,884.60	
0. 5 O. A. T 290525	4,400,000.00	4,354,438.00	
0. 5 O. A. T 400525	2,630,000.00	2,300,192.74	
0. 5 O. A. T 440625	1,470,000.00	1,234,481.01	

0.5 O. A. T 720525	1,100,000.00	688,729.35	
0.5 SPAIN GOVT 300430	2,230,000.00	2,131,956.54	
0.5 SPAIN GOVT 311031	2,300,000.00	2,129,252.60	
0.6 ITALY GOVT 310801	3,750,000.00	3,317,432.70	
0.6 SPAIN GOVT 291031	2,200,000.00	2,135,636.80	
0.65 BEL GOVT 710622	590,000.00	388,469.74	
0.65 ITALY GOVT 231015	4,720,000.00	4,771,802.00	
0.75 AUSTRIA GOVT 261020	1,940,000.00	1,973,585.28	
0.75 AUSTRIA GOVT 280220	1,510,000.00	1,530,943.70	
0.75 AUSTRIA GOVT 510320	780,000.00	701,101.44	
0.75 FINNISH GOVT 310415	820,000.00	817,473.58	
0.75 NETH GOVT 270715	2,670,000.00	2,722,008.93	
0.75 NETH GOVT 280715	2,150,000.00	2,189,237.50	
0.75 O. A. T 280525	6,000,000.00	6,072,300.00	
0.75 O. A. T 281125	5,960,000.00	6,020,219.84	
0.75 O. A. T 520525	3,690,000.00	3,067,891.83	
0.75 O. A. T 530525	1,080,000.00	882,783.36	
0.8 BEL GOVT 250622	2,170,000.00	2,215,526.60	
0.8 BEL GOVT 270622	1,330,000.00	1,355,559.94	
0.8 BEL GOVT 280622	1,750,000.00	1,779,275.75	
0.8 SPAIN GOVT 270730	2,500,000.00	2,502,720.00	
0.85 ITALY GOVT 270115	1,310,000.00	1,293,310.60	
0.875 FINNISH GOV 250915	630,000.00	645,334.83	
0.9 BEL GOVT 290622	2,280,000.00	2,323,046.40	
0.9 IRISH GOVT 280515	1,860,000.00	1,890,643.50	
0.9 ITALY GOVT 310401	2,830,000.00	2,590,698.03	
0.95 ITALY GOVT 370301	1,660,000.00	1,396,652.62	
1 BEL GOVT 260622	2,240,000.00	2,303,539.84	
1 BEL GOVT 310622	1,800,000.00	1,827,994.14	
1 BUND 240815	7,600,000.00	7,806,894.80	
1 BUND 250815	5,940,000.00	6,132,842.10	
1 IRISH GOVT 260515	1,640,000.00	1,682,804.00	
1 O. A. T 251125	4,480,000.00	4,600,924.16	
1 O. A. T 270525	3,550,000.00	3,647,057.00	
1 SPAIN GOVT 501031	2,380,000.00	1,884,291.22	
1.1 IRISH GOVT 290515	1,400,000.00	1,435,511.00	

1. 125 FINNISH GOV 340415	630,000.00	640,316.25	
1. 2 AUSTRIA GOVT 251020	1,710,000.00	1,773,369.18	
1. 2 SPAIN GOVT 401031	2,200,000.00	1,989,815.28	
1. 25 BEL GOVT 330422	1,580,000.00	1,633,544.62	
1. 25 BUND 480815	3,600,000.00	4,175,856.00	
1. 25 ITALY GOVT 261201	2,680,000.00	2,701,616.88	
1. 25 O. A. T 340525	3,970,000.00	4,048,391.62	
1. 25 O. A. T 360525	4,400,000.00	4,456,276.00	
1. 25 SPAIN GOVT 301031	3,230,000.00	3,257,744.08	
1. 3 IRISH GOVT 330515	630,000.00	641,047.05	
1. 3 SPAIN GOVT 261031	1,600,000.00	1,651,304.00	
1. 35 IRISH GOVT 310318	1,070,000.00	1,117,261.90	
1. 35 ITALY GOVT 300401	3,610,000.00	3,506,643.66	
1. 375 FINNISH GOV 470415	540,000.00	586,624.14	
1. 4 BEL GOVT 530622	570,000.00	545,947.48	
1. 4 SPAIN GOVT 280430	1,840,000.00	1,901,888.40	
1. 4 SPAIN GOVT 280730	3,000,000.00	3,098,238.00	
1. 45 BEL GOVT 370622	720,000.00	740,088.00	
1. 45 ITALY GOVT 241115	2,400,000.00	2,454,160.80	
1. 45 ITALY GOVT 250515	2,300,000.00	2,353,279.50	
1. 45 ITALY GOVT 360301	1,940,000.00	1,775,563.66	
1. 45 SPAIN GOVT 271031	2,330,000.00	2,413,325.46	
1. 45 SPAIN GOVT 290430	2,960,000.00	3,059,450.08	
1. 45 SPAIN GOVT 711031	620,000.00	453,572.16	
1. 5 AUSTRIA GOVT 470220	900,000.00	977,681.70	
1. 5 AUSTRIA GOVT 861102	360,000.00	367,905.60	
1. 5 BUND 240515	4,460,000.00	4,621,130.88	
1. 5 IRISH GOVT 500515	780,000.00	778,350.30	
1. 5 ITALY GOVT 250601	2,500,000.00	2,562,825.00	
1. 5 O. A. T 310525	6,400,000.00	6,781,478.40	
1. 5 O. A. T 500525	3,890,000.00	3,974,755.32	
1. 5 SPAIN GOVT 270430	3,000,000.00	3,113,412.00	
1. 6 BEL GOVT 470622	1,370,000.00	1,401,968.95	
1. 6 ITALY GOVT 260601	3,820,000.00	3,918,296.24	
1. 6 SPAIN GOVT 250430	510,000.00	530,871.75	
1. 65 AUSTRIA GOVT 241021	3,030,000.00	3,164,662.29	

1. 65 ITALY GOVT 301201	3, 470, 000. 00	3, 410, 909. 37	
1. 65 ITALY GOVT 320301	3, 750, 000. 00	3, 648, 738. 75	
1. 7 BEL GOVT 500622	1, 210, 000. 00	1, 262, 763. 26	
1. 7 IRISH GOVT 370515	1, 180, 000. 00	1, 251, 060. 78	
1. 7 ITALY GOVT 510901	2, 060, 000. 00	1, 726, 374. 76	
1. 75 BUND 240215	4, 250, 000. 00	4, 412, 384. 00	
1. 75 NETH GOVT 230715	190, 000. 00	195, 580. 49	
1. 75 O. A. T 241125	9, 920, 000. 00	10, 374, 742. 72	
1. 75 O. A. T 390625	3, 760, 000. 00	4, 094, 745. 28	
1. 75 O. A. T 660525	1, 750, 000. 00	1, 875, 625. 50	
1. 8 ITALY GOVT 410301	1, 990, 000. 00	1, 814, 295. 65	
1. 85 ITALY GOVT 240515	4, 370, 000. 00	4, 507, 864. 76	
1. 85 SPAIN GOVT 350730	2, 500, 000. 00	2, 584, 000. 00	
1. 9 BEL GOVT 380622	1, 110, 000. 00	1, 219, 619. 16	
1. 9 SPAIN GOVT 521031	800, 000. 00	764, 672. 00	
1. 95 SPAIN GOVT 260430	4, 570, 000. 00	4, 826, 760. 88	
1. 95 SPAIN GOVT 300730	2, 590, 000. 00	2, 761, 343. 24	
2 FINNISH GOVT 240415	420, 000. 00	438, 312. 00	
2 IRISH GOVT 450218	1, 220, 000. 00	1, 370, 322. 30	
2 ITALY GOVT 251201	2, 680, 000. 00	2, 794, 339. 52	
2 ITALY GOVT 280201	3, 580, 000. 00	3, 715, 689. 16	
2 NETH GOVT 240715	3, 300, 000. 00	3, 457, 713. 60	
2 O. A. T 480525	2, 940, 000. 00	3, 342, 018. 54	
2. 05 ITALY GOVT 270801	3, 050, 000. 00	3, 176, 135. 80	
2. 1 AUSTRIA GOVT 170920	1, 040, 000. 00	1, 262, 470. 56	
2. 1 ITALY GOVT 260715	2, 350, 000. 00	2, 458, 402. 44	
2. 15 BEL GOVT 660622	750, 000. 00	880, 170. 00	
2. 15 SPAIN GOVT 251031	3, 180, 000. 00	3, 373, 999. 08	
2. 2 ITALY GOVT 270601	2, 500, 000. 00	2, 625, 090. 00	
2. 25 BEL GOVT 570622	780, 000. 00	923, 254. 80	
2. 25 ITALY GOVT 360901	1, 120, 000. 00	1, 129, 990. 40	
2. 25 O. A. T 240525	6, 190, 000. 00	6, 502, 136. 94	
2. 35 SPAIN GOVT 330730	2, 410, 000. 00	2, 643, 562. 74	
2. 4 AUSTRIA GOVT 340523	1, 760, 000. 00	2, 050, 857. 60	
2. 4 IRISH GOVT 300515	1, 640, 000. 00	1, 851, 390. 40	
2. 45 ITALY GOVT 231001	550, 000. 00	571, 198. 10	

2.45 ITALY GOVT 330901	2,470,000.00	2,568,182.50	
2.45 ITALY GOVT 500901	1,990,000.00	1,957,083.17	
2.5 BUND 440704	3,500,000.00	4,923,852.50	
2.5 BUND 460815	2,930,000.00	4,231,311.42	
2.5 ITALY GOVT 241201	3,830,000.00	4,027,999.51	
2.5 ITALY GOVT 251115	2,330,000.00	2,471,198.00	
2.5 NETH GOVT 330115	1,810,000.00	2,140,687.00	
2.5 O. A. T 300525	6,850,000.00	7,825,720.85	
2.6 BEL GOVT 240622	2,980,000.00	3,159,154.62	
2.625 FINNISH GOV 420704	680,000.00	876,330.96	
2.7 ITALY GOVT 470301	2,260,000.00	2,369,776.33	
2.7 SPAIN GOVT 481031	1,820,000.00	2,117,063.48	
2.75 FINNISH GOVT 280704	730,000.00	830,680.14	
2.75 NETH GOVT 470115	2,490,000.00	3,606,294.39	
2.75 O. A. T 271025	6,690,000.00	7,530,130.20	
2.8 ITALY GOVT 281201	2,880,000.00	3,125,249.28	
2.8 ITALY GOVT 670301	2,380,000.00	2,370,666.61	
2.9 SPAIN GOVT 461031	2,310,000.00	2,781,609.60	
2.95 ITALY GOVT 380901	1,780,000.00	1,946,061.54	
3 BEL GOVT 340622	930,000.00	1,135,768.08	
3 ITALY GOVT 290801	2,800,000.00	3,073,386.40	
3.1 ITALY GOVT 400301	1,640,000.00	1,824,216.28	
3.15 AUSTRIA GOVT 440620	840,000.00	1,192,986.48	
3.25 BUND 420704	2,480,000.00	3,752,604.03	
3.25 ITALY GOVT 460901	2,230,000.00	2,561,092.56	
3.25 O. A. T 450525	3,460,000.00	4,769,437.00	
3.35 ITALY GOVT 350301	1,830,000.00	2,077,824.09	
3.4 IRISH GOVT 240318	820,000.00	877,328.82	
3.45 ITALY GOVT 480301	1,300,000.00	1,543,257.30	
3.45 SPAIN GOVT 660730	1,660,000.00	2,165,435.14	
3.5 ITALY GOVT 300301	3,750,000.00	4,262,782.50	
3.5 O. A. T 260425	5,590,000.00	6,316,420.50	
3.75 BEL GOVT 450622	1,050,000.00	1,531,468.05	
3.75 ITALY GOVT 240901	3,230,000.00	3,488,222.35	
3.75 NETH GOVT 420115	2,210,000.00	3,390,891.40	
3.8 AUSTRIA GOVT 620126	560,000.00	1,004,564.96	

3. 8 SPAIN GOVT 240430	6, 210, 000. 00	6, 701, 925. 15	
3. 85 ITALY GOVT 490901	1, 640, 000. 00	2, 072, 917. 03	
4 BEL GOVT 320328	1, 140, 000. 00	1, 480, 673. 04	
4 BUND 370104	3, 480, 000. 00	5, 187, 535. 08	
4 FINNISH GOVT 250704	640, 000. 00	721, 946. 88	
4 ITALY GOVT 370201	3, 460, 000. 00	4, 246, 160. 44	
4 NETH GOVT 370115	2, 400, 000. 00	3, 456, 643. 20	
4 O. A. T 381025	3, 190, 000. 00	4, 558, 219. 71	
4 O. A. T 550425	2, 500, 000. 00	4, 173, 468. 74	
4 O. A. T 600425	1, 730, 000. 00	2, 993, 318. 66	
4. 15 AUSTRIA GOVT 370315	1, 670, 000. 00	2, 400, 275. 97	
4. 2 SPAIN GOVT 370131	2, 950, 000. 00	3, 977, 644. 30	
4. 25 BEL GOVT 410328	2, 200, 000. 00	3, 261, 997. 20	
4. 25 BUND 390704	2, 150, 000. 00	3, 443, 953. 85	
4. 25 O. A. T 231025	2, 490, 000. 00	2, 669, 974. 71	
4. 4 SPAIN GOVT 231031	3, 300, 000. 00	3, 541, 859. 64	
4. 5 BEL GOVT 260328	1, 790, 000. 00	2, 094, 939. 03	
4. 5 ITALY GOVT 230501	3, 950, 000. 00	4, 161, 415. 85	
4. 5 ITALY GOVT 240301	5, 920, 000. 00	6, 407, 808. 00	
4. 5 ITALY GOVT 260301	3, 440, 000. 00	3, 922, 322. 40	
4. 5 O. A. T 410425	4, 060, 000. 00	6, 270, 265. 60	
4. 65 SPAIN GOVT 250730	2, 210, 000. 00	2, 519, 355. 80	
4. 7 SPAIN GOVT 410730	2, 620, 000. 00	3, 899, 097. 10	
4. 75 BUND 280704	890, 000. 00	1, 137, 778. 67	
4. 75 BUND 340704	3, 050, 000. 00	4, 596, 298. 15	
4. 75 BUND 400704	2, 290, 000. 00	3, 938, 351. 83	
4. 75 ITALY GOVT 230801	5, 080, 000. 00	5, 421, 902. 79	
4. 75 ITALY GOVT 280901	3, 090, 000. 00	3, 718, 805. 73	
4. 75 ITALY GOVT 440901	2, 520, 000. 00	3, 539, 996. 71	
4. 75 O. A. T 350425	3, 970, 000. 00	5, 765, 519. 84	
4. 8 SPAIN GOVT 240131	3, 790, 000. 00	4, 134, 310. 88	
4. 85 AUSTRIA GOVT 260315	1, 370, 000. 00	1, 625, 484. 58	
4. 9 SPAIN GOVT 400730	2, 690, 000. 00	4, 059, 538. 18	
5 BEL GOVT 350328	2, 240, 000. 00	3, 289, 473. 60	
5 ITALY GOVT 250301	4, 050, 000. 00	4, 567, 193. 10	
5 ITALY GOVT 340801	2, 500, 000. 00	3, 307, 637. 50	



	5 ITALY GOVT 390801	2,180,000.00	3,022,974.81	
	5 ITALY GOVT 400901	2,690,000.00	3,770,651.81	
	5.15 SPAIN GOVT 281031	1,800,000.00	2,287,051.20	
	5.15 SPAIN GOVT 441031	1,770,000.00	2,873,579.77	
	5.25 ITALY GOVT 291101	3,610,000.00	4,577,295.89	
	5.4 IRISH GOVT 250313	1,100,000.00	1,269,052.40	
	5.5 BEL GOVT 280328	2,760,000.00	3,591,919.20	
	5.5 BUND 310104	4,400,000.00	6,342,446.00	
	5.5 NETH GOVT 280115	780,000.00	1,007,951.10	
	5.5 O.A.T 290425	4,160,000.00	5,579,456.05	
	5.625 BUND 280104	1,790,000.00	2,340,939.62	
	5.75 ITALY GOVT 330201	2,660,000.00	3,640,735.61	
	5.75 O.A.T 321025	4,760,000.00	7,082,689.60	
	5.75 SPAIN GOVT 320730	3,190,000.00	4,557,511.53	
	6 ITALY GOVT 310501	3,440,000.00	4,647,040.96	
	6 O.A.T 251025	3,490,000.00	4,220,673.38	
	6 SPAIN GOVT 290131	3,000,000.00	4,026,537.00	
	6.25 AUSTRIA GOVT 270715	1,240,000.00	1,629,015.28	
	6.25 BUND 300104	3,550,000.00	5,163,705.75	
	6.5 BUND 270704	2,250,000.00	2,987,430.75	
	6.5 ITALY GOVT 271101	3,950,000.00	5,071,642.00	
	7.25 ITALY GOVT 261101	2,300,000.00	2,943,342.20	
	9 ITALY GOVT 231101	3,350,000.00	3,828,220.54	
ユーロ合計		715,880,000.00	784,095,909.35 (105,343,285,421)	
	合計		282,341,505,121 (282,341,505,121)	

(注1)通貨の種類ごとの小計/合計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

#### 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 202 銘柄	100.00%	48.80%
カナダドル	国債証券 27 銘柄	100.00%	2.05%
オーストラリアドル	国債証券 24 銘柄	100.00%	1.62%

イギリスポンド	国債証券	47 銘柄	100.00%	5.49%
シンガポールドル	国債証券	14 銘柄	100.00%	0.42%
マレーシアリンギット	国債証券	27 銘柄	100.00%	0.52%
スウェーデンクローネ	国債証券	8 銘柄	100.00%	0.28%
ノルウェークローネ	国債証券	10 銘柄	100.00%	0.27%
デンマーククローネ	国債証券	8 銘柄	100.00%	0.41%
メキシコペソ	国債証券	13 銘柄	100.00%	0.76%
イスラエルシェケル	国債証券	9 銘柄	100.00%	0.42%
ポーランドズロチ	国債証券	11 銘柄	100.00%	0.42%
中国元	国債証券	27 銘柄	100.00%	1.22%
ユーロ	国債証券	281 銘柄	100.00%	37.31%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

## MUAM G-REITマザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

[令和4年3月25日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	308,011,980
コール・ローン	97,329,910
投資証券	79,028,522,484
派生商品評価勘定	1,587,411
未収入金	1,093,430
未収配当金	206,668,677
差入委託証拠金	81,514,403
流動資産合計	79,724,728,295
資産合計	79,724,728,295
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,334,508
未払金	93,169,275
未払解約金	30,745,582
未払利息	6
流動負債合計	125,249,371
負債合計	125,249,371
純資産の部	
元本等	
元本	32,760,956,639

剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	46,838,522,285
元本等合計	79,599,478,924
純資産合計	79,599,478,924
負債純資産合計	79,724,728,295

## 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

### (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

### (貸借対照表に関する注記)

	[令和4年3月25日現在]
1. 期首	令和3年3月26日
期首元本額	26,846,324,219円
期中追加設定元本額	10,872,571,194円
期中一部解約元本額	4,957,938,774円
元本の内訳※	
三菱UFJ 6資産バランスファンド(2ヵ月分配型)	115,181,378円
三菱UFJ 6資産バランスファンド(成長型)	90,588,837円
三菱UFJ 資産設計ファンド(分配型)	32,836,214円
三菱UFJ 資産設計ファンド(バランス型)	62,211,669円
三菱UFJ 資産設計ファンド(株式重視型)	28,543,085円
ファンド・マネジャー(海外リート)	13,109,141円
eMAXIS 先進国リートインデックス	6,025,391,601円
eMAXIS バランス(8資産均等型)	2,067,805,478円
eMAXIS バランス(波乗り型)	224,218,293円
三菱UFJ <DC>先進国REITインデックスファンド	3,415,421,092円
三菱UFJ プライムバランス(8資産)(確定拠出年金)	459,924,832円
オルタナティブ資産セレクション(ラップ向け)	831,528,798円
eMAXIS Slim バランス(8資産均等型)	7,271,956,796円
つみたて8資産均等バランス	3,248,038,915円
eMAXIS マイマネージャー 1970s	1,070,522円
eMAXIS マイマネージャー 1980s	1,974,587円
eMAXIS マイマネージャー 1990s	546,204円
eMAXIS Slim 先進国リートインデックス	6,970,772,572円
三菱UFJ 先進国リートインデックスファンド	74,046,102円
ラップ向けインデックスf 先進国リート	863,360,317円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド(保守型)	31,019,144円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド(標準型)	116,917,513円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド(積極型)	51,640,907円

ラップ向けインデックス f 先進国リート (為替ヘッジあり)	415,977 円
三菱UFJ アドバンスト・バランス (安定型)	7,051,165 円
三菱UFJ アドバンスト・バランス (安定成長型)	34,400,995 円
eMAXIS 最適化バランス (マイゴールキーパー)	46,768,106 円
eMAXIS 最適化バランス (マイディフェンダー)	69,943,587 円
eMAXIS 最適化バランス (マイミッドフィルダー)	276,411,970 円
eMAXIS 最適化バランス (マイフォワード)	225,151,348 円
eMAXIS 最適化バランス (マイストライカー)	87,114,855 円
世界8資産バランスファンドVL (適格機関投資家限定)	15,550,886 円
マルチアセット運用戦略ファンド (適格機関投資家限定)	43,753 円
合計	32,760,956,639 円
2. 受益権の総数	32,760,956,639 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 3 年 3 月 26 日 至 令和 4 年 3 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、不動産投信指数先物取引を利用してしております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用してしております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4 年 3 月 25 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	[令和 4 年 3 月 25 日現在]	
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
投資証券		△5,318,109,707
合計		△5,318,109,707

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

## 投資証券関連

[令和 4 年 3 月 25 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	不動産投信指数先物取引				
	買建	501,065,612	—	500,930,114	△135,498
合計		501,065,612	—	500,930,114	△135,498

(注) 時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
  - 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
  - 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- ※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

## 通貨関連

[令和 4 年 3 月 25 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	43,340,589	—	43,698,625	358,036
	ユーロ	3,462,854	—	3,493,224	30,370
	売建				
	アメリカドル	28,318,430	—	28,318,152	278
	オーストラリアドル	3,297,769	—	3,297,866	△97
	シンガポールドル	1,888,803	—	1,888,916	△113
ユーロ	3,493,196	—	3,493,269	△73	
合計		83,801,641	—	84,190,052	388,401

(注) 時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
- ①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
- ②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- (イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- (ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- ※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[令和4年3月25日現在]
1口当たり純資産額	2,4297円
(1万口当たり純資産額)	(24,297円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
アメリカドル	投資証券	ACADIA REALTY TRUST	35,320	750,196.80	
		AGREE REALTY CORP	28,767	1,858,348.20	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	28,928	656,376.32	
		ALEXANDER'S INC	918	230,619.96	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	59,548	11,425,474.76	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	4,000	74,600.00	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	22,241	802,010.46	
		AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	56,118	3,053,380.38	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	119,237	4,589,432.13	
		AMERICOLD REALTY TRUST	107,878	2,890,051.62	
		APARTMENT INCOME REIT CO	63,370	3,320,588.00	
		APARTMENT INVT & MGMT CO -A	61,251	448,969.83	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	85,228	1,507,683.32	
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES IN	25,666	370,617.04	

ASHFORD HOSPITALITY TRUST	10,553	95,821.24	
AVALONBAY COMMUNITIES INC	57,070	13,879,424.00	
BLUEROCK RESIDENTIAL GROWTH	11,730	311,900.70	
BOSTON PROPERTIES INC	58,300	7,352,796.00	
BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	20,126	119,749.70	
BRANDYWINE REALTY TRUST	71,152	979,051.52	
BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	119,996	3,009,499.68	
BROADSTONE NET LEASE INC	65,676	1,394,301.48	
BRT APARTMENTS CORP	4,389	104,502.09	
CAMDEN PROPERTY TRUST	41,825	6,851,353.25	
CARETRUST REIT INC	38,899	735,969.08	
CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	10,339	309,446.27	
CEDAR REALTY TRUST INC	4,738	130,437.14	
CENTERSPACE	6,119	586,383.77	
CHATHAM LODGING TRUST	18,921	250,135.62	
CIM COMMERCIAL TRUST CORP	6,454	49,502.18	
CITY OFFICE REIT INC	18,294	318,498.54	
CLIPPER REALTY INC	2,958	27,450.24	
COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	8,988	369,496.68	
CORPORATE OFFICE PROPERTIES	46,465	1,309,848.35	
COUSINS PROPERTIES INC	60,038	2,349,887.32	
CTO REALTY GROWTH INC	2,132	135,701.80	
CUBESMART	89,060	4,490,405.20	
CYRUSONE INC	51,301	4,635,558.36	
DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	88,749	868,852.71	
DIGITAL REALTY TRUST INC	115,927	15,957,351.55	
DIGITALBRIDGE GROUP INC	209,054	1,444,563.14	
DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	94,336	276,404.48	
DOUGLAS EMMETT INC	70,826	2,337,966.26	
DUKE REALTY CORP	156,019	8,751,105.71	
EAGLE HOSPITALITY TRUST	202,000	27,674.00	
EASTERLY GOVERNMENT PROPERTI	33,996	704,057.16	
EASTGROUP PROPERTIES INC	16,446	3,181,972.08	
EMPIRE STATE REALTY TRUST-A	59,614	579,448.08	
EPR PROPERTIES	30,260	1,597,425.40	
EQUINIX INC	36,744	26,148,132.72	

EQUITY COMMONWEALTH	45,374	1,276,824.36	
EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	69,706	5,066,929.14	
EQUITY RESIDENTIAL	139,582	12,297,174.20	
ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	48,514	1,193,444.40	
ESSEX PROPERTY TRUST INC	26,675	8,964,934.00	
EXTRA SPACE STORAGE INC	54,765	10,671,507.90	
FARMLAND PARTNERS INC	12,680	168,390.40	
FEDERAL REALTY INVS TRUST	28,487	3,351,210.68	
FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	52,518	3,129,022.44	
FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	31,102	818,915.66	
FRANKLIN STREET PROPERTIES C	34,251	200,025.84	
GAMING AND LEISURE PROPERTIE	94,822	4,215,786.12	
GETTY REALTY CORP	15,084	418,430.16	
GLADSTONE COMMERCIAL CORP	14,928	321,698.40	
GLADSTONE LAND CORP	12,171	437,912.58	
GLOBAL MEDICAL REIT INC	24,013	380,606.05	
GLOBAL NET LEASE INC	41,355	621,565.65	
HEALTHCARE REALTY TRUST INC	60,792	1,683,938.40	
HEALTHCARE TRUST OF AME-CL A	89,056	2,804,373.44	
HEALTHPEAK PROPERTIES INC	219,772	7,419,502.72	
HERSHA HOSPITALITY TRUST	12,629	112,903.26	
HIGHWOODS PROPERTIES INC	42,171	1,874,922.66	
HOST HOTELS & RESORTS INC	288,580	5,396,446.00	
HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	61,293	1,659,201.51	
INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	89,239	2,319,321.61	
INDUS REALTY TRUST INC	2,511	181,595.52	
INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERT	28,183	630,171.88	
INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPER	10,379	2,077,149.27	
INVENTRUST PROPERTIES CORP	27,136	790,200.32	
INVITATION HOMES INC	243,911	9,778,391.99	
IRON MOUNTAIN INC	117,114	6,147,313.86	
JBG SMITH PROPERTIES	47,153	1,358,006.40	
KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	313,300	227,142.50	
KILROY REALTY CORP	42,409	3,209,089.03	
KIMCO REALTY CORP	253,300	6,101,997.00	
KITE REALTY GROUP TRUST	89,054	1,960,969.08	



LIFE STORAGE INC	33,156	4,470,091.92	
LTC PROPERTIES INC	16,786	622,760.60	
LXP INDUSTRIAL TRUST	116,954	1,813,956.54	
MACERICH CO/THE	88,300	1,296,244.00	
MANULIFE US REAL ESTATE INV	704,120	454,157.40	
MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	241,235	4,921,194.00	
MID-AMERICA APARTMENT COMM	47,141	9,673,333.20	
NATIONAL RETAIL PROPERTIES	70,708	3,077,212.16	
NATIONAL STORAGE AFFILIATES	33,142	2,011,387.98	
NATL HEALTH INVESTORS INC	19,181	1,112,689.81	
NECESSITY RETAIL REIT INC/TH	49,217	372,572.69	
NETSTREIT CORP	17,555	386,210.00	
NEXPOINT RESIDENTIAL	9,168	799,449.60	
OFFICE PROPERTIES INCOME TRU	20,659	514,202.51	
OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	97,851	2,937,487.02	
ONE LIBERTY PROPERTIES INC	6,529	197,959.28	
ORION OFFICE REIT INC	25,772	463,380.56	
PARAMOUNT GROUP INC	64,758	714,280.74	
PARK HOTELS & RESORTS INC	95,447	1,787,722.31	
PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	54,760	1,283,574.40	
PENN REAL ESTATE INVEST TST	23,027	16,349.17	
PHILLIPS EDISON & COMPANY IN	45,814	1,503,615.48	
PHYSICIANS REALTY TRUST	91,121	1,584,594.19	
PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	49,320	823,150.80	
PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	13,529	358,112.63	
POSTAL REALTY TRUST INC- A	9,658	168,145.78	
PREFERRED APARTMENT COMMUNIT	20,975	521,019.00	
PRIME US REIT	230,000	172,500.00	
PROLOGIS INC	301,804	47,048,225.56	
PS BUSINESS PARKS INC/MD	8,107	1,275,636.45	
PUBLIC STORAGE	62,272	23,234,928.64	
REALTY INCOME CORP	231,247	15,442,674.66	
REGENCY CENTERS CORP	62,295	4,211,142.00	
RETAIL OPPORTUNITY INVESTMEN	50,901	953,884.74	
RETAIL VALUE INC	5,996	19,187.20	
REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	64,787	4,590,158.95	

		RLJ LODGING TRUST	70,126	961,427.46	
		RPT REALTY	36,955	488,175.55	
		RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	22,285	1,982,919.30	
		SABRA HEALTH CARE REIT INC	94,952	1,356,864.08	
		SAFEHOLD INC	5,676	314,677.44	
		SAUL CENTERS INC	4,993	242,410.15	
		SERITAGE GROWTH PROP- A REIT	14,832	186,438.24	
		SERVICE PROPERTIES TRUST	65,060	559,516.00	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	134,261	17,471,383.93	
		SITE CENTERS CORP	71,471	1,142,821.29	
		SL GREEN REALTY CORP	25,895	2,089,985.45	
		SPIRIT REALTY CAPITAL INC	51,493	2,329,028.39	
		STAG INDUSTRIAL INC	71,940	2,914,289.40	
		STORE CAPITAL CORP	101,604	2,961,756.60	
		SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	42,835	417,641.25	
		SUN COMMUNITIES INC	47,424	8,142,226.56	
		SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	91,874	1,068,494.62	
		TANGER FACTORY OUTLET CENTER	41,177	693,832.45	
		TERRENO REALTY CORP	30,790	2,167,000.20	
		UDR INC	122,391	6,922,434.96	
		UMH PROPERTIES INC	17,599	415,160.41	
		UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	4,958	285,382.48	
		URBAN EDGE PROPERTIES	46,382	859,458.46	
		URSTADT BIDDLE - CLASS A	14,079	265,107.57	
		VENTAS INC	162,661	9,979,252.35	
		VERIS RESIDENTIAL INC	32,458	536,855.32	
		VICI PROPERTIES INC	257,755	6,995,470.70	
		VORNADO REALTY TRUST	64,202	2,915,412.82	
		WASHINGTON REIT	34,017	846,683.13	
		WELLTOWER INC	177,361	16,788,992.26	
		WHITESTONE REIT	19,500	253,500.00	
		WP CAREY INC	78,252	6,276,592.92	
		XENIA HOTELS & RESORTS INC	45,858	852,500.22	
		アメリカドル合計	10,608,381	495,434,320.68 (60,477,667,525)	
カナダ	投資証券	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	26,400	1,211,760.00	

ル		ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	26,490	349,138.20	
		AUTOMOTIVE PROPERTIES REAL E	7,600	111,340.00	
		BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	8,810	499,262.70	
		BTB REAL ESTATE INVESTMENT T	17,900	76,612.00	
		CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	35,580	1,931,994.00	
		CHOICE PROPERTIES REIT	66,887	1,032,735.28	
		CROMBIE REAL ESTATE INVESTME	18,430	341,323.60	
		CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	19,400	344,544.00	
		DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE	47,100	755,955.00	
		DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	11,910	336,695.70	
		EUROPEAN RESIDENTIAL REAL ES	16,200	78,570.00	
		FIRST CAPITAL REAL ESTATE IN	43,200	780,192.00	
		GRANITE REAL ESTATE INVESTME	12,800	1,236,480.00	
		H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	57,109	749,841.17	
		INOVALIS REAL ESTATE INVESTM	7,700	70,917.00	
		INTERRENT REAL ESTATE INVEST	25,900	421,134.00	
		KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	23,700	514,053.00	
		MINTO APARTMENT REAL ESTATE	6,700	145,323.00	
		MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	10,800	216,108.00	
		NEXUS INDUSTRIAL REIT	6,500	82,680.00	
		NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	41,000	571,540.00	
		PLAZA RETAIL REIT	25,400	128,270.00	
		PRIMARIS REIT	14,277	217,153.17	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	65,370	1,664,320.20	
		SLATE GROCERY REIT-CL U	14,400	235,584.00	
		SLATE OFFICE REIT	13,500	69,930.00	
		SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	28,400	930,952.00	
	SUMMIT INDUSTRIAL INCOME REI	35,900	819,597.00		
	TRUE NORTH COMMERCIAL REAL E	16,300	117,523.00		
カナダドル合計			751,663	16,041,528.02	(1,561,001,091)
オーストラリアドル	投資証券	ABACUS PROPERTY GROUP	156,736	520,363.52	
		ARENA REIT	138,151	682,465.94	
		BWP TRUST	199,882	809,522.10	
		CENTURIA CAPITAL GROUP	269,704	763,262.32	
		CENTURIA INDUSTRIAL REIT	226,292	878,012.96	

		CENTURIA OFFICE REIT	181,920	412,958.40	
		CHARTER HALL GROUP	193,628	3,038,023.32	
		CHARTER HALL LONG WALE REIT	246,369	1,300,828.32	
		CHARTER HALL RETAIL REIT	208,067	886,365.42	
		CHARTER HALL SOCIAL INFRASTR	130,357	516,213.72	
		CROMWELL PROPERTY GROUP	582,965	492,605.42	
		DEXUS INDUSTRIA REIT	84,992	285,573.12	
		DEXUS/AU	433,643	4,679,007.97	
		GDI PROPERTY GROUP	203,425	224,784.62	
		GOODMAN GROUP	693,847	15,771,142.31	
		GPT GROUP	771,578	3,811,595.32	
		GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	117,092	510,521.12	
		HEALTHCO REIT	103,905	203,653.80	
		HOME CONSORTIUM LTD	79,728	572,447.04	
		HOMECO DAILY NEEDS REIT	613,684	892,910.22	
		HOTEL PROPERTY INVESTMENTS	84,072	323,677.20	
		INGENIA COMMUNITIES GROUP	142,721	745,003.62	
		IRONGATE GROUP	206,294	381,643.90	
		MIRVAC GROUP	1,588,938	3,940,566.24	
		NATIONAL STORAGE REIT	457,076	1,211,251.40	
		RAM ESSENTIAL SERVICES PROPE	140,944	131,782.64	
		RURAL FUNDS GROUP	152,370	454,062.60	
		SCENTRE GROUP	2,124,561	6,479,911.05	
		SHOPPING CENTRES AUSTRALASIA	444,765	1,298,713.80	
		STOCKLAND	975,815	4,039,874.10	
		VICINITY CENTRES	1,557,936	2,882,181.60	
		WAYPOINT REIT	295,435	806,537.55	
		オーストラリアドル合計	13,806,892	59,947,462.66 (5,491,787,054)	
イギリス ポンド	投資証券	AEW UK REIT PLC	55,249	66,077.80	
		ASSURA PLC	1,218,978	805,134.96	
		BIG YELLOW GROUP PLC	71,392	1,069,452.16	
		BMO COMMERCIAL PROPERTY TRUS	337,789	388,457.35	
		BRITISH LAND CO PLC	388,423	1,992,609.99	
		CAPITAL & COUNTIES PROPERTIE	372,100	627,732.70	
		CIVITAS SOCIAL HOUSING PLC	250,795	215,182.11	

		CUSTODIAN REIT PLC	153,270	155,415.78	
		DERWENT LONDON PLC	45,771	1,421,647.26	
		EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	234,948	207,459.08	
		GREAT PORTLAND ESTATES PLC	103,841	706,638.00	
		HAMMERSON PLC	1,829,613	565,899.30	
		HOME REIT PLC	219,584	264,598.72	
		IMPACT HEALTHCARE REIT PLC	133,832	152,568.48	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	307,614	2,355,092.78	
		LONDONMETRIC PROPERTY PLC	378,873	1,009,317.67	
		LXI REIT PLC	303,969	444,402.67	
		NEWRIVER REIT PLC	114,561	97,491.41	
		PICTON PROPERTY INCOME LTD	213,831	207,416.07	
		PRIMARY HEALTH PROPERTIES	551,835	806,230.93	
		PRS REIT PLC/THE	214,729	222,244.51	
		REGIONAL REIT LTD	168,348	146,462.76	
		SAFESTORE HOLDINGS PLC	86,988	1,106,487.36	
		SCHRODER REAL ESTATE INVESTM	216,405	123,134.44	
		SEGRO PLC	498,350	6,433,698.50	
		SHAFTESBURY PLC	118,135	699,359.20	
		STANDARD LIFE INV PROP INC	168,370	140,252.21	
		SUPERMARKET INCOME REIT PLC	410,031	512,538.75	
		TRIPLE POINT SOCIAL HOUSING	175,846	159,316.47	
		TRITAX BIG BOX REIT PLC	781,229	1,840,575.52	
		UK COMMERCIAL PROPERTY REIT	360,360	296,576.28	
		UNITE GROUP PLC/THE	165,742	1,862,111.37	
		WORKSPACE GROUP PLC	53,926	362,652.35	
イギリスポンド合計			10,704,727	27,464,234.94 (4,420,093,971)	
香港ドル	投資証券	CHAMPION REIT	750,000	2,752,500.00	
		FORTUNE REIT	591,000	4,172,460.00	
		LINK REIT	852,700	56,747,185.00	
		PROSPERITY REIT	485,000	1,450,150.00	
		SUNLIGHT REAL ESTATE INVEST	437,000	1,691,190.00	
		YUEXIU REAL ESTATE INVESTMEN	973,000	3,298,470.00	
香港ドル合計			4,088,700	70,111,955.00 (1,093,746,498)	

シンガポールドル	投資証券	AIMS APAC REIT	187,700	262,780.00	
		ARA LOGOS LOGISTICS TRUST	580,500	496,327.50	
		ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	1,371,100	3,989,901.00	
		ASCOTT RESIDENCE TRUST	763,074	839,381.40	
		CAPITALAND CHINA TRUST	502,000	597,380.00	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMER	2,037,832	4,483,230.40	
		CDL HOSPITALITY TRUSTS	326,900	405,356.00	
		EC WORLD REIT	76,500	56,227.50	
		ESR-REIT	1,077,600	463,368.00	
		FAR EAST HOSPITALITY TRUST	401,800	251,125.00	
		FIRST REAL ESTATE INVT TRUST	512,000	151,040.00	
		FRASERS CENTREPOINT TRUST	433,600	1,027,632.00	
		FRASERS LOGISTICS & COMMERC	1,187,966	1,746,310.02	
		IREIT GLOBAL	250,500	156,562.50	
		KEPPEL DC REIT	556,000	1,256,560.00	
		KEPPEL REIT	820,400	1,009,092.00	
		LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL	388,800	320,760.00	
		MAPLETREE COMMERCIAL TRUST	909,200	1,727,480.00	
		MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	801,000	2,154,690.00	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	1,298,700	2,402,595.00	
		MAPLETREE NORTH ASIA COMMERC	872,600	1,064,572.00	
		QUE COMMERCIAL REAL ESTATE I	1,067,332	442,942.78	
		PARKWAYLIFE REAL ESTATE	155,800	736,934.00	
SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	272,500	227,537.50			
SPH REIT	401,600	387,544.00			
STARHILL GLOBAL REIT	558,400	335,040.00			
SUNTEC REIT	871,600	1,516,584.00			
シンガポールドル合計			18,683,004	28,508,952.60	(2,564,665,375)
ニュージーランドドル	投資証券	ARGOSY PROPERTY LTD	349,138	488,793.20	
		GOODMAN PROPERTY TRUST	419,237	993,591.69	
		KIWI PROPERTY GROUP LTD	624,070	664,634.55	
		PRECINCT PROPERTIES NEW ZEAL	520,921	799,613.73	
		VITAL HEALTHCARE PROPERTY TR	186,093	602,941.32	
ニュージーランドドル合計			2,099,459	3,549,574.49	(301,394,369)

韓国ウォン	投資証券	D&D PLATFORM REIT CO LTD	21,100	113,729,000.00	
		ESR KENDALL SQUARE REIT CO L	62,017	421,715,600.00	
		IGIS VALUE PLUS REIT CO LTD	9,064	53,115,040.00	
		JR REIT XXVII	44,886	245,077,560.00	
		KORAMCO ENERGY PLUS REIT	18,324	118,373,040.00	
		LOTTE REIT CO LTD	57,019	324,438,110.00	
		MIRAE ASIA PAC REAL EST-1	36,775	169,348,875.00	
		SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	18,686	145,563,940.00	
		SHINHAN ALPHA REIT CO LTD-RTS	7,132	299,544.00	
		SK REITS CO LTD	22,900	147,476,000.00	
韓国ウォン合計			297,903	1,739,136,709.00	(174,261,498)
イスラエルシェケル	投資証券	REIT 1 LTD	74,007	1,611,132.39	
イスラエルシェケル合計			74,007	1,611,132.39	(61,126,523)
ユーロ	投資証券	AEDIFICA	14,628	1,572,510.00	
		ALSTRIA OFFICE REIT-AG	5,778	71,358.30	
		ALTAREA	1,776	265,689.60	
		BEFIMMO	9,660	456,435.00	
		CARE PROPERTY INVEST	10,650	255,067.50	
		CARMILA	19,164	264,846.48	
		COFINIMMO	12,076	1,533,652.00	
		COIMA RES SPA	8,078	62,846.84	
		COVIVIO	19,206	1,325,598.12	
		EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	16,745	353,989.30	
		GECINA SA	21,153	2,214,719.10	
		HAMBORNER REIT AG	29,008	274,125.60	
		HIBERNIA REIT PLC	265,189	312,923.02	
		ICADE	12,276	668,428.20	
		IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	22,501	93,716.66	
		INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI	112,855	910,739.85	
		INTERVEST OFFICES & WAREHOUS	9,149	239,246.35	
		IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	174,729	250,211.92	
		KLEPIERRE	78,861	1,792,510.53	
		LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIM	21,146	103,932.59	

	MERCIALYS	19,088	159,671.12	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	136,414	1,385,284.17	
	MONTEA NV	4,236	485,445.60	
	NSI NV	7,021	253,809.15	
	RETAIL ESTATES	4,703	333,913.00	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	46,924	2,872,218.04	
	VASTNED RETAIL NV	7,324	183,100.00	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	56,729	2,074,012.24	
	WERELDHAVE NV	16,171	275,068.71	
	XIOR STUDENT HOUSING NV	8,420	412,159.00	
ユーロ合計		1,171,658	21,457,227.99 (2,882,778,580)	
	合計		79,028,522,484 (79,028,522,484)	

(注1)通貨の種類ごとの小計/合計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

#### 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資証券 155 銘柄	100.00%	76.53%
カナダドル	投資証券 30 銘柄	100.00%	1.98%
オーストラリアドル	投資証券 32 銘柄	100.00%	6.95%
イギリスポンド	投資証券 33 銘柄	100.00%	5.59%
香港ドル	投資証券 6 銘柄	100.00%	1.38%
シンガポールドル	投資証券 27 銘柄	100.00%	3.25%
ニュージーランドドル	投資証券 5 銘柄	100.00%	0.38%
韓国ウォン	投資証券 10 銘柄	100.00%	0.22%
イスラエルシェケル	投資証券 1 銘柄	100.00%	0.08%
ユーロ	投資証券 30 銘柄	100.00%	3.65%

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

#### 【中間財務諸表】

1 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和



52 年大蔵省令第 38 号) ならびに同規則第 38 条の 3 および第 57 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号) に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当中間計算期間(令和 4 年 3 月 26 日から令和 4 年 9 月 25 日まで)の中間財務諸表について、PwC あらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

# 独立監査人の中間監査報告書

令和4年11月30日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西郷 篤

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているファンド・マネジャー（国内株式）の令和4年3月26日から令和4年9月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ファンド・マネジャー（国内株式）の令和4年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和4年3月26日から令和4年9月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク

評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【ファンド・マネジャー（国内株式）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第 15 期 [ 令和 4 年 3 月 25 日現在 ]	第 16 期中間計算期間末 [ 令和 4 年 9 月 25 日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	21,690,711	11,970,136
親投資信託受益証券	1,953,219,899	3,182,637,711
未収入金	94,558	-
流動資産合計	1,975,005,168	3,194,607,847
資産合計	1,975,005,168	3,194,607,847
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	-	184,502,646
未払受託者報酬	4,555,209	396,204
未払委託者報酬	16,662,170	1,452,698
未払利息	1	88
その他未払費用	394,721	34,277
流動負債合計	21,612,101	186,385,913
負債合計	21,612,101	186,385,913
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,216,139,202	1,911,657,235
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	737,253,865	1,096,564,699
（分配準備積立金）	27,972,450	13,316,783
元本等合計	1,953,393,067	3,008,221,934
純資産合計	1,953,393,067	3,008,221,934
負債純資産合計	1,975,005,168	3,194,607,847

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 15 期中間計算期間 自 令和 3 年 3 月 26 日 至 令和 3 年 9 月 25 日	第 16 期中間計算期間 自 令和 4 年 3 月 26 日 至 令和 4 年 9 月 25 日
<b>営業収益</b>		
受取利息	126	-
有価証券売買等損益	3,624,893,080	△70,342,019
営業収益合計	3,624,893,206	△70,342,019
<b>営業費用</b>		
支払利息	8,054	277
受託者報酬	9,669,394	396,204
委託者報酬	35,140,531	1,452,698
その他費用	837,950	34,277

営業費用合計	45,655,929	1,883,456
営業利益又は営業損失(△)	3,579,237,277	△72,225,475
経常利益又は経常損失(△)	3,579,237,277	△72,225,475
中間純利益又は中間純損失(△)	3,579,237,277	△72,225,475
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	109,973,806	△35,327,609
期首剰余金又は期首欠損金(△)	29,495,389,583	737,253,865
剰余金増加額又は欠損金減少額	18,511,226,793	1,050,907,334
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	18,511,226,793	1,050,907,334
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,833,352,230	654,698,634
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,833,352,230	654,698,634
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金(△)	26,642,527,617	1,096,564,699

### (3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

	第15期 [令和4年3月25日現在]	第16期中間計算期間末 [令和4年9月25日現在]
1. 期首元本額	53,214,519,981円	1,216,139,202円
期中追加設定元本額	59,786,772,843円	1,803,752,765円
期中一部解約元本額	111,785,153,622円	1,108,234,732円
2. 受益権の総数	1,216,139,202口	1,911,657,235口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第15期中間計算期間 自 令和3年3月26日 至 令和3年9月25日	第16期中間計算期間 自 令和4年3月26日 至 令和4年9月25日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	第15期 [令和4年3月25日現在]	第16期中間計算期間末 [令和4年9月25日現在]
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	--	----

(有価証券に関する注記)  
該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)  
取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第 15 期 [令和 4 年 3 月 25 日現在]	第 16 期中間計算期間末 [令和 4 年 9 月 25 日現在]
1口当たり純資産額	1,6062 円	1,5736 円
(1万口当たり純資産額)	(16,062 円)	(15,736 円)

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西郷 篤

#### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているファンド・マネジャー（国内債券）の令和4年3月26日から令和4年9月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ファンド・マネジャー（国内債券）の令和4年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和4年3月26日から令和4年9月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク

評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。



【ファンド・マネジャー（国内債券）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第 15 期 [ 令和 4 年 3 月 25 日現在 ]	第 16 期中間計算期間末 [ 令和 4 年 9 月 25 日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	50,064	40,457
親投資信託受益証券	37,695,005	25,415,520
未収入金	1,599	1,610
流動資産合計	37,746,668	25,457,587
資産合計	37,746,668	25,457,587
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	6,296	5,182
未払委託者報酬	41,910	34,484
その他未払費用	495	403
流動負債合計	48,701	40,069
負債合計	48,701	40,069
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	31,544,315	21,570,220
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	6,153,652	3,847,298
（分配準備積立金）	622,675	415,834
元本等合計	37,697,967	25,417,518
純資産合計	37,697,967	25,417,518
負債純資産合計	37,746,668	25,457,587

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 15 期中間計算期間 自 令和 3 年 3 月 26 日 至 令和 3 年 9 月 25 日	第 16 期中間計算期間 自 令和 4 年 3 月 26 日 至 令和 4 年 9 月 25 日
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	105,971	△373,773
営業収益合計	105,971	△373,773
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	6,641	5,182
委託者報酬	44,056	34,484
その他費用	552	403
営業費用合計	51,249	40,069
営業利益又は営業損失（△）	54,722	△413,842
経常利益又は経常損失（△）	54,722	△413,842
中間純利益又は中間純損失（△）	54,722	△413,842

一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	1, 029	△54, 144
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	7, 295, 264	6, 153, 652
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	145, 952
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	145, 952
剰余金減少額又は欠損金増加額	247, 306	2, 092, 608
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	247, 306	2, 092, 608
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	7, 101, 651	3, 847, 298

### (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

	第 15 期 [令和 4 年 3 月 25 日現在]	第 16 期中間計算期間末 [令和 4 年 9 月 25 日現在]
1. 期首元本額	33, 356, 266 円	31, 544, 315 円
期中追加設定元本額	— 円	754, 667 円
期中一部解約元本額	1, 811, 951 円	10, 728, 762 円
2. 受益権の総数	31, 544, 315 口	21, 570, 220 口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 15 期中間計算期間 自 令和 3 年 3 月 26 日 至 令和 3 年 9 月 25 日	第 16 期中間計算期間 自 令和 4 年 3 月 26 日 至 令和 4 年 9 月 25 日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	第 15 期 [令和 4 年 3 月 25 日現在]	第 16 期中間計算期間末 [令和 4 年 9 月 25 日現在]
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)  
該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)  
取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第15期 [令和4年3月25日現在]	第16期中間計算期間末 [令和4年9月25日現在]
1口当たり純資産額	1,1951円	1,1784円
(1万口当たり純資産額)	(11,951円)	(11,784円)

# 独立監査人の中間監査報告書

令和4年11月30日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西郷 篤

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているファンド・マネジャー（国内リート）の令和4年3月26日から令和4年9月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ファンド・マネジャー（国内リート）の令和4年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和4年3月26日から令和4年9月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク

評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【ファンド・マネジャー（国内リート）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第 15 期 [ 令和 4 年 3 月 25 日現在 ]	第 16 期中間計算期間末 [ 令和 4 年 9 月 25 日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	63,071	20,748
親投資信託受益証券	12,887,689	1,204,978
未収入金	1,410	164
流動資産合計	12,952,170	1,225,890
資産合計	12,952,170	1,225,890
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	3,603	2,000
未払委託者報酬	28,747	15,894
その他未払費用	140	80
流動負債合計	32,490	17,974
負債合計	32,490	17,974
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	6,137,786	557,632
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	6,781,894	650,284
（分配準備積立金）	3,725,541	338,484
元本等合計	12,919,680	1,207,916
純資産合計	12,919,680	1,207,916
負債純資産合計	12,952,170	1,225,890

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 15 期中間計算期間 自 令和 3 年 3 月 26 日 至 令和 3 年 9 月 25 日	第 16 期中間計算期間 自 令和 4 年 3 月 26 日 至 令和 4 年 9 月 25 日
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	1,036,408	375,691
営業収益合計	1,036,408	375,691
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	3,998	2,000
委託者報酬	31,899	15,894
その他費用	184	80
営業費用合計	36,081	17,974
営業利益又は営業損失（△）	1,000,327	357,717
経常利益又は経常損失（△）	1,000,327	357,717
中間純利益又は中間純損失（△）	1,000,327	357,717

一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	47,895	323,601
期首剰余金又は期首欠損金(△)	7,029,468	6,781,894
剰余金減少額又は欠損金増加額	263,021	6,165,726
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	263,021	6,165,726
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金(△)	7,718,879	650,284

### (3)【中間注記表】

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

#### (中間貸借対照表に関する注記)

	第15期 [令和4年3月25日現在]	第16期中間計算期間末 [令和4年9月25日現在]
1. 期首元本額	6,693,001円	6,137,786円
期中追加設定元本額	—円	—円
期中一部解約元本額	555,215円	5,580,154円
2. 受益権の総数	6,137,786口	557,632口

#### (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第15期中間計算期間 自 令和3年3月26日 至 令和3年9月25日	第16期中間計算期間 自 令和4年3月26日 至 令和4年9月25日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

#### (金融商品に関する注記)

##### 金融商品の時価等に関する事項

区分	第15期 [令和4年3月25日現在]	第16期中間計算期間末 [令和4年9月25日現在]
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

#### (有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)  
取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第15期 [令和4年3月25日現在]	第16期中間計算期間末 [令和4年9月25日現在]
1口当たり純資産額	2,1049円	2,1662円
(1万口当たり純資産額)	(21,049円)	(21,662円)



三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤  
業務執行社員

#### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているファンド・マネジャー（海外株式）の令和4年3月26日から令和4年9月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ファンド・マネジャー（海外株式）の令和4年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和4年3月26日から令和4年9月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク

評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【ファンド・マネジャー（海外株式）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第 15 期 [ 令和 4 年 3 月 25 日現在 ]	第 16 期中間計算期間末 [ 令和 4 年 9 月 25 日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	173,995	104,808
親投資信託受益証券	83,436,925	13,847,695
未収入金	6,683	1,542
流動資産合計	83,617,603	13,954,045
資産合計	83,617,603	13,954,045
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	13,444	8,504
未払委託者報酬	147,801	93,451
その他未払費用	1,331	828
流動負債合計	162,576	102,783
負債合計	162,576	102,783
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	35,771,676	6,031,234
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	47,683,351	7,820,028
（分配準備積立金）	27,525,841	4,640,972
元本等合計	83,455,027	13,851,262
純資産合計	83,455,027	13,851,262
負債純資産合計	83,617,603	13,954,045

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 15 期中間計算期間 自 令和 3 年 3 月 26 日 至 令和 3 年 9 月 25 日	第 16 期中間計算期間 自 令和 4 年 3 月 26 日 至 令和 4 年 9 月 25 日
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	12,008,589	△1,895,281
営業収益合計	12,008,589	△1,895,281
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	13,774	8,504
委託者報酬	151,439	93,451
その他費用	1,353	828
営業費用合計	166,566	102,783
営業利益又は営業損失（△）	11,842,023	△1,998,064
経常利益又は経常損失（△）	11,842,023	△1,998,064
中間純利益又は中間純損失（△）	11,842,023	△1,998,064

一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	960,668	△1,778,480
期首剰余金又は期首欠損金(△)	38,675,694	47,683,351
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,836,414	39,643,739
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,836,414	39,643,739
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金(△)	43,720,635	7,820,028

### (3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

	第15期 [令和4年3月25日現在]	第16期中間計算期間末 [令和4年9月25日現在]
1. 期首元本額	45,701,213円	35,771,676円
期中追加設定元本額	—円	—円
期中一部解約元本額	9,929,537円	29,740,442円
2. 受益権の総数	35,771,676口	6,031,234口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第15期中間計算期間 自 令和3年3月26日 至 令和3年9月25日	第16期中間計算期間 自 令和4年3月26日 至 令和4年9月25日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	第15期 [令和4年3月25日現在]	第16期中間計算期間末 [令和4年9月25日現在]
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)  
取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第15期 [令和4年3月25日現在]	第16期中間計算期間末 [令和4年9月25日現在]
1口当たり純資産額	2,3330円	2,2966円
(1万口当たり純資産額)	(23,330円)	(22,966円)

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西郷 篤

#### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているファンド・マネジャー（海外債券）の令和4年3月26日から令和4年9月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ファンド・マネジャー（海外債券）の令和4年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和4年3月26日から令和4年9月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク

評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【ファンド・マネジャー（海外債券）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第 15 期 [ 令和 4 年 3 月 25 日現在 ]	第 16 期中間計算期間末 [ 令和 4 年 9 月 25 日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	2,936,966	11,745,707
親投資信託受益証券	1,413,991,263	2,679,014,903
未収入金	-	25,694,293
流動資産合計	1,416,928,229	2,716,454,903
資産合計	1,416,928,229	2,716,454,903
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	-	32,614,639
未払受託者報酬	246,340	392,714
未払委託者報酬	2,463,358	3,927,093
未払利息	-	86
その他未払費用	29,495	47,066
流動負債合計	2,739,193	36,981,598
負債合計	2,739,193	36,981,598
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,038,757,720	1,919,374,067
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	375,431,316	760,099,238
（分配準備積立金）	49,014,368	39,564,435
元本等合計	1,414,189,036	2,679,473,305
純資産合計	1,414,189,036	2,679,473,305
負債純資産合計	1,416,928,229	2,716,454,903

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 15 期中間計算期間 自 令和 3 年 3 月 26 日 至 令和 3 年 9 月 25 日	第 16 期中間計算期間 自 令和 4 年 3 月 26 日 至 令和 4 年 9 月 25 日
<b>営業収益</b>		
受取利息	4	-
有価証券売買等損益	47,238,083	66,271,733
営業収益合計	47,238,087	66,271,733
<b>営業費用</b>		
支払利息	221	346
受託者報酬	343,040	392,714
委託者報酬	3,430,263	3,927,093
その他費用	41,101	47,066



営業費用合計	3,814,625	4,367,219
営業利益又は営業損失(△)	43,423,462	61,904,514
経常利益又は経常損失(△)	43,423,462	61,904,514
中間純利益又は中間純損失(△)	43,423,462	61,904,514
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	15,486,926	9,021,439
期首剰余金又は期首欠損金(△)	739,709,173	375,431,316
剰余金増加額又は欠損金減少額	26,842,053	480,478,008
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	26,842,053	480,478,008
剰余金減少額又は欠損金増加額	351,103,243	148,693,161
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	351,103,243	148,693,161
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金(△)	443,384,519	760,099,238

### (3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

	第15期 [令和4年3月25日現在]	第16期中間計算期間末 [令和4年9月25日現在]
1. 期首元本額	2,240,845,942円	1,038,757,720円
期中追加設定元本額	102,210,706円	1,285,978,045円
期中一部解約元本額	1,304,298,928円	405,361,698円
2. 受益権の総数	1,038,757,720口	1,919,374,067口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第15期中間計算期間 自 令和3年3月26日 至 令和3年9月25日	第16期中間計算期間 自 令和4年3月26日 至 令和4年9月25日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	第15期 [令和4年3月25日現在]	第16期中間計算期間末 [令和4年9月25日現在]
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	--	----

(有価証券に関する注記)  
該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)  
取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第 15 期 [令和 4 年 3 月 25 日現在]	第 16 期中間計算期間末 [令和 4 年 9 月 25 日現在]
1口当たり純資産額	1,3614 円	1,3960 円
(1万口当たり純資産額)	(13,614 円)	(13,960 円)

# 独立監査人の中間監査報告書

令和4年11月30日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているファンド・マネジャー（海外リート）の令和4年3月26日から令和4年9月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ファンド・マネジャー（海外リート）の令和4年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和4年3月26日から令和4年9月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク

評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【ファンド・マネジャー（海外リート）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第 15 期 [ 令和 4 年 3 月 25 日現在 ]	第 16 期中間計算期間末 [ 令和 4 年 9 月 25 日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	74,352	40,267
親投資信託受益証券	31,851,279	3,022,636
未収入金	2,872	389
流動資産合計	31,928,503	3,063,292
資産合計	31,928,503	3,063,292
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	5,078	2,911
未払委託者報酬	64,216	36,660
その他未払費用	455	240
流動負債合計	69,749	39,811
負債合計	69,749	39,811
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	16,721,320	1,677,701
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	15,137,434	1,345,780
（分配準備積立金）	9,464,204	949,604
元本等合計	31,858,754	3,023,481
純資産合計	31,858,754	3,023,481
負債純資産合計	31,928,503	3,063,292

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 15 期中間計算期間 自 令和 3 年 3 月 26 日 至 令和 3 年 9 月 25 日	第 16 期中間計算期間 自 令和 4 年 3 月 26 日 至 令和 4 年 9 月 25 日
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	4,957,280	△1,145,337
営業収益合計	4,957,280	△1,145,337
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	4,750	2,911
委託者報酬	60,043	36,660
その他費用	411	240
営業費用合計	65,204	39,811
営業利益又は営業損失（△）	4,892,076	△1,185,148
経常利益又は経常損失（△）	4,892,076	△1,185,148
中間純利益又は中間純損失（△）	4,892,076	△1,185,148

一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	616,715	△1,012,093
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	8,731,240	15,137,434
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,714,838	13,618,599
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,714,838	13,618,599
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	11,291,763	1,345,780

### (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

	第15期 [令和4年3月25日現在]	第16期中間計算期間末 [令和4年9月25日現在]
1. 期首元本額	20,640,634 円	16,721,320 円
期中追加設定元本額	1,932,848 円	— 円
期中一部解約元本額	5,852,162 円	15,043,619 円
2. 受益権の総数	16,721,320 口	1,677,701 口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第15期中間計算期間 自 令和3年3月26日 至 令和3年9月25日	第16期中間計算期間 自 令和4年3月26日 至 令和4年9月25日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	第15期 [令和4年3月25日現在]	第16期中間計算期間末 [令和4年9月25日現在]
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)  
取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第 15 期 [令和 4 年 3 月 25 日現在]	第 16 期中間計算期間末 [令和 4 年 9 月 25 日現在]
1口当たり純資産額	1.9053 円	1.8022 円
(1万口当たり純資産額)	(19,053 円)	(18,022 円)

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。  
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## TOPIXマザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

[令和 4 年 9 月 25 日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	41,681,518,923
株式	816,808,357,120
派生商品評価勘定	20,906,400
未収入金	6,007,322,460
未収配当金	350,410,263
未収利息	1,156,096
その他未収収益	10,204,046
差入委託証拠金	378,270,000
流動資産合計	865,258,145,308
資産合計	865,258,145,308
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	24,100,000
前受金	4,960,000
未払解約金	1,067,067,806
未払利息	77,264
受入担保金	32,764,491,107
流動負債合計	33,860,696,177
負債合計	33,860,696,177
純資産の部	
元本等	

元本	371,267,900,728
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	460,129,548,403
元本等合計	831,397,449,131
純資産合計	831,397,449,131
負債純資産合計	865,258,145,308

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和4年9月25日現在]
1. 期首	令和4年3月26日
期首元本額	323,925,697,289円
期中追加設定元本額	93,332,586,858円
期中一部解約元本額	45,990,383,419円
元本の内訳※	
三菱UFJ トピックスインデックスオープン	7,231,119,646円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定型)	959,446,515円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定成長型)	3,817,044,161円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(成長型)	3,458,032,795円
三菱UFJ トピックスオープン(確定拠出年金)	3,451,887,550円
三菱UFJ プライムバランス(安定型)(確定拠出年金)	7,660,171,349円
三菱UFJ プライムバランス(安定成長型)(確定拠出年金)	38,915,254,437円
三菱UFJ プライムバランス(成長型)(確定拠出年金)	41,453,225,957円
三菱UFJ 6資産バランスファンド(2ヵ月分配型)	117,104,960円
三菱UFJ 6資産バランスファンド(成長型)	295,047,928円
ファンド・マネジャー(国内株式)	1,421,264,552円
eMAXIS TOPIXインデックス	7,498,415,366円
eMAXIS バランス(8資産均等型)	2,301,718,083円
eMAXIS バランス(波乗り型)	83,481,333円
三菱UFJ プライムバランス(8資産)(確定拠出年金)	2,773,118,699円
コアバランス	222,469円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030(確定拠出年金)	857,786,986円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040(確定拠出年金)	965,328,392円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050(確定拠出年金)	810,006,643円
eMAXIS Slim 国内株式(TOPIX)	24,313,031,150円
国内株式セレクション(ラップ向け)	3,760,299,845円
eMAXIS Slim バランス(8資産均等型)	9,035,058,095円
つみたて日本株式(TOPIX)	6,853,827,608円
つみたて8資産均等バランス	4,113,820,675円
つみたて4資産均等バランス	1,301,838,392円
eMAXIS マイマネージャー 1970s	2,692,412円
eMAXIS マイマネージャー 1980s	4,427,254円
eMAXIS マイマネージャー 1990s	6,396,157円



三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035 (確定拠出年金)	654,166,963円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045 (確定拠出年金)	707,068,221円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055 (確定拠出年金)	425,922,142円
三菱UFJ DC年金バランス (株式15)	423,121,053円
三菱UFJ DC年金バランス (株式40)	1,245,441,934円
三菱UFJ DC年金バランス (株式65)	2,196,307,311円
eMAXIS Slim 全世界株式 (3地域均等型)	866,814,714円
三菱UFJ DC年金インデックス (国内株式)	1,871,759,264円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060 (確定拠出年金)	342,255,754円
三菱UFJ DC年金バランス (株式25)	124,941,529円
国内株式インデックス・オープン (ラップ向け)	13,870,742,612円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065 (確定拠出年金)	129,426,511円
ラップ向けインデックスf 国内株式	3,485,536,054円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド (保守型)	122,843,718円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド (標準型)	892,016,007円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド (積極型)	592,747,818円
三菱UFJ DC年金バランス (株式80)	4,889,516円
ダイナミックアロケーションファンド (ラップ向け)	15,470,366,519円
ラップ向けダイナミックアロケーションファンド	31,785,971円
ラップ向けアクティブアロケーションファンド	12,243,351円
三菱UFJ バランス・イノベーション (株式抑制型)	273,541,409円
三菱UFJ バランス・イノベーション (株式重視型)	573,576,043円
三菱UFJ バランス・イノベーション (新興国投資型)	228,835,752円
三菱UFJ DCバランス・イノベーション (KAKUSHIN)	238,074,127円
三菱UFJ バランス・イノベーション (債券重視型)	213,354,081円
三菱UFJ アドバンスト・バランス (安定型)	20,539,362円
三菱UFJ アドバンスト・バランス (安定成長型)	124,717,775円
eMAXIS バランス (4資産均等型)	619,341,550円
eMAXIS 最適化バランス (マイゴールキーパー)	141,377,625円
eMAXIS 最適化バランス (マイディフェンダー)	176,244,367円
eMAXIS 最適化バランス (マイミッドフィルダー)	589,359,124円
eMAXIS 最適化バランス (マイフォワード)	499,906,379円
eMAXIS 最適化バランス (マイストライカー)	936,487,109円
三菱UFJ トピックスオープン	989,566,044円
三菱UFJ DCトピックスオープン	8,502,562,825円
三菱UFJ トピックスオープンVA (適格機関投資家限定)	68,391,731円
三菱UFJ トピックスインデックスファンドVA (適格機関投資家限定)	6,056,196,931円
三菱UFJ ライフセレクトファンド (安定成長型) VA (適格機関投資家限定)	58,669円
三菱UFJ バランスファンド45VA (適格機関投資家限定)	15,497,450円
三菱UFJ バランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	5,696,386,899円
三菱UFJ バランスファンドVA 20型 (適格機関投資家限定)	117,096,501円
三菱UFJ バランスファンドVA 40型 (適格機関投資家限定)	1,775,418,965円
MUAM 日本株式インデックスファンド (適格機関投資家限定)	33,429,199,525円
三菱UFJ バランスファンドVA 50型 (適格機関投資家限定)	270,112,567円
三菱UFJ バランスファンド55VA (適格機関投資家限定)	824,711円

三菱UFJ バランスファンドVA 30型 (適格機関投資家限定)	1,270,409円
三菱UFJ バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	279,438,281円
三菱UFJ バランスファンド20VA (適格機関投資家限定)	537,212,031円
MUAM インデックスファンドTOPIXi (適格機関投資家限定)	6,165,332,801円
MUKAM バランス・イノベーション (株式抑制型) (適格機関投資家転売制限付)	746,142,934円
MUKAM バランス・イノベーション (リスク抑制型) (適格機関投資家転売制限付)	248,714,312円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション (適格機関投資家転売制限付)	660,796,608円
世界8資産バランスファンドVL (適格機関投資家限定)	87,332,960円
MUKAM 下方リスク抑制型バランスファンド (適格機関投資家限定)	1,730,479,860円
MUKAM バランス・イノベーション (債券重視型) (適格機関投資家転売制限付)	68,306,678円
MUKAM 日本株式インデックスファンド2 (適格機関投資家限定)	3,273,730,420円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション2 (適格機関投資家限定)	673,985,068円
MUKAM 下方リスク抑制型ダイナミックアロケーションファンド (適格機関投資家限定)	8,401,859,347円
MUKAM バランス・イノベーション (リスク抑制型) 2 (適格機関投資家転売制限付)	23,940,415円
マルチアセット運用戦略ファンド (適格機関投資家限定)	62,568円
日米コアバランス (FOFs用) (適格機関投資家限定)	144,823,390円
MUKAM 米国国債プラス日本株式ファンド2019-04 (適格機関投資家限定)	128,786,114円
MUKAM 米国国債プラス日本株式ファンド2019-11 (適格機関投資家限定)	128,782,019円
MUKAM アセットアロケーションファンド2020-07 (適格機関投資家限定)	36,674,220円
MUKAM 米国国債プラス日本株式ファンド2020-07 (適格機関投資家限定)	124,887,071円
MUKAM アセットアロケーションファンド2020-09 (適格機関投資家限定)	36,119,561円
MUKAM アセットアロケーションファンド2020-11 (適格機関投資家限定)	36,164,688円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-01 (適格機関投資家限定)	35,754,711円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-03 (適格機関投資家限定)	36,497,939円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-05 (適格機関投資家限定)	36,627,078円
MUKAM 日米コアバランス 2021-07 (適格機関投資家限定)	383,966,830円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-07 (適格機関投資家限定)	35,352,311円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-09 (適格機関投資家限定)	35,540,638円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-11 (適格機関投資家限定)	36,425,084円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-01 (適格機関投資家限定)	39,840,025円
MUKAM 日米コアバランス (除く米国株) 2022-03 (適格機関投資家限定)	791,015,446円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-03 (適格機関投資家限定)	41,218,030円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-05 (適格機関投資家限定)	42,046,572円

格機関投資家限定) MUKAM アセットアロケーションファンド2022-07 (適格機関投資家限定)	41,187,745 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-09 (適格機関投資家限定)	40,164,963 円
三菱UFJ TOPIX・ファンド	5,233,260,996 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (安定型) VA	3,428,108 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (安定成長型) VA	11,938,200 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (成長型) VA	5,282,505 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (積極型) VA	6,866,476 円
三菱UFJ TOPIX・ファンドVA1	628,119,789 円
三菱UFJ TOPIX・ファンドVA	120,156,821 円
三菱UFJ バランスVA30D (適格機関投資家限定)	5,985,465 円
三菱UFJ バランスVA60D (適格機関投資家限定)	44,404,482 円
三菱UFJ バランスVA30G (適格機関投資家限定)	3,502,326 円
三菱UFJ バランスVA60G (適格機関投資家限定)	32,873,258 円
三菱UFJ <DC>TOPIX・ファンド	1,611,177,896 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (安定型)	413,502,490 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (安定成長型)	1,695,152,582 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (成長型)	1,553,164,383 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (積極型)	1,383,929,655 円
三菱UFJ DC国内株式インデックスファンド	54,896,542,277 円
合計	371,267,900,728 円
2. 貸付有価証券 貸借取引契約により以下の通り有価証券の貸付を行っております。 株式	30,742,774,740 円
3. 受益権の総数	371,267,900,728 円

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和4年9月25日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

[令和 4 年 9 月 25 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	8,593,205,000	—	8,590,260,000	△2,945,000
合計		8,593,205,000	—	8,590,260,000	△2,945,000

(注) 時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(1口当たり情報)

	[令和 4 年 9 月 25 日現在]
1口当たり純資産額	2.2393円
(1万口当たり純資産額)	(22,393円)

国内債券インデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和 4 年 9 月 25 日現在]

<b>資産の部</b>	
流動資産	
コール・ローン	1,060,080,871
国債証券	189,976,422,770
地方債証券	13,068,567,220
特殊債券	10,204,868,802
社債券	14,292,182,300
未収利息	189,740,044
前払金	1,120,000
前払費用	4,771,245
差入委託証拠金	2,940,000
流動資産合計	228,800,693,252
資産合計	228,800,693,252
<b>負債の部</b>	
流動負債	
派生商品評価勘定	262,200
未払解約金	111,378,911
未払利息	1,965
流動負債合計	111,643,076
負債合計	111,643,076

純資産の部	
元本等	
元本	241,005,082,558
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	△12,316,032,382
元本等合計	228,689,050,176
純資産合計	228,689,050,176
負債純資産合計	228,800,693,252

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和4年9月25日現在]
1. 期首	令和4年3月26日
期首元本額	238,082,798,205円
期中追加設定元本額	13,564,484,577円
期中一部解約元本額	10,642,200,224円
元本の内訳※	
ファンド・マネジャー(国内債券)	26,784,193円
三菱UFJ バランス・イノベーション(株式抑制型)	11,003,274,692円
三菱UFJ バランス・イノベーション(株式重視型)	11,507,162,940円
三菱UFJ バランス・イノベーション(新興国投資型)	1,445,163,574円
三菱UFJ DCバランス・イノベーション(KAKUSHIN)	9,591,415,580円
三菱UFJ バランス・イノベーション(債券重視型)	6,493,649,051円
MUKAM バランス・イノベーション(株式抑制型)(適格機関投資家転売制限付)	29,891,480,698円
MUKAM バランス・イノベーション(リスク抑制型)(適格機関投資家転売制限付)	10,044,414,214円
MUKAM 下方リスク抑制型バランスファンド(適格機関投資家限定)	27,529,189,909円
MUKAM バランス・イノベーション(債券重視型)(適格機関投資家転売制限付)	2,078,652,404円
MUKAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	49,794,267,596円
MUKAM 下方リスク抑制型ダイナミックアロケーションファンド(適格機関投資家限定)	80,638,087,973円
MUKAM バランス・イノベーション(リスク抑制型)2(適格機関投資家転売制限付)	961,539,734円
合計	241,005,082,558円
2. 元本の欠損	
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	12,316,032,382円
3. 受益権の総数	241,005,082,558口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和4年9月25日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差	時価で計上しているためその差額はありません。

額	
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)  
該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)  
取引の時価等に関する事項  
債券関連

[令和 4 年 9 月 25 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引 買建	297,640,000	—	297,380,000	△260,000
合計		297,640,000	—	297,380,000	△260,000

(注) 時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
  - 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
  - 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- ※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(1口当たり情報)

	[令和 4 年 9 月 25 日現在]
1口当たり純資産額	0.9489円
(1万口当たり純資産額)	(9,489円)

MUAM J-REITマザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

[令和 4 年 9 月 25 日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	204,142,910
投資証券	17,201,000,000

未収入金	20,346,093
未収配当金	153,999,100
流動資産合計	17,579,488,103
資産合計	17,579,488,103
負債の部	
流動負債	
未払金	37,617,422
未払解約金	3,196,687
未払利息	378
流動負債合計	40,814,487
負債合計	40,814,487
純資産の部	
元本等	
元本	4,484,330,667
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	13,054,342,949
元本等合計	17,538,673,616
純資産合計	17,538,673,616
負債純資産合計	17,579,488,103

#### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
--------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

	[令和4年9月25日現在]
1. 期首	令和4年3月26日
期首元本額	4,422,742,949円
期中追加設定元本額	213,388,304円
期中一部解約元本額	151,800,586円
元本の内訳※	
三菱UFJ 6資産バランスファンド(2ヵ月分配型)	67,780,412円
三菱UFJ 6資産バランスファンド(成長型)	57,533,076円
三菱UFJ 資産設計ファンド(分配型)	1,907,419円
三菱UFJ 資産設計ファンド(バランス型)	3,679,552円
三菱UFJ 資産設計ファンド(株式重視型)	1,289,684円
ファンド・マネジャー(国内リート)	308,092円
三菱UFJ <DC>J-REITファンド	4,247,869,349円
MUAM J-REITファンド(適格機関投資家転売制限付)	103,963,083円
合計	4,484,330,667円
2. 受益権の総数	4,484,330,667口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和4年9月25日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券

	<p>売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引          デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品          上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)  
 該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)  
 取引の時価等に関する事項  
 該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[令和4年9月25日現在]
1口当たり純資産額	3.9111円
(1万口当たり純資産額)	(39,111円)

外国株式インデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

[令和4年9月25日現在]

<b>資産の部</b>	
流動資産	
預金	67,587,571,366
コール・ローン	4,497,321,174
株式	1,690,771,382,322
投資証券	41,549,729,942
派生商品評価勘定	6,095,457
未収入金	106,139,412
未収配当金	2,911,843,994
差入委託証拠金	17,379,585,027
流動資産合計	1,824,809,668,694
資産合計	1,824,809,668,694
<b>負債の部</b>	
流動負債	
派生商品評価勘定	5,585,375,942
未払解約金	7,684,272,211
未払利息	8,336
流動負債合計	13,269,656,489
負債合計	13,269,656,489
純資産の部	



元本等	
元本	388, 595, 788, 315
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	1, 422, 944, 223, 890
元本等合計	1, 811, 540, 012, 205
純資産合計	1, 811, 540, 012, 205
負債純資産合計	1, 824, 809, 668, 694

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和4年9月25日現在]
1. 期首	令和4年3月26日
期首元本額	324, 060, 471, 685 円
期中追加設定元本額	113, 795, 091, 482 円
期中一部解約元本額	49, 259, 774, 852 円
元本の内訳※	
三菱UFJ ライフセレクトファンド (安定型)	220, 164, 404 円
三菱UFJ ライフセレクトファンド (安定成長型)	958, 846, 267 円
三菱UFJ ライフセレクトファンド (成長型)	843, 109, 362 円
MAXIS 海外株式 (MSCIコクサイ) 上場投信	3, 052, 988, 575 円
MAXIS 全世界株式 (オール・カントリー) 上場投信	2, 937, 110, 319 円
三菱UFJ プライムバランス (安定型) (確定拠出年金)	1, 757, 775, 557 円
三菱UFJ プライムバランス (安定成長型) (確定拠出年金)	9, 775, 500, 161 円
三菱UFJ プライムバランス (成長型) (確定拠出年金)	10, 106, 777, 368 円
三菱UFJ 6資産バランスファンド (2ヵ月分配型)	55, 385, 771 円
三菱UFJ 6資産バランスファンド (成長型)	139, 159, 690 円
ファンド・マネジャー (海外株式)	2, 970, 461 円
eMAXIS 先進国株式インデックス	13, 202, 345, 768 円
eMAXIS バランス (8資産均等型)	1, 106, 196, 505 円
eMAXIS バランス (波乗り型)	172, 401, 766 円
三菱UFJ プライムバランス (8資産) (確定拠出年金)	1, 690, 295, 340 円
コアバランス	119, 405 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030 (確定拠出年金)	187, 145, 597 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040 (確定拠出年金)	220, 153, 305 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050 (確定拠出年金)	197, 342, 553 円
eMAXIS Slim 先進国株式インデックス	77, 482, 223, 122 円
海外株式セレクション (ラップ向け)	2, 028, 569, 895 円
eMAXIS Slim バランス (8資産均等型)	4, 298, 536, 021 円

つみたて先進国株式	17,767,483,239円
つみたて8資産均等バランス	1,972,320,469円
つみたて4資産均等バランス	621,339,781円
eMAXIS マイマネージャー 1970s	1,674,249円
eMAXIS マイマネージャー 1980s	2,791,486円
eMAXIS マイマネージャー 1990s	3,823,893円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035 (確定拠出年金)	154,579,700円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045 (確定拠出年金)	162,706,379円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055 (確定拠出年金)	98,484,006円
三菱UFJ DC年金バランス (株式15)	51,581,010円
三菱UFJ DC年金バランス (株式40)	364,384,992円
三菱UFJ DC年金バランス (株式65)	760,954,008円
eMAXIS Slim 全世界株式 (除く日本)	32,032,375,872円
eMAXIS Slim 全世界株式 (3地域均等型)	409,481,542円
三菱UFJ DC年金インデックス (先進国株式)	2,513,668,975円
eMAXIS Slim 全世界株式 (オール・カントリー)	119,668,823,443円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060 (確定拠出年金)	82,978,844円
三菱UFJ DC年金バランス (株式25)	34,269,599円
先進国株式インデックスファンド (ラップ向け)	106,627,299円
つみたて全世界株式	115,732,992円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065 (確定拠出年金)	31,483,730円
ラップ向けインデックスf 先進国株式	3,363,558,269円
三菱UFJ DC年金バランス (株式80)	5,244,074円
ダイナミックアロケーションファンド (ラップ向け)	4,687,371,562円
ラップ向けダイナミックアロケーションファンド	11,268,569円
三菱UFJ DC海外株式インデックスファンド	26,929,888,452円
eMAXIS 全世界株式インデックス	3,986,004,579円
eMAXIS バランス (4資産均等型)	294,603,127円
eMAXIS 最適化バランス (マイゴールキーパー)	83,522,298円
eMAXIS 最適化バランス (マイディフェンダー)	103,125,164円
eMAXIS 最適化バランス (マイミッドフィルダー)	367,732,472円
eMAXIS 最適化バランス (マイフォワード)	293,464,030円
eMAXIS 最適化バランス (マイストライカー)	561,032,376円
三菱UFJ 外国株式ファンドVA (適格機関投資家限定)	1,730,876,267円
三菱UFJ ライフセレクトファンド (安定成長型) VA (適格機関投資家限定)	14,738円
三菱UFJ バランスファンド45VA (適格機関投資家限定)	9,466,034円
三菱UFJ バランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	4,437,683,435円
三菱UFJ バランスファンドVA 20型 (適格機関投資家限定)	55,918,421円
三菱UFJ バランスファンドVA 40型 (適格機関投資家限定)	836,869,960円
MUAM 外国株式インデックスファンド (適格機関投資家限定)	11,453,691,567円
三菱UFJ バランスファンドVA 30型 (適格機関投資家限定)	598,520円
三菱UFJ バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	656,241,583円
MUAM 全世界株式インデックスファンド (適格機関投資家限定)	5,479,326,130円
アドバンスト・バランスI (FOFs用) (適格機関投資家限定)	10,457,821円
アドバンスト・バランスII (FOFs用) (適格機関投資家限定)	64,872,362円

MUKAM スマート・クオリティ・セレクション (適格機関投資家転売制限付)	408,478,917 円
世界8資産バランスファンドVL (適格機関投資家限定)	53,231,892 円
MUKAM 外国株式インデックスファンド2 (適格機関投資家限定)	2,234,812,381 円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション2 (適格機関投資家限定)	433,764,174 円
マルチアセット運用戦略ファンド (適格機関投資家限定)	27,390 円
外国株式インデックスファンドV (適格機関投資家限定)	2,227,739,441 円
三菱UFJ 外国株式インデックスファンド	2,551,516,461 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (安定型) VA	816,616 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (安定成長型) VA	2,837,846 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (成長型) VA	1,425,362 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (積極型) VA	2,025,643 円
三菱UFJ 外国株式インデックスファンドVA	29,796,220 円
三菱UFJ バランスVA30D (適格機関投資家限定)	1,421,376 円
三菱UFJ バランスVA60D (適格機関投資家限定)	10,474,860 円
三菱UFJ バランスVA30G (適格機関投資家限定)	1,647,717 円
三菱UFJ バランスVA60G (適格機関投資家限定)	15,546,707 円
三菱UFJ <DC>外国株式インデックスファンド	6,475,309,340 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (安定型)	98,229,050 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (安定成長型)	403,114,498 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (成長型)	419,379,819 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (積極型)	408,678,075 円
合計	388,595,788,315 円
2. 受益権の総数	388,595,788,315 円

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和4年9月25日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

[令和 4 年 9 月 25 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	85,745,484,460	—	80,175,302,221	△5,570,182,239
合計		85,745,484,460	—	80,175,302,221	△5,570,182,239

(注) 時価の算定方法

1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

### 通貨関連

[令和 4 年 9 月 25 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	1,152,815,545	—	1,152,786,015	△29,530
	カナダドル	62,227,440	—	62,224,704	△2,736
	オーストラリアドル	97,794,621	—	97,027,042	△767,579
	イギリスポンド	79,203,864	—	79,201,180	△2,684
	スイスフラン	54,877,264	—	54,875,828	△1,436
	香港ドル	23,208,705	—	23,207,191	△1,514
	ユーロ	155,868,972	—	155,861,608	△7,364
	売建				
	アメリカドル	2,503,959,942	—	2,517,706,195	△13,746,253
	カナダドル	128,223,640	—	127,563,075	660,565
	オーストラリアドル	54,785,493	—	54,271,125	514,368
	イギリスポンド	139,452,705	—	138,450,430	1,002,275
	スイスフラン	107,837,619	—	107,814,699	22,920
	香港ドル	29,048,448	—	29,208,735	△160,287
	シンガポールドル	13,855,680	—	13,840,040	15,640
	ノルウェークロネ	14,382,360	—	14,381,325	1,035
	デンマーククロネ	41,785,520	—	41,379,296	406,224
	ユーロ	313,594,860	—	310,596,750	2,998,110
合計		4,972,922,678	—	4,980,395,238	△9,098,246

(注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(1口当たり情報)

	[令和4年9月25日現在]
1口当たり純資産額	4.6618円
(1万口当たり純資産額)	(46,618円)

外国債券インデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和4年9月25日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	2,526,212,427
コール・ローン	242,284,390
国債証券	324,606,346,123
未収入金	84,804
未収利息	1,914,245,495
前払費用	184,339,322
流動資産合計	329,473,512,561
資産合計	329,473,512,561
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	265,496
未払金	201,341,076
未払解約金	161,669,958
未払利息	449
流動負債合計	363,276,979
負債合計	363,276,979
純資産の部	
元本等	
元本	138,498,397,656
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	190,611,837,926
元本等合計	329,110,235,582
純資産合計	329,110,235,582

## 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

## (貸借対照表に関する注記)

	[令和4年9月25日現在]
1. 期首	令和4年3月26日
期首元本額	124,510,080,427円
期中追加設定元本額	22,804,129,530円
期中一部解約元本額	8,815,812,301円
元本の内訳※	
三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定型)	274,999,535円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定成長型)	563,606,670円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(成長型)	336,991,146円
三菱UFJ 外国債券オープン	947,165,811円
三菱UFJ プライムバランス(安定型)(確定拠出年金)	2,195,586,331円
三菱UFJ プライムバランス(安定成長型)(確定拠出年金)	5,746,009,093円
三菱UFJ プライムバランス(成長型)(確定拠出年金)	4,039,693,325円
三菱UFJ 6資産バランスファンド(2ヵ月分配型)	559,050,352円
三菱UFJ 6資産バランスファンド(成長型)	94,199,488円
ファンド・マネジャー(海外債券)	1,127,389,178円
eMAXIS 先進国債券インデックス	5,421,080,766円
eMAXIS バランス(8資産均等型)	2,208,481,719円
eMAXIS バランス(波乗り型)	231,164,672円
三菱UFJ プライムバランス(8資産)(確定拠出年金)	844,513,923円
コアバランス	1,300,991円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030(確定拠出年金)	313,208,825円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040(確定拠出年金)	157,830,908円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050(確定拠出年金)	98,733,988円
eMAXIS Slim 先進国債券インデックス	23,075,120,444円
海外債券セレクション(ラップ向け)	4,931,070,804円
eMAXIS Slim バランス(8資産均等型)	8,585,381,230円
つみたて8資産均等バランス	3,934,267,316円
つみたて4資産均等バランス	1,245,590,649円
eMAXIS マイマネージャー 1970s	2,363,840円
eMAXIS マイマネージャー 1980s	703,732円
eMAXIS マイマネージャー 1990s	112,677円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035(確定拠出年金)	154,937,923円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045(確定拠出年金)	96,021,391円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055(確定拠出年金)	46,987,855円

三菱UFJ DC年金バランス (株式15)	515,423,946円
三菱UFJ DC年金バランス (株式40)	728,225,126円
三菱UFJ DC年金バランス (株式65)	844,871,473円
三菱UFJ DC年金インデックス (先進国債券)	913,974,796円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060 (確定拠出年金)	36,142,974円
三菱UFJ DC年金バランス (株式25)	114,145,683円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065 (確定拠出年金)	13,652,700円
ラップ向けインデックスf 先進国債券	2,818,521,091円
三菱UFJ DC年金バランス (株式80)	2,857,913円
ラップ向けアクティブアロケーションファンド	12,702,529円
三菱UFJ 外国債券オープン (確定拠出年金)	2,927,365,064円
ワールド・インカムオープン	1,105,814,495円
三菱UFJ DC海外債券インデックスファンド	14,159,985,969円
三菱UFJ 世界国債インデックスファンド (毎月分配型)	432,341,363円
三菱UFJ 世界国債インデックスファンド (年1回決算型)	1,775,073,901円
eMAXIS バランス (4資産均等型)	591,375,283円
eMAXIS 最適化バランス (マイゴールキーパー)	454,323,473円
eMAXIS 最適化バランス (マイディフェンダー)	193,629,737円
eMAXIS 最適化バランス (マイミッドフィルダー)	140,672,390円
eMAXIS 最適化バランス (マイフォワード)	43,391,269円
eMAXIS 最適化バランス (マイストライカー)	16,631,102円
三菱UFJ 外国債券ファンドVA (適格機関投資家限定)	1,358,361,044円
三菱UFJ ライフセレクトファンド (安定成長型) VA (適格機関投資家限定)	8,662円
三菱UFJ 外国債券ファンドVA2 (適格機関投資家限定)	14,804,902円
MUAM 世界債券オープン (適格機関投資家限定)	2,668,663,750円
三菱UFJ バランスファンド45VA (適格機関投資家限定)	18,846,272円
三菱UFJ バランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	1,814,350,907円
三菱UFJ バランスファンドVA 40型 (適格機関投資家限定)	1,287,338,752円
MUAM 外国債券インデックスファンド (適格機関投資家限定)	27,691,726,248円
三菱UFJ バランスファンドVA 50型 (適格機関投資家限定)	514,798,651円
三菱UFJ バランスファンド55VA (適格機関投資家限定)	1,207,026円
三菱UFJ バランスファンドVA 30型 (適格機関投資家限定)	800,630円
三菱UFJ バランスファンド20VA (適格機関投資家限定)	1,544,159,722円
アドバンスト・バランスI (FOFs用) (適格機関投資家限定)	70,758,398円
アドバンスト・バランスII (FOFs用) (適格機関投資家限定)	114,207,191円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション (適格機関投資家転売制限付)	114,385,679円
世界8資産バランスファンドVL (適格機関投資家限定)	26,595,979円
MUKAM 外国債券インデックスファンド2 (適格機関投資家限定)	2,737,480,206円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション2 (適格機関投資家限定)	112,162,220円
外国債券インデックスファンドV (適格機関投資家限定)	11,459,928円
インデックス・ライフ・バランスファンド (安定型) VA	1,659,184円
インデックス・ライフ・バランスファンド (安定成長型) VA	3,773,847円
インデックス・ライフ・バランスファンド (成長型) VA	1,438,276円
インデックス・ライフ・バランスファンド (積極型) VA	833,846円
三菱UFJ 外国債券インデックスファンドVA	11,456,149円
三菱UFJ バランスVA30D (適格機関投資家限定)	5,694,940円

三菱UFJ バランスVA60D (適格機関投資家限定)	10,662,550 円
三菱UFJ バランスVA30G (適格機関投資家限定)	6,662,702 円
三菱UFJ バランスVA60G (適格機関投資家限定)	15,719,209 円
外国債券インデックスファンドi (適格機関投資家限定)	111,005,293 円
三菱UFJ <DC>外国債券インデックスファンド	1,829,167,481 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (安定型)	197,545,518 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (安定成長型)	537,780,189 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (成長型)	423,753,876 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (積極型)	164,441,570 円
合計	138,498,397,656 円
2. 受益権の総数	138,498,397,656 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4 年 9 月 25 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はあります。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

[令和 4 年 9 月 25 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカドル	96,778,150	—	96,775,671	△2,479
	カナダドル	4,276,800	—	4,276,612	△188
	オーストラリアドル	3,808,680	—	3,808,500	△180
	イギリスポンド	8,115,150	—	8,114,875	△275
	オフショア円	38,108,484	—	37,849,326	△259,158



	ユーロ	68,077,440	—	68,074,224	△3,216
	合計	219,164,704	—	218,899,208	△265,496

(注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(1口当たり情報)

	[令和4年9月25日現在]
1口当たり純資産額	2.3763円
(1万口当たり純資産額)	(23,763円)

MUAM G-R E I Tマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和4年9月25日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	1,858,067,496
コール・ローン	381,214,438
投資証券	82,289,167,655
派生商品評価勘定	1,432,520
未収入金	4,416,578
未収配当金	285,208,975
差入委託証拠金	793,667,744
流動資産合計	85,613,175,406
資産合計	85,613,175,406
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	271,525,809
未払解約金	20,268,551
未払利息	706
流動負債合計	291,795,066
負債合計	291,795,066
純資産の部	
元本等	
元本	36,879,276,449
剰余金	

剰余金又は欠損金 (△)	48,442,103,891
元本等合計	85,321,380,340
純資産合計	85,321,380,340
負債純資産合計	85,613,175,406

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和4年9月25日現在]
1. 期首	令和4年3月26日
期首元本額	32,760,956,639円
期中追加設定元本額	6,259,451,617円
期中一部解約元本額	2,141,131,807円
元本の内訳※	
三菱UFJ 6資産バランスファンド(2ヵ月分配型)	108,522,347円
三菱UFJ 6資産バランスファンド(成長型)	91,215,804円
三菱UFJ 資産設計ファンド(分配型)	30,863,776円
三菱UFJ 資産設計ファンド(バランス型)	59,635,325円
三菱UFJ 資産設計ファンド(株式重視型)	28,401,596円
ファンド・マネジャー(海外リート)	1,306,521円
eMAXIS 先進国リートインデックス	6,381,559,479円
eMAXIS バランス(8資産均等型)	2,171,936,862円
eMAXIS バランス(波乗り型)	224,250,171円
三菱UFJ <DC>先進国REITインデックスファンド	3,698,642,414円
三菱UFJ プライムバランス(8資産)(確定拠出年金)	494,939,707円
オルタナティブ資産セレクション(ラップ向け)	1,114,756,781円
eMAXIS Slim バランス(8資産均等型)	8,486,762,419円
つみたて8資産均等バランス	3,906,935,593円
eMAXIS マイマネージャー 1970s	1,367,211円
eMAXIS マイマネージャー 1980s	2,292,592円
eMAXIS マイマネージャー 1990s	671,420円
eMAXIS Slim 先進国リートインデックス	8,322,792,669円
三菱UFJ 先進国リートインデックスファンド	86,182,632円
ラップ向けインデックスf 先進国リート	631,070,785円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド(保守型)	19,256,152円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド(標準型)	112,900,507円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド(積極型)	57,320,116円
ラップ向けインデックスf 先進国リート(為替ヘッジあり)	344,291円
三菱UFJ アドバンスト・バランス(安定型)	3,944,730円
三菱UFJ アドバンスト・バランス(安定成長型)	34,400,995円
eMAXIS 最適化バランス(マイゴールキーパー)	49,105,426円
eMAXIS 最適化バランス(マイディフェンダー)	76,162,816円
eMAXIS 最適化バランス(マイミッドフィルダー)	309,085,273円

eMAXIS 最適化バランス (マイフォワード)	258,915,023 円
eMAXIS 最適化バランス (マイストライカー)	98,109,242 円
世界8資産バランスファンドV.L (適格機関投資家限定)	15,587,002 円
マルチアセット運用戦略ファンド (適格機関投資家限定)	38,772 円
合計	36,879,276,449 円
2. 受益権の総数	36,879,276,449 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和4年9月25日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

投資証券関連

[令和4年9月25日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	不動産投信指数先物取引				
	買建	3,528,755,008	—	3,257,660,028	△271,094,980
合計		3,528,755,008	—	3,257,660,028	△271,094,980

(注) 時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりませぬ。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありませぬ。

通貨関連

[令和4年9月25日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		

市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	464,347,571	—	465,702,452	1,354,881
	カナダドル	8,798,459	—	8,767,659	△30,800
	オーストラリアドル	27,070,735	—	26,945,137	△125,598
	イギリスポンド	22,683,757	—	22,560,652	△123,105
	香港ドル	8,299,486	—	8,318,756	19,270
	シンガポールドル	21,282,842	—	21,268,084	△14,758
	ニュージーランドドル	2,203,838	—	2,183,763	△20,075
	ユーロ	16,132,239	—	16,026,091	△106,148
	売建				
	オーストラリアドル	4,428,144	—	4,380,120	48,024
	合計	575,247,071	—	576,152,714	1,001,691

(注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(1口当たり情報)

	[令和4年9月25日現在]
1口当たり純資産額	2.3135円
(1万口当たり純資産額)	(23,135円)

## 2 【ファンドの現況】

【ファンド・マネジャー（国内株式）】

【純資産額計算書】

令和4年9月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	2,736,208,128
II 負債総額	15,336,291
III 純資産総額 (I - II)	2,720,871,837

IV 発行済口数	1,785,785,934口
V 1口当たり純資産価額 (Ⅲ/Ⅳ)	1.5236
(10,000口当たり)	(15,236)

【ファンド・マネジャー (国内債券)】

【純資産額計算書】

令和4年9月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	25,323,770
II 負債総額	880
III 純資産総額 (I - II)	25,322,890
IV 発行済口数	21,570,220口
V 1口当たり純資産価額 (Ⅲ/Ⅳ)	1.1740
(10,000口当たり)	(11,740)

【ファンド・マネジャー (国内リート)】

【純資産額計算書】

令和4年9月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	1,169,678
II 負債総額	77
III 純資産総額 (I - II)	1,169,601
IV 発行済口数	557,632口
V 1口当たり純資産価額 (Ⅲ/Ⅳ)	2.0974
(10,000口当たり)	(20,974)

【ファンド・マネジャー (海外株式)】

【純資産額計算書】

令和4年9月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	13,283,225
II 負債総額	730
III 純資産総額 (I - II)	13,282,495
IV 発行済口数	6,031,234口
V 1口当たり純資産価額 (Ⅲ/Ⅳ)	2.2023
(10,000口当たり)	(22,023)

【ファンド・マネジャー（海外債券）】

【純資産額計算書】

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位：円)

I 資産総額	2,620,805,595
II 負債総額	25,765,698
III 純資産総額 (I - II)	2,595,039,897
IV 発行済口数	1,890,832,235口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.3724
(10,000口当たり)	(13,724)

【ファンド・マネジャー（海外リート）】

【純資産額計算書】

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位：円)

I 資産総額	2,788,920
II 負債総額	177
III 純資産総額 (I - II)	2,788,743
IV 発行済口数	1,677,701口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.6622
(10,000口当たり)	(16,622)

(参考)

TOPIXマザーファンド

純資産額計算書

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位：円)

I 資産総額	822,262,087,772
II 負債総額	52,183,856,024
III 純資産総額 (I - II)	770,078,231,748
IV 発行済口数	355,168,025,870口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	2.1682
(10,000口当たり)	(21,682)

国内債券インデックスマザーファンド

純資産額計算書

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位：円)

I 資産総額	229,249,457,241
II 負債総額	1,610,262,404
III 純資産総額 (I - II)	227,639,194,837
IV 発行済口数	240,781,390,349口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	0.9454
(10,000口当たり)	(9,454)

#### MUAM J-REITマザーファンド

##### 純資産額計算書

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位：円)

I 資産総額	17,074,868,209
II 負債総額	32,279,668
III 純資産総額 (I - II)	17,042,588,541
IV 発行済口数	4,500,306,083口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	3.7870
(10,000口当たり)	(37,870)

#### 外国株式インデックスマザーファンド

##### 純資産額計算書

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位：円)

I 資産総額	1,757,258,874,801
II 負債総額	6,728,847,145
III 純資産総額 (I - II)	1,750,530,027,656
IV 発行済口数	391,566,726,966口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	4.4706
(10,000口当たり)	(44,706)

#### 外国債券インデックスマザーファンド

##### 純資産額計算書

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位：円)

I 資産総額	324,693,854,527
--------	-----------------

II 負債総額	251,719,014
III 純資産総額 (I - II)	324,442,135,513
IV 発行済口数	138,873,001,529口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	2.3363
(10,000口当たり)	(23,363)

## MUAM G-R E I Tマザーファンド

### 純資産額計算書

令和4年9月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	81,090,720,794
II 負債総額	542,078,567
III 純資産総額 (I - II)	80,548,642,227
IV 発行済口数	37,745,544,786口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	2.1340
(10,000口当たり)	(21,340)

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### (1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

##### (2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

##### (3) 譲渡制限の内容

該当事項はありません。

##### (4) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含



みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額等

2022年9月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

###### (2) 委託会社の機構

###### ・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

###### ・投資運用の意思決定機構

###### ①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

###### ②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

###### ③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

###### ④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

###### ⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

## ⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

## ⑦ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

## ⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022年9月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	903	21,413,405
追加型公社債投資信託	16	1,387,262
単位型株式投資信託	93	428,424
単位型公社債投資信託	52	133,498
合計	1,064	23,362,589

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

### 3【委託会社等の経理状況】

#### (1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 37 期事業年度（自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 青木裕晃

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤鉄也

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)		第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	56,803,388	※2	51,593,362
有価証券		2,001		293,326
前払費用		598,135		645,109
未収入金		31,359		61,092
未収委託者報酬		13,216,357		15,750,264
未収収益	※2	662,230	※2	783,790
金銭の信託		2,300,000		8,401,300
その他		269,506		295,584
流動資産合計		73,882,978		77,823,830
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	548,902	※1	391,042
器具備品	※1	1,435,369	※1	1,079,023
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,612,705		2,098,499
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,569,171		4,381,293
ソフトウェア仮勘定		1,895,190		1,581,652
無形固定資産合計		5,480,184		5,978,768
投資その他の資産				
投資有価証券		18,616,670		16,803,642
関係会社株式		320,136		159,536
投資不動産	※1	814,684	※1	810,684
長期差入保証金		538,497		524,244
前払年金費用		258,835		189,708
繰延税金資産		916,962		982,406
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		21,487,417		19,491,852
固定資産合計		29,580,307		27,569,120
資産合計		103,463,286		105,392,950

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	533,622	565,222
未払金		
未払収益分配金	158,856	197,334
未払償還金	133,877	7,418
未払手数料	※2 5,200,810	※2 6,423,139
その他未払金	※2 4,412,521	※2 4,565,457
未払費用	※2 4,755,909	※2 4,328,968
未払消費税等	752,617	1,112,923
未払法人税等	873,027	769,692
賞与引当金	933,381	942,287
役員賞与引当金	160,710	149,028
その他	691,143	5,517
流動負債合計	18,606,476	19,066,990
固定負債		
長期未払金	21,600	10,800
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
役員退職慰労引当金	117,938	117,938
時効後支払損引当金	245,426	250,214
固定負債合計	1,530,479	1,625,252
負債合計	20,136,956	20,692,243
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,951,289	29,000,498
利益剰余金合計	34,291,879	36,341,088
株主資本合計	81,024,723	83,073,932

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,301,606	1,626,775
評価・換算差額等合計	2,301,606	1,626,775
純資産合計	83,326,329	84,700,707
負債純資産合計	103,463,286	105,392,950



## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	67,963,712	79,977,953
投資顧問料	2,443,980	2,711,169
その他営業収益	21,613	13,459
営業収益合計	70,429,306	82,702,582
営業費用		
支払手数料	※2 26,689,896	※2 31,644,834
広告宣伝費	668,150	720,785
公告費	250	500
調査費		
調査費	2,077,942	2,430,158
委託調査費	12,035,954	14,557,009
事務委託費	798,528	1,450,062
営業雑経費		
通信費	296,490	138,868
印刷費	378,180	379,428
協会費	51,841	49,590
諸会費	16,613	17,729
事務機器関連費	1,977,769	2,172,978
その他営業雑経費	8,391	649
営業費用合計	45,000,009	53,562,596
一般管理費		
給料		
役員報酬	352,879	414,260
給料・手当	6,461,546	6,496,233
賞与引当金繰入	933,381	942,287
役員賞与引当金繰入	160,710	149,028
福利厚生費	1,272,568	1,282,310
交際費	2,721	4,874
旅費交通費	22,768	21,698
租税公課	402,939	430,233
不動産賃借料	666,331	724,961
退職給付費用	481,135	494,615
役員退職慰労引当金繰入	11,763	-
固定資産減価償却費	1,358,911	2,249,287
諸経費	413,538	379,054
一般管理費合計	12,541,193	13,588,846
営業利益	12,888,103	15,551,139

(単位：千円)

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)		第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取配当金		170,807		243,133
受取利息	※2	2,726	※2	7,408
投資有価証券償還益		81,557		1,089,101
収益分配金等時効完成分		275,835		137,485
受取賃貸料	※2	65,808	※2	65,808
その他		12,504		36,211
営業外収益合計		609,239		1,579,148
営業外費用				
投資有価証券償還損		95,946		3,074
時効後支払損引当金繰入		16,395		16,548
事務過誤費		-		76,076
賃貸関連費用		13,472		15,780
その他		2,932		7,585
営業外費用合計		128,747		119,066
経常利益		13,368,595		17,011,221
特別利益				
投資有価証券売却益		2,007,655		605,706
特別利益合計		2,007,655		605,706
特別損失				
投資有価証券売却損		51,737		28,188
投資有価証券評価損		26,317		36,558
固定資産除却損	※1	536	※1	13,094
特別損失合計		78,591		77,840
税引前当期純利益		15,297,659		17,539,087
法人税、住民税及び事業税	※2	4,755,427	※2	5,366,608
法人税等調整額		△19,122		22,446
法人税等合計		4,736,304		5,389,054
当期純利益		10,561,354		12,150,032

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							△9,457,670	△9,457,670	△9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			△9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額									
剰余金の配当							△10,576,511	△10,576,511	△10,576,511
当期純利益							12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			△10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△674,831	△674,831	△674,831
当期変動額合計	△674,831	△674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5 年～50 年
器具備品	2 年～20 年
投資不動産	3 年～47 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

## 6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### (1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

### (2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

## 7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

### (1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

### (2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

## (会計方針の変更)

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は484,886千円減少、繰延税金資産は148,472千円減少、繰越利益剰余金は336,414千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ200,739千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

### (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(未適用の会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号)の令和3年6月17日の改正は、令和元年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

令和5年3月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
建物	643,920千円	805,250千円
器具備品	1,545,179千円	2,054,366千円
投資不動産	151,833千円	157,995千円

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
預金	40,328,414千円	43,782,913千円
未収収益	14,138千円	13,741千円
未払手数料	772,495千円	836,105千円
その他未払金	3,425,136千円	3,887,520千円
未払費用	349,222千円	337,847千円

(損益計算書関係)

※1. 固定資産除却損の内訳

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
建物	-	2,599千円
器具備品	536千円	10,495千円
計	536千円	13,094千円

※2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
支払手数料	5,128,270千円	5,153,589千円
受取利息	143千円	7,377千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,492,898千円	4,062,765千円

(株主資本等変動計算書関係)

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 9,457,670 千円
- ② 1株当たり配当額 44,700 円
- ③ 基準日 令和2年3月31日
- ④ 効力発生日 令和2年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 10,576,511 千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 49,988 円
- ④ 基準日 令和3年3月31日
- ⑤ 効力発生日 令和3年6月29日

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 10,576,511 千円
- ② 1株当たり配当額 49,988 円
- ③ 基準日 令和3年3月31日
- ④ 効力発生日 令和3年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 6,075,125 千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 28,713 円
- ④ 基準日 令和4年3月31日
- ⑤ 効力発生日 令和4年6月29日



(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
1 年内	709,808 千円	709,808 千円
1 年超	709,808 千円	414,054 千円
合計	1,419,616 千円	1,123,863 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注 2) 参照）。

第 36 期(令和 3 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	2,001	2,001	—
(2) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	—
(3) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	—
資産計	20,887,311	20,887,311	—

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額 31,360 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式 160,600 千円 関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	—	—	—
金銭の信託	2,300,000	—	—	—
未収委託者報酬	13,216,357	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

第37期(令和4年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	293,326	293,326	—
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	—
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	—
資産計	25,466,909	25,466,909	—

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

非上場株式(当事業年度の貸借対照表計上額 31,360千円)は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式 159,536千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,593,362	—	—	—
金銭の信託	8,401,300	—	—	—
未収委託者報酬	15,750,264	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	—
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	—

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326千円、投資有価証券 16,772,282千円）は、次表には含めておりません。

#### 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	8,401,300	—	8,401,300
資産計	—	8,401,300	—	8,401,300

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### （有価証券関係）

##### 1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式 160,600千円、関連会社株式 159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式 159,536千円）は、市場価格がないため、記載していません。

## 2. その他有価証券

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,076,354	6,207,447	△131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	△131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は2,300,000千円、取得原価は2,300,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第37期(令和4年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,273,658	6,561,836	△288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	△288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がないため、含めておりません。

## 3. 売却したその他有価証券

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

#### 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 26,317 千円（その他有価証券のその他 26,317 千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について 36,558 千円（その他有価証券のその他 36,558 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

#### (退職給付関係)

##### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

##### 2. 確定給付制度

###### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第 36 期	第 37 期
	(自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	(自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	3,718,736 千円	3,729,235 千円
勤務費用	203,106	198,457
利息費用	19,110	21,549
数理計算上の差異の 発生額	△18,826	△46,069
退職給付の支払額	△192,890	△179,650
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,729,235	3,723,521

###### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第 36 期	第 37 期
	(自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	(自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
年金資産の期首残高	2,460,824 千円	2,649,846 千円
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の 発生額	304,281	1,824
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△159,390	△115,331
年金資産の期末残高	2,649,846	2,583,927

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,810,893 千円	2,675,015 千円
年金資産	△2,649,846	△2,583,927
	161,046	91,087
非積立型制度の退職給付債務	918,342	1,048,506
未積立退職給付債務	1,079,388	1,139,593
未認識数理計算上の差異	161,333	205,679
未認識過去勤務費用	△354,043	△288,681
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	886,678	1,056,591
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
前払年金費用	△258,835	△189,708
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	886,678	1,056,591

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
勤務費用	203,106 千円	198,457 千円
利息費用	19,110	21,549
期待運用収益	△44,130	△47,588
数理計算上の差異の 費用処理額	41,361	△3,547
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	44,446	109,013
確定給付制度に係る 退職給付費用	329,255	343,245

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
債券	62.7 %	62.0 %
株式	35.4	36.3
その他	1.9	1.7
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
割引率	0.051～0.59%	0.078～0.72%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 151,880 千円、当事業年度 151,370 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
繰延税金資産		
減損損失	418,394千円	410,082千円
投資有価証券評価損	188,859	65,490
未払事業税	180,263	165,702
賞与引当金	285,801	288,528
役員賞与引当金	25,472	25,799
役員退職慰労引当金	36,112	36,112
退職給付引当金	350,756	381,617
減価償却超過額	68,024	145,316
委託者報酬	209,938	-
長期差入保証金	48,639	52,869
時効後支払損引当金	75,149	76,615
連結納税適用による時価評価	38,873	35,311
その他	87,023	76,257
繰延税金資産 小計	2,013,308	1,759,702
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,013,308	1,759,702
繰延税金負債		
前払年金費用	△79,225	△58,088
連結納税適用による時価評価	△1,203	△1,149
その他有価証券評価差額金	△1,015,785	△717,957
その他	△101	△101
繰延税金負債 合計	△1,096,346	△777,296
繰延税金資産の純額	916,962	982,406



2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳  
第36期（令和3年3月31日現在）及び第37期（令和4年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第36期（自令和2年4月1日至令和3年3月31日）及び第37期（自令和3年4月1日至令和4年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期（自令和2年4月1日至令和3年3月31日）及び第37期（自令和3年4月1日至令和4年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## (関連当事者情報)

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注 4)	科目	期末残高(注 4)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注 1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等  投資の助言  役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注 2)  投資助言料 (注 3)	5,128,270 千円  523,327 千円	未払手数料  未払費用	772,495 千円  290,120 千円

第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注 4)	科目	期末残高(注 4)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注 1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等  投資の助言  役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注 2)  投資助言料 (注 3)	5,153,589 千円  499,388 千円	未払手数料  未払費用	836,105 千円  272,264 千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## (2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注 2)	科目	期末残高(注 2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱 UFJ 銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注 1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注 1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注 2)	科目	期末残高(注 2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱 UFJ 銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注 1)	4,097,951 千円	未払手数料	838,058 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注 1)	7,025,984 千円	未払手数料	1,319,958 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

### （1 株当たり情報）

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	393,827.09 円	400,322.84 円
1 株当たり当期純利益金額	49,916.36 円	57,424.97 円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 令和 2 年 3 月 31 日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の 1 株当たり純資産額は 2,248.25 円増加し、1 株当たり純利益金額は 658.24 円減少しております。

3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
当期純利益金額 (千円)	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581	211,581

## 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

## 5 【その他】

- ①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。  
②訴訟事件その他重要事項  
該当事項はありません。

# 約款

追加型証券投資信託

ファンド・マネジャー（国内株式）

約 款

三菱UFJ国際投信株式会社

## ファンド・マネジャー（国内株式）

### 運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### （1）投資対象

TOPIXマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の株式に直接投資することがあります。

##### （2）投資態度

① TOPIXマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

② 受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

③ ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引の買建額を加算し、または株価指数先物取引の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合に、TOPIXマザーファンドにおける株式の実質投資比率に当ファンドの当該マザーファンド受益証券への投資比率を乗じて得た割合を加算した比率）は信託財産の純資産総額を超える場合があります。

④ 株式以外の資産への実質投資割合（信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が信託財産の総額に占める割合）は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。

⑤ なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

##### （3）投資制限

① 株式への実質投資割合に制限を設けません。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤ 外貨建資産への投資は行いません。

⑥ 有価証券先物取引等を行うことができます。

⑦ スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

#### 3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。



追加型証券投資信託  
『ファンド・マネジャー（国内株式）』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第7項、第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項および第47条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。  
(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとしします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとしします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

② 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、前項による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

③ 委託者は、前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとしします。

④ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額としします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円としします。

⑤ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとしします。

⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資す

る場合の受益権の価額は、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

- ⑦ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとし、

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条および第23条に定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

- ② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

- ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とするTOPIXマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号

から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第26条において同じ。）、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第21条から第23条、第25条および第29条から第31条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第21条から第23条、第25条および第29条から第31条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

(信用取引の指図範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第24条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額

で評価するものとします。

- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債(この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(信託業務の委託等)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、

売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど



別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎年3月26日から翌年3月25日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2007年10月31日から2008年3月25日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
  1. 他の受益者の氏名または名称および住所
  2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額（以下、本条において「監査報酬等」といいます。）は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 委託者は、前項の監査報酬等の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる監査報酬等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率あるいは固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
- ④ 前項において監査報酬等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑤ 第3項において監査報酬等の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中より支弁します。

(信託報酬等)

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて以下の率を乗じて得た額とします。

500億円未満の部分 年10,000分の14

500億円以上1,000億円未満の部分 年10,000分の13.5

1,000億円以上の部分 年10,000分の13

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第38条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第39条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第40条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第42条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第40条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第40条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者

とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第42条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第41条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑧ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第43条第2項から第6項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第43条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、当該各項に定める手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第49条 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第42条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第49条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付します。

（公告）

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第51条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第40条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

信託契約締結日 2007年10月31日

追加型証券投資信託

ファンド・マネジャー（国内債券）

約 款

三菱UFJ国際投信株式会社

## ファンド・マネジャー（国内債券）

### 運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI総合インデックスと連動する投資成果をめざして運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

国内債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の公社債に直接投資することがあります。

##### (2) 投資態度

①国内債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

②受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

③ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、公社債の実質投資比率（組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合に、国内債券インデックスマザーファンドにおける公社債の実質投資比率に当ファンドの当該マザーファンド受益証券への投資比率を乗じて得た割合を加算した比率）は信託財産の純資産総額を超える場合があります。

④なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

##### (3) 投資制限

①株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦外貨建資産への投資は行いません。

⑧有価証券先物取引等を行うことができます。

⑨スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

#### 3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。



追加型証券投資信託  
『ファンド・マネジャー（国内債券）』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第7項、第44条第1項、第45条第1項、第46条第1項および第48条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。  
(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとしします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとしします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

② 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、前項による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

③ 委託者は、前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとしします。

④ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額としします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円としします。

⑤ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとしします。

⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資す

る場合の受益権の価額は、第35条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

- ⑦ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条および第24条に定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

- ② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

- ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする国内債券インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号

から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ⑦ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑧ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第27条において同じ。）、第27条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第24条、第26条および第30条から第32条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等

(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。) または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第24条、第26条および第30条から第32条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(信用取引の指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、かつ
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(第25条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。)の行使により取得可能な株券
  6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ま

たは信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第23条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（信託業務の委託等）

第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第28条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第30条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第31条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、



資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第34条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第35条 この信託の計算期間は、毎年3月26日から翌年3月25日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2007年10月31日から2008年3月25日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第37条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額（以下、本条において「監査報酬等」といいます。）は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 委託者は、前項の監査報酬等の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる監査報酬等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率あるいは固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
- ④ 前項において監査報酬等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑤ 第3項において監査報酬等の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中より支弁します。

（信託報酬等）

第38条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の23の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第39条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第40条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第41条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第43条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第41条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第41条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分

配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第43条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第42条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第43条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるとき

は、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑧ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第44条第2項から第6項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第44条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、当該各項に定める手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第45条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第46条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第47条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第50条 第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第43条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第50条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第51条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第52条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第41条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

信託契約締結日 2007年10月31日

追加型証券投資信託

ファンド・マネジャー（国内リート）

約 款

三菱UFJ国際投信株式会社

## ファンド・マネジャー（国内リート）

### 運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

MUAM J-REITマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

①主として、MUAM J-REITマザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券（不動産投資法人の投資証券もしくは新投資口予約権証券または不動産投資信託の受益証券をいいます。）への投資を行います。

②東証REIT指数（配当込み）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果をめざします。

③マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

④市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

##### (3) 投資制限

①株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への実質投資割合に制限を設けません。

③同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

④外貨建資産への投資は行いません。

#### 3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。



追加型証券投資信託  
『ファンド・マネジャー（国内リート）』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第7項、第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。  
(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、前項による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。
- ③ 委託者は、前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。
- ④ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ⑤ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。

- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

- ② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
- ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係るエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式

会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とするMUAM J-REITマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. コマーシャル・ペーパー
2. 外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
4. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券を除きます。）
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号および第4号の証券を以下「投資信託証券」といいます。また、第5号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。）、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に定める資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に定める資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法

第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第25条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第30条 この信託の計算期間は、毎年3月26日から翌年3月25日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2007年10月31日から2008

年3月25日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
  1. 他の受益者の氏名または名称および住所
  2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額(以下、本条において「監査報酬等」といいます。)は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 委託者は、前項の監査報酬等の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる監査報酬等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率あるいは固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
- ④ 前項において監査報酬等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑤ 第3項において監査報酬等の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中より支弁します。

(信託報酬等)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の45の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第34条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益

者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第36条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じるにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。



- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑧ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第2項から第6項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、当該各項に定める手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において

同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第45条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め

ます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託

時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

### 第3条 削除

信託契約締結日 2007年10月31日

追加型証券投資信託

ファンド・マネジャー（海外株式）

約 款

三菱UFJ国際投信株式会社

## ファンド・マネジャー（海外株式）

### 運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

外国株式インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く世界各国の株式に直接投資することがあります。

##### (2) 投資態度

- ①外国株式インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
- ②受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
- ③ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。
- ④実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑤なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

##### (3) 投資制限

- ①株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ⑥有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑦スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑧外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

#### 3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託  
『ファンド・マネジャー（海外株式）』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第44条第8項、第45条第1項、第46条第1項、第47条第1項および第49条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金

その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

- ③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

- ④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。



- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
    - イ. 有価証券
    - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条および第23条に定めるものに限りません。）
    - ハ. 約束手形
    - ニ. 金銭債権
  - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形
- ② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

- ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする外国株式インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）
25. 外国の者に対する権利で前2号の有価証券の性質を有するもの  
なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）
  7. 投資事業有限責任組合契約に基づく権利（金融商品取引法第2条第2項第5号に該当するものをいいます。）
  8. 外国の者に対する権利で前3号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第28条において同じ。）、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第21条から第23条、第25条、第27条および第31条から第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第21条から第23条、第25条、第27条および第31条から第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。
- ③ この信託およびマザーファンド（モルガン・スタンレー株式について、委託者が議決権行使権限を委託する、または、議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使している場合に限り。）において投資するモルガン・スタンレー株式については、委託者及び受託者が合意の上、委託者が適切な能力を有すると判断した独立した議決権行使助言会社に、当該株式にかかる議決権行使権限を委託するか、または、当該議決権行使助言会社による議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使します。
- ④ 前項の議決権行使権限の委託または助言（推奨）どおりの議決権行使を停止しようとする場合は、第50条第2項から第6項の規定を準用することとし、必要な技術的読替えは委託者と受託者の協議にて定めます。

（信用取引の指図範囲）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第24条に規定する転換社債

型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債(この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超

える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録

をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第31条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第32条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第36条 この信託の計算期間は、毎年3月26日から翌年3月25日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2007年10月31日から2008

年3月25日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
  1. 他の受益者の氏名または名称および住所
  2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額(以下、本条において「監査報酬等」といいます。)は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 委託者は、前項の監査報酬等の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けるときに、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受けるときに、かかる監査報酬等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率あるいは固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
- ④ 前項において監査報酬等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑤ 第3項において監査報酬等の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中より支弁します。

(信託報酬等)

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の36の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第40条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額



を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第41条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第42条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第44条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第42条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じるにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第44条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第43条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第44条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第45条第2項から第6項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第45条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において

同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、当該各項に定める手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合(変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載し

た書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第51条 第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第44条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第51条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第52条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第53条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第54条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め

ます。

（附則）

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第42条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものと

し、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

信託契約締結日 2007年10月31日

付表

1. 約款第13条第2項および第44条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

追加型証券投資信託

ファンド・マネジャー（海外債券）

約 款

三菱UFJ国際投信株式会社

## ファンド・マネジャー（海外債券）

### 運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

外国債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く世界各国の公社債に直接投資することがあります。

##### (2) 投資態度

- ①外国債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
- ②受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
- ③ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。
- ④実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。なお、対象インデックスとの連動を維持するため、外国為替予約取引を行うことがあります。
- ⑤市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

##### (3) 投資制限

- ①株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ⑧有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑨スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑩外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

#### 3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託  
『ファンド・マネジャー（海外債券）』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第8項、第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項および第50条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金



その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約(以下「別に定める契約」といいます。)を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

- ③ 委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

- ④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
    - イ. 有価証券
    - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条および第24条に定めるものに限ります。）
    - ハ. 約束手形
    - ニ. 金銭債権
  - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形
- ② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

- ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする外国債券インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

24. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑦ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑧ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第29条において同じ。）、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第24条、第26条、第28条および第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第24条、第26条、第28条および第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（信用取引の指図範囲）

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券

2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第25条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第23条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株

式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または

第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)



第37条 この信託の計算期間は、毎年3月26日から翌年3月25日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2007年10月31日から2008年3月25日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
  2. 他の受益者が有する受益権の内容

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額（以下、本条において「監査報酬等」といいます。）は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 委託者は、前項の監査報酬等の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けるときに、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受けるときに、かかる監査報酬等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率あるいは固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
- ④ 前項において監査報酬等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑤ 第3項において監査報酬等の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中より支弁します。

（信託報酬等）

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の33の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第41条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第42条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第43条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第45条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第43条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとして、当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第45条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、

5営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第44条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第46条第2項から第6項の規定にしたがいます。

（信託契約の解約）

第46条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由な

どの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、当該各項に定める手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第48条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第49条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なもの

に該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第52条 第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第45条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第52条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第53条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第54条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め

ます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者

の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第43条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

信託契約締結日 2007年10月31日

付表

1. 約款第13条第2項および第45条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

追加型証券投資信託

ファンド・マネジャー（海外リート）

約 款

三菱UFJ国際投信株式会社

## ファンド・マネジャー（海外リート）

### 運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

MUAM G-R E I Tマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

- ①主として、MUAM G-R E I Tマザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）への投資を行います。
- ②S & P先進国R E I Tインデックス（除く日本、配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして、運用を行います。
- ③マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
- ④対象インデックスとの連動を維持するため、不動産投信指数先物取引を利用し不動産投資信託証券の実質投資比率が100%を超える場合があります。
- ⑤実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑥市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

##### (3) 投資制限

- ①株式への直接投資は行いません。
- ②投資信託証券への実質投資割合に制限を設けません。
- ③外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ④不動産投信指数先物取引を行うことができます。
- ⑤外国為替予約取引は為替変動リスクを回避するため行うことができます。

#### 3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。



追加型証券投資信託  
『ファンド・マネジャー（海外リート）』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,500億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第8項、第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外

貨建所有証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第22条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約(以下「別に定める契約」といいます。)を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

- ③ 委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

- ④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。
- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
    - イ. 有価証券
    - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条の2に定めるものに限りません。）
    - ハ. 約束手形
    - ニ. 金銭債権
  - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形
- ② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相

場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

- ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とするMUAM G-R-E-I-Tマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. コマーシャル・ペーパー
2. 外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
4. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券を除きます。）
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号および第4号の証券を以下「投資信託証券」といいます。また、第5号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第23条において同じ。）、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行

うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（先物取引等の運用指図）

第19条の2 委託者は、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）のうち不動産投信指数を対象とする先物取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（公社債の借入れ）

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（信託業務の委託等）

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
  - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
    1. 信託財産の保存に係る業務
    2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
    3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
    4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第24条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第26条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第27条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者

への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第31条 この信託の計算期間は、毎年3月26日から翌年3月25日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2007年10月31日から2008年3月25日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
  1. 他の受益者の氏名または名称および住所
  2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額（以下、本条において「監査報酬等」といいます。）は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 委託者は、前項の監査報酬等の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金

額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる監査報酬等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率あるいは固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

- ④ 前項において監査報酬等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内にかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑤ 第3項において監査報酬等の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中より支弁します。

(信託報酬等)

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の41の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第35条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第37条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第39条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第37条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。)に支払います。



- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとし、当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第39条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第38条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第39条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとし、
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第40条第2項から第6項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、当該各項に定める手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第46条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第39条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第37条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 削除

信託契約締結日 2007年10月31日

(附表)

1. 約款第13条第2項および第39条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

- ニューヨーク証券取引所の休業日
- ロンドン証券取引所の休業日
- オーストラリア証券取引所の休業日
- ニューヨークの銀行の休業日
- ロンドンの銀行の休業日
- シドニーの銀行の休業日

 **MUFG** 三菱UFJ国際投信